

平成29年第2回定例会（6月5日）

## アウガ問題に関する調査特別委員長報告書

委員長 渋谷 勲

副委員長 小倉 尚裕



## 目 次

1	特別委員会設置の経緯	1
2	特別委員会の実施状況	1
3	問題のある事実等が明らかになった事項	2
4	事実の確認ができず疑義が残る事項	3
5	アウガ問題に関する市の総括	4
6	特別委員会としての意見等	4
7	関係法令等	6
8	参考資料	
(1)	特別委員会委員名簿	9
(2)	3月22日視察の概要	10
(3)	質疑通告表	11
(4)	特別委員会（3月29日開催）の質疑応答等の概要	13
(5)	特別委員会（3月31日開催）の質疑応答等の概要	78
(6)	特別委員会（4月18日開催）の質疑応答等の概要	157
(7)	配付資料1 事業概要書	177
(8)	配付資料2 直営店「ガールフレンド」経費内訳	182
(9)	配付資料3 事務マニュアル	183
(10)	配付資料4 H24年5月7日議事録	186
(11)	配付資料5 青森市競争入札参加資格業者指名停止要領運用基準	188



## 1 特別委員会設置の経緯

平成 29 年第 1 回定例会の予算特別委員会において、中村美津緒委員のアウガに関する質疑に対する答弁中、不十分な部分が見受けられた。

平成 29 年 3 月 9 日の会議において、平成 29 年 3 月 21 日は休会とすることが議決されていたが、アウガ問題に関する調査特別委員会の設置を求めるため、地方自治法第 114 条第 1 項の規定に基づき、渋谷勲議員ほか 20 名から大矢保議長に対し、会議を開くよう平成 29 年 3 月 14 日付で請求があった。

このことを受け、同規定に基づき、平成 29 年 3 月 21 日に会議を開き、アウガ問題に関する調査については、青森駅前再開発ビル株式会社の経営に関することを所管事項とし、18 人の委員をもって構成するアウガ問題に関する調査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することが、起立採決の結果、賛成多数をもって可決された。

## 2 特別委員会の実施状況

回数	開催日	審査等の概要
第 1 回	H29. 3. 21	委員長及び副委員長の互選等
—	H29. 3. 22	アウガの現地視察
第 2 回	H29. 3. 29	委員会審査（青森駅前再開発ビル株式会社の経営に関する質疑） 【質疑者】 中村美津緒委員、山脇智委員、秋村光男委員、仲谷良子委員及び藤原浩平委員の 5 名
第 3 回	H29. 3. 31	委員会審査（青森駅前再開発ビル株式会社の経営に関する質疑） 【質疑者】 藤原浩平委員、工藤健委員、藤田誠委員、奈良岡隆委員、橋本尚美委員、仲谷良子委員及び中村美津緒委員の 7 名
第 4 回	H29. 4. 18	委員会審査（青森駅前再開発ビル株式会社の経営に関する質疑） 【質疑者】 奈良岡隆委員、中村美津緒委員及び藤原浩平委員の 3 名
第 5 回	H29. 5. 24	委員会審査（調査結果の内容等協議）

### 3 問題のある事実等が明らかになった事項

- (1) 青森駅前再開発ビル株式会社が、国の戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金を活用して実施したあおもり「食」街道めぐり事業に係る工事の発注について調査を進めたところ、市が同社の当時の担当者及び見積もり提出業者3社の代表者から聞き取り調査を実施した結果、同社の当時の担当者は、見積もり依頼する3社の選定は行ったが、当該3社に対しどのように見積もりを依頼したかは記憶にないとのことであった。

また、工事受注業者の代表者は、当時の担当者が退職しているので詳細はわからないとのことであった。

さらに、ほかの見積もり提出業者2社の代表者は、工事受注業者の社員から見積もり依頼を受けたが、提出先及び提出方法についての記憶はなく、価格等の指示は受けていないとのことであった。
- (2) 市が、戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金の手続を担当している経済産業省東北経済産業局に補助金の交付が適正かどうか確認したところ、当該事業は経済産業省として同省の補助事業事務処理マニュアルに基づき適正に処理されていると判断し補助金を交付したものであるが、事務処理マニュアルには見積もり依頼方法を示しておらず、仮に青森駅前再開発ビル株式会社が工事受注業者を通じて他の見積もり提出業者2社に見積もりを依頼していたとしても、価格の操作がないのであれば違法性はなく、不正があったとはいえないとのことであった。
- (3) 青森駅前再開発ビル株式会社が行った工事について、市が調査した中では、記載誤りのある契約書が、これまで確認している3通のほかに、4通あることがわかり、合計7通の記載誤りのある契約書が確認された。
- (4) 契約書の誤記載について、市が青森駅前再開発ビル株式会社の顧問弁護士に確認したところ、契約書に誤記載があったとしても、当事者間の合意により契約が成立するものであり、同社の契約書についても、当事者間の意思表示の合致が確認できるため、契約は有効であるとのことであった。
- (5) 青森駅前再開発ビル株式会社が行った工事について、国等の補助事業に関する工事は、施工前後の写真はあるが、同社が独自に行った工事については、写真等がないものが多くあることが確認された。

#### 4 事実の確認ができず疑義が残る事項

(1) 青森駅前再開発ビル株式会社が、平成 24 年 7 月に行ったヤマト運輸株式会社の出店に伴う工事におけるスプリンクラーの移設・増設に関する調査を進めた。

市が、ヤマト運輸株式会社の工事内容を確認するため、平成 29 年 3 月 30 日に青森駅前再開発ビル株式会社の社員に依頼し、市職員同席のもと、検査報告書などの資料を探したが、発見することができなかった。

また、市が消防本部に対し、当該工事の消防設備等に係る届け出の有無を問い合わせたが、届け出の事実を確認することができなかった。

さらに、市が平成 29 年 3 月 31 日に当該工事の施工業者の代表者に対し、工事内容を電話で確認したが、その代表者からは協力できないという回答があった。

そのため、市が確認した内容としては、当該工事に係る見積書にスプリンクラー工事が内訳としてあったこと、及び当該工事に係る写真等がないため、従前のスプリンクラーの様子はわからないが、現在、消防設備の点検においても、異常を指摘されることがない状態で、スプリンクラーが設置されており、スプリンクラーが従前のままついていたのか、それとも移設あるいは増設等によって現在の状態にあるのかを確認することはできなかった。

(2) 青森駅前再開発ビル株式会社が、平成 25 年 3 月に行った地階飲食店の出店に伴う工事に関する調査を進めた。

市が同社に確認したところ、新たなテナントの出店に伴う造作工事の一部として、約 2000 万円の工事費を同社が負担しており、それ以外に出店者が工事費を負担する内装工事も行われたが、その工事費については把握していないとのことであった。

また、当時の出店者の代表者に対し電話で問い合わせたところ、出店に係る工事費は負担したものの、金額の公表については差し控えたいとのことであったことから、地階飲食店の工事費の総額については確認することができなかった。

さらに、当該工事の内容についても調査を進めたが、市が青森駅前再開発ビル株式会社の清算人に対し、工事費の内訳がわかる資料の提供を依頼したところ、清算人からは、まず 1 つに、株主等に対し、同社が開示できる資料は、会社法第 433 条、第 442 条などの規定により、会計帳簿や株主総会に提出されている貸借対照表や損益計算書等の計算書類などに限られており、それ以外の資料を開示することは原則認められていないこと。2 つに、同社は平成 29 年 3 月 31 日付で解散し、清算人が特別清算に向けた手続を進めてい

るところであるが、本来、開示できない情報を開示した場合、会社法第 569 条の規定により、裁判所に特別清算手続が法律の規定に違反すると判断され、協定案が不認可となる可能性があること。3 つに、仮に同社の清算人が本来開示できない情報を開示し、第三者が損害をこうむった場合には、清算人の善管注意義務違反であるとして、清算人個人に損害賠償請求がなされる可能性があることから、開示には応じられない旨の回答があったとのことであり、当該工事の内容を確認することはできなかった。

## 5 アウガ問題に関する市の総括

青森駅前再開発ビル株式会社が行った工事のうち、国等の補助金支出に関するもので、明らかに違法・不当な点はなかったものと認識している。

しかしながら、契約書における同社のミスが複数確認されるなど、同社の事務処理に当たっては、コンプライアンス意識の欠如やガバナンスの不足があったという実態も明らかになっている。

このことは、第三セクターを所管する市としても、その指導監督が不足していたことのあらわれであり、改めて強く責任を感じているところである。

同社については、平成 29 年 3 月 31 日をもって解散し、同年 4 月 1 日以降は清算人の弁護士による一元管理となっており、今後具体的な清算手続が本格化することとなる。

市としては、今後、同社の清算手続が順調に進捗するよう、清算人に協力していくほか、平成 30 年 1 月のアウガへの市役所機能の移転に向けて、着実に作業を進めていきたいと考えている。

## 6 特別委員会としての意見等

公共性と企業性をあわせ持つ第三セクター等は、地域において住民の暮らしを支える事業を行う重要な役割を担っている一方で、経営が著しく悪化した場合には、地方公共団体の財政に深刻な影響を及ぼすことが懸念されることから、地方公共団体は、みずからの判断と責任により徹底した効率化・経営健全化等についての取り組みを進め、財政規律の強化に努めることが求められているところである。

また、地方公共団体は、執行機関と議決機関による二元代表制のもと、自立した行政運営を行っており、青森市議会基本条例第 2 条では、議会の活動原則の一つとして、議会は市民を代表する議決機関として、適正な市政運営が行われているか、市長及び他の執行機関における政策の実施状況を監視し、及び評価するこ



ととしている。

こうしたことから、議会は、これまで、青森駅前再開発ビル株式会社に対する市の各種施策等に関し、本会議、文教経済常任委員会、まちづくり対策特別委員会、予算特別委員会等を通じて、執行機関に対する監視権等の行使に努めてきたが、このたびの同社の特別清算に伴う約 17 億 5000 万円を限度とする、市民の皆様様の税金を原資とした債権を放棄しなければならないという結果については、二元代表制の一翼を担う議会としても、遺憾にたえないところである。

本委員会は、平成 29 年第 1 回定例会の予算特別委員会における質疑に端を発したアウガに係る諸問題について、真摯に議論を重ね、その事実の解明に努めてきたところであるが、調査の結果、同社における不適切な事務処理等が確認されたことから、今回の事案を教訓にして、第三セクター等の内部における組織体制、責任、サービス等の経営上の重要事項について、市としての指導・監督の基準等を明確にするよう求めるものである。

また、アウガに係る諸問題の検証は、本市のまちづくりを進める上でも重要になるものと考えており、市政を停滞させることなく、力強く前に進めるためにも、事実の確認ができず疑義が残る事項については、今後も市において、その権限の範囲内において、さらなる事実の解明に努め、必要に応じて適切な措置を講じることを求めるものである。

## 7 関係法令等

### ■地方自治法

(議員の請求による開議)

第 114 条 普通地方公共団体の議会の議員の定数の半数以上の者から請求があるときは、議長は、その日の会議を開かなければならない。この場合において議長がなお会議を開かないときは、第 106 条第 1 項又は第 2 項の例による。

### ■会社法

(会計帳簿の閲覧等の請求)

第 433 条 総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。）の議決権の 100 分の 3（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の議決権を有する株主又は発行済株式（自己株式を除く。）の 100 分の 3（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の数の株式を有する株主は、株式会社の営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、当該請求の理由を明らかにしてしなければならない。

(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

(2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

2 前項の請求があったときは、株式会社は、次のいずれかに該当すると認められる場合を除き、これを拒むことができない。

(1) 当該請求を行う株主（以下この項において「請求者」という。）がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。

(2) 請求者が当該株式会社の業務の遂行を妨げ、株主の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。

(3) 請求者が当該株式会社の業務と実質的に競争関係にある事業を営み、又はこれに従事するものであるとき。

(4) 請求者が会計帳簿又はこれに関する資料の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求したとき。

(5) 請求者が、過去 2 年以内において、会計帳簿又はこれに関する資料の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。

- 3 株式会社の親会社社員は、その権利を行使するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、会計帳簿又はこれに関する資料について第1項各号に掲げる請求をすることができる。この場合においては、当該請求の理由を明らかにしてしなければならない。
- 4 前項の親会社社員について第2項各号のいずれかに規定する事由があるときは、裁判所は、前項の許可をすることができない。

(計算書類等の備置き及び閲覧等)

第442条 株式会社は、次の各号に掲げるもの（以下この条において「計算書類等」という。）を、当該各号に定める期間、その本店に備え置かなければならない。

- (1) 各事業年度に係る計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書（第436条第1項又は第2項の規定の適用がある場合にあつては、監査報告又は会計監査報告を含む。）定時株主総会の日（取締役会設置会社にあつては、2週間）前（第319条第1項の場合にあつては、同項の提案があつた日）から5年間
  - (2) 臨時計算書類（前条第2項の規定の適用がある場合にあつては、監査報告又は会計監査報告を含む。）臨時計算書類を作成した日から5年間
- 2 株式会社は、次の各号に掲げる計算書類等の写しを、当該各号に定める期間、その支店に備え置かなければならない。ただし、計算書類等が電磁的記録で作成されている場合であつて、支店における次項第3号及び第4号に掲げる請求に応じることを可能とするための措置として法務省令で定めるものをとっているときは、この限りでない。
- (1) 前項第1号に掲げる計算書類等 定時株主総会の日（取締役会設置会社にあつては、2週間）前（第319条第1項の場合にあつては、同項の提案があつた日）から3年間
  - (2) 前項第2号に掲げる計算書類等 同号の臨時計算書類を作成した日から3年間
- 3 株主及び債権者は、株式会社の営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第2号又は第4号に掲げる請求をするには、当該株式会社の定めた費用を支払わなければならない。
- (1) 計算書類等が書面をもって作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求
  - (2) 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求
  - (3) 計算書類等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

(4) 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて株式会社の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

4 株式会社の親会社社員は、その権利を行使するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、当該株式会社の計算書類等について前項各号に掲げる請求をすることができる。ただし、同項第2号又は第4号に掲げる請求をするには、当該株式会社の定めた費用を支払わなければならない。

(協定の認可又は不認可の決定)

第569条 前条の申立てがあつた場合には、裁判所は、次項の場合を除き、協定の認可の決定をする。

2 裁判所は、次のいずれかに該当する場合には、協定の不認可の決定をする。

(1) 特別清算の手續又は協定が法律の規定に違反し、かつ、その不備を補正することができないものであるとき。ただし、特別清算の手續が法律の規定に違反する場合において、当該違反の程度が軽微であるときは、この限りでない。

(2) 協定が遂行される見込みがないとき。

(3) 協定が不正の方法によって成立するに至ったとき。

(4) 協定が債権者の一般の利益に反するとき。

## ■青森市議会基本条例

(議会の活動原則)

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

(1) 市民を代表する議決機関として、適正な市政運営が行われているか、市長及び他の執行機関(以下「市長等」という。)における政策の実施状況を監視し、及び評価すること。

(2) 市民の多様な意見を的確に把握し市政に反映させるため、議員間の討議を積極的に行い、必要な政策を立案し、市長等に提言すること。

(3) 公平性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会を目指すこと。

(4) 市民が議会に関する情報を常に容易に入手することができるよう、当該情報を積極的に発信すること。

(5) わかりやすい議会運営を行い、市民の市政に対する関心を高めるよう努力すること。

## 8 参考資料

(1) 特別委員会委員名簿	・・・・・・・・	9
(2) 3月22日視察の概要	・・・・・・・・	10
(3) 質疑通告表	・・・・・・・・	11
(4) 特別委員会（3月29日開催）の質疑応答等の概要	・・・・・・・・	13
(5) 特別委員会（3月31日開催）の質疑応答等の概要	・・・・・・・・	78
(6) 特別委員会（4月18日開催）の質疑応答等の概要	・・・・・・・・	157
(7) 配付資料1 事業概要書	・・・・・・・・	177
(8) 配付資料2 直営店「ガールフレンド」経費内訳	・・・・・・・・	182
(9) 配付資料3 事務マニュアル	・・・・・・・・	183
(10) 配付資料4 H24年5月7日議事録	・・・・・・・・	186
(11) 配付資料5 青森市競争入札参加資格業者指名停止要領運用基準	・・・・	188



## 8 参考資料

### (1) 特別委員会委員名簿

#### アウガ問題に関する調査特別委員会

役名	氏名
委員長	渋谷 勲
副委員長	小倉 尚裕
委員	山脇 智
委員	橋本 尚美
委員	舘山 善也
委員	中村 美津緒
委員	奈良岡 隆
委員	藤田 誠
委員	工藤 健
委員	中田 靖人
委員	山本 武朝
委員	村川 みどり
委員	長谷川 章悦
委員	渡部 伸広
委員	小豆畑 緑
委員	藤原 浩平
委員	仲谷 良子
委員	秋村 光男

## 8 参考資料

### (2) 3月22日視察の概要

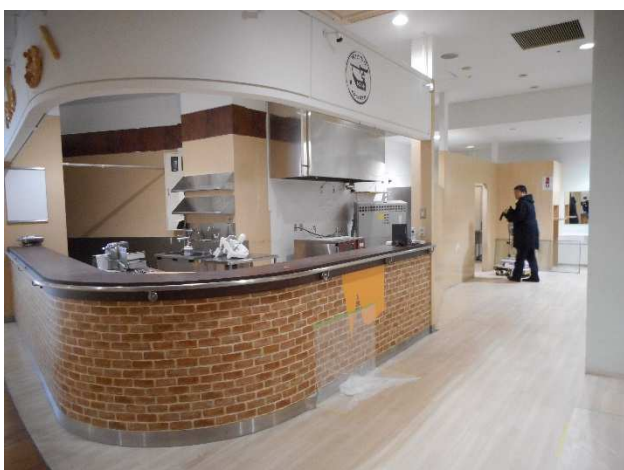
平成29年第1回定例会の予算特別委員会におけるアウガに係る質疑に対する答弁中、不十分な部分が見受けられたことから、当該部分について確認するため、現地へ赴き、アウガ施設内の視察を行ったものである。

視察場所は、1階は「水の遊歩道」、「スイーツコーナー」及び「ガールフレンド」の3箇所。地下は「食街道」及び「ヤマト運輸」の2箇所である。

初めに、1階の「水の遊歩道」、「スイーツコーナー」及び「ガールフレンド」について、経済部長等より概要の説明を受け、視察を行った。

次に、エスカレーターで地下に移動し、「食街道」エリア、それに隣接するヤマト運輸について経済部長等より概要の説明を受け、視察を行った。

#### 《視察の状況》





## 8 参考資料

## (3) 質疑通告表

## アウガ問題に関する調査特別委員会 質疑通告表

平成29. 3. 29、31

質問 順位	所要時間 (答弁含む)	質問 方式	所属会派	議席 番号	質 問 者	質 疑 事 項
1			新政無所属の会	7	中 村 美津緒	1 食街道めぐり補助金事業に係ることについて 2 クロネコヤマト内装工事に関することについて 3 直営店(ガールフレンド)内装工事について 4 直営店(トレーダーラック)内装工事について 5 直営店の営業状況に関することについて 6 直営店業務委託に関することについて 7 ビル会社の業務分担と組織体制について 8 ビル会社が負担したテナント内装工事について 9 ビル会社が負担したテナント内装工事の見積について 10 ビル会社が負担したテナント内装工事の設計について 11 ビル会社の運営に対してこれまでの市側の答弁について 12 平成29年4月1日以降のビル会社の体制について 13 平成13年度消費税還付金の取り扱いについて
2			日本共産党	1	山 脇 智	1 アウガ地下及び1Fの改修工事について
3			市民クラブ	29	秋 村 光 男	1 工事請負契約書について (1) 契約書の信憑性について 2 直営店設置について (1) 直営店の設置目的と経過実績について 3 補助事業について (1) 補助事業の経過実績について 4 リーシングについて (1) リーシング設置と経過実績について
4			社 民 党	28	仲 谷 良 子	1 青森駅前再開発ビル株式会社の経営に関する内容について (1) 改装した①水の遊歩道、②スイーツコーナー、③ガールフレンド、④食街道、⑤ヤマト運輸の改装工事費が妥当かどうか調査すべきでないか (2) ガールフレンドの経営について
5			日本共産党	27	藤 原 浩 平	1 アウガの経営について (1) 直営店等について
6			市民クラブ	12	工 藤 健	1 青森駅前再開発ビル株式会社による工事請負契約書について
7			社 民 党	11	藤 田 誠	1 アウガ問題に関する事項 (1) 市における工事契約について (2) 第三セクターにおける契約について (3) 補助事業における市としての手続について (4) 文書管理について
8			新政無所属の会	8	奈良岡 隆	1 戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金について 2 青森市「食」街道めぐり事業補助金について 3 青森駅前第二地区市街地再開発組合から青森駅前再開発ビル株式会社に対する財産贈与について 4 アウガ管理者会計について



## 8 参考資料

### (4) 特別委員会（3月29日開催）の質疑応答等の概要

**○渋谷勲委員長** ただいまから、アウガ問題に関する調査特別委員会を開会いたします。

まず、委員の皆様方の席については、ただいま御着席のとおりとさせていただきますので、よろしく願いいたします。

また、本委員会に出席しておられます理事者については、担当部局の経済部のほか、増田副市長及び総務部も出席しておりますので、御報告いたします。

それでは審査に先立ちまして、私から申し上げます。

本日の委員会の審査の進め方については、前回の委員会で確認されたとおり、審査対象については、青森駅前再開発ビル株式会社の経営に関する内容に絞って審査をいたします。

次に、質疑方法については、通告制とし、去る3月24日正午に通告を締め切ったところ、質疑者は8人となっております。

なお、各委員の質疑事項はお手元に配付しておりますアウガ問題に関する調査特別委員会質疑通告表のとおりとなっております。

次に、質疑順位については予算特別委員会に倣い、大会派順とし、お手元に配付しておりますアウガ問題に関する調査特別委員会質疑順番予定表のとおりとさせていただきます。

なお、質疑が一巡しましたら、関連する質疑を行いたい委員がいるかどうかを確認し、質疑を行いたい委員がいた場合、質疑を行うことといたしたいと思っております。

それでは、これより質疑に入ります。中村美津緒委員。

**○中村美津緒委員** 皆さんおはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）新政無所属の会、中村美津緒でございます。

質疑に先立ちまして、このたびはアウガ問題に関する調査特別委員会設置におきまして、私の要望でありましたことに渋谷委員長初め、この場にはおりませんが多くの議員の方にも賛同し、御同意いただいた結果、きょうこの運びになりましたこと、心から深く感謝、お礼申し上げたいと思っております。ありがとうございます。

市の職員の皆様におかれましても、毎日深夜おそくまで資料集め等、御尽力くださいましたこと、改めて心から敬意を表します。

本当に多くの方々に感謝、お礼を申し上げます。ありがとうございます。

それでは、質疑に入ります。青森駅前再開発ビル株式会社に対しまして、平成22年、2億円の融資を行ってから、ある時期を機に、ビル会社の現金の支出状況が激しいことに気がつきました。

調べていく中で、現預金の潤沢でないビル会社が、テナント出店に伴う内装の費用

を支出している多くの工事を見受けることになりました。

一連の問題を調べていく中で、特定の関係者のみで情報が共有しているのではないかという疑問を私は抱き始めました。このまま放置しては、今後新しい市政にも必ず影響が出る、だからこそ徹底的に追求する必要があると思い、今回のアウガを運営管理するビル会社について取り上げる決意をした次第であります。

今から取り上げる問題は、そのことが象徴的にあらわされておりますので、最終的には市側、そして会社側に問い、その回答を市民に明らかにする必要性が、私たち議会側にあると思ひ、質疑させていただきます。

初めの質疑であります。先の予算特別委員会におきまして、「食」街道めぐり事業は補助金事業でありますので、市側のルールとして、競争見積もりを適正に行うことが通常であるというふうな質疑を私はいたしました。

市側の答弁に対して、見積もり提出業者2社から伺ったところ、適正な競争見積もりが行われていないと私は申し上げましたが、私は2社から聞きましたので、その競争見積もりをした社に確認することを市側に求めました。

その後、暫時休憩後でありました。市側の答弁は、「同社を通じて当該工事を受注した業者A社に対し、取り急ぎ電話で当時の経緯を確認したところ、受注業者A社はビル会社側から見積書の提出依頼を受け、提出したところであり、他社の見積もり、ほかの2社も同社、つまりビル会社側からの依頼で見積もりを提出したとのこと」という答弁でありました。

しかしながら、さらにもう少し時間をいただいてしっかりと確認してまいりたいとの改めての部長答弁でありました。

あれから日を改めてその後ビル会社側へ提出した3社に対し、再度市側から確認した状況、どこから見積もりを取り、また、依頼をどのように受け、見積もりを提出したのか市側の報告をお示しくください。

**○渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

**○堀内隆博経済部長** おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）このたびは特別委員会を開催していただいたことで、市側といたしましてもしっかりと答弁させていただきたいと考えております。

ただいま、予算特別委員会におきまして、見積もり競争3社の間でその見積もりの提出について通常と異なったやり方があったのではないかとの御指摘がありまして、今、委員がおっしゃいましたように、その日のうちに1度電話で確認したところでありましたが、その結果が委員のおっしゃることと違っていたということで改めて調査をすると、聞き取りをするという御返事をしておりました。

先日見積もり競争参加者3社の代表者に個別に面談し、聞き取りを行いました。まず受注業者を除きます2社の代表者から、当時の受注業者、落札した業者です——この担当者から依頼があり、見積書を提出したとのことでした。

見積もり金額等については、この受注業者の担当者からは相談や指示等は受けていないと。受注業者のほうであります、その代表者からは見積書の取りまとめなどについて、その当時の担当者が既に退職しておりまして、詳細についてはわからないとの回答がありました。

また、青森駅前再開発ビル株式会社の当時の担当者にお伺いしたところですが、テナントの工事は通常テナントが実施するため、自社発注工事における積算、施工管理等のノウハウを有していない会社が、そういった管理等のノウハウを有していないことから、結果として準備段階から当時の内装管理業者の担当者に頼る形になっていたが、受注金額や発注業者をあらかじめ決定したことはないということでありました。

**○渋谷勲委員長** 中村美津緒委員。

**○中村美津緒委員** まず御答弁ありがとうございます。

と、申しますと、先の予算特別委員会におきまして、部長の答弁が覆ったということがまず1点あります。

先ほど何度かこう、気になる御答弁がありました。まず、競争見積もりをしたその2社が、建築会社——仮にそのA社としましょう——予算特別委員会でも建築会社A社と申し上げました。そのA社の担当者から見積もり依頼を受けた。しかしながらその担当者から金額等々の指示はなかったというふうな御答弁だったはずであります。

建築会社A社の方からは「担当の職員が退職をしたためにわからない」という御答弁でありました。まずここにおきまして、いままでのビル会社のあり方もそうだったんですけれども、それであれば建築会社A社の代表もですね、これまで契約書から見積書、そして請求書に押している代表印、社判、全てにおいて退職した職員が押したということになりますと、これは建築会社A社の中でもこれは大きな問題でもありますし、これは先ほど来ずっと話ししてきました、これは補助金事業であります。それがですね、一建築会社の担当職員、それがビル会社側の方と一緒にやってきたとなればですね、これ、今までの話がさらに覆る大変なことだと思うんですね。しかも、先ほどビル会社の方の話だと、全く理解していなかったというようなお話でありますので、本当にちょっと残念であります、まずこれまでの予算特別委員会の話が覆ったということと、改めて市に確認したいんですが、私はこれは不正が行われていたということが明確になったと思っているんですが、まず市側の見解を求めます。

**○渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

**○堀内隆博経済部長** 市といたしましては、今般、青森駅前再開発ビル株式会社の当時の担当者を初めといたしまして設計事務所、見積書を提出した3社から聞き取りをいたしました。補助金の実績報告内容と異なる回答をした方がいらっしゃるほか、記憶が定かでないという回答した方もありまして、報告が誤りであったと御返事、内容がさまざまありますので、その報告が誤りであったということ、このことをもって断定はできないものと考えております。

いわゆる捜査権というものを市が有しておりませんので、その聞き取りを越えたような詳細な深い強制的な調査というのは困難であるというふうには認識しております。

**○渋谷勲委員長** 中村美津緒委員。

**○中村美津緒委員** 今回は補助事業に関してというふうな前置きがあったはずであります。ここまで来てですよ、捜査権がどうのこうのというふうな、なぜそこまで市がかばうのか、本当に理解に苦しむ状況であります。

これまでの期間、そこを市側がしっかりと答弁をするお約束で今日に至った経緯があると思うんです。

委員長、市側の答弁に関してちょっと納得できないところがありました。暫時休憩入れて構わないでしょうか。

**○渋谷勲委員長** 委員長から経済部長に申し上げたいと思います。ただいまの御答弁においては、委員長としても、若干なりと答弁は足りないような感じがします。

そこで、改めて第三セクターであるビル会社に電話をかけていただいて、もうちょっと詳細に答弁を願いたい。そこで10分くらい、暫時休憩。

#### 午前 10 時 15 分休憩

---

#### 午前 10 時 37 分再開

**○渋谷勲委員長** それでは、休憩前に引き続き委員会を再開します。

委員長の私から中村委員にお願い申し上げたいと思います。

というのは、アウガそのものは第三セクターですので、その辺については若干なりとも考慮していただき発言していただければと、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、中村委員。

**○中村美津緒委員** 先ほどは皆様、申しわけありませんでした。座ったままで質疑していいということでしたので、座ったまま質疑させていただきたいと思います。

それでは、市側へ確認させていただきますが、落札業者というお話が出ましたが、落札業者のお名前を教えてくださいませんか。

**○渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

**○堀内隆博経済部長** 落札業者の名前、会社名ということだと思いますが、今回、私どもはできるだけ資料を公にしまして、御答弁したいということで、可能な限り真実を明らかにして資料としても答弁としても提供してまいりたいという考えのもと、弁護士とも相談しながら今回の答弁の準備をさせていただきました。

その結果ですが、さまざまなこういった契約事項などにつきましては、相手方の了

解が得られない状態で氏名等を公表した場合、民法その他の定めによりまして、相手方から訴えを受ける場合があると。そういった場合には、こちら側が負ける場合が多いですよと、リスクが高いですよというアドバイスをいただいております、そういったことから、このような企業名の公表等は差し控えさせていただきたいと考えます。

**○渋谷勲委員長** 中村委員。

**○中村美津緒委員** ほかの見積もりを提出した2社は、私は伏せて構わないと思うんですが、ほかの委員の方からも落札した業者ですので、これはほかの方も調べればすぐわかることだと思うので、それではきょうも、あえて建築会社A社という形で、ちょっとくどくなりますが、質疑をいたします。

落札業者、建築会社A社とこれまで言ってまいりましたが、市側のその建築会社A社、落札した業者のお名前をお答えいただけませんかでしょうか。

**○渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

**○堀内隆博経済部長** 再度の御質疑にお答えいたします。

市の工事であれば、通常、落札業者は公表されております。今回の場合は、第三セクターが、市ではない他の団体が行った見積もり合わせでして、そのことについては相手方の了解、ビル会社あるいはビル会社の契約の相手方の了解がとれませんか、先ほど申し上げましたように名誉毀損等の問題に発展するリスクがありますので、弁護士からのアドバイスに従い公表は差し控えたいと考えております。

**○渋谷勲委員長** 中村委員。

**○中村美津緒委員** では、建築会社A社ということで、このまま進めさせていただきたいと思います。

先ほどの部長の答弁でありまして、ビル会社側がその建築に対してノウハウがないということで、その建築会社A社にお願いをしたという答弁でしたが、間違いありませんでしょうか。

**○渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

**○堀内隆博経済部長** お答えいたします。

ビル会社の当時の担当者からの聞き取りでありましたが、テナントの工事についてビル会社の中に工事の積算、あるいは施工管理等のノウハウを有していないというお答えでした。

**○渋谷勲委員長** 中村委員。

**○中村美津緒委員** やはり、どう考えても論理破綻しているような気がしてなりません。ビル会社が建築会社A社に、ビル会社側がノウハウを有している者がいないので、A社にお願いをしていたということですので、これまでの答弁をずっと考えますと、やはり建築会社A社が見積もりを取りまとめたという、何かそういうふうに私は認識してしまうんですが、建築会社A社が見積もりを取りまとめたということではないと市はおっしゃるのでしょうか。

○**渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

○**堀内隆博経済部長** お答えいたします。

先ほども御答弁申し上げましたけれども、見積書の依頼については、受注者の、会社の担当者からでしたが、落札業者——受注業者を除いた2社の方々からは、見積金額についての相談や指示等は受けていないという回答がありましたので、いわゆる物理的な紙としての見積書の受け渡しはあったといたしましても、価格等を操作する目的での取りまとめということはないものと考えております。

○**渋谷勲委員長** 中村委員。

○**中村美津緒委員** なるほど。確かに見積もりは、建築会社A社から依頼は受けられたけれども、見積もりの金額等々の口合わせ等は受けていないので、A社が見積もりを取りまとめていないというふうな答弁ということですよ。はい、わかりました。

それでは引き続き、私の今後の質疑に入らせていただきます。

平成25年3月28日付、ビル会社から青森市に提出されました「青森市『食』街道めぐり事業補助金完了（廃止）実績報告書」の中に、見積依頼及び選定理由についてというふうな書面が提出されておりました。見積依頼及び選定理由について、この中にこう記載されております。「青森市などの行政の入札に入っており、なお且青森市にて評判がいい業者3社を選定し工事の見積もり依頼をした」というふうに、ビル会社側から本市へ提出されておられます。青森市などと書いておられますので、私が調べたところ1社は青森市の業者ではありませんでした。青森市の行政の入札には入っていませんでしたが、ほかの地区の行政の入札、指名願に入っておりましたので、この「青森市などの」は、これは何とかクリアしていると思います。

ただ、ここからなんですが、「なお且青森市にて評判がいい業者3社を選定し」とありますが、その青森市でめったに工事をしていない建築業者であります。落札した業者は、1年間の工事売上高が約11億円です。もう1社は約6000万円です。もう1社は約1億5000万円、どう見ても同じテーブルに乗る業者ではないと思うんですね。なおかつここ青森市にて評判がいい業者、これは青森市が何か関与をしていたかのような書き方であるんですが、先ほどのお話ですと、ビル会社に全てを任せていた、でもビル会社はそういう建築のノウハウがないので、建築会社A社に任せていたということですが、ここで市の見解をお聞きいたしますが、青森市にて評判がいい業者とは、何を根拠に青森市にて評判がいい業者なのかお示してください。

○**渋谷勲委員長** 中村委員、まだこれは通告の1番なんですか。

〔中村美津緒委員「順にこう行ってまいります」と呼ぶ〕

○**渋谷勲委員長** 中村委員、言ってください。1番とか2番とか。言わなければ、理事者側でわからないでしょうから。

〔中村美津緒委員「食街道めぐり補助金事業に係ることについて」と呼ぶ〕

○**渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。



**○堀内隆博経済部長** 業者の選定理由、完了実績報告書の中に書かれていた業者の選定理由についての認識ということでもあります。

3社とも市内で評判のいい業者というふうな記述があったということですが、特に、市の発注する公共工事での評判というふうには捉えてはおりませんで、どこのエリア、業界でそのような評判をとったのかまではわかりませんが、ただこの事業者のほうからそういった評判のよい業者であるとして選定したというふうな報告を、完了実績報告書において受けているということでもあります。

ただ、今そのお話を聞く限りでは、随分規模の違う会社ですとか、あるいは市外の会社だとが入っているということで、市としてはもう少しより客観性、透明性が高く、信頼性のあるような選定方法をとるべきだったかなとは認識いたします。

**○渋谷勲委員長** 中村委員。

**○中村美津緒委員** ありがとうございます。

通告の質疑事項の、まだ1番目の食街道めぐり補助金事業に係ることについての申から質疑させていただいておりますが、先ほども申し上げましたが、それではこれはあくまでも青森市などということですので、他の地区の指名願に入っている業者も含まれていることから、こういう書き方をしたと思いますが、先ほどの答弁ですと、青森市にて評判のいい業者、先ほどの部長の答弁も業者という話をしましたので、本市としてはここはちょっと認識はしていなかったということでもよろしいですね。

**○渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

**○堀内隆博経済部長** 補助事業の手順になります。まず交付申請をしていただきまして交付決定をします。そうしますと、その事業者は、交付決定の前に内示というものがあつたりしますけれども、内示等があれば事業に着手いたしまして、事業を完了した時点で完了実績報告書を提出するというふうな手順になっております。

したがって、通常であれば完了実績報告書が提出されて初めてその契約の状況、工事の完了の状況だとかかわかるというような手順になりますので、見積もり合わせあるいは業者選定の時点におきましては、承知していなかったということでもあります。

**○渋谷勲委員長** 中村委員。

**○中村美津緒委員** それでは完了実績報告書が提出されてきた段階でわかったもので、このときは青森市が把握していなかったということがわかりました。

続きまして、同じ添付書類でありました——でも、ちょっと待ってくださいね。本市に提出されてきた書類ですので、本市として認識していないということはないと思うんです。

次は、見積り依頼における仕様書についてのこの書類であります。そこからはちょっと遠くて見えないと思うんですが、赤字は私が書いたところなんですが、見積り依頼業者を集め、設計図書をもとに、ちょっと黒塗りになっておりますので名前はどなたかはわかりませんが、誰かの指示にて各項目を指示してもらい、各社へ見積書を提出し

てもらった。別紙平面図にて説明を各業者で行った。仕様についてということでありまして、1階、地下共通、仮設工事、直接工事一式、重機一式、工事にかかわる諸経費、その他ということでありまして、予算特別委員会でも部長が申しあげました今回は補助金事業でありますので、青森市の入札の基準に準ずるといふふうな御答弁でありましたので、この本来の見積書の依頼の流れからいけば適正な流れではあるんですが、ただ、先ほどの部長の答弁ですと、落札業者から工事会社——建築会社B社、建築会社C社は、その建築会社A社から見積依頼を受けたということでありまして、こちらにも明らかに誤った報告、うその報告であったということがわかってくると思うんです。

ここまでの話で部長、私はそういう認識なんですけど、市として誤った報告がされたという認識は、市側はありますでしょうか。

**○渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

**○堀内隆博経済部長** ただいまの見積の——仕様書の指示ですか、の件についての市に報告された書類の中の記述についての御質疑であります。

それと、予算特別委員会のときに私が答弁した市に準ずるべきといふふうなお話でしたが、この件につきましては適正な価格競争をするなど、合理的な、経済的な金額で契約できるよう、市同様に行うべきといふふうなことでお話ししたと記憶しております。

ただいまの件で、先ほどの3業者への聞き取りの結果もあるんですが、それぞれが忘れたとか、確かにその工事の事業者から見積依頼を受けた、受注業者の担当者から見積依頼を受けたということは、今回のお話でその記述と違っているなということはありません。

ただ、手続といたしまして、今回の事業は、経済産業省のビル会社に対しての直接の補助事業という側面がありまして、それに合わせて市が補助を出したということになっておりまして、大枠は経済産業省の補助事業事務処理マニュアルですか、これによって処理されております。

それで、外注費に関する経理処理という項目の中で、経済性の観点から可能な範囲において相見積もりをとり、相見積もりの中で最低価格を提示した者を選定してくださいと。相見積もりをとっていない場合、または最低価格を提示した者を選定していない場合には、その選定理由を明らかにした選定理由書を整備してくださいというように定めになっております。

したがって、仕様の説明のくだりの方法ですとか詳細についてはここには書かれておりませんし、民間企業の受発注の方式ですとか、公共事業におきますところのその手順とは異なる部分もありますことから、このマニュアルの下の部分に書かれておりますように、相見積もりはとっていますと。その見積もりの中で最低価格を提示した者を選定しているというところは、そのマニュアルに沿ったものであると考えて

おります。

○**渋谷勲委員長** 中村委員。

○**中村美津緒委員** いや、私は結構ソフトにやっていこうと思ったんですが、部長の答弁から——部長の相見積もりの定義ってなんですか。お聞きしたいんですが。

○**渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

○**堀内隆博経済部長** ただいまの相見積もりの定義というお話ですが、相見積もりは、今回の場合は工事ですが、それを受注するに当たっての競争のための見積もりと考えております。

○**渋谷勲委員長** 中村委員。

○**中村美津緒委員** ありがとうございます。

そうですね、競争のための見積もりですね。その競争の見積もりが全然されていなかったことに端を発して、今こういった質疑になっているんですが、もし本当に先ほど見せた競争見積もりをしているという、そういう什器備品等全部示したという先ほどの書面だったんですが、本当は皆さんにその見積書をお示しできればいいんですが、建築会社B社、C社の見積もりを見ますと什器備品が記載されているんですが、落札した業者の見積もりには、その什器備品の一部が抜けているんですね。建築会社B社、C社の見積もりには、ちゃんと、しっかりと納品されている什器備品が記載されているんですよ。ということは、それをしっかりとビル会社側は精査すると、本当であれば落札した業者の見積もりのほうに入っていないので、それを入れると落札業者の見積もりのほうが高くなるんですね。なので、本来であれば見積もりを提出したB社、C社のほうがちゃんと什器備品がきめ細かく書かれている。となると、本当の落札業者が変わってきます。

なので、先ほどの部長の答弁の競争見積もりの定義も、このビル会社が行った手順にもものすごく反していることになります。それは市側も、私が通告の段階でお示ししているのわかっている事実だと思いますが、その件に関しまして市側の答弁をお願いいたします。

○**渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

○**堀内隆博経済部長** ただいまの見積書の積算内訳の中の什器備品の記載が見積もり業者の中で内容、数が異なっているということについての御質疑です。

先ほど、見積書あるいは相見積もりの定義というお話、御質疑を受けまして、競争のための見積書とお話しいたしましたが、要は入札であります。入札書に変わるもの、軽易なものと言いますか、そういったものが見積書であると考えますけれども、そういった場合には、社印——社判ですね、会社の印が押されたその入札書の札に当たるもの、これが正式な見積書であろうと。その内訳というのは、あくまでも会社の積算上の資料でして、内訳書を合わせて確かに提出することはあるとは思いますが。

ただ、今回の後ほど出てくる予定だった御質疑の中の件でお答えいたしますと、ビ

ル会社の当時の担当者に確認いたしましたところ、その受注業者の見積書を確認した際に2つの備品――全部で5つでしたか、5つのうち2つの備品の記載がなかったことから、受注業者の担当者に確認したところ、見積書の作成上の記載ミスだと。それで見積もり金額は、その両備品を含んでいるというふうなということで、受注業者の見積もり金額が最も経済的だと判断したとのことで、最終的には契約金額の中で、その2つの備品も納品されているという状況でありました。

**○渋谷勲委員長** 中村委員。

**○中村美津緒委員** わかりました。結構ビル会社側をととてもこうかばっているような感じに見受けられましたが、それでは、工事金額に絞って御質疑させていただきたいと思います。

建築会社A社は、ビル会社側に4回の、今回の補助金に対して4回見積もりを提出しておりました。これは、市側がいただいた提出で改めて見ましたらわかったんですが、1回目は、平成24年2月9日でありました。工事金額の見積もりですが、これはアウガ1階のスイーツコーナーと地下の食街道を合わせた金額、これ恐らく概算の金額だと思います。国の補助金の公募の段階での見積もりでした。金額が合わせて税込み2499万円、これが1回目です。これは、明らかに建築会社A社であります。続きまして、2回目の見積もりであります。これは、国の補助金の申請書に提出された、交付申請書に提出された見積書のかがみです。見積もり金額が2420万2500円、これが平成24年5月21日2回目の見積もりであります。そして、3回目であります。これは、市に実績報告書を提出された時の見積書であります。実績報告書とは、もう工事が完了した際に見積もりとして出された金額がまず1階のスイーツコーナーが720万円、日付が平成24年6月7日。4回目、地下1階の食街道めぐりのところ。日付が平成24年12月3日、これが4回目。金額が1699万9500円となっております。これは、同じ建築会社A社がビル会社側との申請に値する見積もりをずっと同じ業者が行っているということに、私は不可解を感じました。そして、結果として申請した金額が2420万2500円から実際に工事した金額が2419万9500円となっております、もともと建築会社A社がビル会社に提出した見積もりから3000円だけ減額になっているんですね。これっておかしくないですか。ずっとですよ。

平成24年の一番最初は、平成24年2月9日に出しておりました。工事をしたのが平成24年12月であります。これ、明らかに見積もり合わせの部長の定義から反しているものですし、本来であればこれは、こちらの建築会社A社が設計したと私は思っていたんですね。これだけ金額が張るものなので、この建築会社A社が設計していたものだと私は思ったんですが、これまた設計した業者は恐らく違う業者が設計していたと思われま。

まず、市側へお尋ねいたします。

先ほどからくり返して大変申しわけない質疑であります。見積もり業者選定も適

正ではなかったと私は思っております。また、見積もり依頼におけるルールも、これマナーも守られていない。ルール、マナーも守られていないことが、これで私だんだんわかってきたと思うんです。かつ適正な金額とも言える状況では、これはなかったと思うんですね。ここまで鑑みましても、市側としてまだこれは、適正な相見積もりが行われていた。あくまでも第三セクターかもしれません。でも、補助金事業であります。これでも市は、適正な相見積もりが行われていたと、この段階でも言えましたでしょうか。

**○渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

**○堀内隆博経済部長** 見積もり競争の関係で、申請段階からずっと同じような金額で最終的な落札価格のその金額から 3000 円しか落ちていないということで、それが手順も含めて適切な方法かという御質疑だったと思います。

市の定められた手順とは異なっているところがあるということは、確かにそうあります。ただ、今回の戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金という国の補助金は、第三セクターなどのほか完全な民間企業も対象としている補助金であります。その中で、経済産業省大臣官房会計課が出している補助事業事務処理マニュアルに書いてある先ほどのお話であります。経済性の観点から可能な範囲において、相見積もり云々のところでありまして。この手順は、とりあえず踏まれていることは踏まれているということですので、その金額の小ささとか、設計と実際の実績との金額の差の小ささですとか、それをもって不適切というまでには至らないと考えます。

**○渋谷勲委員長** 中村委員。

**○中村美津緒委員** 市側が不正ではないというふうなことをおっしゃるのであれば、じゃあこれまでの流れは適正に行われていたということで、今の段階では私は受け入れられませんが、そのような疑いを今持ったまま質疑をさせていただきますが、これまでのその質疑の流れから行きますと、予算特別委員会からずっと私が一連の問題の中で、特定の関係者で情報共有されて今日まで来ているということは何度も申し上げてまいりました。平成 29 年 3 月 15 日の段階で、この予算特別委員会の日にでもですよ、今は支払われていたかもしませんが、この特定する関係者でつくられた会社が地下の飲食店、そして 1 階のスイーツコーナー、今はパン屋さんとして営業しておりますが、その 2 社が長い間、今日まで滞納していた——その人たちが含む——その社でこれまで行われていた、今の見積もりも行われていた状況を鑑みてほしいんです。その見積もり合わせどうのこうもそうなんです、一部の関係者で全部こういうことが行われていたことが不自然ではないのでしょうかというのを、私は訴えているわけでありまして、それでも今の段階で市側は、このやりとりは適正だと胸を張って、市を代表して部長は言えるのでしょうか。

**○渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

**○堀内隆博経済部長** 先ほども御答弁申し上げましたが、見積もり徴収の手続とかそ

ういったものは、確かに市とは異なる方法で行われていたことは、わかりました。

それと、設計金額と落札金額というか受注金額との差が非常に小さいということもわかりました。同じような人たちがどの案件にもかかわってやっているということについて、不自然だと思わないかということなのですが、先ほども3社の選定についてのところでも御答弁申し上げましたんですが、それぞれが少なくとも補助事業について、中村委員からの御指摘もあって情報の聞き取りを行った関係では、覚えているところもあるけれども、古い話だし覚えていないところもあるとか、人によっていろいろ違った情報がある中でどうこう判断できることではないなと思っております。ただ、業者選定に当たりまして、先ほど申し上げましたように、もう少し、はたから見ても適切だなというふうな業者選定が行われるべきであったんだろうなということも思っております。

**○渋谷勲委員長** 中村委員。

**○中村美津緒委員** そうすると今、不適切を認めたということによろしいですね。今、業者選定は不適切だったということを今おっしゃいましたので、認めたということによろしいですね。

**○渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

**○堀内隆博経済部長** 先ほども申し上げましたように民間企業のほうの手順と、いわゆる公共団体の手順とは異なる部分があります。先ほども言いました民間事業者も対象とした今回の補助金の事務取扱のところで見る限りは、完全に市と同じような市に準じたような扱いをというふうには書いていないように思われます。そうした中で市として考える場合には、大きな――規模の全然違う、競争力も恐らく違う事業者との中での見積もり合わせというのは、不適切とまでは言わないものの、市であればやらないなというふうな認識であります。

**○渋谷勲委員長** 中村委員。

**○中村美津緒委員** 私もそれは不適切だというふうには感じますが、一つ先へ進みます。

青森駅前再開発ビル株式会社から本市へ青森市「食」街道めぐり事業補助金申請書が平成24年1月24日付で提出されております。次に、その1週間前になるのですが、その1週間前に東北経済産業局長宛ての平成24年度戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金の申請書が提出されております。先ほど来、部長がずっと申し上げてまいりましたその戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金であります。その資料の中に、その1週間前に出された国への申請書に青森市から500万円の青森市「食」街道めぐり事業補助金ということで500万円がもう既に盛り込んでおります。

そもそも、本市のこの補助金事業ですが、その公平・公正な観点から鑑みましても、ほかにアウガを運営管理するビル会社以外にも中心市街地に位置する民間企業ってたくさんあると思うんです。この補助金、ほかにも欲しい方々がたくさんいらっしゃる

たと思うんです。この情報を何らかの提供を得て知ることができて、なおかつ条件を満たせば、中心市街地に位置する民間企業が公募できる状態であった補助金事業だったのか、ちょっとこれ私わからなかったもので質疑なんです、市側の答弁を端的にお願いいたします。

**○渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

**○堀内隆博経済部長** ただいま、市の補助金、青森市「食」街道めぐり事業補助金がありますか、これにつきましては、いわゆる中心市街地活性化基本計画に位置づけられた事業を対象としております。

中心市街地活性化基本計画の策定主体というのは、市でありまして、これを策定するためには青森商工会議所ですとか商店街などで構成する青森市中心市街地活性化協議会でもって、計画づくりについて議論したり意見をいただいたりしながら、進めてまいっております。そういったことで、中心市街地のにぎわいだとか回遊性を増すために、どのような取り組みが必要かという議論の中で出てきたものが今回の青森市「食」街道めぐり事業でありまして、そういった関係者の合意でもって、第2期青森市中心市街地活性化基本計画に位置づけられまして、今回の補助の申請ということになっておりました。

この平成24年度の市の当初予算であります、この補助金は2件分1000万円が計上されております。この事業は、リーディング・プロジェクトということで予算の公表資料の中に「主な取組」という資料を提示しておりますが、そこにも掲載されておりますし、市がふだん使っておりますさまざまな広報媒体を通じて周知しておりました。ということで、もしそういった手が挙げれば、青森市中心市街地活性化協議会の中で議論し、基本計画に位置づけた上で補助しようということで、もう1件分、要するに合計で2件分予算計上したものでありますが、結果として、ほかの方からは応募がなかったという状況であります。

**○渋谷勲委員長** 中村委員。

**○中村美津緒委員** なるほど。とういうことは、何かで、例えばSNSとかリーフレットとかでこういうのがあるということを促した、それで手を挙げたのが、青森駅前再開発ビル株式会社1社であったということによろしいですね。

**○渋谷勲委員長** 答弁を求めます、経済部長。

**○堀内隆博経済部長** ただいまの御質疑にお答えいたします。

SNSとまでは、多分使っていないと思うんですけれども、要するに中心市街地活性化のための基本計画を市が策定しておりますが、この計画の実行性を高めるためにどういった取り組みがいいかというのは、常に議論されておりまして、必要があれば変更した上で、新たな事業を取り込んで活性化を図っていくという性格のものであります。そういった議論の中で、青森市の魅力の一つであります食というものを中心にして、にぎわいですとか、あるいはウオーターフロントのほうに昨今偏っているよう

な回遊性、そういったものの改善を図るための検討をしているうちに、今回の食街道というふうなものはいかがかと。回遊性をウオーターフロント地区からさらに新町、古川、あるいは新町二丁目ですとか中心市街地に回遊性を広げるため、あるいはにぎわい空間を創出するためにそういった事業が必要じゃないかということで検討してありましたところ、中心市街地の活性化に関する法律に基づくまちづくり会社として位置づけられている青森駅前再開発ビル株式会社がその事業の主体として妥当であろうということで、平成24年の事業実施に至ったものということでもあります。

**○渋谷勲委員長** 中村委員。

**○中村美津緒委員** ということは、普通に公募をしてというのではなくて、その会議の中で、食だからじゃあ食街道どうだっていう話が出てきて、適用させて、青森駅前再開発ビル株式会社の補助金に充当するような形にその会議の場でなったというふうな、なんかそういうふうなイメージをしてしまったんですが。となると、またちょっと長くなりますので。ということは、公平・公正な観点でいろんな周知をしたっていうことでは何かなさそうな気がしました。今まで話してきました一部の特定の関係者で情報が共有されてきたのではないかという中の、本当に象徴する部分が、地下1階西通り造作工事、平成24年8月15日に青森駅前再開発ビル株式会社が建築会社A社に対して二千四百数十万円を一括で振り込んで、これおかしいなって思ったところから端を発して調べた結果、市側に答弁を求めましたが、地下1階のヤマト運輸さんの内装費ということがわかりました。今、質疑事項の2番の、ちょっと社名が入ってしまっているんですが、内装工事に関することについて取り上げてまいりたいと思います。

地下1階西通り区画新規出店造作工事費840万円と記載されており、市側の答弁では、運送会社様の新規の出店に伴うための造作工事というお話でありました。平成24年7月18日付、先ほども申し上げました、東北経済産業局へ提出されました補助金申請書の中に、施工予定のプロット図、その申請書の図面の中に、ヤマト運輸様の造作に伴う図面が既に施されておりました。壁面の工事、いろいろありましたが、皆さんも現場にてどこからがヤマト運輸様の工事の範囲なんですかというふうに質問を投げかけたところ……もう1度確認であります。ちょっと遠くてわかりづらいと思うんですが、部長わかると思うんですが、こちらがヤマト運輸様で、ここが食街道です。この赤の部分がヤマト運輸様の工事範囲ですというふうなお話でしたが、自分は、いやここは補助事業で行った工事なはずですというふうに申し上げました。予算特別委員会、そして聞き取り、現場でもヤマト運輸様の工事範囲ということでありましたが、改めて確認いたします。ここの部分は、どちらの工事の範囲の施工部分だったんでしょうか。

**○渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

**○堀内隆博経済部長** ただいまのヤマト運輸株式会社様に関しましては、いろいろお



話に名前が登場することに関して、御了解をいただいておりますのでいいんですが、今、工事関係のお話でありまして、お話だけだとちょっとわかりにくいと思いますので、図面等資料を準備いたしました。委員長の御了承をいただければ資料を配付させていただきますと思います。

○**渋谷勲委員長** 配付したい資料の内容を確認させてください。

〔資料1 確認〕

○**渋谷勲委員長** ただいま経済部長から資料を配付したいとの申し出が出ましたので、これを許可したいと思います。どうぞ。

〔資料1 配付〕

○**堀内隆博経済部長** ただいまお配りした資料ですが、今後もいろいろ工事費の話とか場所の話とか出てまいりますものですから、今回通告をいただきまして、関係すると思われまふものについて一括で配付させていただきました。

この4ページ目が地下1階のヤマト運輸さんのものであります。

右下に竣工図がありますが、今その壁の工事ですとかそういった工事の内訳の話になりますもので、左側にその工事費の見積もり内訳も示しております。これも後ほど平面図の関係で御通告もいただいていることでもありますので、そのことともダブる答弁であります。平成24年のこの時期に、青森駅前再開発ビル株式会社においては、少し大規模なリニューアル的なことが計画されておりました。それがその1階のスイートコーナー、それから地下の食街道、それと1階の直営店のガールフレンド、それにヤマト運輸さんのテナントが入ってくるというふうなことが計画されておりました。したがって、その図面を一体として作成していたということで、それら図面、プロット図ですとか平面図を補助申請用にも使ったということで、補助申請の資料ではありませんが、合わせて平成24年度に行うリニューアルのものというのが図面上は入っております。ただ、補助の申請の積算には、補助対象以外のもの、ヤマト運輸さんの分、それからガールフレンドの分は入っていないということになります。

ただいまのアウガ地階の西通り区画の工事費につきましては、右下の竣工図面、赤で囲んでおります。これを確認いたしました。4方向に間仕切りとなる壁を設置しております。それから荷物の受け渡しのカウンター資料、及び内部区画に倉庫を造作するための壁を新たに設置しております。840万円の積算であります。造作工事前の市場店舗、いわゆる番台がありましたが、それを撤去する費用が約100万円、それからスプリンクラーの移設・増設などの機械給排水設備工事費に780万円、区画内の壁、引き戸、カウンターの設置、仕上げ工事費等で約330万円、電気設備工事費が約120万円となっているところであります。

○**渋谷勲委員長** 中村委員。

○**中村美津緒委員** 部長、先に訂正をお願いします。

○**渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 ただいまの発言の中で誤りがありましたので、訂正させていただきます。先ほど機械給排水設備工事に 780 万円と申し上げましたが、正しくは 78 万円でありますので、謹んでお詫びして訂正させていただきたいと存じます。

○渋谷勲委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 済みません。これ市側に確認いたしますが、これは本当に見積もりどおりの内訳でよろしいのでしょうか。

○渋谷勲委員長 答弁を求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 お答えいたします。

見積もりどおりの内訳と存じております。

○渋谷勲委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 いつの見積もりですか。

○渋谷勲委員長 答弁を求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 ただいま資料を確認いたしますので、少し時間をいただきたいと思います。

○渋谷勲委員長 私から申し上げますけれども、部長がわからない点があったら、次長や課長、挙手してください。フォローしてください。

○渋谷勲委員長 答弁を求めます。経済部次長。

○横内信満経済部次長 経済部次長の横内でございます。ただいま御質疑いただきましたヤマト運輸の見積もり年月日ではありますが、平成 24 年 5 月 21 日であります。

○渋谷勲委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 私、職業柄、自分の電気設備とか、自分がよく工事する部分に関しては、ものすごく敏感になっているんですが、非常に申し上げにくいところがあるんですが、私が当初見させていただいた、そして私が認識している見積もりとは若干ではなくて、かなりの相違があるように感じるんですが。このために何かつくり上げられたような気がしてなりません、そここのところいかがお示しいただけますか。

○渋谷勲委員長 答弁を求めます。経済部次長。

○横内信満経済部次長 ただいまの御質疑にお答えいたします。

私も今、現物の見積書を見ておりますけれども、平成 24 年 5 月 21 日の月日で、電気設備工事の部分に関しては、記載の額で間違いありません。

○渋谷勲委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 わかりました。それでは、見積書の内訳なんですけれども、機械給排水設備工事の中に、スプリンクラー移設工事というふうに入っているんですが、このスプリンクラー移設工事、これはほかの項目であったはずだと私の記憶なんです、もし私の記憶が間違っていたら申しわけありませんが、ほかに項目がありませんか。

○渋谷勲委員長 答弁を求めます。経済部次長。

**○横内信満経済部次長** 見積書の中の確認では、給排水工事の中の一つの工事としてスプリンクラーの移設及びスプリンクラーの増設、これが盛り込まれております。

**○渋谷勲委員長** 中村委員。

**○中村美津緒委員** わかりました。それを踏まえてお話をさせていただきます。

見積書でそのスプリンクラー移設工事が見積書に掲載されており、そしてビル会社側に一括の請求書が上がりました。ということで、振り込みをされていたということですので、スプリンクラーの移設工事、そして増設工事はあったということなんです。

**○渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部次長。

**○横内信満経済部次長** このスプリンクラーの移設に関しまして、うちの技術担当の職員が現場のほうに行きまして、実際にスプリンクラーの場所等を確認させていただきました。

**○渋谷勲委員長** 中村委員。

**○中村美津緒委員** それではちょっと確認なんですけれども、これも私の認識がずれているのかもしれませんが、平成24年12月29日にビル会社側が工事完了したということに立ち会った書類なんですけど、その中に、防火区画に関して記載されております。消防についてであります。誘導灯、そして消防上の排煙設備に関して記載されているんですが、新規設置の壁は全て天井面から50センチメートルの開放が確保されているとのことで、統括の中に、以上の検査結果から防火区画、排煙区画の変更はない、そのことからスプリンクラーヘッドの変更もない、というふうに書かれているんですよ。私この書類を見て、なぜスプリンクラーの移設工事、増設工事が記載されていたのか、まず疑問を持ちました。そして、さらにちゃんと什器備品が当初の見積もりに入っていると思うんですね。それが、実際現場にはなければいけないんですが、例えば、電気温水器とか掲載されておりましたよね。それが実際、設置していたのかどうかという、この書面から見ると非常にまたさらに疑問を抱いてしまいます。部長ではなくても御存じの方の答弁で構いませんが。

**○渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部次長。

**○横内信満経済部次長** 今、資料の確認をさせていただきたいと存じますが、2012年12月29日と書かれた報告書でしょうか。

**○渋谷勲委員長** 中村委員。

**○中村美津緒委員** 2012年12月29日の書類であります。これは食街道の検査であります。食街道、あれだけ広い食街道でスプリンクラーヘッドの移設工事がなかったはずなんです。ということは、こちらのヤマト運輸さんのこの小さい区画で、火気も使うところではないので、私は既設のスプリンクラーヘッド、そのままでよかったのではないかなと思っておりまして、質疑をさせていただきました。さらに突っ込みどころが満載なんですけど、まずそこだけ一つ御答弁をお願いいたします。

○**渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部次長。

○**横内信満経済部次長** こちらのほうに関しましては、今、委員御紹介の食街道のほうのスプリンクラーヘッドの御報告であります。先ほど私が御説明しましたのは、ヤマト運輸のほうのスプリンクラーの場所ですけれども、現場の写真もこちらのほうで申しわけありません、撮って確認をしております、事実は変更されていたという認識なんですけれども。

○**渋谷勲委員長** 経済部長。

○**堀内隆博経済部長** ちょっと追加で御説明申し上げますが、ヤマト運輸の区画の工事の部分であります、もともと先ほど申し上げましたが、市場の番台があったところです。ヤマト運輸の区画でいいますと、入り口側のほうですね、図面の下のほう、図面でいいますとカウンターがあるところの下、これは現在は通路になっております。ただし、ここは従前番台がありまして、通路はもう少し、この図面でいいますと上に振れておりました。そういった通路をつぶしてやったために、スプリンクラーも当時あった、たしか見積書上は10個移設で3個増設になっていたと思いますが、そういった区画が変わっております。この工事が平成24年7月に行われまして、食街道のほうにつきましては、平成24年12月の確か工事だったと思いますが、食街道のほうの図面、事業報告書の1ですけれども、右側の中段に、食街道の竣工図がありますが、①と書いている真ん中のところ、これは通路であります、これは従前から通路でありました。右側のほうに赤い囲みの外側に四角がありまして、ここがヤマト運輸の部分であります、この左側から来る①のところからまっすぐ通路が通っておりました。これが上の写真の左側の着工前であります。ここに壁を、赤いヤマト運輸との境界壁、これをつくりまして、ヤマト運輸の区画のところを整備しましたが、これによって、通路と区画の部分、通路が下段に移設したと、この真ん中の右側に3つの区画がありますが、番台がここから左側に連続して並んでいたものを撤去して、ヤマト運輸の区画をつくったがゆえに、本来あったスプリンクラーを移設する必要が生じて、なおかつ3つ増設する必要が生じた。ただし、この工事で既に移設済みのところに、通路を生かした形でやった食街道のほうでは、これほどのスプリンクラーの移設、増設等の必要がなかったということでもあります。

○**渋谷勲委員長** 中村委員。

○**中村美津緒委員** 本当に絵に描いたすばらしい答弁だと思います。普通の答弁であればそう答えますが、なので私が言いたいのは、ヤマト運輸様の工事をした際にも、こういった報告書がビル会社側にもあると思うんです。これさえ出てくれば、どういうふうな施工前があって、どういうふうな施工をしなければいけなかったのかというのが必ずあると思うんですね。補助金事業だからこの資料を提出したということはないと思うんです。なので、これは今すぐ提出してほしいということではありませんので、まず早急にそのビル会社が持っている資料を、私これ通告しているので、もしあ

るのであれば持って来れば一番早かったと思うんですが、まずその書類の提出をお願いしたいと思います。

16坪ということでありました。私、予算特別委員会でも何度も申し上げたんですが、7メートル掛ける6メートル、どうやっても16坪にならない。ところが、市側の答弁ではヤマト運輸様の占有面積は16坪ということでしたが、改めてヤマト運輸様のテナントの占有面積は16坪で間違いないでしょうか。

**○渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

**○堀内隆博経済部長** ヤマト運輸様の占有面積についてであります。私も図面上で、さっきの竣工図から拾いまして、縦横掛け算いたしますと、42平米程度ですか、ですから約14坪ぐらいになります。ただテナントの賃貸借の契約上、16坪になっておりまして、残りの2坪、どこか占有して契約しているのかどうかたまたまヤマト運輸様のほうに確認中であります。

**○渋谷勲委員長** 中村委員。

**○中村美津緒委員** やっぱり図面とそのヤマト運輸様の16坪というのは、そこも違うということがまずわかったのと、あと、委員の皆様がヤマト運輸様のスタッフの方々にいろいろ聞き取りしておりました。その聞き取りの中で、ヤマト運輸様がサンフレンドビルから移ってくる時からずっと携わっている方が1人いらっしゃったんですね。その方がどこを工事したかというのをいろいろ教えてくれたんですが、まずここに記されている青と白の点線が工事した、壁を工事したというふうに記載されているんですが、水道側があった向こうの壁は、もともとあったとおっしゃっておりまして、あと、給排水設備ももともとこの位置にこのままあったと、ただ工事したと、じゃあどこを工事したんですかと言ったら、下の部分の保温を追加してやったというお話でありました。なので、どう考えてもですね、約12坪でこの800何がしらの工事費は、今の段階で答弁を聞いても、非常に割高であるということが抜け切れない私がいいます。なおかつ、後にわかったのが、ヤマト運輸様からも300万円、工事費として内装工事負担を支払っていただいたという市側の答弁でありました。それは間違いないでしょうか。

**○渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

**○堀内隆博経済部長** 間違いありません。請求書等も確認しておりますし、入金も関係書類も確認しております。

**○渋谷勲委員長** 中村委員。

**○中村美津緒委員** その300万円の積算根拠というのは、ビル会社が行ったんでしょうか、それともヤマト運輸様が行ったんでしょうか、それとも施工した建築会社様が300万円という数字を打ち出したんでしょうか。

**○渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

**○堀内隆博経済部長** 300万円の積算根拠についてお答えいたします。まず積算につ

いては、全体を一括でまず積算しております。ただそのビルの工事の区分といたしまして、予算特別委員会でしたか一般質問でしたかちょっと忘れちゃったけれども、A工事、B工事、C工事という区分があるというお話を申し上げてまして、A工事というのは、その本体、建物本体にかかわる工事、会社側の負担と。B工事というのは、テナントが出店することによって本体部分に手を加えなければいけない、という派生してくるような本体部分に関する工事で、これは特にビルを建てた当初はテナント側の負担と。それからC工事とって内装等軽微な塗装ですとかクロス貼りですとか造作ですとかといったテナント側がもっぱら負担するという3つの区分の工事がありまして、今回のこの工事の中にもそれぞれ混在してA工事、B工事、C工事の区分の工事が入っております。当初建物を建てて、スタートする時点、建物を建てる途中で一緒にテナント工事等も開店に向けてやっておりますから、かなりきちんとした区分でもって整理区分しておりますが、建物が建って、テナントの入れかえが起こるとか、そういったものに関しましては、当然にしてその工事費とその後の賃料ですとか、そういった出店条件を交えた総合的な判断になります。そういうことから、ヤマト運輸側様から当時の予算で工事費の負担金として、協力金として支払えるのは300万円程度だっというお話がありましたことから、その後の賃料と合わせましての交渉で300万円ということで相互了解したということになります。

**○渋谷勲委員長** 中村委員。

**○中村美津緒委員** なるほど。ということは、840万円をかけてここのテナントをやりましたが、ヤマト運輸様と交渉して、幾らなら払えるというその交渉から300万円程度だったらこの大ききで払える、家賃交渉も含めて合意に至ったという経緯で間違いないんですね。わかりました。

ちょっと私の記憶と整合性をとりたいのも含めまして、こちらの見積書が市側にあると思うんですが、それは皆さんにお示しすることはできないものですか。

**○渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

**○堀内隆博経済部長** ただいまの見積書に関しまして提出できないかというお話がありました。先ほど、ヤマト様に了解をとっているというのは、ヤマト運輸様には了解をとっております。ただ、設計した方、会社にはまだ御了解をとっておりませんので、今すぐ提出できるかという、御了解がとればというふうな条件付になります。

**○渋谷勲委員長** 中村委員。

**○中村美津緒委員** 設計した方というのは建築会社A社ですよ。

**○渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

**○堀内隆博経済部長** そうであります。

**○渋谷勲委員長** 中村委員。

**○中村美津緒委員** またここで不思議な現象が起きるんですが、これまでいろいろな工事を違うところが設計をしているんですが、先ほど部長が答弁をいたしました、設

計は建築会社A社ですよねというのに対しまして、はい、そうですというふうにおっしゃいました。この見積もりには、その建築会社A社の設計というその項目がないんですが、その見積書には設計料はうたってありますよね。

○**渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

○**堀内隆博経済部長** 840万円の見積もりに設計料は内訳としてありません。

○**渋谷勲委員長** 中村委員。

○**中村美津緒委員** 今の答弁ですと、私が見た見積もりと市側が持っている見積もりは違うのかもしれませんが、私、手元にその見積もりが証拠としてないので、安易に言えませんが、ちょっと残念ですが、もう1度確認いたします。設計料として盛り込んでおりませんか。

○**渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

○**堀内隆博経済部長** 申しわけありません。ただいま見つけました。現場設計デザイン一式ということで35万円あります。

○**渋谷勲委員長** 中村委員。

○**中村美津緒委員** であれば私が見た見積書と大分近寄ってきたんですが、よろしければ建築会社A社に確認をしていただいて、その見積書の提出を要望させていただきたいと思います。委員長よろしいでしょうか。

○**渋谷勲委員長** ただいまの中村委員の設計見積書については、経済部長、提出はどうなんですか。

○**堀内隆博経済部長** 見積書の提出ですが、一応御了解がとればですね、通常の情報公開の私どもの手続にしたがって、お見せすることはできると考えます。

○**渋谷勲委員長** 中村委員、ただいまの答弁でどうでしょう。

○**中村美津緒委員** そうですね。建築会社A社の許可が得られるものと信じまして、ぜひ交渉していただきたいと思います。

続きまして、午前中、最後の質疑になるかと思いますが、アウガ地階西通り新設工事として、ヤマト運輸様の出店造作工事について、建築会社A社の一括請求書がありました。作業完了報告書であります。それも合わせて提出をビル会社側にお願いしますというふうに申し上げました。そこで今、見積もりのお話も出てくるんですが、その見積書の中に、什器備品も見積書の中に掲載されていたはずであります。先ほど2つの現場の完成完了報告書という書類をお見せいたしました。ビル会社側は全ての内装工事を終わった後、もちろん建築会社A社がほとんどの工事をしておりまして、建築会社A社、そしてビル会社側が立ち会いのもと、検査をしたと思うんですが、先ほどの検査完了報告書という書類は、全て整っているとの、私は当然であると思うんですが、これも通告しておりますので答えられると思うんですが、市側の見解、当然だと思うんですが、いかがでしょうか。

○**渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 申しわけありません。ちょっと資料探す間、お待ちいただきたいと思います。

○渋谷勲委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 それでは、次の質疑なんですけど、先ほどなぜか今回のヤマト運輸様に関してだけの見積もりの中に建築会社A社様の見積もりの設計というふうなものがうたっていたんですが、私が持っているほとんどの見積書には、設計という見積書の項目はありませんでした。皆様もいろいろとお手元に資料があったと思うんですが、全ての図面にしっかりとした設計図面があり、プロット図があり、グラフィックデザインのちゃんとした図面が提出されているんですね。ということは、どなたかが設計をし、グラフィック図面をおこしていると思うんです。それは、作成した業者は建築会社A社のほかにいると思うんですが、市の答弁をお願いいたします。

○渋谷勲委員長 答弁を求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 設計図面の作成者のお話ですね。設計図面の作成者については、今回のヤマト運輸に関しましては、作成者はわかりませんが、市の補助事業の分につきましては、パース図についてが1社、いわゆる平面図ですとか立面図、そういったものについては1社、という2社でありました。

○渋谷勲委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 それぞれ違う会社ということなんですか。

○渋谷勲委員長 答弁を求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 いわゆる先ほど来言っているA社でもなく、通常的设计会社が1つです。それから、もう1つは、デザイン会社ですか、パース図を描いているのは、といった業者であります。

○渋谷勲委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 そうすると、設計図をおこす業者が1社と、プロット図、グラフィック図面を描く業者が1社1社ということで、そうすると全て同じような図面でありました。そこで皆さん不思議だと思うんですけども、1階におきましては、スイーツコーナーという補助金事業がある中で、隣りに直営店のガールフレンドという隣りの図面ももう既に図面でおこされているんですね。なおかつ、グラフィックデザインもされておりました。もう1つプラス地下の飲食店、それとは今までとは違った、同じ建築会社A社が約2000万円の内装費をかけて工事をした設計図、そしてグラフィックデザインのその図面があったんですが、これほぼ同じ1社ずつ同士でやったと思われる。間違いありませんよね。

○渋谷勲委員長 答弁を求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 ヤマト運輸と食街道、それからスイーツコーナーとガールフレンドの図面の関係でありますけど、先ほどもヤマト運輸の工事のところでも若干申し上げましたけれども、青森駅前再開発ビル株式会社、平成24年にある程度、ちょっと通常



よりも大規模なリニューアルを計画しておりました。工事の時期につきましては、食街道だけが事前の準備とかがありまして平成 24 年 12 月にずれ込みましたけれども、ほかの工事は平成 24 年 7 月中に行っております。それらを一体的に設計などしていた、図面作成とかですね、していたとのことでそれらにかかわる、いわゆる設計等の事業者は、同じ業者であったと思われまます。

○**渋谷勲委員長** 中村委員。

○**中村美津緒委員** 私が何が言いたいかというと、今日まで建築会社 A 社が 1 社で、造作工事を一手に工事をしていたその金額が 6000 万円以上にも及ぶ、ビル会社側が負担していたのはそれだけじゃなくて、その設計料、そしてグラフィックデザインも含めると、これまたかなりのお金がですね、1 テナントに対してまた何か付属して支払われていたのではないかなというふうな疑問を抱きました。

それでは、そのビル会社が建築会社さん、そしてそのグラフィックデザインのその内装に充当した費用というのは、総額幾らくらいになるんでしょうか。それも通告しておりますので、答えられるはずだと思うんですが。

○**渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

○**堀内隆博経済部長** 図面の作成料の件でしょうか。

○**渋谷勲委員長** 中村委員。

○**中村美津緒委員** 工事にかかわる設計料、そしてこの図面をおこすための作成料、そしてグラフィックデザインを施すための費用、総額全て今まで携わってきた中で、同じ 1 社 1 社で行っているということが答弁でわかったので、その総額費用、全部で幾らくらいかかったんですか。

○**渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

○**堀内隆博経済部長** お答えいたします。

私ども当該補助事業に関する資料、あるいは報告等を受けておりましたので、ほかの部分についてということではちょっと聞き取りしておりませんでした。その補助事業に係るところの図面作成費については無償であったと会社からは伺っております。

○**渋谷勲委員長** 中村委員。

○**中村美津緒委員** 無償ということがわかりました。今、無償という言葉で全部質疑がなくなってしまうので。

○**渋谷勲委員長** それでは、中村委員の質疑の途中ではございますけれども、この際、暫時休憩をしたいと思います。再開は午後 1 時からといたします。以上。

**午前 11 時 57 分休憩**

## 午後 1 時 00 分再開

○**渋谷勲委員長** 休憩前に引き続き委員会を再開します。

質疑を続行いたします。

経済部長から申し出がありますので発言を許します。経済部長。

○**堀内隆博経済部長** 先ほど午前中に、中村委員から確認の御要望がありましたヤマト運輸の区画の面積についてと、それからヤマト運輸株式会社の造作工事に係る見積書の委員への配付の可否の確認、それから今のヤマト運輸の造作工事に係る完了検査報告書の有無の確認についてですが、ただいま関係者への問い合わせ等、まだ続けておりました、御返事まだいただけていないものですから、これについては後ほど御回答したいと考えております。

よろしく願いいたします。

○**渋谷勲委員長** 中村委員。

○**中村美津緒委員** 午前中なんですけれども、競争見積もりについてお聞きしたところ、予算特別委員会で市側の答弁ときょうの答弁とでは、どこから見積もりをもらったのかというのが覆った話をいたしました。ただそれは、不正は市側としては認めないというふうなお話でありましたが、私ちょっと聞きもれが1つありましたので、そこだけちょっとさかのぼってお聞きいたしますが、今日までのビル会社が市側に報告した文書が、不適切な部分は何個かうその報告があったということでもありますので、これはビル会社側の不正があったということは、市はこれは認識はしていただけると思うんですが、いかがでしょうか。

○**渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

○**堀内隆博経済部長** 不正があったかとまでは判断できないというふうな状況であります。

○**渋谷勲委員長** 中村委員。

○**中村美津緒委員** 市側は、ビル会社側も不正があったかどうかというのはきょうの段階では認識できないということになるわけですね。わかりました。じゃあそれを踏まえてもう一度申し上げますが、それでは、落札した業者、今までは建築会社A社というふうに申し上げてまいりましたが、先ほど来から、これまた引き続き建築会社A社が出てくるんですが、もう落札した業者であります。低落札した業者のこの業者名であります。もうこの段階、あと残り3分の1なんです。ここでまだお示しはしていただくことはできないんでしょうか。

○**渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

○**堀内隆博経済部長** 先ほども申し上げましたように、今回、私ども、できるだけ情報等については開示したいという思いから弁護士等とも相談し対応してまいりましたが、あくまでも御本人の御了解がない限りにおいて、それを情報として公開した場合、

さまざまな名誉毀損であるとか、あるいはその利益にいろんな――御商売やっている方であればその風評等によって売り上げに響くとかですね、そういったさまざまな件での訴えを受ける可能性があるということで、そういった場合には非常にこちらが負ける可能性、リスクが高いよというアドバイスをいただいておりますので、その建築会社のほうにお問い合わせをして、御了解をいただければ、その建築会社について公表、公開はできるものと考えております。

現在、御了解をいただくための御連絡をしているところであります。

**○渋谷勲委員長** 中村委員。

**○中村美津緒委員** わかりました。つまり今、その建築会社A社さんに対して、見積もりの提出依頼と、あと、それから名前を皆さんに伝えてもいいかというような確認をしている最中ということがわかりましたので、次に移って質疑させていただきますが、これからは同じ関連性がありますことから質疑事項の3番、直営店ガールフレンド内装工事から引き続いて進めてまいりたいと思います。

こちらがビル会社が国の補助金の申請に出した会社の組織図であります。皆さんと一緒にアウガの地下そして1階のテナントを見に行ったときであります。次長という方が私たちに説明をしていただきました。

その際に、平成24年、平成25年度のそのテナント契約更新時に、契約業務を行っていたのは、市側の答弁で、契約嘱託社員がそのリーシング担当を行っていたとの答弁でありますので、恐らく店舗開発、ここにリーシング担当というふうなことで書かれておりますので、一番右側の営業企画部の店舗開発の方だと思われれます。

その方に対して、平成29年3月22日の段階での次長のお話ですと、このリーシング担当していた方は長年、男性、女性のアパレル関係の会社を経営しており、経験が豊富で実績がある方なので、ビル会社側は採用したということでありました。

本当はもうここからはビル会社側のその職員に聞いたほうが早いんですが、あくまで市を介しての聞き取りになりますので、これからも通告しておりますので、答弁はすぐ答えていただけるものと思うんですが、予算特別委員会でも申しあげました平成24年7月18日付でそれこそ東北経済産業局に提出しましたそのビル会社側の契約書、工事請負契約書が同じ過ちが何通も見つかりました。

また歴代社長の2名がですね、指示していない文書に捺印されていることも明確になったんですが、この組織図から見ますと、一番左側に人事総務部というところ、管理部の中に人事総務というのがありまして、印章管理という部門もありました。なので、この組織図から見るとこの一連の流れ、契約書に誤ったその代表印を押した、そして契約書を受理した、そしてリーシングを担当した、同一人物ではないということがこの組織図でわかりました。

ということは、私が一番最初の予算特別委員会で申しあげました、もともと、会社側のコンプライアンス、そして会社のその経営自体、組織自体がもう崩壊していたの

ではないかというようなことを私は伝えましたが、契約書が何通もその誤りがありました。

私が持っているこの契約書のほかに、市側が見つけたまたは同じようなその誤りの書類があったかどうか、市側が調査してどうだったかというのをお願いしたはずですが、私が持っているこの3通以外にあったかどうか、市側の報告をお願いいたします。

**○渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

**○堀内隆博経済部長** 3通のほかにあったのかどうかというふうな御質疑でありましたが、全ての契約書を全部調査しておりませんが、3通のほかにあることはございました。

**○渋谷勲委員長** 中村委員。

**○中村美津緒委員** 今、あったとの答弁であります、そのほかに、簡単にこう調べられた契約書の中に何通、そういう誤りがあったんでしょうか。

**○渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

**○堀内隆博経済部長** ただいまの誤りのある工事の契約書について、今のところ確認できているところで、私どもが今回の委員会等に向けてですね、調査する中で見つかったものが、委員御指摘の3通も含めて7通確認しております。

**○渋谷勲委員長** 中村委員。

**○中村美津緒委員** 私が持っているのを含めて7通あったということでありました。それが私はもう、逆に知る由もなかったんですが、もう1つ、みずから指示した代表印でないその代表印が押されていた、その名前が間違っている方に確認をとってほしい、そして、なおかつ、この間の答弁では、その社印、代表印を押したその帳簿が1年という保存期間が設けているので、もうその1年間を超えているので、誰が押して、誰がその書面をつくったのかわからないという答弁でありましたが、その名前が間違っている当時の代表取締役には、市側として確認はとったんでしょうか。

**○渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

**○堀内隆博経済部長** 名前が間違っていて、社印が押されている契約書の件でありますけれども、何件かありました。その中で、委員が御指摘した件については、稟議書等探しましたが、そういう件については、稟議書はありませんでしたが、社内のルールといたしまして、契約したものは呈覧すると、社長以下に呈覧するというルールがあったようで、その呈覧板は社長のいわゆる御名前の判こが押されていたのを確認できたものですから、それについては御本人もこの間の委員のお話では覚えていないと、知らないというお話でしたが、その呈覧の判こが確認できましたので、お忘れになっていたのかなあというふうに考えております。

**○渋谷勲委員長** 中村委員。

**○中村美津緒委員** ということは、私が、名前が違っている契約書に、代表印が押さ

れていたことに関して、その方は、自分の名前が間違っているのをわかっていた上と  
いうか、わからなくて代表印を押したという答弁ですか、今の答弁。

**○渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

**○堀内隆博経済部長** ただいまの御質疑にお答えいたしますが、わかっていながらなの  
か、気づかずになのかまでは、私ども確認しておりませんが、いわゆる呈覧してい  
る、見たことを確認する書類に判こがあったということでもありますので、それについ  
てはごらんにはなっているんだろうと。ただ、その会社内部の事務でどういうふうな  
大量の書類をまとめて決裁するようなことをしたのかどうかわかりませんが、  
とりあえずは呈覧に押印しているものが見つかったので、私どもとしては、御本人は  
その1件1件については、詳細な記憶がないこともあるのかなというふうに想像はし  
ておりますが、見ることは見たのだろうと考えております。

**○渋谷勲委員長** 中村委員。

**○中村美津緒委員** 私が聞いたのは、本人に確認したんですかって聞いたんです。そ  
れを確認してなくて、呈覧のところに本人の名前でその見たよってという判こが押さ  
されたというお話なんですよ。それは私、答弁とはちょっと違うと思うんですが、  
先ほど皆さん、その契約書がこの間違っって押されているのが7通見つかったとい  
うことであります。

午前中の一番最初の話に皆さんちょっと思い出していただきたいんですが、建築会  
社A社の代表取締役は、担当者が退職してわからないっておっしゃっているんです。  
ということは、このもしかしたら7通は、その担当した職員が、勝手に押して、勝手  
に契約をして、見積もりをして、請求書を出して、その会社にお金が振り込まれたと  
なればですね、建築会社A社の代表も、自分のその代表印、勝手に使われてどうい  
う契約書がたくさんあるかもわからないという、ビル会社と同じ状況だと皆さん思  
いませんか。

これって、僕は納得できないんですが、市側は納得できますか。みずからのその  
答弁に対して。私は受け入れられません、市側はみずからの答弁に対して受け止め  
られますか。

**○渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

**○堀内隆博経済部長** 社長が知らないところで、代表取締役の印が押された可能性  
があるのはおかしい、不自然だというお話だったと思うんですが、それぞれの会社で  
さまざまな決裁の規定があると思います。

まあ規定っていいですかルールがあるんだと思います。その上で、会社の大小にも  
よるんだと、組織の規模の大小にもよるんだと思いますが、例えばその市におきま  
してもいわゆる専決というふうなことで、全てが市長の目を通るわけではありません。  
その権限のある者が決裁し、契約書等を作成して、市長印を押印するということが  
ありますので、必ずしも、全てが全て社長の承認がいるのかどうかというのは、ちょっ

と会社の規定、今、私わかりませんので、明確に言えませんが、あと、憶測で物を言ってもだめですので、これ以上言いませんが、それぞれのルールの中で行われたものというふうに考えております。

○**渋谷勲委員長** 中村委員。

○**中村美津緒委員** どんなに大きい会社、小さい会社でも、必ずその自分の代表印、実印は、私はみずから、必ず最後は目を通す、そして私は、どんな大きい会社、小さい会社でも、私は担当者のせいにはしない、そういう社長であるべき姿だと思っております。

また後でこの担当者が出てきますが、今、この段階でこの社印を管理していた方、そして、リーシングを担当していた方、そしてここに管理部の管理の中に、競争入札の見積もりの管理をする部門があるんですが、これ全ての組織の中の当時の社員の名前を今、言えますか。

○**渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

○**堀内隆博経済部長** 社員の方が例えば何名であるとか、そういったことは大丈夫だと思いますが、いわゆる氏名、こういった場面での氏名の公表というのは、先ほどと同じように御本人の確認をとらない限り、公表すべきでないというふうに考えます。

○**渋谷勲委員長** 中村委員。

○**中村美津緒委員** この担当した方、まあ長だと思うんです。その方の名前も申し上げることが難しい、できないということですか。

○**渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

○**堀内隆博経済部長** お答えいたします。

役職でということであれば可能かと考えます。

○**渋谷勲委員長** 中村委員。

○**中村美津緒委員** 役職だけでは、無意味ですので本来であれば名前を言ってほしかったんですが、最後のほうにも出てきますが、直営店について質疑を続けさせていただきます。

まず、その直営店の業務委託契約書の名前の間違いから端を発して、工事請負契約書はもしかしたら間違いないんだろうかということで探し始めたら間違いもいろいろ出てきたところから、私の今の質疑に至るんですが、予算特別委員会でも質疑いたしました。これまでのアウガが平成13年にオープンしてから、2度の黒字を出したときがあります。2回目の第21期でありました。当時の経済部長はこのように答弁しております。平成25年第2回定例会一般質問の答弁で黒字を出した理由について、平成23年12月に同社が策定した——同社というのはビル会社であります。経営計画緊急アクションプランにより、大きく計画を上回った理由といたしまして、主な要因として、直営店及びバスカードの販売収入がふえたことが寄与したものと分析しておりますという答弁でありました。

このときの直営店は、トレーダーラックさんとガールフレンドさんでした。であるならば、直営店及びバスカードの販売収入がふえたということで、ビル会社の売上げが伸びて2回目の黒字に至ったそうであります。その直営店、ガールフレンドの赤字が発生していきます。この言ったもうその年から発生しております。

逆にあのバスカードの売上げが当時爆発的にあったとは私はそう思えないんですね。平成26年度の文教経済常任委員会におきましても、当時の澤谷社長は、赤字となっている直営店のガールフレンドについては、赤字の垂れ流しをストップさせるためにも、平成27年3月末までに閉店を考えていると言われております。そのとき、平成29年3月22日の皆さんと一緒に視察に行ったときでありましたが、次長は、このようにお話しをいたしました。

ガールフレンドの業務委託契約が、月々95万円と申し上げたのは次長のほうからあります。平成29年3月22日にそうおっしゃってございました。じゃあその前はガールフレンドは黒字だったということでしょうか。御答弁お願いいたします。

**○渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

**○堀内隆博経済部長** ガールフレンドの損益に関してであります。平成24年度につきましては68万8000円の黒字。平成25年度が通年では286万3000円の赤字。平成26年度も599万8000円の赤字。平成27年度が271万3000円の黒字というふうに伺っております。

**○渋谷勲委員長** 中村委員。

**○中村美津緒委員** そうしますと、最初は黒字だったということで間違いないですよ。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

**○渋谷勲委員長** 中村委員。

**○中村美津緒委員** そうすると、経営者がここでかわります。その経営者がかわるのが、何度も先ほど来ずっと出てきました、予算特別委員会でもずっと出てきました、ここに出てきましたリーシング担当の嘱託契約社員の方が、後のガールフレンドを經營することになるんですが、その方が契約してから赤字が発生したということで、今の答弁で間違いないですよ。

**○渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

**○堀内隆博経済部長** 赤字の発生時期についてお答えいたしますと、確かに経営者が、委託を受ける方がかわってからということにはなりますが、ただその決算といいますか、この損益の出し方、これはそのビル会社の会計の中からこの直営店に係る部分を抜き出して計算することになります。1年目は在庫はとりあえずかからないといえますか、仕入れがそのまま残るわけですが、翌年度以降はその在庫で抱えたものを会社が委託者に出すような格好で原価計算をしていきます。

ですから、1年目はその売れ残ったものはそのままとりあえず在庫として棚卸資産

になっていくわけですが、翌年度以降、その在庫品を処分しようとするときには、例えばバーゲンで安く売ったりとかですね、逆ざやで売のような場合も出てきます。

ですから一概に、単純に人がかわったからというふうなことじゃなくて、そのときの条件、抱えた在庫があるとかですね、そういったもろもろのほかの条件によっても違うことと思われまますので、人がかわったから赤字になったということでは単純にはいかないお話かと考えます。

**○渋谷勲委員長** 中村委員。

**○中村美津緒委員** 大変申しわけありませんが、ちょっと全然納得のいく答弁ではなかったんですが、時期的に赤字になった時期がたまたま経営者がかわったときだと、私は———そう思うのか、在庫云々かんぬんに関係なく、ちゃんとしっかりしてさえすれば黒字に転じることも可能だったと思うんですが、じゃあ方向先をかえてみますと、業務委託契約が月々95万円、しかも家賃がただ、光熱費がただ、内装費も全部882万円ビル会社が出しました。この882万円の費用対効果を生むのにも、これ大変なビル会社側の能力が必要だと思うんです。

平成29年3月22日に次長は言いました。そのリーシングを担当した方は、先ほども言いましたが、男性、女性の洋服を取り扱い過去にもいろいろな経験、実績があり豊富なのでそのお店を任せました。お店を任せただけではなくて、ここが女性のファッションの発信の地であり、ここのアウガを基点にして、いろんな方々がここのビルに来るとおっしゃってはいたものの、結果として、赤字だったはずであります。結果として、赤字でありました。

それまで実績のある方がリーシングを担当して、いろんな契約更新時にも携わってきました。

最終的には地下の飲食店も経営しました。パン屋さんも経営しました。そのガールフレンドの直営店も経営しておりました。ことごとく私は失敗していたと思いますが、このガールフレンド、インターネット販売もしていたそうであります。これ間違いないと思うんですが、そもそもこのガールフレンドに限ってもなんですが、仕入伝票、売上传票、入金・出金伝票、これ全てこの当時からのそろっているのかどうか、私は疑問であります。

なぜなら、アウガのプロジェクトチームの一員でありました株式会社BSMの代表の棟田社長にもお聞きいたしました。ビル会社の会計事務所の社長の方にも、担当者にもそれぞれ聞きました。同じような答えが返ってきました。私たちはビル会社の経理状況について、ビル会社の経理担当が提出された伝票や帳簿を確認しているのみというふうなお話でありました。

ここでお聞きいたしますが、本来であればそのビル会社側の経理担当、これでいけばまた違う担当の方にはなるんですが、組織図にいけば担当の方が違うんですが、市側にもお尋ねいたします。通告出しておりました。これ全部全ての伝票っていうのは



そろっているんでしょうか。

○**渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

○**堀内隆博経済部長** 直営店に関するいわゆる伝票のことではありますが、これは市が会社に赴いてですね、伝票があることを確認しております。

○**渋谷勲委員長** 中村委員。

○**中村美津緒委員** わかりました。ありがとうございました。

じゃあ伝票があるということでしたので、私、アウガ経営改善委員会の当時の皆様が一生懸命この直営店について調べていたんです。

それで、直営店について伝票があるかどうか聞いて聞いた際に、伝票は一切出てこなかったというお話を伺っております。であれば、市が伝票があるということでしたので、調べれば、しっかりと本当にどれくらいの赤字があったのか、いや逆に私たちが思っている以上の赤字が出てはいなかったという、そういう整合性がとれると思いますので、私、もう1回しっかりと直営店に関しても経理状況について調べるべきだと思います。

本市の考えをお示しく下さい。

○**渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

○**堀内隆博経済部長** まず先ほど申しましたように、直営店に関しての伝票があることは確認されております。それから、会社におきましては、いわゆる会計監査等は大会社でありますので、会計監査人をおきまして、毎年監査を行い、決算しているということでもありますので、会計監査人によって監査され、株主総会等での承認を経た過去の決算について、改めて市が調査するということは、今のところ考えてはおりません。

○**渋谷勲委員長** 中村委員。

○**中村美津緒委員** わかりました。最終的には監査があつてどうのこうのという答弁にはなるとは思ったんですが、であれば、当時の澤谷社長がアウガ経営改善委員会を立ち上げ、調べて欲しいというお願いしたにもかかわらず、その当時ビル会社側の社員が、まあ役員かもしれませんが、なぜその直営店の伝票の提出を拒んだというお話があるんですが、なぜ拒んだのか、市は——市に聞いてもだめですよね——市はなぜだと思いますかという聞き方になってしまいますが、なぜ拒んだと思いますか。

○**渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

○**堀内隆博経済部長** 想像、憶測でお答えするのは差し控えたいと思います。

○**渋谷勲委員長** 中村委員。

○**中村美津緒委員** わかりました。平成29年3月14日の予算特別委員会でお尋ねいたしました、平成13年消費税の還付金の取り扱いについて、どのように——（渋谷勲委員長「今、何番」と呼ぶ）はい、13番にちょっとだけ飛びました。質疑事項の13番に飛びました。

**○渋谷勲委員長** 中村委員。委員長として若干申し上げたいと思います。今回は、前回に引き続きだけれども、余りにも市側の答弁がよろしくないということで、私が特別の許可を得てね、今日の特別委員会になった経緯を一番よく知っているし、ここは犯人を探す場じゃないんだよ。中村委員の質疑に対し最もお粗末な答弁であったから、あるいはこれ以上暫時休憩もかかればだめだろうということで許可をいただいて、きょうの特別委員会の開催になったのであります。だからできる限り、補助金そのものの説明はいいんだけど、ちょっとずれているので、まっすぐにさせていただいて、質疑のほうよろしくお願ひしたい。

**○中村美津緒委員** 通告に関しまして、直営店ガールフレンド内装工事、トレーダーラックの内装工事について、ずっと関連してきておりました。ビル会社の業務分担と組織体制についても、今、お話しをいただきました。

これまでの市側の答弁に関しても先ほどお伺いをいたしまして、平成 29 年 4 月 1 日以降のビル会社の体制については、先のお話でありますので、先にその消費税の還付金についてもちょっと私疑問がありましたので、ここについての質疑をさせていただきませんか。

**○渋谷勲委員長** 中村委員。

**○中村美津緒委員** いうことで、13 番の平成 13 年の消費税の還付金について少し疑問がありましたので、その後どのような処理をされているのか、調べた結果どうだったのか、教えていただけませんか。

**○渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

**○堀内隆博経済部長** 前にいただいたお話は、平成 12 年度の決算報告において、消費税の還付金が 3 億円余り収入があったということであります。この還付金については平成 12 年度に収入されておまして、平成 12 年度については収入支出差し引きで、約 2 億 8734 万円の繰越金が生じております。これが平成 13 年度、青森駅前第二市街地再開発組合、第二組合の臨時総会の資料になりますが、この平成 13 年度の予算で歳出――まず繰越金の 2 億 8734 万 7000 円は歳入繰越金と歳入され、歳出等につきましては清算金約 2 億 4759 万 3000 円、それから会議費等に 7625 万 4000 円が支出されておまして、平成 13 年 6 月 30 日の決算ですか、これで収支差し引き残額、6 月 30 日までの会議資料によりますと、収支残額 1145 万円が清算事務費として計上されておりました。

**○渋谷勲委員長** 中村委員。

**○中村美津緒委員** 3 億何がしらの消費税が国から還付されて、いろんな精算をして、約 1100 万円残って、それを繰り越したという答弁ですか。

**○渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

**○堀内隆博経済部長** 先ほど申し上げました平成 13 年度の第 2 回臨時総会でありまして、これはいわゆる解散のための総会でありまして、財産処分等についてを議案と

して開かれたものであります。そこで示されました最終的な平成13年度の6月30日まで、4月1日から6月30日までの決算見込みといたしまして、先ほど申し上げましたように、支出のほうであります。清算金として2億4759万3000円、それから会議費等として7625万4000円が支出され、収支残額1145万円が清算事務費ということになっております。清算事務費につきましては、その後の清算、いわゆる組合の清算のための事務費として使われることになったということでもあります。

**○渋谷勲委員長** 中村委員。

**○中村美津緒委員** わかりました。2億4000万何がしの支出があったということでもんね。じゃあその支出は、今回その議事録とかを見れば、何に支払われたかというのが明確になるっていいんですもんね。わかりました。

ほかの委員の皆さんもこの消費税について取り上げると思うんですが、今の答弁ですと、確かに消費税の還付はあった。それで、最後に残ったのが1000万何がしら。それがビル会社に移行した。残りの2億円は何がしらにその支出があったということは、使用した、使ったということでもありますので、私はその部分に関しては調査不足でありますので、ほかの委員の皆様をお願いしたいと思います。

私、これまでの質疑でどうしても私の疑いが晴れない部分がありました。先ほど来、その見積もりの3社に関しましても、その契約書、請負契約書、そして業務委託契約書の名前が間違っているのに対しても、その本人が、私に言ったのと全く違ったことを市の聞き取りで言っていることに対して、そこは明確にするべきだと私も思っておりますので、まずですね、これまでのそのビル会社のお答えが市側に行って、市側の答弁が今までのお話をいただきました。

まず、本人の指示がないのに文書に代表印が捺印された事実、これは答弁で明確になったと思います。そして、同じ誤りが存在する複数枚の契約書、私が持っている以外にもプラス4通、全部で7通、これも事実確認できました。

そして、適正な価格とはほど遠いその工事受注したということも確認とれました。

そして、先ほど来、全てが同じ特定の関係者でこれがやりとりがされていたという事実も皆さんがおわかりになったと思うんですが、私は予算特別委員会で皆さんにも言いました。今回の補助金に絡むその見積もりの提出のやり方について、建築会社A社の従業員から依頼を受けて、図面も見ていなければ、現場も見ていないしどういう工事なのかもかわからないっていうのを私は聞きました。私は、その証拠をICレコーダーにもとっております。建築会社A社の代表は、全てが退職したスタッフがやっていたことでわからないという答弁、私、このやりとりはどうしても許すことができません。

ましてや補助金事業であります。市は、それは不正とは認めません。ビル会社の不正とも認めない。であれば、私は、このビル会社側が全てにおいて携わった方が、これ常勤であるお二人がいらっしゃるはずであります。

一人はもう、私たちに説明していただいた次長であります。恐らく次長が全てある程度把握していると思われま。す。でまた、この印鑑の取り扱いをしている者と過去その印鑑を取り扱いしている者は、私は同じであると思ひます。

私は、委員長にちょっと相談申し上げたいのが、日を改めてであります。が、その今回強力にビル会社側の会社職員が携わったと思われるその二人を、参考人として、今後調査するためにもですね、彼らの声もうこれから真相究明には必要不可欠であると私は考えておりますので、一度そのお二方を招致してほしいと私は考えております。もし、また再度建築会社B社、C社が同じようなお答えをする――建築会社A社から頼まれた、だけどもちゃんと見積もりは適正に行った、そういった同じ答弁をするのであれば、私もみずからの証拠をいつでも皆様にお見せできる状態ではあります。

万が一、ビル会社のそのお二人が拒むようなことがあった場合は、これは、またこの特別委員会をさらに越えることも辞さない考えで委員の皆様も臨んでほしいと思ひますが、委員の皆様も今までの私の質疑を聞いていかなものでしょうか。

**○渋谷勲委員長** ただ今の中村委員の要望ですか。私も今後の各委員の質疑等々を鑑みながら、最終的にはおのずと判断せざる得ない項目であれば、その都度お願いをし、そして協議の場を設けたいと思ひますので、きょうはですね、通告順に従って肅々これから始めたいと思ひますので、その辺、中村委員、委員長にお任せをいただき、今後のルールに、通告に従いまして委員会を始めさせていただきますので、よろしくお願ひします。

**○中村美津緒委員** 委員長を初め全ての委員の皆様そして理事者の皆様、長時間であります。が、私の今回の質疑を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

**○渋谷勲委員長** 次に、山脇智委員。

**○山脇智委員** 日本共産党の山脇智です。質疑の通告をしていたのですが、中村委員の質疑とかなりの部分かぶってしまひて、私としても、今回のこの「食」街道めぐり事業とヤマト運輸の部分の工事に関しては、やはり、さまざま明らかにしていかなければならない部分があるだろうという観点で、今回、設計図面、施工図、そして見積書のすべてを提示してもらった上で、どの部分の工事が「食」街道めぐり事業で行われたのか、そして、どの部分の工事がヤマト運輸のその改修工事で行われたのかというのを明らかにした上で、金額もその見積書があればどれくらいかかったのかという部分がわかってくると思ひるので、それをまず示して欲しいということだったんですが、中村委員の質疑で、これから会社に対して話をして出してもらおうということで、私も今、話になっている設計会社がどこまで協力的な姿勢なのかというのが、ちょっとわからないのであれなんですけれども、やはり、中村委員から指摘がなされてきたように、その見積もりに関して重大な疑いがある、決定的なというか、中村委員は証拠もつかんでいるという話ですので、そういう観点から、この建築会社も適正な工

事だったというのであれば、みずから、ある書類は全部出して、疑惑をはっきりとさせていくことが必要だし、市も、そういう観点から中立な立場でちゃんとこの建築会社に対してですね、書類を出すように求めるべきと思うんですが、先ほどの答弁と同じように、今後求めていくという考えでよろしいのか、まず、お聞きしたいと思います。

**○渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

**○堀内隆博経済部長** 今、話題になっております、いわゆるいろんな工事受注、業者の件であります、その設計図面、見積もりにつきましては、先ほど、中村委員からの御要請もありまして、御了解が取れば配付したいと考えているところであります。それで、設計図面、施工図など明らかにできないかというお話を通告の時に伺ってありましたので、施工図などについて施工業者に確認をいたしました。当時、いわゆる施工図というものを作成したかどうか記憶が定かでない上に、数年間経過した施工図は廃棄することとなっていて、現在持っていないというお話でありました。

**○渋谷勲委員長** 山脇委員。

**○山脇智委員** 普通、工事をやる場合、必ず施工図は存在すると思うんですよ。私、法律はそこまで詳しくないんですけど、建築基準法とかを見ると、それは15年間保管をする義務が確かあると思うんですけど、それは廃棄していいものなんですか、その施工図とかは。

**○渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

**○堀内隆博経済部長** その施工図等の保管期限とか、作成についての法的なお尋ねでありましたが、申しわけありません。そこまで私も建築関係に詳しくないので、いま調べさせます。

**○渋谷勲委員長** 山脇委員。

**○山脇智委員** 私もそこまで法律に詳しくなくて、さまざまな文書とか、ネットで調べた話なんですけれども、やはり、ちゃんと保管期限があって、それは10年から15年、確か必ず保管しなければならないので、少なくともこの工事の期限であれば、これは保管してならなければならない文書なので、それはしっかりと調査をして示す必要性があると思います。そして、破棄をしたっていうのであれば、その破棄をしたこと自体がまず問題なんじゃないかなというふうに思うので、今、市でその法律上の観点から何も言えないっていうので、これ以上聞いてもあれなんですけれど、もし仮に、後から調査して、保管をする法律的な義務があるというのであれば、それに関してはしっかりと調査をして、まず、あるのかないのか、あるのであれば、出してほしいということを強く要望したいと思います。

あと、もう一点、やはりお話ししておきたいのが、やはり、この地下の食街道とヤマト運輸の部分での工事なんです、私も地下で出店をしていた方にお話を聞いたところ、この食街道の事業でかなりの部分の施工が終わっていて、ヤマト運輸の改修工

事に 840 万円もかかるわけがないんじゃないかというお話を、その地下にお店を出している方から直接聞きました。何といたっても証拠のある話ではないので、私はこの部分に関しては、今、言ったさまざまな書類がないとまず判断ができないので、これはまず出した上で、その上で、私はもう一点、市に要望をしたいんですけれど、これ委員会ってということになるのかわからないんですけれども、ヤマト運輸でこの部分を工事しましたという部分の \_\_\_\_\_ のほうでもですね、しっかりと、ええ、あっと……。

**○渋谷勲委員長** いい。

**○山脇智委員** 建築会社のほうでも出してもらった上ですね、一級建築士ですとか、別の設計会社に積算をしてもらってですね、この 840 万円という金額が正しいのかどうか、私は明らかにする必要があると思うんですけれども、市の見解をお願いします。

**○渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

**○堀内隆博経済部長** 先ほど来申し上げておりますとおり、市側といたしましては、いわゆるそういう提出を強制するとか、そういった権限がありませんので、あくまでもお願いというふうな、提出していただくとすれば、お願いということになりますが、出していただいたとしてもですね。特に、このヤマト運輸のところにつきましては、いわゆる撤去費が結構な割合で入っております。撤去してしまったものについては、現在、ないということにありますので、その分についてどのような積算ができるかというところは疑問ではないかなと考えていますので、現況を見ながら想像してやるというふうなことも、正確な額を積算するということについていえば、いかがなものかなというふうに考えております。

**○渋谷勲委員長** 山脇委員。

**○山脇智委員** 撤去費用なども含まれているということなんですけれど、幸いにして、アウガの食街道の部分にしても、ヤマト運輸の部分にしても、また、1階のガールフレンドなどの直営店の部分にしても、まだ残っている状況なので、やはり、そこは専門家に診てもらって、果たして、これだけの工事費がかかったのかっていうのは、調べることができると思うんですよね。それで、そこまで詳細な積算ではなくても、例えば 800 万円、会社によって違うし、さまざまな施工方法によっても違うとは思いますが、やはり、あまりにも著しい金額の開きがあるのか、それとも、ある程度適正な金額だったのか、そこまで金額のずれがないのかとかがっていうことは、いままでの話の流れからいって、ビル会社のお金が、今回アウガがこういう状況に至るまでにお金が適正に使われたのかっていう部分でのこの特別委員会ですので、最終的な報告を出すためには、やはりそこまでしないと、なかなかこの特別委員会を設置した意味っていうものもみえてこなくなると思うので、私はそれはぜひやっていただきたいと思います。

先ほど、私、会社の名前言ってしまって、本当に申しわけなかったんですけれども、ただ、一点ちょっと確認したいのが、この食街道めぐり事業は、国の補助事業で市が

行って、受注をした会社が行って、その受注した会社の名前を言うことが、行った会社名を言うのはなぜまずいのかっていうのは全然わからないっていうか、それは多分普通の人調べようと思えば、いつでもわかることですし、実際に施工を行った会社なんだから、別にそれは疑問がある会社という意味じゃなくて、国の補助事業を行った会社っていうことで、市のほうで別に名前を出すことはできると思うんですが、その点はどういうことなんでしょうか。

**○渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

**○堀内隆博経済部長** まず先に、工事価格の適正さ、適正な工事費をきちんと確認したほうがいいんじゃないかというようなお話でありました。先ほど申し上げましたように、今回の工事自体が市の補助金を出してるとはいえ、ビル会社が行った工事でありまして、ビル会社と建築会社との契約にかかることということで、市の契約にかかることではありませんので、かかわった方々の御了解が得られればですね、その建築会社の名称等を公表することができるんですが、今のところ、まだ、その御了解がとれていないということで、公表することを差し控えていただいているところです。

それと、先ほど申しましたように、既に撤去されて、ない部分があるので見積書等を取り寄せて、ほかの業者に積算してもらっても正確なところ出るのかなっていうふうなお話も申し上げました。私のほうも、額が適正かどうかというふうなことを確認するためにですね、類似の大型小売店2社に聞き取り調査をさせていただきました。その結果、規模とか、その造作の内容等に当然よるんですけれども、いわゆるアパレル関係の造作工事についての平均坪単価、これは規模によると、小さければ小さいほど高くなるという傾向もありますけれども、おおむね30万円から60万円の範囲内というふうに伺っておりました。それで、今回の例えば、ガールフレンドについては、工事費総額が約8820万円、間違いました、済みません。882万円でありますけれども、面積で割り返しますと坪単価約18万円ということで、どちらかというといかに安い程度と、ヤマト運輸についても、確か50万円か60万円ぐらいになると思うんですが、特にアパレルでなくて、カウンターだとかその規模が小さかったり、壁があったりした上での価格でありまして、その上で、先ほどの30万円から60万円のところにおさまっておりますので、飛び抜けて高いというふうなことではないんでないかなというふうに今のところ判断しております。

**○渋谷勲委員長** 山脇委員。

**○山脇智委員** 今の市の説明だと、大体類似のところを指名して、小売店のアパレルの設計をやったところに聞いて、大体の工事費の額におさまっている、おさまっていないという、あまりにもちょっと大雑把な話なので、やはり、せつかくこの特別委員会を設置して疑惑を調査するということになったので、そういうのであれば、本当に今の状態では提示してもらっている情報が少な過ぎますし、これからこのまま本委員会をどんどん進めていったとしても、かなりの部分で疑惑が残ってしまうという状況

なので、今、問題になっている建築会社に対して、市としてしっかりと書類の提示を求めて、今後どうなるかわからないですけれども、提示できるようであれば提示していただきたいということを述べて、質疑を終わります。

**○渋谷勲委員長** 山脇委員、委員長としての所見を述べさせていただきます。

先ほど、山脇委員からの質疑中、建築会社の固有名詞の発言がありました。山脇委員からも申しわけないということで申し出があったわけでありまして、その点については、発言を削除されてもいいですよ（山脇智委員「はい」と呼ぶ）、ということでもあります。

そして、経済部長。やはり我々委員各位、議員各位も、市民からの負託を得て当選されている議員です。これをしっかりと受けとめていただいて、やっぱりある程度の諸々の質疑に対しては誠意ある、いま以上に誠意ある御答弁を、私、委員長からもお願いしたいと思います。

**○渋谷勲委員長** 次に、秋村光男委員。

**○秋村光男委員** 市民クラブの秋村でございます。今回の特別委員会の趣旨はですね、やっぱり補助事業なんです。補助事業の、国からの補助金が正常に使われているかどうか問題であって、業者がどうだとかっていうことは、私は全然頭にはないです。この金が正常に使われているのかどうかっていうことなんです。私はそう思ってます。

そこで、ちょっとお伺いします。この補助事業についてですけれども、現在アウガに入っている補助事業というのはどんな事業あるんですか。その事業はいつから始まったんですか。

**○渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

**○堀内隆博経済部長** 現在アウガに入っている補助事業という、今回の件で話題になっている補助事業であります。これについては、平成24年度の単年度事業であります。いわゆる施設の整備の事業につきましては、補助事業の開始日が平成24年7月24日で、完了日が平成24年12月30日になっております。

**○渋谷勲委員長** 秋村委員。

**○秋村光男委員** それだけですか。補助事業ってというのはそれだけですか。工事……。

**○渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

**○堀内隆博経済部長** 済みません。改めて答弁させていただきます。

まず国の戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金であります。この事業期間が平成24年7月25日から平成25年3月12日までで、食街道めぐりという市の補助事業であります。この事業期間が平成24年7月25日から平成25年3月8日までであります。

**○渋谷勲委員長** 秋村委員。

**○秋村光男委員** 私、ある委員から、工事請負契約書というのを、こういうのを私いただいているんです。これ工事請負契約書が3通ですね、3通いただいています。そ



して、工事請負契約に係る覚書というのもこれいただいているんですけども、この中身を見てみますと、誤字が散見をされましてですね、これが本当に契約書なのかなというふうに思うところがあるんですよ。そうなりますと、正規の人が正規の印鑑を押したとなると、こういう誤字ってのは出てくるはずないんですよね。出てきたとしても、これ修正をされるはずなんです。非常に私は信憑性に欠ける契約書だなというふうに思っております、その契約書に書かれている請負金額ですね、これも果たしてこのまま使われているのかどうかと、この金どこにいったのかなという、そういう疑いを持たざるを得ないんです。私はそういう気持ちなんです。市側では、工事の件名がですね、アウガ地階「食の街道めぐりテナント新設工事」という工事、これ契約書1件。それから、アウガ1階「スイーツコーナー完成工事」、これが1件。それから、アウガ地階「郷土料理店『りんご箱』新設工事」の施工について工事請負契約、持っています。それからもう1つは、1階のスイーツコーナー新設工事、このための覚書ということなんですけれども、これ私が今、指摘をさせていただいた契約書は、市側もお持ちしているかと思うんですが、いかがですか。

○**渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

○**堀内隆博経済部長** 市側も保有しております。

○**渋谷勲委員長** 秋村委員。

○**秋村光男委員** そうすれば、この不適格な表現については認識をされているということでしょうか。

○**渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

○**堀内隆博経済部長** 御指摘されましたような契約書の不適切といたしますか、誤りですね、それは認識しております。

○**渋谷勲委員長** 秋村委員。

○**秋村光男委員** 契約書の中身というよりも、本来使われるべき字じゃないものが使われているという、いわゆるそういうことが何件かあるんですけども、そうなりますと、私は果たしてこの契約書が有効なのかという有効性が問われてくるんですが、その辺についてはどうお考えでしょうか。

○**渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

○**堀内隆博経済部長** ただいま委員から御指摘のありました、その誤りがあるような契約書の有効性についての御質疑であります、青森駅前再開発ビル株式会社の契約書における代表者名の誤記載が1つ、本来であれば、(甲)発注者と(乙)受注者と記載すべきところを、(甲)発注者と(甲)発注者と誤記載した契約書であります、この契約の有効性につきまして、ビル会社の顧問弁護士に確認いたしました。その結果であります、契約書に誤記載があったとしても、当事者間の合意により契約が成立するものであり、同社の契約書についても、当事者間の意思表示の合致が確認できるということでありまして、契約は有効であるということでありました。

しかしながら、その重要書類である契約書の誤記載が散見されるなど、事務処理の誤りが多数あったことにつきましては、同社としても深く反省すべき点であると考えておりますし、市といたしましても、これらの誤りについて率直に受けとめまして、十分な指導が必要であったのであらうと考えております。

**○渋谷勲委員長** 秋村委員。

**○秋村光男委員** 私も契約書の中の一部に誤字があったとしても、この有効性が問われたときにこれは無効ですということにはならないのかなというふうに思うんですけども、ただ契約書にその誤字があっても修正するわけでもないし、そういうような契約書であるならば、本当にこの請負金額もこれも有効にといいますか、工事に使われたのかというそういう疑念を持って私は当然だと思っております。その辺の認識いかがですか。

**○渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

**○堀内隆博経済部長** ただいまの契約書の金額の件であります、私ども補助事業者といたしまして、補助金については支払いの伝票ですとか、領収書、そういったものの写しを添付していただくこととなっております、それらの書類によっても確認できておりますので、この契約書に誤りがありますものの、その金額については、しっかりと支払い等行われたものと考えております。

**○渋谷勲委員長** 秋村委員。

**○秋村光男委員** 先ほど来申し上げておりますように、要は、補助事業ですよ。国民の皆さん、市民の皆さんからいただいたお金をもって、この事業をしていますよとなると、当然にしてやっぱりそこには慎重にかからなきゃならないというのはもちろんのことですけれども、そのことを予定どおりにもって、この事業が行われたということを確認できるものっていうのは、今、部長がおっしゃったそのほかにないもんですか。

**○渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

**○堀内隆博経済部長** 補助事業の流れといたしまして、先ほども中村委員の御質疑でも一部お答えいたしましたけれども、まず補助の申請、交付申請を受けます、補助する側としては。その内容をチェックいたしまして、よければ交付決定を出します。その前に内示を出すこともありますが、内示あるいは交付決定を出します。そうしますと、その補助を受けた事業者は補助事業に着手いたしまして、事業が完了した時点で、工事であれば実際に工事発注者の完了検査とか、その事業実施報告、完了報告等々受けてですね、市に完了実績報告を上げます。ですから、その交付決定をしてから完了実績報告が出てくるまで、途中経過については、とりあえずいつも常に実地で見ているわけではないということになります。最終的には、その実績報告の確認については、さまざまな伝票等、いわゆる証拠書類といいます、領収書でありますとか支払いを証明できる書類ですとか、そういった書類で確認いたしまして、その内容の的確性に

ついて判断するという流れになっております。ですから、いわゆる書類等、現地で見  
る場合もありますでしょうけれども、事業完了後に全体のものについて報告を受け、  
チェックする、確認するという流れになっております。

○**渋谷勲委員長** 秋村委員。

○**秋村光男委員** そうすれば、今回の補助事業のいわゆる補助というのは、このアウ  
ガの中に入っているテナント、業者が工事をする、そのことに対しては、特別、使用  
方について制限を受けるような補助金ではなかったというふうに理解していいんです  
か。

○**渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

○**堀内隆博経済部長** 補助金の使用方について制限を受けるものではなかったかと  
いうお話ですが、交付申請の段階で、いわゆる工事の内容等について示されておしま  
す。交付申請をして、交付決定を受けた内容について、事業を実施していただくとい  
うことですので、その補助金の使途に制限がないということではありません。

○**渋谷勲委員長** 秋村委員。

○**秋村光男委員** いずれにしても、第三セクターアウガがあつて、業者があつて、市  
があると。全く市が関与しない事業もありますし、工事契約もありますし、あるんで  
すけれども。業者、テナントと第三セクターだけの関係ということもあるんですけれ  
ども、いずれ今回のような国からの補助事業に関しては、より慎重にあるべきだとい  
うふうに御指摘をさせていただきたいと、こう思います。

次は、直営店についてちょっとお伺いしたいと思うんですが、アウガ内にある直営  
店というのは、どこのことを言うんですか。

○**渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

○**堀内隆博経済部長** 直営店はまずガールフレンド、今回話の対象となっております  
のはガールフレンドという、補助で整備した1階のスイーツコーナーに隣接する、ガ  
ールフレンドが話題になっている直営店であります。

○**渋谷勲委員長** 秋村委員。

○**秋村光男委員** もう1件ないですか。3階にあった……。

○**渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

○**堀内隆博経済部長** もう1件、トレーダーラックという店がありましたが、先日視  
察に行つて確認した場所はガールフレンドでありました。

○**渋谷勲委員長** 秋村委員。

○**秋村光男委員** 直営店は何の目的で設置されたのかということになるんですけれ  
ども、今御説明をいただきましたガールフレンド、それからトレーダーラック、ここ  
の店のオープンはいつでしたか。

○**渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

○**堀内隆博経済部長** 資料を準備しているんですが、ちょっと見つからなくて、資料

を探す間、次もし進めるのであれば先に……。

○**渋谷勲委員長** 秋村委員。

○**秋村光男委員** オープンしてから店を閉めるまでの、それぞれの収益状況、決算ですね、どういう状況であったのかということをお伺いします。

○**渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

○**堀内隆博経済部長** 直営店のトレーダーラックとガールフレンドの収支状況であります。トレーダーラックにつきましては、平成19年10月から平成28年度の最後、ちょっと営業形態は変わりましたものの、先日、テナントが平成29年2月末に出るまでおりましたんですが、ここについては、各年度、多いときでは1500万円を超える、その他の年度でも安定的に350万円から600万円程度の利益が出ておりました。もう1件のガールフレンドでありますけれども、先ほど中村委員の答弁でも申し上げましたが、平成24年7月からのオープンでありまして、平成24年度が68万8000円の黒字、平成25年度が通年で286万3000円の赤字、平成26年度が599万8000円の赤字、平成27年度は最後店を閉めるときのバーゲンの売り上げなども入っておりますが、271万3000円の黒字であります。

○**渋谷勲委員長** 秋村委員。

○**秋村光男委員** 私、先ほど目的について、この直営店を設置した目的についてちょっと伺ってなかったかなと思うんですが、この設置目的ですね、お伺いします。

○**渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

○**堀内隆博経済部長** 直営店の設置目的についてお答えいたします。青森駅前再開ビル株式会社では、フロアコンセプトですとか消費者ニーズに合わせた店舗展開によりまして、アウガのファッション性、話題性を高め、空き区画の解消ですとか、同社の売り上げ向上を図るために、直営店を設置したものと伺っております。

○**渋谷勲委員長** 秋村委員。

○**秋村光男委員** 私の認識では、いわゆる後で出てくるんですけれども、いわゆるリーシングですよ。空き区画をいかにして埋めるのかというふうな取り組みをリーシングと言うと、私、認識しておりますけれども、このリーシングというのは正直、なかなか進まないんですね。難しい状況であったというふうに思うんです。それがためにであるならば、空き区画をいつまでも残しておくわけにはいかないということの意味をもって、直営店をオープンさせたという意味合いが大きいんじゃないかと思うんですが、いかがですか。

○**渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

○**堀内隆博経済部長** 空き区画が多く、リーシングがうまくいかないのが直営店というお話がありましたが、先ほども申し上げましたように、直営店を開設する目的には、空き区画の解消という目的も含まれておりますので、委員が御指摘のような理由も含まれているものと考えます。

**○渋谷勲委員長** 秋村委員。

**○秋村光男委員** もちろん、直営店2店舗、平成19年と平成24年に設置していますが、この2店が設置したからといって、空き区画は解消されたわけではないんですけれども、平成13年のオープン時から営業企画部でもってリーシングを担当していました。担当していましたけれども、平成24年でしたか、ここちょっと定かでないんですけれども、リーシングを強化しなければならないということで、嘱託職員を配置して、そしてリーシングを取り組んだ時期があったんですが、このときの実績っていうのは出ていますか。

**○渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

**○堀内隆博経済部長** 秋村委員からのリーシングに嘱託職員を配置した時期の実績についての御質疑がありました。当時の関係者によりますと、当時の経営状況を踏まえて、リーシングを初めとする営業力強化のために、ビルの状況に詳しく、店舗開発や販売促進企画等のノウハウを有している者を店舗開発担当として採用することといたしまして、平成23年7月1日から平成25年9月30日までの間、同社と業務委託契約をかわしまして、無給で従事していただいたということであります。その嘱託職員が在籍した期間のリーシング実績といたしましては、18テナントが出店した一方で、11テナントが退店したということもあります。差し引きでは、7テナントが増加しております。

**○渋谷勲委員長** 秋村委員。

**○秋村光男委員** 今、7テナントが増加というお話をいただきましたけれども、なかなかわかに信じがたい数字なんですよね。一連のずっと空き店舗の数字を見てみますと、この辺というのは、確かに18店舗が退店しているんですよね。出店が18で、7店舗が撤退……11ですね。そうすると、空き店舗が少なくなったということですね。埋まったということですか。

**○渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

**○堀内隆博経済部長** 結果的に埋まったということですが、先ほどの数字、申しわけありません、若干誤りがありました。訂正させていただきます。18テナントが出店、出店が18テナントでよろしいです。退店が14テナントでありまして、差し引きで4テナントの増加です。それと先ほど御答弁できなかった各直営店の営業期間であります。ガールフレンドにつきましては、平成24年7月から平成27年3月まで、トレーダーラックにつきましては、平成19年10月から平成29年2月までとなっております。

**○渋谷勲委員長** 秋村委員。

**○秋村光男委員** 結果として、さまざま取り組みしてきたわけですがけれども、債務超過を起こし、そして、およそ17億円の債権の放棄というふうな形になるんですけれども、減損処理とそれから債務超過と債権放棄、この関連についてちょっとだけ伺います。平成21年の12月臨時会、この議会でもって2億円の緊急融資をしました。

可決しました。そして、同時に5億6000万円のD E S、債権の株式化、これもやりました。そして、借入金の元本の返済、5年間の延長しましたね。この3点セットでやったはずですよ。そのとき、いわゆる資金よりも……ごめんなさい、負債よりも資産のほうが多いという状況であったのか、あるいはその逆であったのか。つまり言いたいことは、その時点で、既にその債務超過の状態であったのかどうかお伺いしたいと思います。

○**渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

○**堀内隆博経済部長** いわゆるD E Sをした時期、あるいは金融債権の元本の支払いを残務させたというふうな時期についても、債務超過の状態にあったのかという御質疑であります。当時はまだ債務超過には至っておりませんで、その債務超過を回避するためということで、一連の措置がとられたというふうに記憶しております。

○**渋谷勲委員長** 秋村委員。

○**秋村光男委員** 要するに、債務超過を防ぐためにD E Sもやったわけですよ。あの当時、私の記憶では、借入金、今よりも多かったのではないかと記憶しているんですよ。多かったんじゃないかと。それで、減損処理をしたがために、この21億円の借入金のうちに、およそ17億円という債権を放棄しなきゃならないというような事態になったというふうに私は記憶しているんです。要するに、減損処理しなければ、今回も17億円の債権の処理は必要なかったというふうに認識してよろしいですね。

○**渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

○**堀内隆博経済部長** 今回の債権放棄と減損処理の関係でありますけれども、減損処理によりまして、金融債権の額が変わったわけではありまして、減損処理をやって債務超過になりました。その債務超過になったことによりまして、さまざま問題が発生し、会社を清算しなければいけないということになったのが現在であります。ですから、減損処理をするまでには、複数年度の赤字でありますとか、将来のキャッシュフローの見込みを立てた上での、改善しないというふうな見込みのもとに、監査法人から指摘されたときに行うということでありまして、結果として債務超過……赤字が続き、減損処理をしたおかげで、その赤字の額が膨らみ、今回清算に至ることになってますが、それと現在残っている債権放棄の対象としての額の17億円というのは、債権放棄しなければいけなくなったというのとは直接的な因果関係はありません。

○**渋谷勲委員長** 秋村委員。

○**秋村光男委員** これで終わりますけれども、要するに言いたいのは、債権処理を17億円という莫大なこんな債権じゃなくて、もっと小さいうちに処理できなかつたのかということなんですよ。

○**渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

○**堀内隆博経済部長** 債権がもっと小さいうちに処理できなかつたのかというお話であります。当初建設当時の債務がまず大きかったわけでありまして、それを金

融機関から市が買い取ったんですが、小さいうちというよりは、その大きいもので一部償還が1回くらいありましたけれども、だんだん大きくなったわけじゃなくて、最初から大きい債務でありましたので、ちょっとその小さいうちに処理ということは困難であったと考えます。

**○渋谷勲委員長** 秋村委員。

**○秋村光男委員** その辺の認識、ちょっと違いがありますけれども、これで終わります。

**○渋谷勲委員長** 次に、仲谷良子委員。

**○仲谷良子委員** 社民党の仲谷良子でございます。質疑する前に、一言申し上げたいと思います。理事者の皆さんに申し上げたいことは、なぜこのような特別委員会を開かなくてはならないのかです。第三セクターとしての青森駅前再開発ビル株式会社に、15年間、青森市は翻弄されてきたと考えます。アウガは初めから泥船だったと言われた経済部長がおりましたが、まさにそのとおりだったと思います。中心市街地のシンボルだからという理由で、市民の税金が8億5000万円、さらに2億円と投入され続け、今また17億5000万円の債権処理をせざるを得なくなりました。平成29年4月からアウガに関係のない市役所職員まで給料を削減されることになりました。なぜこうなったのかです。これまでの一般質問、予算特別委員会、常任委員会等でもアウガの内情は知られることがなかったと私は考えています。先ほど、秋村委員が述べました、平成21年12月24日、25日、2億円を貸し付ける臨時会で、当時の経済部長は、前略いたしますが、「計画見込みの甘さが会社にあっただけでなく、市といたしましても、株主として、計画実効性をチェックすべき場にある者として、その責任を十分果たしていなかったことにも根本的に原因があったものと認識しております」というふうに答弁しています。しかし、反省することもなく、市民の税金がこれほど投入されたのに、市の答弁はアウガの株式会社は別人格だとかばい、真実を隠し続けた結果ではなかったのでしょうか。消えていくアウガを目の前に、真実を答弁してください。そして、株式会社の職員でなければわからないときは、職員を参考人として要請することにも協力をお願いいたします。質疑をいたします。

1点目は、改装した水の遊歩道、スイーツコーナー、ガールフレンド、食街道及びヤマト運輸の工事が妥当かどうか調査すべきと思うがどうか、お答えください。

**○渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

**○堀内隆博経済部長** 仲谷委員からの御質疑であります。申しわけありません、先ほど秋村委員にお答えしたガールフレンドの営業期間に間違いがありましたので、謹んで訂正させていただきたいと思いますが、先ほどガールフレンド、平成24年7月から平成27年3月までと申し上げましたが、平成27年5月まででありましたので、謹んで訂正させていただきたいと思います。申しわけありませんでした。

仲谷委員からの御質疑にお答えいたします。改装工事の妥当性について調査すべき

ではないかという御質疑でありました。市では、議会の御指摘を踏まえまして、青森駅前再開発ビル株式会社が発注した工事の妥当性を確認するために、アウガに類似いたしました市内の大型工事店舗2社に聞き取りを行いました。先ほど山脇委員の御質疑にもお答えいたしましたところではありますが、市内の大規模店舗2社への聞き取りによりますと、アパレル店舗の造作工事については、規模とか造作の種類にも違いがありますけれども、平均的にはおおむね30万円から60万円程度の坪単価であるとのことでありました。御指摘の5件の工事に係るそれぞれの確認内容についてではありますが、まずヤマト運輸の出店工事につきましては、840万円であります。既存の番台をテナント区画に変更することに伴います造作工事前の市場店舗などの撤去費用がまず約100万円ありまして、スプリンクラーの移設増設工事が約78万円といった特殊な経費が含まれておりますものの、坪単価については58万円となっております。

次に、1階の直営店のガールフレンドの工事費は約882万円ではありますが、造作工事の坪単価につきましては約18万円、また1階の水の遊歩道の改修工事費は約465万円でありますけれども、2階から滝のように水を流して循環させる施設の撤去費用として90万円が含まれておりますが、坪単価にいたしますと約130万円となっております……13万円、申しわけありません、となっております。

最後に、国及び市の補助金を活用して整備した地階の食街道及び1階のスイーツコーナーの工事費については、合わせて2420万円ではありますが、先ほど来問題が指摘されておりますものの、国のマニュアルに基づきまして、3社から見積もりを徴し、もっとも安い金額を提示した業者と契約されておりますので、特に坪単価等をお示しいたしません。これら5件の工事については、施工場所が商業施設という性格上、夜間工事で行われていることもありまして、日常施工する通常の工事よりも割高になっております。これらのことを踏まえまして、市といたしましては、同社が行ったこれらの改装工事は高額過ぎるとまでは言えないものと現在のところ考えております。

**○渋谷勲委員長** 仲谷委員。

**○仲谷良子委員** ありがとうございます。

高額ではないと、ある程度妥当だというふうなお考えで受け取っていいのでしょうか。

**○渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

**○堀内隆博経済部長** 先ほど御答弁申し上げましたように、まるっきり適正だ妥当だということまではいかないまでも、極端に高すぎると、高額すぎるということではないのかなど。受けられる範囲の中かなということでもあります。

**○渋谷勲委員長** 仲谷委員。

**○仲谷良子委員** 中村委員が予算特別委員会の際に写真を求めたけれども、写真がなかったという、途中のですね。どういう工事をしたかという写真がなかったということがありましたけれども、この工事は全ての、何と言うか、工事の途中経過ですね、そういうふうな写真は添付されているんですか。



**○渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

**○堀内隆博経済部長** こちらに先ほどお配りした資料もありますが、いわゆる補助事業については施工前、施工後、これについては確実に写真を添付することになっておりますが、ビル会社自体が補助とは別に行っているものについては、写真等については、ないものも多くあるようです。

**○渋谷勲委員長** 仲谷委員。

**○仲谷良子委員** 今ここでしゃべっても水かけ論みたいになるんですが、ただ、例えば自宅を改装した場合とか、そういう場合、1000万円の工事っていうのは、本当に、うちのほとんどを造作するくらいの工事なんですね、1000万円を出せば。ですけれども、このガールフレンドに関して882万円、アパレルの単価は高いのかもしれませんが。壁紙だとかちょっと聞き取りの中で聞いたら、壁紙とかも高く、アパレルになるというものの、そんなにあそこに882万円もかけてやったのかなという思いは残っています。でも、ここで別にどうしようこうしようということではできませんので、ここはこれで終わりますけれども、疑問は残っています。

次に、ガールフレンドの経営についてお尋ねいたします。開店が平成24年7月から閉店が平成27年5月ということはお聞きいたしました。私も質疑の中に入れておりました、本来アウガのビル会社というのは、テナントにフロアを貸しての営業であるはずなのに、なぜ直営店を営することになったのかということが疑問でありました。取締役会の承認を得ていると聞き取りで聞きましたので、取締役会での議論経過があったでしょう。それが、先ほど秋村委員には、フロアコンセプトでファッション性を高めるために、ということで直営店を取り組むことになったということなんだろうけれども、でも、この時期は、この時期ってずっとなんですが、各テナントでもそんなに売り上げがどんどん進んでいるという状況ではなかったと私は思っています。なのに、その直営店をつくって、利益が上がるかと判断した理由はなんなのかお答えください。

**○渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

**○堀内隆博経済部長** 利益があると判断した理由ということで、これは会社からお伺いしているところでありますが、いわゆる有名、若い女性向けの有名ブランドで、首都圏とか大阪までしか余り出ていないような人気ブランドを取り扱うことによって、まずビル全体のイメージアップを図るとともに、個別のそういう高級な若い女性のファッションの、有名ブランドの魅力で人を呼ぶと、なおかつそれによって、広告的な意味合いも使って、アウガの建物自体にそのことによって人を呼ぶというような考え方であったように伺っております。

**○渋谷勲委員長** 仲谷委員。

**○仲谷良子委員** 広告的な、アウガの広告の一つとしての直営店だったということなんですね。取締役会でガールフレンドを直営店でやろうとしたのは、そういう考え方

と受け取っていいんですね。

○**渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

○**堀内隆博経済部長** 目的は1つだけではなくて、そういう広告的な意味合いもあるし、集客力があると。ですからそのお店自体で物を買わなくても、そのお店を、例えばウインドーショッピングで来た方が、アウガ内のほかのお店で買い物をするとかということもありますし、あるいはそのお店で直接、首都圏、大阪などの大都市圏でしか出回っていないような、そういうファッションブランドの洋服を買っていかれる方もあって、その方を顧客としてつかめば売り上げが上がると、その直営店自体も売り上げも上がるというふうに考えたというふうに伺っております。

○**渋谷勲委員長** 仲谷委員。

○**仲谷良子委員** 後でも聞きますけれども、結局、全然そうならなかった。全くそうならなかったというふうに判断いたします。先ほども、中村委員に対しての、収支の関係を平成24年、平成25年、平成26年、平成27年聞きますと、黒字は最初と最後、最後は2カ月間でこの物を投げ売りみたいな感じで、私はバーゲンで売ったと思いますよ。それでも黒字が出たんだと思いますが。平成29年3月22日、特別委員会メンバーでアウガを視察したときに説明されたアウガの職員の方ですね、ガールフレンドを委託した人は、リーシングに優れ専門性の高い人だったと私どもに説明しました。

平成26年12月の文教経済常任委員会では、当時の佐々木経済部長は、実績値が計画値を下回った主な要因として、消費税の影響による店頭売り上げの減少や、直営店舗であるガールフレンドの業績不振から収入が伸び悩んだ結果であると分析しているというふうに、その経営状況を説明しております。また、代表取締役社長であった澤谷氏は、赤字となっている直営店のガールフレンドについては、アウガ経営改善委員会からの提言もあり、赤字の垂れ流しをストップさせるためにも、平成27年3月末までの閉店を考えているというふうに言いました。が、常任委員から、今直ちに閉店する決断が必要でないかという意見も出ました。改めて、アウガ経営改善委員会について、少し聞きたいと思いますが、これはいつからいつまで設置したものでしょうか。

○**渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

○**堀内隆博経済部長** ただいま資料を準備はしておりますが、ちょっと探しておりますので、少々お時間いただきたいと思っております。

○**渋谷勲委員長** 仲谷委員。

○**仲谷良子委員** いつからいつまではわからなくても、なぜ設置されてどのような役割を果たしてきたのかはおわかりになりますか。

○**渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

○**堀内隆博経済部長** なぜ閉店されて、どのような役割を……はい。

〔仲谷良子委員「なぜ設置されてどのような役割を果たしているのか」と呼ぶ〕

○**渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部次長。

**○横内信満経済部次長** アウガ経営改善委員会設置要綱についての御説明をさせていただきます。まずこの委員会ではありますが、設置は平成26年8月25日ということになっております。設置の目的でありますけれども、青森駅前再開発ビル株式会社では、第二次再生計画という経営改善計画を策定しておりますけれども、その着実な推進のための、考えをまとめるための委員会ということでありまして、役割といたしましては、アウガの経営課題とその改善策について検討、提言すること、再生計画の達成に向けた改善策について検討し提言すること、会社の経営健全を支援すること、会議内容について取締役会に報告する、こういった役割を持って設置された組織であります。

**○渋谷勲委員長** 仲谷委員。

**○仲谷良子委員** そうしますと、アウガ経営改善委員会からの提言は、そのアウガの株式会社に対し、何回か行われていると思いますけれども、何回行われましたか。

**○渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

**○堀内隆博経済部長** ちょっと今、確認しますのでしばしお時間をいただきたいと思います。

**○渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部次長。

**○横内信満経済部次長** 平成27年5月13日に中間提言書なるものが1回、提出されております。その後の会社にオフィシャルな提言はありません。――失礼しました。

**○渋谷勲委員長** 経済部次長。

**○横内信満経済部次長** 失礼しました。申しわけありませんでした。答弁させていただきます。中間提言書なるものが2回ありまして、第1回目の中間提言が平成27年2月21日付であります。次の中間提言書が平成27年5月13日、この2回であります。

**○渋谷勲委員長** 仲谷委員。

**○仲谷良子委員** じゃあ2回の提言書、その時の提言書は市で保管しておりますか。市で持っておりますか。

**○渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部次長。

**○横内信満経済部次長** 市としては、入手はしておりますけれども、この委員会でありまして、会社のほうから、基本的には会社のほうで設置して、会社の社長さんに対してその経営改善策を提言するといった組織であります。

**○渋谷勲委員長** 仲谷委員。

**○仲谷良子委員** そうすると、持っているけれども、例えば、私が、どのように書かれていたか、その中間提言書にはどのように書かれていたか示せますかと聞いたら、お答えできますか。私、先ほど言ったみたいに、真実を話してくださいとお願いをいたしました。ぜひ、そこでどんな提言されたのか示してください。

**○渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部次長。

**○横内信満経済部次長** それでは提言内容に関して、まず、平成27年2月21日の中

間提言書に関する提言を読ませていただきます。まず1番が、直営店の閉店の内容ということで、ガールフレンドについて赤字経営であるためということ、3月末日をもって閉店するといった内容の記載があります。トレーダーラックについては、テナント化に向けて条件整備した上で、閉店の時期を定めるといった内容であります。附議事項といたしまして、このアウガ経営改善委員会が、今後経営全般にわたる問題課題について検討していきますという内容は、付記されております。それと、2回目ですが、平成27年5月13日の中間提言書であります。提言の1番といたしまして、ガールフレンドの在庫を一括処分することといった提言がなされております。提言の2つ目として、トレーダーラックの早期閉店することを提言する、大きく直営店に関する提言がなされております。

○**渋谷勲委員長** 仲谷委員。

○**仲谷良子委員** 平成27年2月21日、ガールフレンドを同年3月末日で閉店をさせるべきだという提言。このときに、ガールフレンドについての何か、例えばどんな状況だったのかとか、損益はどれくらい出しているのではないかとすることは書かれておりませんでしたでしょうか。

○**渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部次長。

○**横内信満経済部次長** 平成27年2月21日の提言書には赤字経営であるためということの記載であります。

○**渋谷勲委員長** 仲谷委員。

○**仲谷良子委員** じゃあ、ただ赤字経営であるために3月末で閉店すべきということだけが書かれて、付記……そこに付記っていうんですかね、記と書いて、その以下の部分は、どんなことが書いてあったのか、ちょっともう少し示してください。

○**渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部次長。

○**横内信満経済部次長** 附議事項と先ほど私申しましたが、そのまま読みますと、「経営改善委員会は、今後経営全般にわたる問題課題について検討していきます」この文言であります。

○**渋谷勲委員長** 仲谷委員。

○**仲谷良子委員** アウガ経営改善委員会は、これは機能していたと考えられますか。

○**渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部次長。

○**横内信満経済部次長** この委員会でありまして、結果といたしまして、最終報告を出さずに終了しているという経緯がまずあります。一方で、この中間提言書に書かれたことに関しましては、実現されているという事実もありますので、機能していたかどうかということに関しては、つぶさに私その場で把握していることではありませんけれども、実現している内容もあるということで承知しております。

○**渋谷勲委員長** 仲谷委員。

○**仲谷良子委員** ガールフレンドは赤字がために3月末日にということを経営改善

で書かれているということは、ガールフレンドの内情をきちんと、アウガ経営改善委員会として把握して書かれていたと考えてよろしいでしょうか。

○**渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部次長。

○**横内信満経済部次長** ガールフレンドに関しましては、当然にしてその損益を見極めた上での提言というふうに認識しております。そういった役割を持った委員会でありますので、経営状況に関しては、皆さんで御検討されたものというふうに認識しております。

○**渋谷勲委員長** 仲谷委員。

○**仲谷良子委員** わかりました。損益を見極めてというのは、内情をしっかりとわかって、どれくらい損益があったのかもわかっていてということによろしいですね。

○**渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部次長。

○**横内信満経済部次長** どこまで詳細なものまで把握していたかということは、私もちょっと承知しておりませんが、当然にして、損益が赤字だということで、会社の経営改善をする組織ですので、それなりの情報提供がなされて、内部状況も出されて、そういった検討がされてきたものというふうに承知はしております。

○**渋谷勲委員長** 仲谷委員。

○**仲谷良子委員** そうすると、ガールフレンドの損益、先ほどちょっと言っていますが、もう一度、損益、全部でいくらだったのか、損益を示してください。

○**渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部次長。

○**横内信満経済部次長** 申し上げます。平成 24 年度、これがスタート年度の損益であります。黒字でありまして、468 万 8000 円であります。平成 25 年度に関しましては赤字でありまして、358 万 1000 円であります。平成 26 年度は赤字でありまして、599 万 8000 円であります……失礼しました。平成 25 年度を読み間違いました。訂正させていただきます。平成 25 年度に関しましては、マイナス 286 万 3000 円です。（「違いますよ、さっき言ったのと」と呼ぶ者あり）

○**渋谷勲委員長** 仲谷委員。

〔横内信満経済部次長「失礼しました」と呼ぶ〕

○**渋谷勲委員長** 次長、ちょっと待って。仲谷委員。

○**仲谷良子委員** 私、先ほど中村委員にお答えした数字は一応メモをしました。平成 24 年は 68 万 8000 円、平成 25 年は 286 万 3000 円、平成 26 年は 599 万 8000 円、この平成 25 年、平成 26 年は赤字です。そして平成 27 年は黒字で、271 万円というふうに、私は損益全部でいくらだったのかと聞ききたいんです。

○**渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部次長。

○**横内信満経済部次長** 失礼いたしました。今、仲谷委員おっしゃったとおりでありまして、もう 1 回復唱させていただきますと、平成 24 年度は 68 万 8000 円の黒字であります。平成 25 年度に関しては約 286 万円の赤字、平成 26 年度に関しましては約 600

万円の赤字、平成 27 年度は先ほど申し上げましたように在庫処分のみということで、約 271 万円の黒字でありまして、結果として、3年間のトータルでありますと、546 万円の赤字であります。以上であります。申しわけありませんでした。

**○渋谷勲委員長** 仲谷委員。

**○仲谷良子委員** 損益が 546 万円ということでお答えになりましたけれども、本当にそれくらいだったのかと私はちょっと疑いたくなるんですね。それはなぜかと言えば、澤谷社長が赤字の垂れ流しをストップさせるためにもとこう言ったんですよ。ですから、その赤字の垂れ流しって言うその言葉から言うと、それぐらの額で、546 万円ぐらの額で赤字の垂れ流しって言うんだらうかと思って。いや、ちょっとこれって信憑性がないので私もしゃべるにもあれだけれど、何千万円って聞いてましたよ、私。何千万円も赤字あったからって言うのがアウガ経営改善委員会でわかっていたという、おおよそわかっていたという内容を私はちょっと耳にしたんですけれども、それは私は全くの信憑性がないので言いませんが。そういうふうなことで私は疑問を呈します。次にいきます。

そうすると、アウガ経営改善委員会にその月々というか、月々の収支の内容は示していたのかどうか、ちょっとお聞きいたします。

**○渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部次長。

**○横内信満経済部次長** 今、手持ちの資料がありませんで、当時、会社の内部組織でありますところの委員会がどういった資料を提示し議論したのかは、ちょっと今、申しわけありません、手元に資料ありません。

**○渋谷勲委員長** 仲谷委員。

**○仲谷良子委員** 私はこの内容をぜひ示していただきたいと思います。ですから、アウガの、先ほど中村委員が言われたように、アウガの職員の方を参考人としてお呼びできればというふうに考えています。後ほど、委員長よろしくお願いします。

そして、その委託料、直轄でやって先ほども出ましたけれど、その委託をした、会社に委託をしたんですよね。その直営店のガールフレンド、そこを会社として委託したんですね。

**○渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部次長。

**○横内信満経済部次長** そのとおりであります。

**○渋谷勲委員長** 仲谷委員。

**○仲谷良子委員** そうすると、その委託料はこの期間ですね、ガールフレンドが開店していた期間で委託料は幾ら支払ったのか示してください。

**○渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

**○堀内隆博経済部長** ガールフレンドの販売委託の金額であります、ここは当初平成 24 年 7 月からまず 1 年契約で、市内の販売業者と契約をしております、平成 25 年の 6 月の 1 年間で、ここについてはその販売業者の方から申し出があって、お辞め

になって、平成 25 年の 7 月からは別な企業と契約いたしまして、平成 27 年 5 月に閉店するまで営業を行っておりました。後半の平成 25 年 7 月からにつきましては、業務委託料は定額の月額 95 万円ということで伺っております。もう 1 社の方について、今回その委託料等についてのお話を特別委員会等でしてもいいかというふうな確認を、確認といいますかお願いをしたんですが、当時の御自身の所得なり収入が明らかになるとかそういったこともありますことから了解が得られなかったということで、先ほど来、申し上げておりますような、そういう個人あるいは特定の会社にかかわるような情報について、御本人の、相手方の了解をとらないまま公表するということは、市などがその損害賠償請求など受けるおそれもありますことから、今回については公表は差し控えたいと考えます。

**○渋谷勲委員長** 仲谷委員。

**○仲谷良子委員** 最初の委託料、じゃあ言ってください。この 95 万円よりも低い金額でしたか。

**○渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

**○堀内隆博経済部長** 明確に金額は、先ほど相手方の了解が得られていないということで、申し上げづらいですが、遜色ないといいますか、似たような金額であります。委託料の内訳といいますか、後半のほうは定額であります、そうじゃないような契約でありまして、月々の変動はありますものの、月平均といたしましては、まず同じような額になっていたということでもあります。

**○渋谷勲委員長** 仲谷委員。

**○仲谷良子委員** ちょっとわからないんですけれども、その方が言ってほしくないということで、言えないということはわかりましたけれども、私は、遜色ないと言って、どんなことで遜色ないのかよくわからないので、95 万円よりもその委託した金額、例えば、70 万円なら 70 万円だとすると、それにプラス仕入れに行く時のとか、そういうものが入っているのだから遜色ないと言っているのか、そこら辺がちょっとわかりにくいので、私は低いのかというふうに聞いて、高いか低い。私、95 万円という金額にこだわっています。お答えください。

**○渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

**○堀内隆博経済部長** まず、95 万円の金額につきましては、内訳をお話しする了解いただいておりますのでお話しいたしますが、月平均で、月々ちょっと 1 人 2 人変動はありますが、平均で 4 人を雇用いたしまして、人件費相当分が約 80 万円、4 人程度で 80 万円。ですから共済費とか雇用保険とかそういったものを入れて、一人頭 20 万円くらいの月額で 4 人ほど雇っていたと。残りは仕入れに行くときの旅費ですとか、さまざま残り数十万円ですからそういったことになっております。

**○渋谷勲委員長** 仲谷委員。

**○仲谷良子委員** その 95 万円のうち、4 人雇用して、その方たちに 20 万円という、

1カ月20万円だと4人だと80万円。そうすると、御本人には15万円しか残らないということなんですか。そして、その15万円のうちの仕入れに行く旅費とかありますよね。それもこの中から出さなければいけないということなんですか。言われるとうそでしょうとかって言えない……。

○**渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

○**堀内隆博経済部長** 積算といたしましては、その4人の人件費、店員のですね、人件費と、あとは仕入れ等にかかる、あるいは店の管理にかかる諸経費的なもので10数万円、残りの15万円相当ということになります。

○**渋谷勲委員長** 仲谷委員。

○**仲谷良子委員** そうすると、きちんと把握しておりますか。20万円、1人20万円賃金を支払ったという明細だとか、そういうものは市としてわかっておりますか。ただ、初めから20万円で、4人だから80万円だよということで、そういうふうな数字になったのかどうか。きちんと支払いの明細書とかわかりますか。

○**渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

○**堀内隆博経済部長** 委託した先の支出ということになりますので、その明細については把握してないです。

○**渋谷勲委員長** 仲谷委員。

○**仲谷良子委員** 今の95万円から、社長さんが15万円しか取らなくて、そして15万円の中で、例えば仕入れに行く旅費、ここから出すとしたら、何かやっても無駄なような自分には何もメリットがないような、それでも無報酬でもというふうな感覚でやってきたのでしょうかね、きっとね。例えば、この20万円という、1人20万円というのは、正規職員として雇っているっていうことを確認しますけれど、どうですか。

○**渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

○**堀内隆博経済部長** お答えいたします。

雇用形態についてはまでは確認しておりません。

○**渋谷勲委員長** 仲谷委員。

○**仲谷良子委員** やっぱり呼んでいただかなきゃわかりません。やっぱりそのアウガの職員の方を呼んでいただきたいと思います。これを全く真に受けて、もしかして20万円でないかもしれないじゃないですか。アルバイト的なもし人だったら、こんなに今、大抵15、6万円でせいぜいの金額だと思えますよ。今、最低賃金でも800何円で、それくらい払っているんでないかなと思いますので、それでもこの会社はどんなに赤字を出しても、95万円は支払われていたということですよ。赤字はしょうがないと、直営だから。赤字は全部、株式会社でかぶるので、95万円は支払いますよというふうな契約ですよ。

○**渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

○**堀内隆博経済部長** まず、直営店というのは、ビル会社そのものが経営する会社で



あります。ですから、その売り上げ、あるいは細かな経費、仕入れに係る代金とか、そういったものは会社が当然持ちます。売り上げについても、会社に入ります。ただ、会社自体でその店舗を経営する者が、専門的な者がいないので、そういった販売をできる方に委託しているということでもありますので、その方が商売をして、90何万円をもらっているんじゃないかと、商売といいますか、仕入れ販売をするんだけれども、その業務を委託しているということでもあります。

○**渋谷勲委員長** 仲谷委員。

○**仲谷良子委員** そうしたら、委託料のほかに、会社で電気料だとかさまざまの、もちろん家賃はないわけですから、ほかに会社で支払いをした経費があると思いますが、それは4年間、3年と10カ月くらいか——この開店していった期間、経費幾らでしょうか。

○**渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

○**堀内隆博経済部長** 504万7000円です。

○**渋谷勲委員長** 仲谷委員。

○**仲谷良子委員** じゃあそれはどんな内容か示してください。

○**渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

○**堀内隆博経済部長** 経費の内容であります。ちょっと内訳までは持ってありませんが、電気料、それから駐車サービス券使用料等であります。

○**渋谷勲委員長** 仲谷委員。

○**仲谷良子委員** 504万7000円でしたか、その期間中。それで、1年に100万円は経費としてかかっているということで見てもいいんですか。

○**渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

○**堀内隆博経済部長** 経費の年度別でお答えいたしますが、初年度が多くかかっております。電気料と駐車サービス券使用料等ということでもありますので、恐らく駐車場サービス券使用料が初年度は黒字のときでありますので、多かったのであろうなど。電気料はそうそう年度別で変動はないと思いますので。ということで、初年度に経費としては276万4000円かかっております。平成25年度は128万9000円。平成26年度は99万4000円となっております。

○**渋谷勲委員長** 仲谷委員。

○**仲谷良子委員** 内容について、後で示してください。明細ですね。多分、この中に今カードで買う人が多いので、支払い手数料何かも発生しているのではないかなというふうに思うんですけども、その内容を示していただきたいと思います。仕入れには、アウガの株式会社としてかかわっていたのかお聞きいたします。

○**渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

○**堀内隆博経済部長** 仕入れにつきましては、いわゆる委託しておりますので、その方が行くと。ただ、仕入れの代金は当然にして直営店でありますから、ビル会社が支

払うということになります。

○**渋谷勲委員長** 仲谷委員。

○**仲谷良子委員** それから棚卸しですよ。棚卸しってちょっと私よくわからない。毎月行うものですよ。

○**渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

○**堀内隆博経済部長** 棚卸しにつきましては、毎月行っているということでもあります。

○**渋谷勲委員長** 仲谷委員。

○**仲谷良子委員** その棚卸しに、株式会社の方はどれくらいまでかかわっておいりましたでしょうか。

○**渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

○**堀内隆博経済部長** 棚卸しにつきましては、受託した業者の方が全て行っていたということです。

○**渋谷勲委員長** 仲谷委員。

○**仲谷良子委員** そんなに信用、信用しないというのもおかしいですけども、その直営……委託して、委託はするけれども、実際のオーナーは株式会社でしょう。オーナーは。そのオーナーが全部信用して、仕入れにもその方が、優秀な方だとおっしゃるんですけど、その方に任せて、棚卸しもその方に任せて。変な話、ごまかしたってわからないじゃないですか。2年間も赤字をつくってきたわけでしょう、その方が。その会社がと言いますか。ですから、私はこういう本当にずさんなやり方が、そのアウガの株式会社としてずさんなやり方が、今の結果を招いてきたと思います。それから、直営店の担当者というのは、株式会社で決めていましたか。

○**渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

○**堀内隆博経済部長** 担当者は営業企画部の職員になっていたと。

○**渋谷勲委員長** 名前は。

○**堀内隆博経済部長** 名前は先ほども申し上げましたように、御本人の了解がないと。

○**渋谷勲委員長** 名前だけでも言えばいいじゃないか。

○**堀内隆博経済部長** 役職名であればということで。

○**渋谷勲委員長** 仲谷委員。

○**仲谷良子委員** 最終的に、改装費も含めて、ガールフレンドには幾らつぎ込んだのか、つぎ込んだのかと言いたいと思いますよ。だって、何にもそこで利益上がってないでしょう。

○**渋谷勲委員長** 職員の名前すら知らないってことあるもんか。暫時休憩。

午後3時14分休憩

---

## 午後 3 時 55 分再開

○**渋谷勲委員長** 休憩前に引き続き委員会を開きます。

答弁を求めます。経済部長。

○**堀内隆博経済部長** 先ほど、暫休前に仲谷委員から直営店ガールフレンドのアウガにおける担当者は誰かというお話で、御本人の了解を取ってからということをお願いしておりまして、先ほど御本人に了解がとれましたので担当者を申し上げます。

営業企画部の明本次長でございます。明るいに本と書いて明本と言います。営業企画部の店舗開発担当の次長でございます。

○**渋谷勲委員長** 皆さん、いいですか。(「はい」と呼ぶ者あり) 引き続き、仲谷委員。

○**仲谷良子委員** 先ほど言いかけたときに暫休になったので、最終的にその改装費も含めてガールフレンドに幾らつぎ込んだのかと、私、質疑したんですが、金額を示してください。

○**渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

○**堀内隆博経済部長** ただいまちょっと集計いたしますので、しばしいただきたいと思えます。

○**渋谷勲委員長** 仲谷委員。

○**仲谷良子委員** もしですね、このガールフレンド、結構広がったですよ。あの私も視察しても。この広い 49.24 坪になっていますか、約 50 坪くらいの広さですが、もしこれテナントに貸すとするとですね、おおよそどれくらいの家賃の収入があるもんですか。何か、ちょっと私聞き取りしたら、歩合もあるのでって言いましたけれども、おおよその家賃収入は示せるのではないかと思いますけれど、示してください。

○**渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部次長。

○**横内信満経済部次長** お答えいたします。

今、仲谷委員おっしゃったとおりですね、店舗のほうには固定だったり、歩合だったりということで、それに営業料プラス共益費が入っていたり、さまざま店舗によってまちまちですね、1 階部分のテナント、2 階部分のテナント、3 階部分のテナントとありますので、ちょっと済みません。一概にいくらですというお答えはなかなか厳しいです。

○**渋谷勲委員長** 仲谷委員。

○**仲谷良子委員** もしね、それ固定だったらいくらになりますか。

○**渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部次長。

○**横内信満経済部次長** 済みません。固定の店舗については、ちょっと調べてから、実績のある店舗を調べてからお知らせします。

○**渋谷勲委員長** 仲谷委員

○**仲谷良子委員** 私、幾らつぎ込んだのかという言い方したんですが、じゃああの金

額がそこで今出てくると。本当は私、言いかけて、言いかけたのでそこでもうきつと出てくるものだと思っておりましたけれども、計算されているものだと思ったんですが、その内容ですね。委託料もあるでしょうし、さまざまな経費もあるでしょうし、その内容をちょっと示していただきたい。計算するのにそれは出せると思うので、その内容も示していただきたいと思います。これはすぐ出ますか。

○**渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部次長。

○**横内信満経済部次長** まずですね、今、計算いたしますが、ガールフレンドの改装工事、こちらのほうに関しましては、先ほど委員皆様に資料を渡しているとおり 882 万円です。改装経費に関しましては図面のページの 3 ページになりますけれども 882 万円です。それプラス、平成 24 年度の損益、こちらのほうが 69 万円の黒字。そして、平成 25 年度は……。〔経費の積み上げ〕と呼ぶ者あり〕

○**渋谷勲委員長** 経済部長。

○**堀内隆博経済部長** 申しわけありません。ちょっと確認させてください。

幾らつき込んだのか。総額幾らつき込んだのかということですので〔「そうです」と呼ぶ者あり〕支出ですよ〔「そうです」と呼ぶ者あり〕損益ではなくて、はい。

○**渋谷勲委員長** 仲谷委員。

○**仲谷良子委員** 結局、ガールフレンドにはすべてで幾らかかったのかということですよ。

○**渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

○**堀内隆博経済部長** 売り上げは関係なくかかった経費の話でありますね。

○**渋谷勲委員長** 仲谷委員。

○**仲谷良子委員** 売り上げがあつたけれども、赤字もつくりましたでしょう。2 年間全く 24 カ月赤字になりましたでしょう。そして、黒字もあつてということもあつて、それで幾らということですね。

○**渋谷勲委員長** わかりますか。答弁を求めます。経済部長。

○**堀内隆博経済部長** ただいまのお尋ねにお答えいたします。

まず先ほど来申し上げておりました改装費が 882 万円。それから運営に係る支出につきまして平成 24 年 7 月から平成 27 年 5 月までで 11 万 5819 円で、申しわけありません。単位千円でありましたので 1 億 1581 万 9000 円。1・1・5・8・1・9 です。これがいわゆる運営委託と経費の合計額です。改装費と合計いたしますと 1 億 2463 万 9000 円。1・2・4・6・3・9 です。これに対してまして、収入であります、これも平成 24 年 7 月から平成 27 年の 5 月までで、1 億 1035 万 9000 円。1・1・0・3・5・9 です。で、差し引きいたしますと、4728 万円の赤字と。4・7・2・8。

○**渋谷勲委員長** 仲谷委員。

○**仲谷良子委員** 4728 万円赤字……。これは改装費も入れての赤字になりますね。改装費も入っての。

じゃあ、この 4728 万円をつぎ込んだけれども、全くこれが赤字でやり損だったという、私は思いますけれど、そういう感じでいいですか。

○**渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

○**堀内隆博経済部長** 今のお話ですが、先ほど申し上げましたように、いわゆる高級な、若い女性を対象にしたお店を設置することによって、人を呼び込むと、集めると。そのことによって、周辺のテナントで買い物する人だとか、アウガの館内を回遊する方もふえるだろうという効果と、それからアウガ自体が収益を上げたいというのと、双方の目的がありました。アウガ自体で収益を上げるということに関しては、言いましたとおり赤字でありますので、失敗でした。

ただその周辺に対する効果っていうのは今のところ測定はされていませんので、全くなかったかどうかというのはわかりませんが、その辺のところの分析はまだなされていない。ただアウガ全体として売り上げが余り上がっていないということを考えれば、効果はさほど大きくなかったのかもしれない。

○**渋谷勲委員長** 仲谷委員。

○**仲谷良子委員** まず私、今ね、その改装費も含めて 4728 万円ってば、合わなくないですか。だからね、これから 880 万円引いてみてください。そしたら大体 3900 万円くらいの赤字になるんじゃないですか。おかしくないですか、さっき聞いたら……。

○**渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長

○**堀内隆博経済部長** 申しわけありません。ちょっとお待ちいただいて……。済みません、ただいま計算した本人に説明させます。

○**渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部次長。

○**横内信満経済部次長** 済みません。御説明させていただきます。先ほど平成 24 年からのガールフレンドのですね、スタートから閉店までの平成 27 年度までの損益がトータル 546 万円の赤字と申し上げました。

この 546 万円の赤字に、先ほどの図面の 3 ページになりますが、投資金額が 882 万円、これを足します。マイナスを足しまして、トータル 1428 万円のガールフレンドに対する投資額でお願いいたします。

○**渋谷勲委員長** 仲谷委員。

○**仲谷良子委員** いや、投資額は 1428 万円。売り上げも——でもなんか合わない。1428 万円が投資額って言いましたよね。1428 万円。これさっき言った数字って何なんですか。あの売り上げが 1 億 1581 万 9000 円って言いましたよね。何か、少しちょっと、きちんとした数字を表にして出していただけますか。

つぎ込んだっていう言い方は本当におかしいんですけど、そうすると、1428 万円がガールフレンドにかかった経費だと。でも、さっき言ったのと違いますよね。4728 万円の赤字って言いませんでしたか。

○**渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部次長。

**○横内信満経済部次長** 大変申しわけありませんでした。先ほどはこちらの計算ミスでありまして、本当に申しわけありませんでした。今ほどお伝えした額が、1400万円の額のほうが正しい額でありますので、よろしくお願いいたします。

**○渋谷勲委員長** 仲谷委員。

**○仲谷良子委員** 546万円が、その開店していたときの経費も含めた赤字が546万円。それにプラス改装費、それだけだということ——これ546万円の中にはもちろん委託費とかもみんな入っているということで。じゃあ、1428万円が損した額、ガールフレンドにつき込んだっていか損した額ってということ。家賃は何にもないので、全てのものが直営として会社が、株式会社が持っているのですよね。95万円の委託費は、この中に入っているんでしょ。

**○渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

**○堀内隆博経済部長** 収支差し引きで出した金額が3年間で546万円でありまして、この差し引きしているのは売り上げから、売り上げ原価、販売委託費、それから電気料等の先ほどの経費を引いて出しております。

**○渋谷勲委員長** 仲谷委員。

**○仲谷良子委員** 入っているんですね。（堀内隆博経済部長「入っております」と呼ぶ）じゃあですね、まずさっき私聞いたのは、わかりましたでしょうか、家賃がどれくらいおおよその額はわかりましたでしょうか。

**○渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部次長。

**○横内信満経済部次長** まだ確認中です。済みません。

**○渋谷勲委員長** 仲谷委員。

**○仲谷良子委員** 最後に言おうと思ったんですけども、このガールフレンド、先ほど言いましたその効果というものを周りのテナントにも与えたのではないかというふうに言いましたけれども、そのガールフレンド自体がですね、全く赤字で終わって、そしてそれがすごく株式会社に赤字の垂れ流しと言われるくらい影響を与えてきたと。やって、何もなくて、本当にくたびれ儲けだったような、私は印象を受けます。多くの皆さんもそうではないかと思うんですよ。何のためにやってきたのか。その効果ですよね、効果は何を言っても結果が示すので、私は会社のそれはずさんなやり方、先ほども何も全てその委託の会社に任せていたという。そのことです、招いたことではないかと思うんです。信用すれば、みんな信用しなければいけないかと思いますが、やっぱり先ほど言ったみたいに、私は先ほどお名前が出た明本次長さんですか、私どもに説明をしてくれた方だと思いますが、この人は、委託した方はリーシングにも優れて、専門性の高い人だったと、今もって言うことが、私は非常におかしなことだと思います。これくらいの赤字をつくって、今、株式会社として反省もないのかと、なぜこの人をこのように言うのかというのがですね、私はそのように思っています。ですから、私はやっぱりさっき委員長にお願いしましたけれども、きちんとしたもの

を私どもは知りたいと思います。本当に会社で、4人の方を雇っていたと言っても、1人20万円かけて、そして中身も何もわからないまま、ああそうですかと任せられるくらい、アウガの株式会社はお金があったのかと。そんなことはなかったでしょう。厳しいから2億円も金出してですね、会議録見ますと、みんな本当に返せるのかどうかということですね、総括質疑した議員が言ったんですよ。そういうことを私はきちんと……市が役員も出していたでしょう。それにもかかわらず、何でこんな状態になったのか私は本当に怒りを禁じ得ません。終わりますけれども、後でこの家賃収入のことはお願いします。

**○渋谷勲委員長** ありがとうございます。次に、藤原浩平委員。

**○藤原浩平委員** 日本共産党の藤原浩平です。きょうここまで4人の委員が質疑しましたが、中身のやり取りを聞いて答弁を聞いていると、やっぱりますますこのアウガの問題はしっかりと検証されなければいけないというふうに思っています。最終的には17億5000万円の債権放棄をするということになったと。その責任、組織としての姿勢を示すとして、一般職の給料まで削ると。本当にそういうことで、これがだからもう検証も総括も終わったんだなんて言うのはとんでもないというような話だというふうに思います。そういう意味で、しっかりとこの特別委員会、任務が最終的に終わるまで、しっかりと議論を進めていければいいなと思います。

では、これまでと質疑の項目が大分かぶっているんですけども、聞いていきたいと思えます。

ガールフレンドを直営店として経営することになった経緯について、まず、最初の仲谷委員や秋村委員などとも答弁が重なるかもわかりませんが、もう1度確認の意味でお話を、御答弁をお願いしたいと思います。

**○渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

**○堀内隆博経済部長** ガールフレンドを直営店として経営することとなった経緯についてということであります。

青森駅前再開発ビル株式会社では、フロアコンセプトや消費者ニーズに合わせた店舗展開により、アウガのファッション性、話題性を高め、空き区画の解消及び同社の売り上げ向上を図るため、直営店の設置について平成24年4月26日の取締役会において決定し、同年7月に1階の空き区画に有名ブランドを取り扱う女性服専門店ガールフレンドをオープンさせたということであります。

**○渋谷勲委員長** 藤原委員。

**○藤原浩平委員** あそこの区画は、お客さんの通路とお店の間は新しく壁で仕切る工事、それが改装費だと思うんですけど、改装費の一部だと思うんですけど、普通、ほかの店舗の場合は、わざわざ通路と店舗の間に壁などほとんど置かないで、自由に出入りできるような形のものになっているんですけど、あのガールフレンドを882万円かけて工事をやらなければいけないというか、その必然性についてどう考えてい

るのか。

○**渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

○**堀内隆博経済部長** 店の造作の関係であります、それこそ店舗を経営なさる方の判断だと思います。そのつくりそのものに関しましては、どのように検討されたかまでは承知しておりません。

○**渋谷勲委員長** 藤原委員。

○**藤原浩平委員** 店舗を経営する方の判断というふうに言いましたけれども、これ直営店でしょう。ビル会社が判断したということになるんじゃないですか。委託を受けた人が、この店こんなふうにつくってくれていうふうに言ったわけですか。

○**渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

○**堀内隆博経済部長** 店舗をつくる方と言ったのは、私ども市ではなくて、ビル会社という意味であります。ビル会社の内部での検討については、私ども市としては、今承知していなかったということであります。

○**渋谷勲委員長** 藤原委員。

○**藤原浩平委員** このアウガ全体の赤字の、本当に仲谷委員は垂れ流しっていう前の社長の話を言いましたけれど、なぜ会社が負担をして、それだけの工事をしなければならなかったのか、そのことの意味を聞いているんですよ。それは、やっぱり市としても、わかっておいて何もおかしくない話でしょう。会社でやったんだからって仕方ないって、なぜそれだけで終わるんですか。

○**渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

○**堀内隆博経済部長** いわゆる直営店ガールフレンドの出店に当たっては、当時、会社においてもその計画上の収支の目標があって、その目標を達成するために、人件費削減ですとか、さまざま取り組んでいる中で、売り上げを上げるために直営店を必要だというふうな議論がなされたというふうには伺っておりますが、その店のいわゆる構造等、あるいはそのかかる工事費等については詳細には把握していなかったものと考えております。

○**渋谷勲委員長** 藤原委員。

○**藤原浩平委員** 委員長、納得できない、本当に。休憩はいいけど、市のお金を貸しているところが、わざわざお金をかけて店舗を改装して、そういうことを市に説明する責任はあるでしょう、貸したほうに。何でそこまで金かけるんだとかって聞かれたら何て答えるんだ。当時の市の役員はどなたでしたか。

○**渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部次長。

○**横内信満経済部次長** 加賀谷副市長でございます。

○**渋谷勲委員長** 藤原委員。

○**藤原浩平委員** 加賀谷氏、当時の副市長だと。だけど、やっぱりさ、本当にそこら辺は、なぜ取締役会で話されたときに、そういう工事をするのかとか、そういうやり



取りがあったのかどうかはそれもわからないんですか。取締役会のことだから。

○**渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

○**堀内隆博経済部長** 先ほども申しあげましたけれども、平成24年4月26日の取締役会で議論されたというふうに伺っております。その直営店舗について実施するかどうかの議論はあったように伺っておりますが、店のいわゆる造作等の詳細、あるいは事業費まで詳細に議論されたかまでは承知していないということであります。

○**渋谷勲委員長** 藤原委員。

○**藤原浩平委員** 全く無責任だと思いますよ。このガールフレンドをオープンする理由として、フロアコンセプトだとか、ファッション性だとか、話題性を高めるだとか、いろいろおっしゃいますけれど、それでその882万円もの工事費をかけて、結果として大赤字をくらうと。その見通しの甘さって言ったら、余りにひどいもんだと思いますよ。そこら辺のところ、何も市としても、取締役会に役員を出しておきながら、何も問題にしないというのは、いかななものかといわざるを得ないと思いますよ。ちょっと先へ進みますが。

仕入れや在庫管理の問題ですけれど、先ほど仲谷委員が仕入れは会社がやっていたのかというような質疑をされましたけれど、仕入れは誰がやっていたのかももう一度確認します。

○**渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

○**堀内隆博経済部長** 仕入れについての御質疑にお答えいたします。

青森駅前再開発ビル株式会社によりますと、その直営店にかかる具体的な物の仕入れですね、仕入れと在庫管理につきましては、販売委託先のほうが行っており、その商品に係る経費、要は仕入れに関する経費については、会社の負担。売り上げについても会社の収入というふうな区分けにあったということであります。

○**渋谷勲委員長** 藤原委員。

○**藤原浩平委員** 会社が仕入れの費用を負担すると。もう1回、棚卸しは毎月行っているはずですが、会社がかかわらないというふうな答弁を先ほどされたように思います。それでいいんですか。

○**渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

○**堀内隆博経済部長** ビル会社に伺ったところは、販売と在庫管理については、委託先にお任せしているというふうなことでありましたが、まるっきり、例えば、棚卸ししたときの数量、それから棚卸し資産の金額とかですね、そういった報告とかも受けていなかったのかどうかということについては、確認しておりませんので、今確認させます。

○**渋谷勲委員長** 藤原委員。

○**藤原浩平委員** 委員長、答弁の色合いがまるで変わってくるっていうのは、どうなんですか。さっきの答弁とまた全然違うじゃないですか。これだとさ、委員長、やっ

てられない。もうちょっと答弁を整理しておいてもらって、きょうはこの辺で終わって……。だって、5時くらいまでめんどにと言っていたので、もう、暫休してもしようがない。

**○渋谷勲委員長** 藤原委員。

**○藤原浩平委員** いや、参考人としてアウガのあの、係の人も呼ぶようなことも含めて……。ちょっと検討してもらって、きょうこのへんで止めませんか。（「賛成」と呼ぶ者あり）では、さっきの仲谷委員との答弁が違うのですが、答弁し直すことはできますか。

**○渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

**○堀内隆博経済部長** 申しわけありません。ビル会社からの聞き取りでは、販売委託先に任せていたというふうな言葉でいただいております。ただ、藤原委員からまるっきりビル会社は関わっていなかったのかというふうに改めて聞かれましたものから、その詳細について、その棚卸しの業務を思い浮かべてみたときに、実際のものを扱って集計する業務がありますが、いわゆる伝票管理みたいなものもあるのではないかということに、はたと気がつきまして、そこについては、詳細に確認していなかったものですから、確認させていただきたいという旨、答弁させていただきました。申しわけありません。私の、その棚卸し等にかかるところの事務の知識が欠如していたために、異なった答弁をしたように捉えられてしまったことについておわび申し上げます。

**○渋谷勲委員長** 藤原議員。会議続行。

**○藤原浩平委員** 会社が関わっていないという答弁したでしょう、最初。はたと気がつくの遅いんだよ、ほんとに。経済部長の推測だとか、思い込みでしゃべったって答弁してもだめだ。全く関わっていないわけでもないような話になってくると……。じゃあ、棚卸しのときにどういう作業をするのか。会社が関わるとすれば、仕入れを会社がやるわけでしょう。仕入れも受託者がやる。そうすると、仕入れた伝票と、売れた物との突き合わせで、残ってる物は何なのか、金額的にどれくらい在庫があるのか、その辺全部確認しないとイケないでしょう。それに会社が関わっているんですか、いないんですか。

**○渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

**○堀内隆博部長** 先ほどお答えいたしましたように、仕入れ及び在庫管理は販売委託先が行っているというふうな表現で聞いておりましたので、詳細については、現在わかりませんので、問い合わせの上、お答えしたいと思います。（「休憩だ」「暫時休憩だ」と呼ぶ者あり）

**○渋谷勲委員長** 藤原委員。

**○藤原浩平委員** この質疑は聞き取りやってない話でないんですよ。在庫管理は誰がやってるんだとか、こういうことをちゃんとメモして渡してあるんですよ。それなの

に、答えがこんな答えで、今、調べてるってなって、委員会をどうするのか。やっ  
られない。私は、思いつきでして、聞いている質疑でないんだよ。

**○渋谷勲委員長** 経済部長、ただいまの藤原委員の質疑について、何か答弁すること  
ありませんか。経済部長。

**○堀内隆博部長** 正確な、聞き取りが行えなかったことについて、おわびをしたいと  
思います。

**○渋谷勲委員長** 藤原委員。

**○藤原浩平委員** 不届千万だよ。許されない。

**○渋谷勲委員長** それでは、ただいま藤原委員、そして経済部長の答弁を委員長が勘  
案するならば、本日の委員会はここまですべて終了したいと思います。（「はい」と呼ぶ者  
あり）なお、明後日、3月31日、午前10時に本委員会を開き、残る質疑を行いたい  
と思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○渋谷勲委員長** それでは、本日の委員会は、ここまですべて終了し、明後日、午前10  
時に本委員会を開き、残る質疑を行います。

本日はこれにて散会いたします。どうも、ありがとうございました。

**午後4時34分散会**

## 8 参考資料

### (5) 特別委員会（3月31日開催）の質疑応答等の概要

**○渋谷勲委員長** おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）これより、アウガ問題に関する調査特別委員会を開会いたします。

この際、私から申し上げたいと思います。

理事者におかれましては、質疑の内容を十分に把握し、的確かつ簡潔明瞭に答弁されるよう、特段の御配慮をお願いしたいと思います。

それでは、本日の委員会は、一昨日に引き続き藤原浩平委員の質疑から行いますが、その前に、一昨日の藤原委員以外の各委員の質疑に対して答弁ができなかった項目について、経済部長の答弁を求めます。経済部長。

**○堀内隆博経済部長** おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）おととい御質疑を受けまして答弁できなかった件、あるいはさらに内訳を求められた件について答弁させていただきます。

座ったままで答弁させていただきます。

まず、中村美津緒委員からの質疑、確認事項ですが、まずヤマト運輸株式会社の専有面積が図面上 14.5 坪ぐらいであるんだけど、16 坪ではないかというふうな御質疑がありました。これにつきましては、会社のほうに確認いたしましたところ、当初工事を始める前に大方の図面を書いた上で、荷物の引き取りカウンターの前は恐らくはお客様がよく使うことになるだろうということで、通路となる部分のカウンターの前の一部を、概算で面積として 1.5 坪ほど含めまして借りることにした。このことによって、いわゆる壁で囲まれた区画の中の 14.5 坪と、そのカウンター前のスペース 1.5 坪の 16 坪を契約面積とした。ただ、その部分については、ほかの方の通行を——何て言いますか、許容するというところで、通路的に見えておりますが、一応お客様のための、荷物をお持ちになられたお客様の分を考えて、優先的に使いたいというふうなことでの契約になっているとのことでした。

次に、ヤマト運輸株式会社の造作工事の検査報告書の有無ですが、これも会社にお問い合わせし、資料等探していただきましたが、私ども市の職員も一緒に探したわけですけれども、いわゆる検査報告書、これ消防設備も含めまして、報告書を発見することができませんでした。そのため、私どもも、消防設備であれば設置の届け出ですとか検査が行われているということであろうと思いましたので、消防本部に照会いたしました。その結果として、当該工事に係る届け出がなされていないことが判明いたしました。これを受けまして、私どもも施工業者に対しまして、工事の実態について一度確認をとろうといたしました。しかしながら、その施工業者からはですね、これ以上の協力はできない旨の回答がありました。

ただ、私どもといたしましても、施工前の現場の状況を確認できるすべがありませ

んし、これまでビル会社の担当者等への聞き取りとですね、提出されました見積書、入手できる図面等を、それから現場を目視という形で確認してまいりましたけれども、いわゆる捜査権等、強制的に資料提出とか求めるふうな権限もありませんので、このところで調査を断念せざるを得ないという状況かと考えております。

それと、あとはヤマト運輸株式会社の造作工事の見積書及び工事業者名の開示につきましてもお話がありましたが、先ほど申し上げましたように、この業者につきましては、業者名の開示ですとかあるいは造作工事の見積書その他の資料について、開示はしていただきたくないというふうな回答をいただいておりますので、そのことも御報告いたします。

次に、山脇委員からの建築関係の図面に係る法定の期限等について確認がありました。完成図というものについては、建設業法第 40 条の 3 及び建設業法施行規則第 28 条において、10 年間保存しなければいけないこととされております。しかしながら、一昨日、私が答弁いたしました施工図については、制度上保存義務はないということで、完成図について、改めて市から施工業者に開示を求めましたが、先ほど申しましたように協力が得られなかったということであります。

次に、仲谷委員からの、まず直営店ガールフレンドの経費の内訳を示せということだったんですが、数字でありますので、ただ読み上げましてもわかりにくいかなということで、表を準備しておりますが、委員長のお許しが出ればその表を資料としてお配りしたいと思います。

**○渋谷勲委員長** それでは、ただいま配付しようとする資料については確認をさせていただきたいと思います。

[資料 2 確認]

**○渋谷勲委員長** ただいま、経済部長から資料を配付したいとの申し出がありましたので、これを許可したいと思います。

[資料 2 配付]

**○渋谷勲委員長** 経済部長。

**○堀内隆博経済部長** それでは、ただいまお配りした資料ですが、これは直営店の経費の内訳ということで、ガールフレンドの経費の内訳です。項目といたしまして、駐車場のサービス券負担金から最後のその他の経費までありまして、平成 24 年度は合計で 276 万 4000 円、平成 25 年度は 128 万 9000 円、平成 26 年度は 99 万 4000 円となっており、初年度について、器具備品の購入ですとか包装資材の購入がまとめてあったということで、初年度が大きくなっております。

これについては以上です。

次に、このガールフレンドの区画にテナントを入れた場合、得られたであろう賃料ということですが、青森駅前再開発ビル株式会社によりますと、過去 5 年間で 1 階フロアにおける固定賃貸料のテナントはなく、1 階フロアで直営店ガールフレンドと同

程度の面積のアパレルテナントの歩合賃貸料について、平成 27 年度実績ですが、270 万円ぐらいとなっているということで、ただ、歩合ですので、売り上げ上下ありますが、参考事例がほかになかったということで、お答えとさせていただきたいと思いません。

**○渋谷勲委員長** それでは、一昨日の質疑に対しての答弁、今、経済部長からいただいたわけですがけれども、それについてはどうなんですか。以上でいいんですか。では、議事を進行させていただきます。

それでは、質疑に入ります。

一昨日の藤原委員の質疑に対する経済部長の答弁から始めたいと思います。経済部長、どうぞ。

**○堀内隆博経済部長** 一昨日、藤原委員から、ガールフレンドの棚卸し業務等についての御質疑がありました。その棚卸しの業務等について、受託業者に任せていたということで御答弁、仲谷委員にも申し上げていたところですが、同じような質疑をいただきまして、確認させていただきたいということでありましたので、ただいま報告いたします。

いわゆる仕入れ、それから在庫管理、いわゆる棚卸しですね、この実務はほとんど全て受託業者が行っております。ただ、集計結果は、集計表という形で会社に報告していたということで、実際にその商品との突き合わせですとか数量確認、現物の確認といった作業は全て受託業者に任せてあって、その結果の集計表だけをもらって、棚卸資産の数量管理みたいな数字の管理をしていたということですので、実質的には、棚卸し、いわゆる仕入れについては、受託業者に任せていたということです。

**○渋谷勲委員長** 藤原委員。

**○藤原浩平委員** ガールフレンドの質疑を続けようと思いましたがけれども、その前におとといのやりとりの中で、きょう冒頭経済部長から、答弁漏れというか答弁できなかった部分についての御答弁があったんですが、私、重大だと思うのは、スプリンクラーの工事、届け出が消防本部にもされていなかったというんでしょう。工事は実際やられていないのにやったとして請求するという、こういうのって法律に触れるんじゃないの。これをこの業者のほうで協力できないって言っているから調査を断念せざるを得ないかもしれないなどというようなことが、まかり通っていいんですか。

**○渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

**○堀内隆博経済部長** ただいまの御質疑にお答えいたします。

私どもが確認しているのは、届け出がなかったということでありまして、工事が行われていたかいないか、あるいは無届けであったのか、そこまでの確認ができない状況です。私どもとしても、その担当の事業者のほうに確認しようとしたしましたが、そもそもビル会社と工事業者との契約でありまして、市といたしまして強制的に調査できるというふうな状況にありませんので、今のところ、詳細については、私どもの

調査力について限界があると考えているところです。

○**渋谷勲委員長** 藤原委員。

○**藤原浩平委員** それ、おかしいですよ。消防本部に届けも出さないで工事をしてはいけないのではないですか。ここに、あなたたちがよこしたこの資料に、スプリンクラーヘッド増設等 120 万円とかって書いてあるじゃないですか。これ、スイーツコーナーのやつですけれどね。それから、ヤマト運輸のところも、スプリンクラー移設で 77 万 4000 円って書いてあるじゃないですか。これだけお金払ったんでしょ。だったら、消防本部とも確認をとらないとだめですよ。届け出をしないで工事をしたなら、これも重大だし、実際工事何もしていないというふうなことであれば、これもまた重大だ。調査の限界があるなどと言っている話ではないと思います。答弁を。

○**渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

○**堀内隆博経済部長** お答えいたします。

先ほど、120 万円とそれからヤマト運輸の 77 万円というお話でしたが、スイーツコーナーのほうの 120 万円につきましては、おとといの中村美津緒委員からも写しの提示がありました検査を受けた記録が残っております。ただ、ただいまお話ししておりますのは、ヤマト運輸のほうのスプリンクラーの移設、増設の件についての確認がとれなかったということです。

先ほども申しあげましたように、スプリンクラー自体は現についておりまして、私ども、見積書とそれからその他現場の目視、工事施工後から少し年数がたっておりますけれども、それしか手だてがないものですから、そういった形で確認させていただき、説明をさせていただき、ビル会社の担当者の聞き取りも含めての情報でもって、御説明申し上げたところでありますが、それ以降のものについて、どのようにその、先ほども申しあげましたように、工事がなかったのか、無届けなのかというふうな確認もできない状況です。そういう状況の中で、どのような経緯、経過があったのかということも含めてですね、当事者同士、少なくとも契約上当事者同士でもって契約し、その工事の完了を、内訳が途中で設計変更的なものがあったかどうかまで確認できませんが、行われていたことということで、どこまでその、いわゆる訴えとか通報とかというふうなところの内容が、どこまでどうなのかというところが確認できないという状況で、現段階では、事業者の方のさらなる協力も得られないという状況の中で、調査が行き詰まったということです。

○**渋谷勲委員長** 藤原委員。

○**藤原浩平委員** あのね、届け出があったかどうかはわからないというふうな、消防本部に確認しましたか。じゃあ、すぐわかるじゃないですか。

○**渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

○**堀内隆博経済部長** ただいま申しあげましたのは、消防本部に届け出がないということは、昨日私どもは確認いたしました。ただ、届け出がないということが、工事が

なかったということと同じではないということなので、そういうことで、その部分がわからないと申し上げました。

**○渋谷勲委員長** 藤原委員。

**○藤原浩平委員** 届け出がなかったということと工事をしなかったということは、一緒ではないかもしれないって言ったんだか。どっちにしても、法律無視なんではないんだか。だから、仮に届け出がないままに工事をしたという、この77万円だかっているのが本当だとすれば、請求されたんだとしたら、届け出をしないで工事をしたということにもなるわけじゃないですか。そういうのって、通るわけ。その辺のところからわからないんなら、この調査特別委員会つくったって何も意味なくなってしまうよ。もう1回、答弁を。

**○渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

**○堀内隆博経済部長** ただいまの件について御答弁申し上げます。

何らかの形で、例えば訴えを起こすとかそういう場合であれば、ある程度その、どのような疑いがあるのか、それがある程度はつきりしていないとですね、できないものと考えております。そのため、私どもも、工事の届け出が、消防設備の届け出が、検査等の届け出がなかったことを確認するためにお話を聞こうということで、その業者の方にも御連絡をしたところですが、これ以上の資料提供、情報提供についてはお断りするという御回答をいただいておりますので、聞き取りという、いわゆる捜査権がないものですから、強制的にどうこうというところが、私どものところでは今のところできないということです。

**○渋谷勲委員長** 藤原委員。

**○藤原浩平委員** 委員長。こういう業者がさ、調査に協力できない、資料提供もできないというようなことで、この議論何も進まなくなってしまうじゃないですか。

どっちにしても、届け出しないで工事したにしても、それは問題なんだ。法に触れる話だ。やったということになってるんだから、工事を。違法だということになるでしょう。消防本部に届けがない、だけど業者はやったとってお金を取ってるのだから。

**○渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

**○堀内隆博経済部長** 先ほども御答弁申し上げたんですが、私どもがいただいていた資料というのは、見積書と、それから補助事業の完了実績報告書に添付されておりました支払い額の内訳として、2400万円程度でしたか、その支払い伝票があって、その内訳が、補助事業の720万円と、あと2件の工事の分が合算した伝票だったということで、そのことで今、ヤマト運輸さんのところの工事の話になっておりますが、私どもが確認しているのは、見積書の金額、それから支払いの金額です。見積り後にその工事の内容の変更があったのかどうかまでは、確認していません。そのこともありまして、今その工事が行われたのか行われなかったのか、無届けだったのか、そういう



ところの判断ができないという状況です。

○**渋谷勲委員長** 藤原委員。

○**藤原浩平委員** こうなれば、質疑もされなくなってくるじゃあ。あの……。

○**渋谷勲委員長** じゃあ、私に任せますか。「暫休」と呼ぶ者あり) 暫休はしません。私に任せますか。

○**藤原浩平委員** 何するかわからないもんだもの。

○**渋谷勲委員長** 私の腹はできていますよ。進まないんであればですよ。任せるのであれば言いますし、委員長として。

○**藤原浩平委員** 私の質疑、あとやめろって言うかもしれないし。

○**渋谷勲委員長** いやいや、そういうことはしません。任せてみては。

まず、今の藤原委員の御意見はもつともであると、委員長の私も認めます。ただ、これ以上の審査については先に進まない。そこで、きょう通告どおり進めさせていただいて、最後に今のこの件についてね、全体としてまた皆さん、きょうせつかくにして各委員もいるわけでしょう。この後、どうするのか真剣に協議するというところで、皆さんどうですか。これしかないでしょう。質疑が終わった後に、今の藤原委員の質疑に対して、今後の進め方を協議するというところでね、いったんこの問題については。藤原委員、どうですか。これしかない。「委員長」と呼ぶ者あり) はい。小倉委員。

○**小倉尚裕委員** これ、例えば、消防法とか建築指導課の確認とか、みんな許可の部分も出てくるんですよ。スプリンクラーなくてさ、工事の許可なんて……。

○**渋谷勲委員長** だから、今この場でどうのこうのっても進まないのよ。だから、全部通告終わったら、その件については新たにまた協議すればいいのではないか。とにかく、進めないと。それでいいでしょう。最後にまたやりますので。

経済部長、1時間の休憩もありますので、今、小倉委員も言ったことね、できれば確認していただいて、その場でもって答弁をしていただくということで、この場を議事進行させていただきます。藤原委員、何とかよろしくお願いします。

はい、次どうぞ。

○**藤原浩平委員** 委員長の裁量ですので、その点は一時保留というふうなことにしてあれですけど、経済部長、消防本部だとかそれから建築指導課だとか、つまりこういう行為をした場合にどういうことになるのか、どういう処罰があるのか、そういうこともしっかり確認しておいていただきたいというふうに思います。資格取られてしまうようなもんですよ、これ。

棚卸しの話に戻りますけれど、会社は、金は出すけれども、その仕入れ、在庫管理、いわゆる棚卸しについては、全て業者が行っていたということですよ。こんな皆さんやらせ方っていうのはないんじゃないかというふうに思います。澤谷社長あたりが、仲谷委員の言葉をかりれば、赤字の垂れ流しというふうなことを言わざるを得ないような状況があって、結局、これだけ仕入れたからお金出してくれというようなも

のでしょうか、やり方として。その商品がどう売れたのか、売れなかったのか、売れなかったものはどうなったのかもわからないということでしょう。こんなひどいやり方はないと思いますが、そういうふうなやり方だったというふうに判断してもいいと思いますか。

**○渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

**○堀内隆博経済部長** ただいま、その在庫管理、仕入れの方法についての確認であります。聞き取りした結果ではそのように、ほぼ、いわゆる現場的なもの、作業的なものは任せて、その集計表による在庫といえますか、残高の通知ですか、それから仕入れに関しましては、納品書は受託業者のほうに行きまして、その納品書の写しを請求書と確認して、商品自体を確認ではなくて、受託業者に送付された納品書の写し、これと、仕入先から来た請求書、これの突合をして仕入れの分の支払い。その棚卸し残高については、実際に棚卸し作業をした後、集計した表を会社がもらうということです。ですから、実質的にはほとんど、現場っていいですか、商品等現物については、受託業者に全て任されていたということです。

**○渋谷勲委員長** 藤原委員。

**○藤原浩平委員** だから、その仕入れたものがどうなったのかというふうなことは、全く確認できないわけですよ、会社はね。本当に売ったのかどうかもわからないというくらい、悪く解釈するとそういうふうにもなります。

それで、もう1つトレーダーラックという直営店がありますが、ガールフレンドの比較では、どういうふうになっているんですか。トレーダーラックは、たしか赤字ではなくて黒字になっていてという報告がありましたが、なぜ同じ直営店なのに違いが出てくるのか。店舗の造作の有無、あるいは何て言いますか、光熱費の問題、それから委託料だとか、それから棚卸しの問題だとか、トレーダーラックはどうなっていてガールフレンドはどうなっているのかについて、御答弁をお願いします。

**○渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

**○堀内隆博経済部長** ただいまの、トレーダーラックとガールフレンドとの比較について御質疑がありましたので、お答えいたします。

先日、申しわけありません、どなたの質疑だったかはっきり覚えていませんが、ガールフレンドとトレーダーラックについては、契約の内容、形式が違うというふうなことで、ただ、契約内容の詳細については、トレーダーラックさんの経営者の方から内容の公表は控えてほしい旨おっしゃられたものですから、その詳細についてはお示しできませんが、あとは、いわゆる売り上げとか何とかが違っているような原因、それが店のつくりだとか何とかというところのその詳細な、何がどういう理由というところまでは、少しそういう商売上のことの分析はできづらいですが、まず、面積については、ガールフレンドが49.24坪、トレーダーラックが44.69坪となっております。ただ、トレーダーラックにつきましては、当初はテナントとして出店していましたが、

その運営会社の倒産ということもありまして、途中から経営も変わっていますが、黒字基調であったことからですね、途中で直営店ではなくてテナント化させております。その後は、それなりに営業を維持していたということでありまして、その経営者の方のお客様に対するものとか、そういう経営能力の差もあるのかもしれませんが、ガールフレンドが出店するところには――出店した後ですか、平成19年以降、テナント化していたこともあってですね、ちょっとその中身、経営の直接的な比較というのは、なかなかできないものと考えます。

○**渋谷勲委員長** 藤原委員。

○**藤原浩平委員** 要領を得ない。

このガールフレンドの営業について、おとといのやりとり、これ、仲谷委員のやりとりだったのかもしれませんが、最初、平成24年7月に1年契約で市内の販売者に委託をして、次の年から、平成25年7月からは別な企業が経営に入ったというふうな御答弁がありました。この2年目に入った企業が選定された理由は何なんでしょうか。

○**渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

○**堀内隆博経済部長** その選定の理由といたしまして、ガールフレンドが取り扱うブランドが有名ブランドであります。その取り扱わせる相手方を選ぶっていいですか、きちんと信用できると認めたところにしか取引をしていただけないと。それで、ガールフレンドが、その従前の受託者の方から引き継ごうといたしましてメーカーと交渉いたしましたところ、メーカーから承認を得られたということで、高級ブランドを扱う店として続けているガールフレンドについて、その方が、いわゆる取引、メーカーからの承認を得た方のいる会社を選定したということです。

○**渋谷勲委員長** 藤原委員。

○**藤原浩平委員** 経済部長は、おととい、企業ってという言い方をしたんですよね。企業と契約をしてやってもらっていると。この企業ってというのは、いわゆる衣料関係の商売をされている企業なんですか。

○**渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

○**堀内隆博経済部長** その契約に当たって相手方の、会社の定款等徴して確認しているようですが、登記簿によりますと、海産物を取り扱う、もともと基本的には海産物を取り扱う会社であるということでもあります。

○**渋谷勲委員長** 藤原委員。

○**藤原浩平委員** 海産物を取り扱う会社だと。それが有名ブランドの、女性用の衣料品を扱うと。どこにその専門性があるんですか。

○**渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

○**堀内隆博経済部長** ただいまの受託会社に関する御質疑にお答えいたします。

契約は会社といたしてはおりますが、その、いわゆる代表の方の個人的な経験だとか資質、あるいはメーカーからの承認を得たという事実。これをもちまして、この会

社と契約するということを決定したと伺っております。

○**渋谷勲委員長** 藤原委員。

○**藤原浩平委員** よくわからないな。会社名を明らかにせとしゃべっても、多分、公表はしないんだらうと思うんですけど、皆さんにその会社の登記簿はやはりあれですよ。魚介類・生鮮食品。魚介類・冷凍業。まさに海産物を扱っている会社ですよ。これはね。なぜこういう会社に、しかもその受託した者が赤字をどんどん出すということなどをあわせて考えると、専門性なんでどこにもない。黒字もできない。赤字ばかりつくっているという会社になってしまう。この赤字の原因は何だというふうに考えていらっしゃるんでしょうか。

○**渋谷勲委員長** もう一度、答弁を求めます。経済部長。

○**堀内隆博経済部長** いま赤字の原因についての御質疑でありました。ビル会社にお聞きしたところ、店舗の周知ですとか、販売促進には努めたものの、店舗そのものですとか、取り扱いブランドの顧客への浸透が進まずに結果として、販売収入が想定を下回ったことによるものということでありました。

○**渋谷勲委員長** 経済部長、もう一度。

○**堀内隆博経済部長** いろいろ販売促進に努めたんですが、結果といたしまして、販売収入が想定を下回ったことによるものということでありました。

○**渋谷勲委員長** 藤原委員。

○**藤原浩平委員** 当たり前だ、それ。販売収入が想定を下回ったから、当たり前。そういう話ではなくて、なぜこのガールフレンドがこんなにも赤字を出したのか。その赤字の原因は、ガールフレンドという店の赤字の原因なんだよ。もう少し、ちゃんと答えられないでしょうか。

○**渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

○**堀内隆博経済部長** ガールフレンドという直営店の赤字についてであります。私どもの聞き取りによることでしか、私の想像で物を言うわけにもいかずですね、聞き取りによって御説明するしかない状況であります。特に、過去にあったお店で、平成27年度には閉店しているお店でありまして、それについての経営上のお話というのは、会社から聞く以外に手段がありませんので、先ほどのお話、それから店舗の周知ですとか、販売促進に努めたものの、店舗や取り扱いブランドの顧客への浸透が進まなかったという結果として、計画をした、あるいは予想した販売収入を確保できなかったことが原因というふうに伺っております。

○**渋谷勲委員長** 藤原委員。

○**藤原浩平委員** ビル会社に聞いたところというお話での御答弁でしたけれど、ちょっと先へ行きます。

このガールフレンドを経営していた会社の社長といいますか、この方との関係でちょっと聞いていきたいと思うんですけど、アウガが平成13年にオープンしますけれ

ども、その時からの歴代の社長の名前をちょっと教えていただきたい。

○**渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

○**堀内隆博経済部長** 平成 13 年 1 月のアウガオープンから現在までの青森駅前再開発ビル株式会社の代表取締役社長であります。平成 13 年 12 月 20 日まで柴田誠造氏、平成 13 年 12 月 20 日から平成 19 年 7 月 9 日まで林光男氏、平成 20 年 5 月 26 日から平成 22 年 12 月 31 日まで蝦名文昭氏、平成 23 年 1 月 1 日から平成 23 年 5 月 27 日まで古山善猛氏、平成 23 年 5 月 27 日から平成 25 年 6 月 27 日まで野呂和生氏、平成 25 年 6 月 27 日から平成 27 年 7 月 7 日まで澤谷壽光氏、平成 27 年 7 月 7 日から平成 28 年 12 月 13 日まで佐々木淳一氏、平成 28 年 12 月 13 日から平成 28 年 12 月 28 日まで木立均氏、平成 28 年 12 月 28 日から現在まで増田一氏となっております。これまで 9 名の方が社長を務めていらしたところであります。

○**渋谷勲委員長** 藤原委員。

○**藤原浩平委員** この歴代の社長さんの中で、アウガの地権者である方はどなたですか。

○**渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

○**堀内隆博経済部長** 今、申しあげました社長、歴代の社長のうち、地権者の方というお尋ねであります。地権者の方につきましては、平成 23 年 5 月 27 日から平成 25 年 6 月 27 日まで社長を務められました野呂和生氏であります。

○**渋谷勲委員長** 藤原委員。

○**藤原浩平委員** 当初は平成 13 年の 12 月からの林光男氏、あるいは平成 20 年 5 月から平成 25 年、蝦名文昭氏などは青森商工会議所の会頭などがやられていたと思うんですけど、古山氏は元市の部長さんだった人ですけど、なぜここで地権者の方を社長に選出したのか、その理由についてお答えをしてください。

○**渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

○**堀内隆博経済部長** 平成 23 年 5 月 27 日から平成 25 年 6 月 27 日までの代表取締役社長を務められた野呂和生氏の社長就任につきましては、野呂氏がそれまでも取締役として同社の経営状況を熟知していたことに加えまして、地権者である法人の代表者を、地権者である法人、組合ですけども、この代表者であります。この方を代表取締役社長として経営に参画させることによりまして、経営体制の充実を図るものであったと認識しております。

○**渋谷勲委員長** 藤原委員。

○**藤原浩平委員** ところがこの方、1 年やってまた澤谷さんが社長になっていくというふうになるんですけど、なぜ、野呂氏が 1 年で代わっていくということになるのでしょうか。

○**渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部次長。

○**横内信満経済部次長** 当時ですね、野呂社長の時代でありますけれども、アウガの

第2次再生計画をつくる役割だったというふうに承知しております。その際、青森市側との意見が合わずにですね、結果として野呂社長が辞任した、結果としては退任という形にはなりましたが、そういうふうに承知しております。

○**渋谷勲委員長** 藤原委員。

○**藤原浩平委員** 青森市と意見が合わないという答弁ですけど、どういう点が合わなかったのかお答えできますか。

○**渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部次長。

○**横内信満経済部次長** その当時はですね、アウガのそのもののリニューアルが進んでおりませんで、リニューアル自体が平成13年のオープンから1回もしていないという環境にありました。商業施設としては、ある程度のリニューアルをすべきという会社側の意見に対しまして、市側としては、そういうような資金面での支援はできないというふうな状況だったというふうに記憶しております。

○**渋谷勲委員長** 藤原委員。

○**藤原浩平委員** この当時は、真っ赤かの赤字で経営が大変な時代だったわけですね。そういう時にリニューアルせってしゃべっても、青森市としては、金は出せないというふうになるのは当然のことだろうというふうにも思いますが、いろいろ疑問が出てくるんですけども、それと関連して一つお聞きしておきたいというふうに思っているのは、このアウガに関連して青森市議会の一般質問で取り上げられた事柄をちょっとお聞きしたいと思います。

これは平成23年第1回定例会一般質問で中田靖人議員がですね、質問をされています。前段のほうは、これは再質問での部分でありますけれども、前段をちょっと省略しながら、こういう質問をされています。「地権者にもリーシングをやってもらえばいいと思うんです。実際、地権者の中でもリーシングのスキルがあると思われる方がいらっしゃるんですね。その方が、会社のほうに何度も協力してもいいよ、自分のほうでやってもいいよ、自分たちの土地なんだから自分で回してもいいんだということを交渉しても、会社のほうでは、内容が知られたくないのかわかりませんが、これまでクローズして入れなかったという事実があるようですが、そのことを市はどのように考えるのか、もしくは会社に対してどのような行動を起こすのかお示ください」こう聞いておられます。これに対して当時の佐々木淳一経済部長は、何て答えているかと言いますと、「地下からの若手の方を、地権者の方を——どの程度助言、サジェスチョンするのは別といたしまして、リーシングに加えるほうがよろしいんではないかという中田議員の御質問といたしますか要望でございますが、これにつきましては、市といたしましても、どの程度そこに加わってコミットするのかというのは別といたしまして、大変貴重な御意見だと思っておりますので、早急に青森駅前再開発ビル株式会社のほうにお話をしたいと思っております」とこういう答弁をするんですよ。

これ、ある人を会社の事業に参加しろというふうなことを要請しているようにもと

れるんですけれど、質疑しますが、こういうふうに答弁した当時の佐々木淳一経済部長は会社にどのような働きかけをしたのか御答弁をお願いいたします。

○**渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

○**堀内隆博経済部長** ただいま当時の経済部長の、一般質問での中田議員からのお答えに関する対応についてお答えいたします。

当時の経済部長にお聞きしました。そのところ、当該御意見の伝達方法等、取締役会だったのか別な機会であったときなのか、あるいは電話だったか、直接だったかという詳細な伝達方法まではちょっと思い出さないけれども、そのような御意見も含めまして、議会からいただいたアウガに係る御意見について、ただいま委員から御指摘あったことについてはもちろんですが、そういった御意見については随時会社の取締役や職員に伝達していたということでありまして、ただ、特定の者の雇用については働きかけた記憶はないということでありました。

○**渋谷勲委員長** 藤原委員。

○**藤原浩平委員** この方かどうかはわかりませんが、そのリーシングに参加する、そしてアウガの嘱託社員として、職員として雇われる方がこの方ではないかと思うんですけれど、いかがですか。

○**渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

○**堀内隆博経済部長** 私ども、その伺った結果、特定の方の雇用等について働きかけた記憶がないというふうなお答えをいただいてまして、この方がいわゆる一般質問で御提案をいただいた方なのかどうかまでは、ちょっとはつきり、わからない部分があります。

○**渋谷勲委員長** 藤原委員。

○**藤原浩平委員** 私はこの時のリーシング、このあとリーシングを担当された方、それがその後のさまざまなアウガの赤字に貢献をされていったというふうに思っているところです。

ビル会社で無給の嘱託職員を雇うことになるわけですが、なぜ無給にしたのか、その辺のところはお答えをしていただきたいと思っております。

○**渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

○**堀内隆博経済部長** これも会社にお聞きしたところでもありますけれども、嘱託職員を無給としたことにつきましては、当該嘱託職員の申し出によるものであるとのことでありました。

○**渋谷勲委員長** 藤原委員。

○**藤原浩平委員** 自分から申し出て無給にしてほしいということは、普通なかなか考えにくいところですが、そうだとすれば、何か別なところに思いがあったのかも知れませんが、この件はこれで終わります。

次に、ちょっと話は別な話に飛んでしまうんですけれど、予算特別委員会でも聞き

ましたけれども、アウガが解散する前に、賃借料を滞納していた人たちのことを取り上げました。その方々、たしか5件ほどあったというふうに記憶がありますけれど、その皆さんはちゃんと滞納を整理されたのでしょうか。

○**渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

○**堀内隆博経済部長** 5件ありました。そのうち2店舗は既に退店されている方でありまして、残りの方々につきましては、すべて滞納分は納付していただきました。

○**渋谷勲委員長** 藤原委員。

○**藤原浩平委員** 平成29年4月1日からも営業を皆さんされるということに、続けるということになるわけでしょうか。

○**渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

○**堀内隆博経済部長** 現在のところは、もともとは今回のアウガの新たなスキームといたしまして、地下については、このままとりあえず営業を続けていただくという方針で当初臨んでおりまして、ただ、滞納につきましていろいろ御意見もあったことから、滞納者については契約更新しないということといたしました。今のところは、営業を続けたいという御意向だと聞いております。

○**渋谷勲委員長** 藤原委員。

○**藤原浩平委員** あの滞納を整理した日にちはいつですか。

○**渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

○**堀内隆博経済部長** 最後の方が納付いただけたのが平成29年3月28日であります。

○**渋谷勲委員長** 藤原委員。

○**藤原浩平委員** この最後にやったのが平成29年3月28日。それでこの方も、この方も平成29年4月1日から営業を続けるということになるわけですか。

○**渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

○**堀内隆博経済部長** そのようにお伺いしております。

○**渋谷勲委員長** 藤原委員。

○**藤原浩平委員** 新たな契約はいつ結んだんですか。

○**渋谷勲委員長** 答弁を求めます。管財課長。

○**荒内隆浩総務部参事管財課長** 管財課長の荒内と申します。現在、新たな出店者の方々と契約を締結すべく、今、動いているところであります。まだ全部と契約は済んでおりません。

○**渋谷勲委員長** 藤原委員。

○**藤原浩平委員** きょう31日ですよ。4月1日から営業をやれるというためにはどうなんですか。大丈夫なんですか。

○**渋谷勲委員長** 答弁を求めます。管財課長。

○**荒内隆浩総務部参事管財課長** 済みません。私ちょっと今、一瞬誤解しました。地権者の方との契約が、まだ、横浜にいらっしゃる方がいて、その方との契約がまだで



きてないということでありまして、出店に関しての契約はおおむね済んでいるものと認識しておりました。

○**渋谷勲委員長** 藤原委員。

○**藤原浩平委員** 契約は済んでいるというふうに御答弁ありましたが、滞納が残っている段階で契約は進んでしまったということになるんですか。

○**渋谷勲委員長** 答弁を求めます。総務部長。

○**鈴木裕司総務部長** 実際に滞納がある段階で契約の締結に至るのかというお話でしたけれども、従来からのテナントの方ですので、その方たちが4月以降も出店を続けたいという意向を確認されています。さらにもう一つ確認しているのは、その滞納分については、いついつころに支払うというめども確認しておりますので、これは4月1日、できれば4月1日に間に合うように契約締結の事務的な処理については、その後確認の上で進めさせていただいてきたところであります。

○**渋谷勲委員長** 藤原委員。

○**藤原浩平委員** 普通、市との関係だと、例えば税金を滞納していると契約ができないとかというふうなのが通常のものですけれど、何か普通の考え方ではないやり方を取られているように思います。これはまた後でまた聞きますけれども、最後に聞きますけれど。

最後にですね、おとといの質疑、やりとりの中で、どうも市の答弁について納得がいかない部分がありますので、その点についてお聞きをしていきたいと思えます。

補助事業との絡みで、受注を請け負ったA社、そしてB社とC社に見積もりを依頼していた件で、予算特別委員会の時はビル会社がA社、B社、C社に見積もり依頼を出したと答弁をしていましたが、平成29年3月29日の本特別委員会では違う答弁になっていました。予算特別委員会の答弁を訂正したということでもいいのかどうかお答えをください。

○**渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

○**堀内隆博経済部長** ただいまの予算特別委員会の時の答弁と、今回の答弁が異なるということでありまして。私ども先般の予算特別委員会におきまして、中村委員からの御指摘をいただきまして、市職員が立ち会いまして青森駅前再開発ビル株式会社の社員から、今、話題になってます建築会社に対しまして見積もり合わせの方法について、電話で確認を行いました。そうしたところ、その建築会社様からはですね、他社の見積書の取りまとめは行ってはいないという回答をいただいております。今般は、特別委員会開会に当たりまして、予算特別委員会でも改めて確認するというふうなお約束をしておりましたので、会社じゃなくて、市がですね、見積もり業者3社の代表者の方に直接面談をいたしまして、聞き取りを行っております。その結果、工事を受注していない2社の代表者の方からは、受注業者の担当者から依頼があり、見積もりを提出したけれども、見積もり金額等については、相談や指示等は受けていないと。また、

受注業者の代表者の方にもお伺いいたしましたが、その時は、当時の担当者が既に退職しておりまして、詳細のところはわからないという回答を得たところでありまして、初回は、発注者であるビル会社からいきなりの電話確認でありまして、その時、とっさに思い出せなかったこともあるというようなお話もありますが、今回の2回目は、その契約の、契約当事者から見ますと第三者である市が事前に聞き取りの日程をお知らせして確認した上で、直接面談いたしまして聞き取りを行っております。このことによりまして、あらかじめ、3事業者の方についても記憶を整理した上で聞き取りに応じていただけたものと考えております。

○**渋谷勲委員長** 藤原委員。

○**藤原浩平委員** このことは、やっぱり重大だというふうに思うんですね。予算特別委員会での答弁と全く違う答弁になってるわけです。大事な問題で、市の認識が変化したということが確認できたとは思いますが、そうなってくると、第三セクターの問題ということに解消できない、市自身にかかわってくる問題が浮上してくると思うんです。

もう少し聞いていきたいと思いますが、実績報告書がこの事業で出されたのはいつだったのか、お答えください。

○**渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部次長。

○**横内信満経済部次長** 平成25年の3月28日です。

○**渋谷勲委員長** 藤原委員。

○**藤原浩平委員** 提出されてから、市はこの報告書を踏まえた形で、踏まえた認識を持って、工事实績を評価してきたと思うけれども、それでいいでしょうか。補助金の申請などもそれで執行されたというふうに確認していいでしょうか。

○**渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

○**堀内隆博経済部長** 補助事業の執行等については、完了実績報告書をもって内容を確認することとなっております。今回の場合もそのように確認したと認識しております。

○**渋谷勲委員長** 藤原委員。

○**藤原浩平委員** 改めて確認しますが、見積もり依頼、及び選定の理由として、次のように記述されていたと思いますが、間違いはないか。これは、中村委員も指摘していたところですが、「青森市にて評判がいい業者3社を選定し工事の見積もり依頼をした」と。これ書かれていたと思いますが、それでいいですね。

○**渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

○**堀内隆博経済部長** 実績報告について、その見積もり依頼及び選定理由についてという項目の中で、青森市などの行政の入札に入っており、なおかつ青森市にて評判がいい業者3社を選定し、工事の見積もりを依頼したという報告になっております。

○**渋谷勲委員長** 藤原委員。

○藤原浩平委員 そのとおりです。ですから、ビル会社が業者3社に見積もりを依頼したということがここには書かれているわけですが、これは実際と、事実と異なるということで確認していいでしょうか。

○渋谷勲委員長 答弁を求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 まず、その見積もりの依頼の方法等についてであります。市であれば通常は直接相手方に連絡しますが、その方法として、軽易な契約の場合と、例えば1万円、2万円の消耗品とかですね、そういったものと工事等では違いますが、工事等であれば、通常は書面で見積もりの依頼をするということになります。ですから、今回の受注業者の社員の方が、単なる使者として行ったものか、それとも会社の依頼を受けて行ったものかというところがわかりませんが、市の公共事業等とのやり方とは異なっているとは思いますが、そういった依頼の仕方に使者を使ったということがどうかということは、判断がちょっと――単なる使者であれば、それはこの表現でよろしいのか、認め得るのかということは考えます。

○渋谷勲委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 使者……、使者って何ですか。

○渋谷勲委員長 答弁を求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 使者とは、使う者、人の者ですね。ですから、その意思を挟む余地というか、権限を与えられていない、ただ運ぶ方というのが使者です。

○渋谷勲委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 何か、私聞いていることとは違う答弁になってると思うんですけど、見積もり依頼書及び選定理由についてという報告書の中に書かれている「業者3社を選定し工事の見積もり依頼をした」と。ここについての、こういう記述があるわけですね。これは、実際とは違うと。つまり、ビル会社が3社を選んで見積もりを依頼したのではなくて、実際は、A社がB社、C社に見積もり出してくれというふうに頼んだということが本当だというわけです。ですから、これは実際とは違うということですよ。

○渋谷勲委員長 答弁を求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 先ほどの使者のお話もいたしました。そういう場合もありますが、今回見積もりを提出いたしました3社から聞き取りをした結果、補助金の実績報告書の報告内容、会社が見積もりを依頼したというくだりですが、この辺の記憶が定かではないという回答をした方もありまして、それぞれ中身が全て3人のお話によって確定できたわけではないということもあります。そういったことで、聞き取りした結果以上のことというのは、先ほど来申し上げてありますように強制的にお聞きするとか、何か資料の提出を求めるということができませんものから、市として何かを告発的なことをするまでの断定できるような結論に至っていないということです。

○渋谷勲委員長 藤原委員。

**○藤原浩平委員** そこまで聞いていないですよ。要は、一番最初に言ったように、予算特別委員会での答弁と平成29年3月29日の本特別委員会での答弁が違って、市が確認したので言えば、ビル会社が見積もりを3社に依頼したのではないと。A社がB社、C社に依頼したというふうな答弁が変わったわけです。だから、この市に出されている実績報告のこの部分、ビル会社が業者3社を選定して工事の見積もりを依頼したというこの記述は、間違っていることではないかと聞いてるんです。それ確認するだけでいいんですよ。

**○渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

**○堀内隆博経済部長** それで、先ほど来ただいま申し上げましたように、3社が3社全部、何と言いますか、細かくわかっているわけではないということで、それと、いわゆる会社が使いをお願いしたということも考えられるんですが、当時の担当者等によりますと、今となってはちょっと細かいところも覚えていないということもありまして、断定できないということが現在の私どもの認識です。

**○渋谷勲委員長** 藤原委員。

**○藤原浩平委員** それは、またおとといの答弁とも違ってくるんでないですか。おとといの答弁は、会社が3社に頼んだんではないということをはっきりさせたわけでしょう。市が直接面談して、確認したっていうんでしょう。だったら、それ以外の何も無いじゃないですか。

私が聞いているのは、そのことと提出された選定理由についての記述が違うでしょうということを確認したいと。それだけしゃべってるんです。

**○渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

**○堀内隆博経済部長** そのことにつきましては、先ほど申し上げましたように、使われた方なのか、誰の意思を誰にどのように伝えたかということで、会社側の意思を、途中で預かった人がですね、みずからの意思をその中に交えないでそのまま伝えたということであれば、それは先ほど言った単なる使者ということですので、その中に事業者の意思その他が介在していないということになります。ですからその、例えば郵便で出すのであれば、それは郵便局とかですね、そういったところが使者の扱いになるわけですが、ただ、聞き取り以上のことでのさらなる追及っていうのは、私どもも強制することができないところでありまして、そこについては御理解いただきたいと思えます。

**○渋谷勲委員長** 藤原委員。

**○藤原浩平委員** 何も面倒くさい話を聞いているんじゃないんですよ。事業終わって出している報告書と、報告書に書かれていることと、市の認識が違うでしょうと。そのことを確認しているだけです。それが、違わないというふうな印象にも聞こえるような答弁になってくると、わけがわからなくなる。

**○渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

**○堀内隆博経済部長** その見積もりの依頼の件については、先ほどのように、受注業者の担当者が伝えに行ったということですが、そのもととなる意思が会社のもので、見積もりの宛先も会社宛てということでもあります。ただ、委員おっしゃるように、もし、先ほどの実績報告にある表現が、会社が依頼したという表現が、途中でどなたかが伝達するような形で行ったのでは、違うのではないかと、会社が行ったことにはならないのではないかという……、であればですね、会社が依頼したことには……、そういうことで、確認の上ですね、ちょっと今、担当にその実績報告の訂正等必要であるかどうか検討してもらいますが、ただ、見積書は会社宛てに提出された。ただ、見積書の依頼が会社からであったかどうかということについて、その3人に関しては受注業者の担当から依頼を受けたと言っておりますが、会社側の担当者が、記憶が定かでないと言っていることもありますことから、断定するところまでは、私どものところでは今のところ至っていないということです。

**○渋谷勲委員長** 藤原委員。

**○藤原浩平委員** 答弁変えたわけでしょう、この特別委員会の中で、おととい。経済部長も先ほどの答弁の冒頭で言いましたけれども、見積もり依頼及び選定理由についての中には、「青森市などの行政の入札に入っており、なお且青森市にて評判がいい業者3社を選定し工事の見積もり依頼をした」と、こう書いてあるわけです。これ、誰書いたんですか。市で書いたわけでないでしょう。誰書いたんですか。

**○渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

**○堀内隆博経済部長** この報告書については、ビル会社で作成しておりますので、ビル会社で書いたことになります。

**○渋谷勲委員長** 藤原委員。

**○藤原浩平委員** ビル会社で書いたということ認められた。だから、そうなってくると、ビル会社はうその報告をしたということにもなるわけでしょう。経済部長は、A社がB社、C社に頼んだというような形で答弁を変えたわけですから。この部分についてはうそだったということになるわけです。

それで、もう少し先へ聞いていきますけれども、この実績報告書には、見積もり依頼における仕様書についてというページもあって、そこには次のように書かれてあります。「見積もり依頼業者を集め」、今、この報告書を書いたのはアウガだって言いましたので、アウガが集め、「設計図面をもとに」、次のところが黒塗りになってるんですけど、「何々の」、黒塗りの「指示にて、各項目を指示してもらい、各社への見積書の作成をしてもらった」というふうに書かれている。黒塗りにされた部分っていうのは、黒塗りの指示にてというのは、各社が見積もりを作成したということになっているこの黒塗りっていうのは、誰のことなのか——黒塗りしているから、答弁ないだろう。

**○渋谷勲委員長** 経済部長、答弁できますか。経済部長。

**○堀内隆博経済部長** 某設計事務所の方ということです。

**○渋谷勲委員長** 藤原委員。

**○藤原浩平委員** 初めて聞きました。某設計事務所。ここには設計事務所の名前が書かれてあったということになるわけですね、そういう意味で言えば。

この間、また予算特別委員会のとときは違う答弁もされていて、見積もり依頼をA社に依頼したというような話もしておられましたね。それは、ビル会社に専門的な施工管理だとかノウハウを持ったのがいないので、というふうな答弁をされましたよね。しかし、その説明は、予算特別委員会のとくもしていなかったし、この今の答弁は、今度、A社でなくて某設計事務所というふうなことでありますが、この違いはどう説明されるんですか。

**○渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

**○堀内隆博経済部長** お答えいたします。

予算特別委員会のとくの詳細、今少し記憶が定かでないところもありますが、まず、ビル会社自体に設計とかそういう技術的な能力、資格を持った職員はおりません。通常、ほかの百貨店等にも聞き取りしましたが、いわゆる商業施設、大型の商業施設については、内監業者——内監はインテリアを指す日本語だそうです、内監業者というお抱え的な、ビル全体のコンセプトだとかイメージに精通して、構造だとかそういったものについても十分熟知している、そういう内監業者というお付き合いのある業者がいて、通常のテナント工事ですとかそういったものについては、内監業者が主にやると。ほとんどはその、何て言いますか、その業者がやるんですが、できない工事であったり、あるいは少し大きい工事になりますと、見積もり合わせなどをしてですね、やる場合があるということでもあります。その場合においても、その内監業者がみずから設計できる場合と設計できない場合があるようでした、設計をほかに頼むこともあるでしょうし、みずから設計する、見積書を設計するようなこともあると伺っております。

今回の場合は、設計会社に、見積書を作成するためのもととなる図面等をお願いしていたというふうにお伺いしております。

**○渋谷勲委員長** 藤原委員。

**○藤原浩平委員** 委員長、私、また答弁が変わったと思うんですよ、これ。A社でなくて、某設計事務所というのは。こういうね、どんどん答弁が変わっていくようでは、本当に十分な、まじめに説明しているというふうには思えなくなってくるんですよね、これだと。

結局、この実績報告書に書かれていることと、市の認識と、全く違っているというふうなことだというふうには私は思いますよ。うその報告をされて、そのままにしておくということがあっていいのかどうかというふうなこともあると思うんです。やっぱり、例えば当時のA社の職員が退職してしまっていて何もわからないとかいうふうな

ことも言われるわけですが、結果的に、私はね、食街道の補助事業についても、この特別委員会で客観的に明らかになったことはあると。

というのは、見積もりを発注したのは工事を受注したA社であったということ。そして、このA社が補助金を受け取ったこと。しかし、この見積もりの発注の仕方については、ビル会社は市に対してうその報告をしていたということ。それから、受注金額と見積もりの差はわずか3000円しかなかったということだということもわかりました。それから、こうして並べてみると、やっぱりA社が最初から受注することが決まっていて、その体裁をつくるために3社に見積もりを出させたという形を演出して、結果としてA社が工事を受注して補助金を受け取った。あくまでもそういう可能性があるというふうに私は言わざるを得ないというふうに思います。可能性があるという段階ではありますけれども、その可能性は否定できない。仮に事実であれば大変なことで、補助金の返還を求めるなど新たなことをしなければならぬというふうに思います。

ですから、この委員会では、ますます疑問が広がって、疑惑が深まってきたということ指摘して、私、終わりたいと思います。

**○渋谷勲委員長** それでは、次に、工藤健委員。

**○工藤健委員** 市民クラブの工藤健です。

既に幾つか質疑が重なっておりますので、できるだけ除いて質疑しますが、テンポよく簡潔にお願いします。

手元にですね、平成24年7月25日、平成24年12月3日、そして平成25年3月5日の日付の、3枚の工事請負契約書があります。おとといの秋村委員のと同じで、委員会のある委員から資料として渡されたものでありますけれども、同じものを市からもいただいておりますので、実際にビル会社と業者との間で交わされた契約書の写しであることがわかりました。契約書には、契約する双方の当事者の名称を簡略化するというために、甲、乙であらわしますけれども、この3枚の契約書では、甲、発注者はビル会社、そしてもう1つの甲、発注者が併記されていて、黒塗りになっておりますけれども、工事を請け負う業者が記名、捺印しているということでもあります。

この工事請負契約書の問題ですけれども、このうちの2枚の工事について補助金が使われているという、それがやはり問題であると思っておりますが、一応確認します。この工事請負契約書、発注者と請負業者双方の記名捺印がありながら、乙であるべき請負業者の記載が間違っている。果たして契約書として効力があるのか疑問でしたけれども、おとといの答弁では、当事者間の合意で成立しているので有効であるということを確認したということで、よろしいんですね。

**○渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

**○堀内隆博経済部長** 弁護士に確認して、有効だというふうな回答を得ております。

**○渋谷勲委員長** 工藤委員。

○**工藤健委員** では、一応お伺いします。この契約書の作成は、どちらが行ったのでしょうか。

○**渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

○**堀内隆博経済部長** この契約書につきましては、ビル会社に確認したところ、ビル会社が作成したと回答をいただいております。

○**渋谷勲委員長** 工藤委員。

○**工藤健委員** ビル会社が作成したと。この3枚のですね、補助金対象となるうち、アウガ1階のスイーツコーナー完成工事、あとアウガの地階食の街道めぐり・テナント新設工事、この2通の契約書についてお伺いしますけれども、市からいただいた資料、幾つかもらってあるんですけれども、見積書の詳細が添付されていないんですが、ビル会社からの提出はなかったんでしょうか。

○**渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

○**堀内隆博経済部長** ビル会社からの提出はなかったとのことであります。

○**渋谷勲委員長** 工藤委員。

○**工藤健委員** 提出はなかったと。では、工事完成後にですね、チェックと確認のために、市の職員の立ち会いとかの検査はあったのか、ないのか。

○**渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

○**堀内隆博経済部長** 基本的には、補助事業につきましては、完了実績報告において書類で行われます。ただ、市の補助金でありまして、市内にいる私ども市の職員でありますし、ソフト事業もあわせて行っておりましたので、いわゆる正式な検査とかというわけではありませんが、現地については日々見ていたということではあります。

○**渋谷勲委員長** 工藤委員。

○**工藤健委員** 見積書の詳細が添付されてなくて、工事完了後の立ち会いというのはなかったけれども、完了実績報告書、書類で確認しているのと。あと市の職員が日常的にその経過を見ているので、そういう意味では検査、確認しているということなんでしょうか。それが対象となる国の補助金の性格から、見積書の詳細は必要ないという認識でよろしいんですか。

○**渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

○**堀内隆博経済部長** 見積書は、いわゆる社判が押された1枚の見積もり金額が書かれたものが、いわゆる入札の札に準ずるものというふうに理解しております。したがって、詳細な内訳、いわゆるその会社におけるところの積算根拠というものまでは、提出の義務まではないものと考えております。

○**渋谷勲委員長** 工藤委員。

○**工藤健委員** つまりは、会社と業者との間の契約なので、市はそこまで詳細は把握する必要はないということで、そういうことですね。

○**渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。



**○堀内隆博経済部長** 見積書——添付書類として添えられているのは、見積もり合わせが行われたかという確認と、それから金額がどうだったか、それと支払い金額、あと工事が実際に実施されたかというところ等を、書類で確認するという手続になります。

**○渋谷勲委員長** 工藤委員。

**○工藤健委員** 予算特別委員会において市の答弁の不備ということで、今回調査特別委員会で、さまざまなアウガの問題が上がっておりますが、私は2点だと思っております。1つは、契約書の代表取締役社長の名前の記載違い、あと1つは、工事請負契約書、そのときは3通でしたけれども、その甲乙の誤記載ですね。おととい、そしてきょうの中では、新たな間違いというのが指摘されておりますけれども、ビル会社ですね。そもそも契約事務も含めて、きわめてお粗末でずさんな体制というんですか、そういうものだとしか言いようがないと思うんですけれども、それは実は、多分会社の風土にもうなっていたんではないかというふうにも思います。

先ほどお話もありましたけれども、確認しますが、アウガがですね、開設をしまして、最初の社長の方、1年数カ月常勤の社長だったと思うんですが、平成23年1月に古山社長が常勤で就任するまで、ビル会社の代表取締役社長、これは非常勤でしたよね。実際、常務が代表権を持って経営に当たってきたということで間違いありませんか。

**○渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

**○堀内隆博経済部長** ただいまの委員の御指摘のように、常務が事務的にはトップで行っていたと伺っております。

**○渋谷勲委員長** 工藤委員。

**○工藤健委員** 徐々に常勤になった古山社長も数カ月で、再び非常勤の社長になっていきます。つまり、長い間代表権を持つ社長というのが非常勤で、現実的な実務の決裁というのは常勤の常務が行っていたと。さらに後半のある時期からは、社長の任期自体が1年あるいは2年で、次々に変わっています。

そうした組織が、経営判断を含めて責任を曖昧にしているということだと私は思っておりますが、その中で今回、直営店ですね、開設と経営、これが1つの問題になっていきますけれども、私、この件については、ファッションビルとしての会社の経営戦略、経営判断であって、いわば企画の中の直営店だったんだらうというふうに考えています。結果的に売り上げ不振によって計画が未達だった、あるいは撤退の時期の誤りがあったとか、そういうことはあると思いますけれども、経済部長も前おっしゃってございましたけれども、ビル会社としての企業戦略、ファッションビルとしての差別化を目的とした、あくまでも新規事業のチャレンジだと私は考えています。その企業戦略は失敗だったと私も指摘はしますけれども、議会がその企業経営、戦略の結果責任を追及するというのには、ちょっと私は違和感を持っています。

それも含めて、本来であれば、第三セクターとして青森市がどういうふうに関与にかかわったのか、これが一番大事なところだと思うんですけども、ずさんな工事請負契約、これがなされていた期間の前年ですけれども、平成23年8月から、実は新しくですね、代表権を持つ副社長っていうのが、役職が設けられています。そこには、青森市の副市長が、非常勤ですけれども就任しているんですね。副社長だから、経営を全て、契約書も含めてチェックするというのは現実的には無理だとは思いますが、その時期に、代表権を持つ副社長、そこに副市長が就任していたと。管理体制含めて、企業の経営という意味においては、何でしょう、やはりそこに青森市の責任も存在すると思えますけれども、市の認識はいかがでしょうか。

**○渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

**○堀内隆博経済部長** 先ほど、第三セクターに関する行政としての指導の問題と、それから、市の副市長が経営陣として代表権を持った取締役就任しているということから、市としての経営に関する責任もあるんでないかという御指摘であります。

これまでも、予算特別委員会においても、もう少し指導等すべきではなかったかなという反省を副市長のほうからも、現在の副市長のほうからも御答弁させていただいております。第三セクター等の経営健全化等に関する指針という総務省の指針がありまして、こちらも、何年かに経営計画を立てていただいでですね、経営の安定化を図るよう改善指導するということになっております。

一方で第三セクターの独立性という、民間のノウハウを生かした第三セクターのメリットを生かすことができるように、例えばさまざまな規程の作成だとか、そういったことにも指導するというふうな立場ではあります。そういった面では、今回さまざま、文書管理規程がないとかですね、そういったことがありましたので、その指導が十分至らなかったという反省はあります。

**○渋谷勲委員長** 工藤委員。

**○工藤健委員** そうだと思います。第三セクターですので、さまざまな独立性であるとか、そのメリットを生かすというのは、もちろんわかりますけれども、一昨年ですが、青森市の副市長、2人体制にするという審議のときにですね、賛成討論の中で私お話ししたんですが、それまでのビル会社の代表権を持つ副社長として副市長が1人いたわけですね。その経営責任っていうのが不明確なんでないですかということでは言いました。その反省と検証をしてほしいというふうに申し上げます。その上で、市の認識がないとですね、多分これからこういうようなことは繰り返されていくんだと思いますが、その上で、契約の各工事において、適正な価格の中で、適正な内容の工事が行われたのかというのが、今回、補助金の中での大きな疑問なんですけれども、まず1つ、価格については、おととい言っていましたけれども、その利益率、利益のとり方、その辺がどこまで適正かということですけども、一応、坪当たりの工事価格がほかの工事に比較して一定範囲内であるということで、価格については適正だとい

うのが認識ですか。

○**渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

○**堀内隆博経済部長** 工事の価格についての御質疑でありました。

おととい、ほかの大型店に聞き取りした結果の範囲内におさまってはいるということで、高過ぎるとは言い切れないという御答弁をさせていただいたと思います。ただ、今のところ比較対象というのが、そういった他社のものということしかありませんので、その範囲以下の坪単価のものもありましたが、その中で、範囲の中の真ん中より高いものもありました。ただ、それを超えるものがなかったということで、高過ぎるとは言えないというふうにお答えさせていただきました。

○**渋谷勲委員長** 工藤委員。

○**工藤健委員** 残る問題はですね、契約に基づいた工事、それが実際にされたのか、されてないのかということになると思うんですけども、見積書と実際の工事にですね、いわゆる偽りがあったのか、ないのか。そこについて、市の認識としてどうお考えでしょうか。

○**渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

○**堀内隆博経済部長** 補助事業についてですけども、完了実績報告に、工事につきましては施工前、施工後の写真を添付していただくなど、証拠書類として残すことになっておりますので、そういったことで確認できていると認識しております。

○**渋谷勲委員長** 工藤委員。

○**工藤健委員** 見積書の詳細がないのは、これは本当に不親切というしか言いようがないんですけども、今となっては現実的に検証は可能なのかと、実は同業の建設会社の方にも、ちょっと2社ほど伺いはしましたけれども、なかなか時間がたって、今となっては検証するのは大変だろうということも聞いております。これまでの市の答弁も含めて、とても厳しいのかなとは思っておりますが、今回の質疑に関連して言えば、ビル会社自体がですね、長い間不振が続いて、結果的に大きな負債と債権放棄に至ったわけですけども、振り返ってみれば、ビル会社の最初の成り立ちから厳しい経営目標があって、経営と組織のあり方、そして後半のさまざまな施策というのがほとんど迷走していたというその過程で、やはり、最大の株主であって最大の債権者であるこの青森市がですね、一定の関与をしていながら、その時々適正な役割を果たせなかったというのが、これが一番私問題だと思っています。やはり、そこに大きな反省点もありますし、今後の青森市がかかわる事業あるいは施設運営、これには絶対繰り返してはいけないと。そういう指摘をして、私の質疑は終わります。

○**渋谷勲委員長** この際、暫時休憩いたします。

再開は、午後1時からといたしたいと思います。

**午前 11 時 51 分休憩**

---

## 午後 1 時 02 分再開

○**渋谷勲委員長** 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑を続行いたします。

次に、藤田誠委員。

○**藤田誠委員** まず、青森駅前再開発ビル株式会社を、通称ビルの全体をアウガというんだけど、この会社をアウガと読み替えたいと思います。よろしくお願ひします。

さて、この特別委員会に当たり、質疑に当たり、議員として、議会としてこの第三セクター等、市が出資している団体等にどのようにかかわれるのか、今回は、株式会社への市からの出資がされているアウガへのかかわりに関連しての質疑を通して、今後の対応策の一つになればとの思いで進めます。

これまでの質疑を聞いていて、かつての公社・公団と市が出資していた各団体の運営指針は、市に準じていたと記憶しています。時代とともに第三セクター、指定管理者制度と運営形態が変わり、その弊害が今出ているのではないかと感じています。

公立大学やかつての文化会館での不祥事の反省が生かされていないのではと憂慮しています。

中村美津緒委員ほかこれまでの質疑を聞いていて、アウガの運営が限りなく灰色に見えますが、私にはそれを証明する手立てはありません。私たち市民の代表として、議会として、行政をチェックする立場にありますが、今回のように第三セクター、公立大学の独立行政法人等には調査権は及ばないと思います。

市が出資していながら、各団体に議会として調査権が行使できる体制を今後構築していかなければ、議会のチェック機能が果たされないと、改めて感じています。

きょうはまさにこれから、アウガの解散総会を行う。なくなるアウガという会社について、どうのこうの話を交わすと思いつつも進めたいと思います。

さて、今回議論になっている工事に関わって質疑します。

まず、各団体で工事の発注に当たって、どのような手順で契約を行っているのか質疑します。ここでは、自治体と民間企業との工事等の契約の手順に違いがあるか、検証したいと思います。

総務部長、なかなか答弁がないようですので、まず、委員長。ここにいる大半の方は、既に御存知の、市における工事の契約に係る質疑に当たっての資料を配付したいんですが、よろしいでしょうか。

○**渋谷勲委員長** それではただいまの藤田委員の資料について、確認をします。

〔資料 3 確認〕

○**渋谷勲委員長** ただいま、藤田委員から資料配付の申し出がありました。委員各位に配付したいと思いますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

〔資料3配付〕

○**渋谷勲委員長** 藤田委員。質疑続行。

○**藤田誠委員** それでは資料の説明をさせていただきます。①です。これは青森市における工事決定から完了までの手順について簡略したものです。支出額が130万円以下、130万円から500万円未満、それから500万円以上の支出予定額の工事に関してです。

②です。これは総務省がたしかW i - F i の環境整備のものだと思うんですが、いわゆる実績報告事務マニュアル、事務フローです。これは、いわゆる実施主体が市町村、それから関連の連携の主体と、いわゆる国土交通省も含めた、ここで言えば経済産業省ですね、各省庁への、今回は総務省ですが、総務省へのいわゆる補助金の、補助金をいただくための工事にかかわっての事務フローです。経済産業省の資料が探せませんでして、総務省のがちょうどありましたので、参考にです。

③です。これは実施主体が第三セクター。これが市町村を経由した補助事業をやる場合の流れです。これも総務省のものです。

3点、一応、あとで一つ一ついきます。

それでは、工事に関連しては総務部長ですので、①の表で言う、それぞれの工事にかかわっての流れを、手順を簡単に御説明願ひます。

○**渋谷勲委員長** 答弁を求めます。総務部長。

○**鈴木裕司総務部長** 市の工事契約の簡単な手続、流れについて、今お配りいただいた資料を見ながらという形で説明させていただきます。

本市を含めます地方公共団体では、地方自治法や地方自治法施行令等の規定に基づいて、支出予定額や工事内容に応じて一般競争入札、指名競争入札、随意契約の契約方法を取ることとされております。工事契約の基本的な手続、流れですけれども、まず支出予定額、工事の場合であれば、設計図書になるんですけれども、支出予定額の積算と設計図書の作成を行います。

次に、その支出予定額や工事内容に応じて入札等の参加条件、つまり工事もいろいろ種類がありますので、それら工事内容に応じた入札等の参加条件を定めまして、入札等を執行いたします。入札等を執行した結果に基づいて契約を締結することとなります。その後、受注者は工事に着手をして、工事完成後には完成検査を市が実施いたします。その検査に合格したのち、工事物件のいわゆる引き渡しを受け、その引き渡しを確認した上で工事代金を支払うという大まかな流れとなっております。

この①の図の一番上に一般競争入札については支出予定額500万円以上、その右隣の指名競争入札については130万円を超えて500万円未満。随意契約にあつては、支出予定額130万円以下という、この金額設定については、青森市独自のものです。契

約の種類、一般競争入札、指名競争入札、随意契約というのは全国共通の契約の方法の種類です。その種類をどう使い分けているかというこの金額の区分については、青森市独自、独自というか各市町村がそれぞれ定める金額設定になっています。

それらの種類に応じて、ただいま申し上げたような流れで工事発注から完成引き渡しという大きな流れになります。

○**渋谷勲委員長** 藤田委員。

○**藤田誠委員** ありがとうございます。

私が元職員的时候は、かかわるのはこの130万円以下、特に私は少額工事しかかかわらないんですが、それでもいわゆる上から、工事の中の設計図書の作成、垂木なんぼつくるか、コンパネなんぼ使うか、石こうボードなんぼ使うか。全部試算をして図面を描いてやると。今回課題になってるのは、まさしくその手順を踏めば問題にはならなかったのではないかと私は思っております。

今は市のことについて聞きますので、工事前とか工事中のいわゆる現場も含めた状況把握というものは当然しますよね。お答えください。

○**渋谷勲委員長** 答弁を求めます。総務部長。

○**鈴木裕司総務部長** 工事着工後、まずは、工事着工したときには工事着工届というものが事業者のほうから提出されます。それ以後、工事現場の管理業務というのは発注者である市が行います。市の職員が直接管理を行える規模の工事と、非常に大きな工事になるとその工事管理自体を外部に発注するという、そういう方法を使い分けながら工事管理をしていきます。その工事管理の過程で、例えば完成後に隠れてしまうような部分についての写真を撮ったりというような形をしながら、いわゆる工程管理をした上で最終的には完工まで至ります。その工事管理と完工に至った後の完成検査とはまた別個ですので、その辺の区分けをした上で工事施工中の管理というのは、市の職員が直接もしくは外注しながら管理を行っております。

○**渋谷勲委員長** 藤田委員。

○**藤田誠委員** 普通で、私、少額工事でのその流れをくんでいます。今回のいわゆる問題になっている工事の見積もり合わせ、いわゆる随意契約の部分のやり方をしていたと。本来であれば、市のとおりやっていたらいろいろな問題はないんだろうけれども、それはまた後ほどにして、当然ながら今、完成したらしたでいわゆる設計どおりに何を使って何をしたか、どういう材料を使ってというのは、必要に応じてこう、市の建て主というか監督する課も含めて最終的には工事検査課も検査に入るということによるのでしょうか。

○**渋谷勲委員長** 答弁を求めます。総務部長。

○**鈴木裕司総務部長** そのとおりです。

○**渋谷勲委員長** 藤田委員。

○**藤田誠委員** ありがとうございます。

大体、市の仕事の流れについては把握いただけたと思います。大変厳しい、少額 30 万円の工事でも大変厳しいチェックがあります。そういうことでひとつ理解していただけだと思います。

次に、通告してあります第三セクターの契約について。

青森市が出資している第三セクターの中で出資比率 25%以上においては、市が行っている契約方法の準用を指導しているのか、指導したことがあるのかお聞きします。

**○渋谷勲委員長** 答弁を求めます。総務部長。

**○鈴木裕司総務部長** 第三セクターに対する市の契約方法と準用の指導についてのお尋ねでした。

第三セクターは行政機能の補完、代替として行政施策と密接に連携しながら市民サービスの維持向上、地域振興に積極的に取り組む役割を担うとともに、併せて独立した形態として自らの責任で経営や事業を遂行すべきものであります。そのことを踏まえた上で、契約方法や事務手続等に関して、市に準じるよう個別具体的な指導等はしておりません。

**○渋谷勲委員長** 藤田委員。

**○藤田誠委員** ありがとうございます。

第三セクター、先ほど申しましたように、市の、かつて公社、公団の時は市の職員が配置されていて、いわゆる指導していたと。その関係で文化会館やら公立大学やら、文化会館のプロパーの職員がいわゆる不正をしていたのを職員が発見できなくて損害賠償を請求された。それは2件とも解決しているようですが、そういう意味では第三セクターそのものを、第三セクターや指定管理も含めて、市から離れているというふうな考え方をされてもいいんじゃないかと思います。

なかなか市のモニタリング調査等でもそこまでできないなあと思いますが、話します。

それから、第三セクターの契約業務にかかわって市としてどのようにかかわれるのか。それから各団体の契約業務について、出資している各団体の契約業務について把握しているのかお尋ねいたします。

**○渋谷勲委員長** 答弁を求めます。総務部長。

**○鈴木裕司総務部長** 先ほどは契約方法の指導等行っていませんという答弁をしました。その中で、第三セクターの契約業務へ市としてどのように関与しているかという御質疑になります。

市として、第三セクターに対する出資金や委託料、補助金など財政的関与が市民の貴重な税金であることを念頭に、市の施策の効率的かつ効果的な推進と実施主体である第三セクターに対する適切な関与を行う必要は厳然としてあります。

平成 20 年 3 月に策定しました本市の第三セクターの経営評価指針に基づきまして、第三セクターの経営状況の把握や経営評価を定期的に行っておりまして、その中で内

部統制に関する各種規程、例えば就労規則、職務分掌規程、決裁規程などの各種規程等が整備され、かつ定期的に見直ししているかを点検・評価することとしております。契約事務に係る規程がある場合も同様に点検・評価の対象となっております。

市からの出資等がおおむね 25%以上で、かつ当該法人に出資している地方公共団体の中で、市の出資比率が最も大きい法人として、経営評価指針で、この経営評価の対象としている 8 法人のうち、現在契約事務に係る規程を独自に策定しているのは、8 法人のうち 7 法人です。ちなみにですけれども、アウガについてこの契約事務に係る規程については、策定されていない状況でありました。

**○渋谷勲委員長** 藤田委員。

**○藤田誠委員** ありがとうございます。

ほかのところは別として、アウガは策定をされていないと。ちなみにといくと長くなるのでそのうちに行きたいと思います。

さて、私は、市が出資している割合、それぞれが独立したひとつの団体、企業体である。そういう意味からすると、各団体が自由にどこの会社とも契約してもいいと、そう考えるんですが、そう考えてよろしいかお答えください。

**○渋谷勲委員長** 答弁を求めます。総務部長。

**○鈴木裕司総務部長** 自由にといいことですがけれども、地方公共団体が発注する工事請負契約その他の契約においては、地方自治法第 234 条において競争入札及び随意契約に関する規定がありますけれども、第三セクターの契約については、地方公共団体と異なりまして、競争入札や随意契約に関する規定がないため、各第三セクターにおいて定める契約方法に基づいて契約するものと認識しております。その中で、いわゆる規制、縛りがあるとすれば会社法なり、一般的には民法なり、民法で言うところと公序良俗に反しない限り契約内容が自由という原則がありますので、大きく言うと経済的な合理性を目指しながら、自由な契約はできるというふうに考えております。

**○渋谷勲委員長** 藤田委員。

**○藤田誠委員** それでは次に、先ほど平成 20 年に第三セクターの、平成 20 年なんです。平成 22 年 10 月に青森市第三セクターに関する基本方針、これをつくっております。その中で、第三セクターに対する適切な指導等、民間手法の運営方針の導入、省略して、常に見直しの視点に立った運営を行うよう適切に指導、助言、要請または協議、指導等を行うこととします。なお、指導等に当たっては、第三セクターは独立した経営体であることから、市の指導等により、第三セクターの業務や財産の責任を市も負担するとの誤解を与えないように留意する必要がある。こうね、実は運営に当たって、新しく出した基本方針に書いてありまして、ここではいわゆる業務や財産の業務にも口を出さなよ、責任はあるけれどもあんまり出さなよということが、あからさまに出されていまして、皆さんはここまだ気づいてないでしようが、なるべく放そう放そうというような意図が見られています。



それからこの方針に当たって第三セクターが取り組む事項として、事業の効率化というのがちょっと出ているんです。そこに、事業プロセスの見直し等により、積極的に事業の簡素・効率化を推進するとともに、再委託等を行う場合は可能な限り競争入札を導入するなど、経営の節減や事業運営の透明化に努めることとします。ですが、第三セクターはいっぱいあるから、これは当時はアウガの経営状況がよくないということで、アウガのためにつくったのではないかと、私は勝手に思っているんですが、そういうことが書かれています。

(3)に、自主事業については、これは収益事業ですよ、採算性を検証し、赤字事業については早急に見直しを実施することとします。あと、自己点検等といっぱいあるんですが、この平成22年10月時点でのこれをうたっているということは、何か赤字事業について書いているんですが、当時の赤字事業というのは何だったのかお知らせください。

**○渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

**○堀内隆博経済部長** アウガについての赤字事業のお尋ねでありますので、私のほうからお答えいたしますが、平成22年10月に委員御指摘のとおり「青森市第三セクターに関する基本方針」の中で、第三セクターが取り組む事項として、自主事業については、採算性を検証し、赤字事業については早急に見直しを実施することとしているところでありますけれども、青森駅前再開発ビル株式会社につきましては、この平成22年の段階ではいわゆる赤字の直営店はなかったと。直営店自体はありましたが、それについては黒字だったということでありまして、ただし、その細分化された自主事業ではないんですが、本業のほうの経営であります、これは平成13年のオープン以来、多額の長期借入金による利息負担や長引く景気低迷などを背景にいたしまして、テナント賃貸業ですね、これが本業でありますので、これの赤字が続いておりました。

このことから市では、支払利息の低減をはじめ、2億円の新規融資ですとか、債権の一部株式化などの支援を実行いたしまして、さらには平成22年1月にはアウガ経営戦略委員会を設置するなど、ビル会社の経営改善を支援してきたつもりであります。

また、ビル会社のほうにおきましても、平成23年12月に経営改革緊急アクションプランを策定し、また、平成26年6月には、第2次再生計画を策定するとともに、平成27年8月にアウガ再生プロジェクトチームを組織するなど、経営改善に努めてきたものと承知しております。

**○渋谷勲委員長** 藤田委員。

**○藤田誠委員** 私、この平成20年10月に赤字の解消に向けてという、見直しと書いてあるんで、赤字事業があると思えば、ないということで、じゃあその時にあった自主事業というのは、通告してないんだけど、自主事業とは何があったんですか。

**○渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

**○堀内隆博経済部長** トレーダーラックという直営店舗がありました。のちに、テナント化しますけれども、この時点では直営店舗で黒字ということでありました。

**○渋谷勲委員長** 藤田委員。

**○藤田誠委員** なぜこの資料に掲載したんだろうか。トレーダーラックも赤字だったんでないかと思うんだけど。わざわざ運営方針に、赤字を想定した事業をこれからやるぞということは書くわけもないし、と思います。

次にいきたいと思いますが、この時に、いわゆる収益事業をするに当たってね、今後収益事業についてやるよということを示唆しているんだなど、私この時に思いました。この方針を受けて、今問題になっている、いわゆるガールフレンドとかスイーツコーナーとか、食街道をやったという認識で、事業を開始したという認識でよろしいか。

**○渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

**○堀内隆博経済部長** ただいまの御質疑にお答えいたしますが、当時のこの後に行われる収益事業については、あくまでも会社の赤字をいくらかでも解消するというところで、収益を上げることが主な目的として、仲谷委員にもお答えしたように、ビル全体としての集客力を上げるのと、それから店そのものでの売り上げを上げることによって、収入をふやすという目的があったと聞いております。

**○渋谷勲委員長** 藤田委員。

**○藤田誠委員** それについては、先ほど工藤委員が言ったように、収益を上げるために頑張ろうと思ったんだろうと思います。

それで、先ほど藤原委員の言っていた例の言葉の、予算特別委員会と、それから今回の特別委員会との答弁が食い違うという話がありましたが、いわゆる見積もりのことについて、マスコミのほうであったんですが、経済部長が国の方式で言えば適正だというような発言をされているんですが、これは間違いはないですか。

**○渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

**○堀内隆博経済部長** お答えいたします。

前にお話いたしましたのが、経済産業省大臣官房会計課で作成した補助事業事務処理マニュアルの中から引用したもので、経済性の観点から可能な範囲において相見積もりを取り、相見積もりの中で最低価格を提示したものを選定してくださいと。相見積もりを取っていない場合または最低価格を提示したものを選定していない場合には、その選定理由を明らかにした選定理由書を整備してくださいとなっております。

今回の場合、その見積もりの取り方に問題があったのではないかといろいろお話が出てきましたが、その時点においては書類において見積もりが3社で競争されたことになっていて、最低の価格を提示した者が選定されているということで、この部分については、そのマニュアルに反していないということを申し上げました。

**○渋谷勲委員長** 藤田委員。

○藤田誠委員 国の指示どおりのフローチャート。ちょっと②か③かのどっちかと思ったんだけど、②と大体流れが似ていると思うんだけど、いわゆる補助金のフローチャートから言うと、これは適正であるということでしたよね。じゃあ、青森市役所の手順に沿ったら、この場合はどうお考えになりますか。

○渋谷勲委員長 答弁を求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 青森市の手順に照らしますと、いわゆる業者選定をして通知書の送付がなされております。この通知書の送付が行われていないと。いわゆる見積書の通知書ですね。行われていないということなどに関して言えば、これはもし市がやるのであればですね、適切でない手続ということになるろうかと思えます。

○渋谷勲委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 ここでその答弁をいただければ、ここはこれで。いわゆる市の方法では、この今回やられた方法は適切ではない。言い方変えればだめだよという意味だよ。私、やわらかく不適切と言いましたけれども、要は、この前出ました、いわゆる市の手順で考えれば談合と考えて、まあいいや、これはやめよう。また変な話、飛ばだめなんでね。ということで、私は市の手順で言えばこれは大きな間違いであった。いわゆる不適切、私優しいので不適切であると呼びたいと思えますが。

次に、3番目の補助事業における市としての手続についてです。

また、ひっくり返すようですが、これは2番、3番の表を参考にしながら、総務省での今回の別の補助金事業によつての事務報告マニュアル、これ2番、3番ありますけれども、事業主体が市の場合と第三セクターの事務フローに違いがあって、それぞれの流れをこれから参考にしたいと思えます。

補助事業において、市の事務の流れはこの事業主体が市町村というこの②の流れでいいかお答えください。

○渋谷勲委員長 答弁を求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 市が補助を受けて実施する事業としては、この流れでよろしいです。

○渋谷勲委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 これにかかわってちょっと再確認したいと思えます。順番にいきたいと思えます。交付申請はいつか。お答えください。

○渋谷勲委員長 答弁を求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 今回の、国のいわゆる、略して言いますけれども、戦略補助金というものと、それから市の食街道めぐりという2つの補助金が入っております。これはアウガが実施いたします事業に対して国の補助金も入る、市の補助金も入るということで、実施主体がアウガであります。

国の戦略補助金については、若干こちらの②の資料とは違っておまして、公募による募集が全国になされておりました。その公募に対して、アウガが申請書を出した

日が平成 24 年 2 月 23 日であります。

○**渋谷勲委員長** 藤田委員。

○**藤田誠委員** 公募したという話は前にも聞いたけれども、この②で言う公募、アウガを連携主体、市町村でないから連携主体、実施主体、そう考えてこの流れの表、あとでこの流れでまずいところを修正してください。この全体の流れでいいかお答えください。

○**渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

○**堀内隆博経済部長** お答えいたします。

②のフローチャートの中で実施主体（市町村及び連携主体）というところをアウガと捉えて、なぞらえてまいります。ですから、公募申請、いわゆる交付申請に当たります。これ公募とかなくてその補助制度があって、自ら申請するというときもありますので、ここのところが公募申請に当たります、これが平成 24 年 2 月 23 日です。

○**渋谷勲委員長** 藤田委員。

○**藤田誠委員** わかりました。

○**渋谷勲委員長** 経済部長。

○**堀内隆博経済部長** 済みません。いわゆる公募の前段階として、公募いたしまして、採択されまして初めて事務的な交付申請が始まるという手順でした。ですから、この通常の補助事業の前段として公募に対する申請と採択という手順がつけ加わっております。いわゆる交付申請は平成 24 年 7 月 18 日となります。

○**渋谷勲委員長** 藤田委員。

○**藤田誠委員** そうです。公募するに当たっては、申請書を提出しなければだめですよ。わかりました。その後のいわゆる経済産業省の補助金ですので、それは受理して交付決定されたのはいつか。

○**渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

○**堀内隆博経済部長** 経済産業省による交付決定であります、これは平成 24 年 7 月 24 日であります。

○**渋谷勲委員長** 藤田委員。

○**藤田誠委員** 先ほど何か答弁があったような気すんだけど、交付申請あって決定あって、工事契約は先ほど請負にありましたね。

次、工事完了。これは、この表でいうと竣工日、実績報告書を出したときという意味なのか。この補助事業が完了した日はいつか。

○**渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

○**堀内隆博経済部長** この戦略補助金の場合はハード事業、要するに施設を整備する事業とソフト事業と 2 つありまして、ちょっとややこしくなりますが、事業期間全体としては平成 24 年 7 月 25 日から平成 25 年 3 月 12 日までです。ただし、いわゆる施設整備の食街道めぐりのほうは平成 24 年 12 月 30 日に工事は完了しておりますが、い

いわゆる補助事業の事業期間としては全体として今言った平成 25 年 3 月 12 日までとなっております。

○**渋谷勲委員長** 藤田委員。

○**藤田誠委員** 先ほど、それから実績報告は平成 25 年 3 月 28 日でいいんだよね。さっきの報告がありましたので。

○**渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

○**堀内隆博経済部長** 先ほどののは、市の補助事業の実績報告が平成 25 年 3 月 28 日でありまして、国への実績報告は平成 25 年 4 月 9 日であります。

○**渋谷勲委員長** 藤田委員。

○**藤田誠委員** 一応段取りどおりやっているということがわかりましたけれども、いわゆる国の補助事業の中で現地の調査、それから書類審査というふうな検査の方法があるんだけれども、市としてはこの補助されている経済産業省が、現地調査を行ったのか、書類審査で済ませたのか、これは市として確認しているのか、改めてお答えください。

○**渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

○**堀内隆博経済部長** 主に書類審査であります。平成 25 年 2 月 7 日でしたか、東北経済産業局のほうで実際に工事の完了について、ソフト事業のほうはまだ残っていましたが、ハード事業のほうは終了しているということで、現場を確認しに来たと伺っております。

○**渋谷勲委員長** 藤田委員。

○**藤田誠委員** ありがとうございます。

さて、全体的に市とアウガとは、工藤委員もそうだったんだけれども、別もんだと私は考えています。ただ、アウガに対しては、いわゆる最大の出資者であると、がゆえに、アウガの経営には市として関与できる。関与できる市に対して、我々議員としては行政のチェックマンとしてもものを言える。その観点だと思います。

もう一つは、補助金 500 万円の話がありました。この補助金 500 万円が、私よく理解できないんだけれども、地方自治法に補助金がかかれてあって、地方自治法第 232 条の 2 に、これは補助金・交付金等に関する法令等、行政の文書ですが、同法第 232 条の 2 に、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる」と書いてあります。補助金そのものの概念が書いてあるんですが、今回の市からのたしか 500 万円という補助金だと思いますけれども、その 500 万円はいつ支払われたか。会社に支払われた日にちをもう 1 回再確認いたします。

○**渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

○**堀内隆博経済部長** 市の、いわゆる食街道めぐりの補助金の支払い日でありますけれども、平成 25 年 5 月 30 日であります。

○**渋谷勲委員長** 藤田委員。

**○藤田誠委員** 私、問題は、この補助金がこれまで皆さんが聞いておられる中でよくわからなかったのが、何のための補助金なのかちょっと明確に理解ができませんでした。いわゆる十把一からげで交付する交付金。今回の青森市一般会計の当初予算にもありました、いわゆる特別歳出枠みたいに各町会に25万円好きに使えと。交付金ですよ。これを使ってもいいよと。領収書はそろえてけど、というような交付金のやり方とちょっと見ていて、交付金も意外と大ざっぱでして、これ見ますと裁判所の判例も細かくしなくてもいいような、結局訴えられたんだけれども、細かくしなくてもいいような判例もあるようですが、今回の500万円の使い道というか、私今までの話で理解できませんので、何にどうしてどうなってどう使われたのかを御説明いただければ。

**○渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

**○堀内隆博経済部長** 青森市の食街道めぐりの補助金の、その補助の内容といたしますか、対象などについてであります。まずそもそもこの食街道めぐりの補助金につきましては、青森市の第2期青森市中心市街地活性化基本計画に基づき実施される商業施設または商業基盤施設への整備事業及び商業等の活性化に寄与する事業として、中心商店街、商業者または地権者などの幅広い関係者と連携を図りながら、「食」街道めぐり事業を実施する民間事業者に対して、当該年度の予算の範囲において補助金を交付するという、まず対象者を限定しております。

それから補助対象経費といたしまして、まず商業施設または商業基盤施設等の建設または取得等に要する経費。それから商業等の活性化に寄与することが見込まれる事業に要する経費のうち、会場設営費、宣伝広告費、報償費及び事務費、その他市長が特に認めた経費というのがありますが、これはほとんど実際にはなかったと考えていただいて結構かと思えます。

これらについての補助として、対象経費の2分の1に相当する額と500万円とを比較していずれか低い額以内の額と。ですから、最大500万円。もし2分の1で、全体で600万円の事業であれば2分の1ですから300万円と。そういったことになりました。用途が特定された補助金であります。

**○渋谷勲委員長** 藤田委員。

**○藤田誠委員** 国の補助金、この500万円は国の補助金であったか。私、市からの補助金だと思ったんだが、お願いします。

**○渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

**○堀内隆博経済部長** 先ほど支払日についても市の500万円の支払日というふうにお伺いしたので、その続きで市の補助金の対象かと。自治体が補助できるものについては、いろいろ先ほど定義のお話がありましたので、市の補助金と理解してお答えいたしました。

**○渋谷勲委員長** 藤田委員。

○藤田誠委員 そうすればいいんだ。いわゆる市で、あの当時議会にかけられたときに、私もそこを詳しく聞かなかったんですが、いわゆる 500 万円をいろんな市の補助内容として言ってましたけれども、500 万円の振り分け、食街道のために 1 階のスイーツを歩いて、めぐりめぐって地下に行って、何かを食べてこう歩くという事業の総称に 500 万円を払ったということでもいいのか。

○渋谷勲委員長 答弁を求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 お答えいたします。

そういう意味では総称といいますか、1 階のスイーツコーナーですとか、食街道、それからソフト事業を対象としております。

○渋谷勲委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 ちょっとはっきりしないんだけど。私にわかるように、難しく言わないで、私にわかるように説明してほしいんですが、いわゆる 500 万円を市から補助しました。たしか 2600 万円の事業費だと思うんだけど、私の一般質問の内容で、奈良岡議員が質問したんだかな。2600 万円のうちの 500 万円のなんぼなんぼなんぼとあるんだけど、この 500 万円をどう使ったかという話を私聞いているので、例えばスイーツコーナーのジューサーを 1 個買いました。その補助をしましたとか、そういう内訳はわからないんでしょうか。

○渋谷勲委員長 答弁を求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 ただいまの御質疑にお答えいたします。

まず、国の戦略補助金の申請をした事業があります。これは、単純に言いますと、ほかに何もなければ国の資金と会社の自己資金のみで行われるものでありますが、市は中心市街地活性化の観点から、市としてもこの事業に支援・推進すべきとの考えで 500 万円を補助金として出しております。

したがって、補助の対象のもの、物件としては国と同じでありまして、そこに個別にどう入っているかとなると案分するというか、事業費で案分してそこに薄くこう整備などに入っていると。地下の食街道と 1 階のスイーツコーナー、それから情報発信事業、ここに入っていることになります。

○渋谷勲委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 ごめんくどくて。スイーツコーナー、食街道の事業をするに当たって、国からもらいました。アウガも出しました。お金が足りませんので、市から補助します。それでよいのか。そういう考えなんですか。

○渋谷勲委員長 答弁を求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 お答えをいたしますが、お金が足りないというよりも、市として中心市街地の活性化のために必要な事業であるということです。したがって、前にもたしか当時の当初予算に 2 件分の予算を盛り込んでいるとお話いたしました。ですから、ほかにも、もし中心市街地の中で、こういった事業をやりたいということ

で、いわゆる商店街だとか青森商工会議所などと組織する青森市中心市街地活性化協議会という皆様の入った協議会においてですね、認められて中心市街地活性化基本計画に位置づけられて実施する事業については、要件を充たせば、500万円の補助と、最大500万円の補助ということを準備しておりましたので、会社としても赤字会社でありますから、確かにお金が足りないというところはあったかもしれませんがけれども、それが使用目的というよりは、中心市街地活性化のための事業として平成24年度に、当時としては当面2件分を実施できればということで予算措置し、結果として1件しかなかったということになったものです。

**○渋谷勲委員長** 藤田委員。

**○藤田誠委員** わかりました。そうすれば、いわゆるその事業の中にはっきりと補助事業として、市としてお金を出した。その分は、これまで出ているいろんな課題、委員が説明している契約にかかわること、完了それからその他の書類もきちんとそろえて市に報告するというか、市としては資料をそろえて皆さん委員に説明する義務があると思います。そこは細かく私は資料をもっていないので追求しません。

次に、アウガは民間だということかというと、これは民間と自治体のいわゆる工事契約とは、ほとんど全然違う。私は新日鉄にいたときは、いわゆる自分たちが育てる業者に、私たちの正社員というのは、ほとんど下請けにみんなやらせるんだけど、その会社を育てる。修理業者を育てる。信頼関係のあるところにやる。だから競争入札とかない。ないです。基本的にないです。私も21歳のころに博多で接待を受けまして、芸者さん、いわゆる博多の、北九州博多に呼ばれて、「わけ者行って来い」と言われたことがあります。いわゆる会社として、その会社を視察しながらということがありました。なので、民間は、いわゆるそういうプロセスを進まなくてもいいなということは、基本的にね、方針に競争とはあるものの、事業の決断と業者の選定というのは、あくまでもその会社の取締役会なり、総会なりで決められることだと。だから、方針において何あるかがあると、これ取締役会が最終的な決断の場と考えてよろしいですか。お答えください。

**○渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

**○堀内隆博経済部長** 本市において、アウガにおいて、はい。アウガにおいても最終的な判断、決断の場は、取締役会であると認識しております。

**○渋谷勲委員長** 藤田委員。

**○藤田誠委員** それでは、市として関与できる大株主としての市の、いわゆるアウガでの株主総会にかかわっての事を聞きたいと思います。

一般的な民間、私は株も持っていないし、株主総会にも出ていないのでわかりませんが、青森市が大株主になりました。とすれば、総会によってはよくある役員をかえるという、株主の数というかわからないけれど、代議員数を確保するとかあるんだけれども、青森市として株を持っている人というのは、ちょっとわからないだけ



れども、名義人というか誰が今持っているということになるんですか。お答えください。お願いします。

○**渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

○**堀内隆博経済部長** 青森市という自治体といいますか、法人格を持った自治体として保有していることになります。

○**渋谷勲委員長** 藤田委員。

○**藤田誠委員** そうすれば、いわゆる株主が、何万株だってあるんだけれども、市として、いわゆるアウガの会社の中での議決権を行使できる市の議決権を持った人の株主総会に出られる人、それから青森市が持っている保有株数を教えていただけませんか。

○**渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部次長。

○**横内信満経済部次長** 市の保有株数は1万6700株、比率にいたしまして全体の63.74%であります。そして出席できる者は青森市の代表者である市長です。当然にして、代理として出席する場合も往々にしてあります。

○**渋谷勲委員長** 藤田委員。

○**藤田誠委員** そうすると、株主総会では株式の比率によって発言権というのか、議決権というのか、ここで言えば、特別委員会で例えば何を決めるといえば、ここにいる委員が議決権あることになるんだけれども、株主総会で出席する、例えば代議員数とかそういうのがいくらあって、市がその権限を何人分持っているとかというふうな聞き方がおかしいかと思うんだけれども、ここで言えば半分以上議決、半分以上市が持っていれば何でもできるんだけれども、市としての株券というか議決権の割合、人数があるのであれば人数で教えていただければ。

○**渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部次長。

○**横内信満経済部次長** 株式についてですけれども、株主総会の決議にも種類があります。例えば、普通決議、特別決議等々ありますけれども、一般的に普通決議で申しますと、議決権の総数の過半数の株式を有する株主が出席いたしまして、かつ出席株主の議決権の過半数。過半数の過半数で決まるということですので、青森市でいきますと、過半数の株は持っていますので、照らし合わせますと、青森市のみが出席すれば普通決議は成立するということになります。

○**渋谷勲委員長** 藤田委員、もうちょっと各論に入って。

○**藤田誠委員長** これで最後締めます。

要は、青森市が取締役会で指導しよう、それから関係書類を出してください、何してくださいって言えば、市ができるということをごここで言いたかったんですよ。取締役会で決議すればできた。平成24年、平成25年に赤字だ、何かずっと赤字を続けたみたいだけれども、そのときに改善をしようと思えば、取締役会でできた。できたのにやらなかった。ということで聞いても、変化はないでしょうから、これはこれで、

そのことを言いたくて言いました。

最後に、文書管理について。一般的に、市役所の事業で工事に係る経過記録は、先ほど10年とありましたので、これは2種に該当する、それでよろしいか。

○**渋谷勲委員長** 答弁を求めます。総務部長。

○**鈴木裕司総務部長** 工事に係る経過記録については、2種、10年です。

○**渋谷勲委員長** 藤田委員。

○**藤田誠委員長** 2種、10年ですね。それでは、これまで取締役会に市から役員を送っていましたが、いわゆる取締役会の会議録は保管されているのか。その会議録は、市として見るることができるのか。お答えください。

○**渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

○**堀内隆博経済部長** 会社の取締役会の会議録についての御質疑であります。

保存年限は10年でありまして、会社において保管するものとされております。株主は、100分の3以上の株式を保有する株主については、それは閲覧、謄写できることとなっておりますが、裁判所の許可を得て閲覧できることとなっております。

○**渋谷勲委員長** 藤田委員。

○**藤田誠委員長** そうすれば、きょう解散総会があるわけだけれど、解散後は、この会議録はもう開放されるということにはならないんですか。

○**渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

○**堀内隆博経済部長** 解散後については、いわゆる清算会社と、会社としては残りますが、営業をしないで清算に向けた会社となりまして、清算人が管理することとなります。その清算手続が終了するまでの間については、請求し、裁判所と監査人の許可が得られれば閲覧できるということになります。

○**渋谷勲委員長** 藤田委員。

○**藤田誠委員長** 次に、文書管理にかかわるんだけど、これまでいろんな質疑があって、スイーツコーナー、ガールフレンド、食街道の事業の質疑がありましたが、いわゆるその際に、市として取締役会での工事発注の議案は確認しているのか。

○**渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

○**堀内隆博経済部長** その取締役会については、確認しております。

○**渋谷勲委員長** 藤田委員。

○**藤田誠委員長** 今、見たいっていつても出さないって言ったから、もうどうにもならないね。ということは、あるということですね。見れば中身がわかると。それから、アウガには文書規程はない。これ聞こうと思ったら、ないと。それから、印鑑の取り扱いがありました。どこでもですが、会社を登録する際に、会社の登録、法務局に登録するわけですが、その際に、ほとんどの会社というのはいわゆる印鑑の取り扱い規程をつくりませんが、アウガには公印の管理規程はあるのか、お答えください。

○**渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 お答えいたします。

アウガについては、公印の管理規程はないとお伺いしております。

○渋谷勲委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 公印管理規程ないと、これもまたおかしい話で、市は、主に課長級が公印の管理を行って、いろんな手続上で判こ押す、決裁もらってやるんだけど、法務局に社長印も登録していますよね。確認です。

○渋谷勲委員長 答弁を求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 登録しております。

○渋谷勲委員長 藤田委員。

○藤田誠委員長 管理する人は、今実際に管理しているのはどなたですか。

○渋谷勲委員長 答弁を求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 統括部長の鎌田部長です。従前は常務取締役が管理しておりましたが、現在、常勤の取締役がおりませんので、統括部長が管理しているということです。

○渋谷勲委員長 藤田委員。

○藤田誠委員長 いわゆる工事発注のときの社長印の管理人は、常務さんでよろしいんですか。

○渋谷勲委員長 答弁を求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 現在話になっている工事の時点であればですね、そのときは常務取締役です。

○渋谷勲委員長 藤田委員。

○藤田誠委員長 わかりました。最後に、いろいろ話を聞いていると、第三セクターの市としての管理が全然なされていない、そういうふうに感じました。好きなようにやらせている。要は、取締役会でできるのにやらなかった。私は、市に大変大きな責任があると思います。残念なことに、きょう解散してしまう。これから、いろんな意味で資料が出て、きちっとされていたのかどうかを確認できるようになればいいなと思っております。

終わります。ありがとうございました。

○渋谷勲委員長 次に、奈良岡隆委員。

○奈良岡隆委員 新政無所属の会の奈良岡隆です。8人目、通告した最後の質疑者となりますので、前の質疑者と重なる部分があるかもしれませんが、お許しいただきたいと思っております。

私からは、補助金事業がまず1つは正しく行われたのか。もう1つは、平成21年12月に2億円の融資を議会が市の提案を受けて議決したということで、議決責任が市議会にあります。2億円がビル会社再生のために正しく使われたのかを中心に、何点かお聞きしたいと思います。

それでは、戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金について、戦略的補助金についてお聞きしますが、まずその前に、藤田委員がいろいろと先ほど質疑されましたので、確認する意味でお聞きしますので、間違っていたら教えていただければと思いますけれども、戦略的補助金ですけれども、平成24年2月23日に公募申請をした。その公募申請の中に資金調達計画があって、自己資金として958万5000円、それから補助金として経済産業省が1240万円、あと青森市が500万円という資金調達計画を立てて、公募申請をして、平成24年4月9日に採択、事業採択の通知があった。その通知を受けて、同年7月18日に補助金の交付申請を国のほうに出した。その決定通知が、平成24年7月24日にあった。平成25年4月9日に実績報告書を経済産業省のほうに出している。それに合わせて、青森市には平成24年7月24日に交付申請、500万円の交付申請をして、平成25年3月28日に確定通知をもらった。平成25年3月28日には、同じくこれは実績報告書を出しているということで、よろしいでしょうか。

**○渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

**○堀内隆博経済部長** 委員の今のお話でよろしいです。

**○渋谷勲委員長** 奈良岡委員。

**○奈良岡隆委員** 戦略的補助金についてですけれども、まず確認しますけれども、先日の中村委員ときょうの藤原委員の答弁では、工事見積もりについて、市が3社から個別に聞き取りした結果、2社は、受注業者の担当者から依頼があり見積書を提出したとのことでしたけれども、聞き取り内容についてもっと詳しく具体的に、市がどのような質問をして、3社はそれぞれどのように答えたのか、そのまま、そのままの言葉でお知らせください。

**○渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

**○堀内隆博経済部長** 見積もり業者からの聞き取りにつきまして、予算特別委員会のとことかの、一応聞き方もきちんと考えてということで、正直にお話できるような環境づくりも必要だという考えで、電話ではなくて面談で個別に聞き取りを行うといたしましたところでありまして、聞き取りした内容ですけれども、1つに、見積もり競争への参加の有無について、2つに、見積もり作成の依頼元について、3つに、見積書の提出先及び提出方法について、4つに、第三者のかかわりについて、5つに、記憶に残っていることの有無についての5項目としておりました。

見積もり競争への参加については、全員が参加したとの回答でありました。

また、見積もり作成の依頼元——依頼元っていいですか、話に来た方は、受注業者の担当者の方だと受注業者以外のお二方は回答しておりました。受注業者の方は、当時の担当者が退職しているのでわからないという回答でありました。

見積書の提出先及び提出方法についてですけれども、受注業者以外のお二方、2社は、どのように提出したか記憶がないとのことでありまして、受注業者の方は、この質問については当時の担当者がいないのでわからないという回答でありました。

第三者のかかわりについては、受注業者以外の2社はないと回答し、受注業者は当時の担当者に任せていたのでわからないという回答でありました。

それで、何か記憶に残っていることがあるかという質問に関しましては、3社ともに特にないという回答でありました。

なお、対応者の役職、氏名の公表についてもお伺いいたしましたけれども、3社ともに公表はしてほしくないという回答でありました。

○**渋谷勲委員長** 奈良岡委員。

○**奈良岡隆委員** 中村美津緒委員の質疑に対して、経済部長が、補助金先の実績報告内容と異なる回答をした方もいるというお話しをされましたけれども、その部分、補助金の実績報告書内容と異なる回答をしたというのは、どういう内容の回答をしたのかということと、それから、A社以外の2社というのは、どこに見積書を出したのか記憶にないという回答だったんですか。それと、提出方法も聞いたそうですけれども、提出方法はどのようにしたと言っているのか、教えてください。

○**渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

○**堀内隆博経済部長** 見積もり提出先及び提出方法、どのように提出したかは詳細に覚えていない、誰にどのように提出したかは記憶がない、当時の担当者がいないのでわからないという、当時の担当者がいないというのは受注業者です。

申しわけありません、提出方法と、もう1点どれでしたっけ。

〔奈良岡隆委員「実績報告書と異なる内容」と呼ぶ〕

○**堀内隆博経済部長** 見積もり作成提出に係る第三者の相談または指示の有無等のところ……かな。

○**渋谷勲委員長** 奈良岡委員。

○**奈良岡隆委員** 青森駅前再開発ビル株式会社の当時の担当者、見積書を提出した3社から聞き取りにおいて、補助金の実績報告内容と異なる回答をした方のほかってなっていますので、この異なる回答というのはどういうものだったのか、教えてください。

○**渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

○**堀内隆博経済部長** 申しわけありません。実績報告において、見積もり依頼における仕様書についてという報告書の中にあるものについて、見積もり依頼業者を集め、設計図書をもとに——公開されている資料、ここ黒塗りということでしたが、設計事務所ですね、その指示にて各項目を指示してもらい、各社へ見積書の作成をもらったという報告がありますが、ここについてが先ほどの見積もり提出先及び提出方法のところと食い違っているということになります。

○**渋谷勲委員長** 奈良岡委員。

○**奈良岡隆委員** まあ、そのことについては、この後また聞きますから。

経済部長がですね、きのうの新聞によると、不正がなかったというふうに言ったというふうになっていますけれども、A社のほかの2社は、どこに見積書を出したのか

わからないということですが、もしも、仮に2社が受注業者に見積もりを渡していたとしても、不正が——要するに、A社とすれば、そうすれば見積もりの、他の2社の見積もり額を知り得る状態にあった可能性ありますけれども、それでも不正がなかったというふうなことで捉えるのでしょうか。

**○渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

**○堀内隆博経済部長** まず、その提出先、どのように提出したか詳細に覚えていない、誰にどのように提出したかは記憶がないということでもありますので、最初見積もりを依頼した方に渡したのかどうかは覚えていないということですから、必ずしも——それから、価格の指示もなかったということですので、受注業者の方がお受け取りになったのかどうかまでは、この聞き取りの中ではわからなかったということです。

**○渋谷勲委員長** 奈良岡委員。

**○奈良岡隆委員** A社から見積もりの依頼を2社が受けて、見積書を出したわけですが、その出した先がどこか、2社はわからないってしゃべってるわけですよね。見積もり金額については、相談や指示は受けていないと。ここの部分ははっきり覚えているんですよね。何か不自然じゃありません。

総務部長がせっかくいらっしゃるので、総務部長にお聞きしますが、市の登録業者がもしも第三セクターの国の補助金事業の外注で不適切なことがあった場合は、登録業者に対してはどのような取り扱いになるのか。そのまま何もないのか、それとも何か指導されるのか、お知らせください。

**○渋谷勲委員長** 答弁を求めます。総務部長。

**○鈴木裕司総務部長** 青森市と業者の関係ではなくて、青森市とは関係ないところの登録業者の何らかの行為が、違法行為か何かあった場合の市の対応ということによろしいです。その場合は——その場合も、市の登録業者に関する例えば指名停止とか、そういうその事案に応じて、いわゆるペナルティーはあります。

**○渋谷勲委員長** 奈良岡委員。

**○奈良岡隆委員** そうすれば、登録業者であった場合には、それなりの対応をするという、ペナルティーもあり得るということだったと思いますけれども、わかりました。

それでは、まずスイーツコーナーとおおもり食街道についてお聞きします。

何点か事実確認したいと思いますが、アウガ1階フロアのスイーツコーナーの工事、先ほども経済部長おっしゃいましたけれども、見積もり依頼者を集め、設計図面をもとに見積書を依頼したという事実は、あるのでしょうか。あったのなら、いつ、どこでやられたのか、お示してください。

**○渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

**○堀内隆博経済部長** その件に関しましては、当時の担当者に聞くより方法はないんですけれども、明確には見積もり依頼をどのようにしたかというのは今は記憶にないということです。ただ、最初の見積もり提出日、一番早い見積もり提出日が平成24

年6月7日ですので、それ以前にお願いしたはずだという御返答でありました。

○**渋谷勲委員長** 奈良岡委員。

○**奈良岡隆委員** そうすれば、市のほうからいただいた見積もり依頼書における仕様書というのがあるんですけれども、見積もり依頼者を集めて、設計図面をもとに何々の指示にて各項目を指示してもらい、各社へ見積書の作成をしてもらった。別紙平面図にて説明を各業者に行った。別紙図面をつけていただけてますけれども、これはそうすれば、やったということでビル会社から市に提出されたものなののでしょうか。

○**渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

○**堀内隆博経済部長** お答えいたします。

ビル会社から提出されたものであります。

○**渋谷勲委員長** 奈良岡委員。

○**奈良岡隆委員** ということは、これはやって、3社の見積もり業者を集めて説明したと。そういうことがあったということで、ビル会社から市に報告があったということですね。

○**渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

○**堀内隆博経済部長** そのように理解しております。

○**渋谷勲委員長** 奈良岡委員。

○**奈良岡隆委員** それでは、工事業者の決定はいつやられたのですか。

○**渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

○**堀内隆博経済部長** 平成24年6月15日に決定しております。

○**渋谷勲委員長** 奈良岡委員。

○**奈良岡隆委員** 平成24年6月15日——見積書の提出期限は、たしか6月15日。そして、A社は6月7日、B社も6月7日、C社は6月8日に見積書を提出しているというふうに聞いていますが、それで間違いありませんでしょうか。

○**渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

○**堀内隆博経済部長** 見積もり提出日につきましては、平成24年6月7日に提出したものが2社、6月8日に提出したものが1社です。

○**渋谷勲委員長** 奈良岡委員。

○**奈良岡隆委員** 次に、地下フロアのおおもり食街道についてお聞きしますが、これも、見積もり依頼業者を集めて設計図面をもとに見積書を依頼したということでのいいの。それは、いつ、どこで行われたのか、お知らせください。

○**渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

○**堀内隆博経済部長** 食街道のほうの工事に係る見積もりの提出——見積もりの依頼ですか、その日ですが、これも当時の担当者にお伺いいたしましたが、定かな記憶はないということでありまして、ビル会社の保存書類も調べていただきましたが、依頼日が確認できる書類はありませんでした。

ただ、先ほどの6月のほうでも同じように、見積書の提出月日が平成24年12月3日、これは3社とも12月3日ですけれども、このことから、この以前に見積もり依頼をしたはずだという担当者の記憶です。

○**渋谷勲委員長** 奈良岡委員。

○**奈良岡隆委員** この工事業者の決定は、いつされたんですか。

○**渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

○**堀内隆博経済部長** ただいま、資料を確認しておりますので、申しわけありません、少しお待ちいただきたいと思います——決定については、6月の見積もりのようにですね、決定の報告書的な書類がついておりませんが、契約日が平成24年12月3日になっておりますことから、12月3日、見積もり提出された日をもって決定したものと考えられます。

○**渋谷勲委員長** 奈良岡委員。

○**奈良岡隆委員** 先ほども経済部長お話ししましたがけれども、あおもり食街道の見積もりですけれども、A社もB社もC社も、3社も平成24年12月3日の提出日ですよ。同じ日の提出日。スイーツコーナーも食街道も、これ同じ3社の見積書の提出でいいんですよ。

○**渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

○**堀内隆博経済部長** 3社については、同じ3社です。

○**渋谷勲委員長** 奈良岡委員。

○**奈良岡隆委員** 見積書って、私、こうも揃って提出されるものなんですかね。例えば、食街道は3つとも同じ日ですよ。このあおもり食街道ですけれども、見積もり提出期限って15日ですよ。2社が同じ日で、1社は1日遅れ。これ、不自然だと思いません。経済部長。私、不自然だと思えますけれども。

○**渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

○**堀内隆博経済部長** 私どもとしては、完了実績報告書の書類による確認しかありませんので、たまたま締め切りよりも早い、かなり早い時期に、かなり近い日付で提出されたとしても、それが不自然とか、そういったこととは直接結びつけて考えることはいかがかなと。少なくとも書類上確認できていることで、私どもはその完了実績報告で確認したということです。

○**渋谷勲委員長** 奈良岡委員。

○**奈良岡隆委員** 別に私、不自然だと言っているのもあって、そのほかのことはどうのこうの言っているわけじゃないんですけれども、経済部長の今の言い方、そう不自然だと思うことがおかしいような言い方されたんですけどもさ、普通、市のほうの立場としては、やっぱりきちんと、普通おかしいなあと思えばさ、おかしいというふうに感じて私はほしいと思えますけれどもね。まあ、それはいいけれども。

次に、国への補助金申請書関係資料として、要するに交付申請の際に、事業費積算



内訳が添付されていると思いますけれども、この事業費の積算は、誰がしたのでしょうか。ビル会社でしょうか。

○**渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

○**堀内隆博経済部長** 申請者がビル会社でありますので、そもそも、もともとの事業費の積算がビル会社自体で行ったか、どなたかにお願いしたか、そこまでは定かではありませんが、私どもの側から見ると、ビル会社側がつくった積算ということになります。

○**渋谷勲委員長** 奈良岡委員。

○**奈良岡隆委員** 普通、一般に考えると、午前中の話と違うという話だけでもさ、それも聞きますけれども、普通、一般に考えると、国に補助金の申請を出しますよね。当然、どれぐらいの工事費がかかるのか積算しますよね。それって、ビル会社で、私、普通はやると思うんですけれども、今までの話だと、そういう責任——責任でないや、そういうのにたけた人がいない云々って言ってましたけれども、ビル会社、今の話だとビル会社がやったということですから、きちんとビル会社がやったと言われたので、その交付申請書の中に、A社の見積書もついてますよね、関係資料 11 ということで、ついてますよね。

○**渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

○**堀内隆博経済部長** 確認いたしました。先ほどビル会社だと言ったのは、ビル会社が誰かにお願いしたとしても、それはビル会社の意思でやったことだという意味で、例えばその、市が庁舎の清掃をやりますといっても、それは委託してやっている場合もありますし、そういった意味で、ビル会社が何らかの方法でというので、どなたかにお願いしたかどうかわかりませんが、ビル会社側でつくった積算と申し上げた次第です。

○**渋谷勲委員長** 奈良岡委員。

○**奈良岡隆委員** 参考の話を知るとして、その場合そのまま聞いた話をそのまま積算として出すわけですか。それとも、何か手を入れるというか、それなりのビル会社としてのいろんな事情もあるでしょうから、それを見直してビル会社として積算することなののでしょうか。

○**渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

○**堀内隆博経済部長** 積算につきましては、ビル会社として見直すこともあり得ると思いますが、これについては特段ビル会社のほうで手を加えることなく、この見積もりどおりに、参考見積もりどおりの数字で申請しているという報告になっております。

○**渋谷勲委員長** 奈良岡委員。

○**奈良岡隆委員** A社から見積書が出ていますよね。ビル会社で積算をして、国に事業費として出している。そのA社の見積もりを見ると、2499万円ですよね。その事業費の積算の中身を見ると、工事費と印刷製本代とかそういうのを抜かすと、工事に関

していえば全く同じ額ですよ。2499万円。これ、そうすれば、偶然でなくて、そのA社で出てきた見積書をそのまま積算として国に出したということなのではないでしょうか。

○**渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

○**堀内隆博経済部長** おっしゃるとおりになろうかと思えます。

○**渋谷勲委員長** 奈良岡委員。

○**奈良岡隆委員** それでは聞きますけれども、市から提出してもらった資料の中に、工事業者決定についてという文書があると思うんですけれども……、あります。わかります。「はい」と呼ぶ者あり）それを見ると、工事業者決定についてということで、施工者は黒塗りになっています。私、なっていないのも持っていますけれども、工事対象として、戦略的中心市街地商業等活性化事業対象区域ですよ、工事対象は。その下に、アウガ1階スイーツゾーン、工期が平成24年7月25日から平成24年7月28日まで。アウガ地階、BF、あおもり食街道、工期が平成24年12月17日から平成24年12月30日まで。見積書提出期限が、アウガ1階スイーツゾーン、平成24年6月15日金曜日、青森駅前再開発ビル株式会社営業企画部となっています。

これって、平成24年6月15日が見積もり提出期限ですから、その前につくられたものですよね。当然、前につくられた文書。この工事対象がアウガのスイーツゾーンとあおもり食街道、2つ載っています。これって、6月段階で、スイーツゾーンもあおもり食街道も、この黒塗りの会社に決まっていたということですよ。これじゃあ、6月時点で、もう食街道の工事もA社がやるというのは、これはおかしいんじゃないですか。経済部長、どう思います。これ、絶対、見積もりとる前にもう工事業者が決まっているということでしょう。

○**渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

○**堀内隆博経済部長** この対象区画についての説明は、ここであった、工事業者決定についてという書類の中では、区画図が地下、1階、双方示されております。ただ、見積もりについては、この時点ではスイーツゾーンのほうだけで、平成24年6月15日の締め切りと。もう一方については、提出期限を別に定めていて、改めてまた3社から見積もりをとり直しているということで、いわゆるその業者選定に、選定された業者が3社というのは同じですけれども、見積もりについては、それぞれ地下部分、1階部分、それぞれにとっております。

○**渋谷勲委員長** 奈良岡委員。

○**奈良岡隆委員** いやいや、経済部長、その話おかしくない。だって、工事業者の決定についてという文書ですよ。これ、ちゃんとA社が施工業者としてなっていますよ。その下に、工事対象としてアウガのスイーツゾーンと地下のあおもり食街道やるということになってるんですよ。この文書はね。この文書は、市からいただいたものですよ。ビル会社が市に出して、市から私たちに来たものですよ。おかしいでしょう、これ。もう1回、説明してみてください。

○**渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

○**堀内隆博経済部長** これも当時のビル会社の担当者に聞き取りをしたところですが、それぞれ分けて見積もり合わせをすると。1回目が平成24年6月の1階部分、もう一方については平成24年12月にはなりますけれども、さほどその工事の期間が半年、1年離れているわけでもありませんので、業者選定に当たっては、同一の3業者を選定したというふうに伺っております。

○**渋谷勲委員長** 奈良岡委員。

○**奈良岡隆委員** スイーツゾーンの工事と食街道の工事は、募集期間も違いますよね。工事期間もね。国に対しての事業期間も違いますよね。この文書が、もう食街道が平成24年6月15日以前の段階で決まっていたということでしょう。先ほど経済部長は、これいつスイーツゾーンの工事決まったのかといたら、平成24年6月15日以前だという話しされてましたけれども、地下の食街道は、工事請負契約書の日にはちじやないかというふうな話しされてましたけれども、これ見れば、誰が見てもさ、平成24年6月段階で2つ決まっていたというふうに考えませんか。これ、誰がつくったんですか、これは。

○**渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

○**堀内隆博経済部長** この資料につきましては、ビル会社から提出された実績報告書の中書類ですので、ビル会社がつくった資料と承知しております。

○**渋谷勲委員長** 奈良岡委員。

○**奈良岡隆委員** ちょっと私、総務部長に聞きたいんですけども、補助金の申請、受ける者が市に報告書を出しますよね。出された書面というのは、公文書の扱いになるんですか。どういう扱いになるんでしょう。

○**渋谷勲委員長** 答弁を求めます。総務部長。

○**鈴木裕司総務部長** 補助金の交付に関する文書ですので、市が受領した時点で公文書になります。

○**渋谷勲委員長** 奈良岡委員。

○**奈良岡隆委員** そうすれば、部長、この文書もそうですし、先ほど記憶にないって言った文書も、要するに、先ほど3社を集めて云々という、スイーツコーナー、それからあおもり食街道の2通ありますけれども、それがちゃんと、誰がつくったのか調べてほしいと思いますけれども、もしもこれが後で、その事実がないのにつくったとなれば、何か罪になるんじゃないですか。ちょっと、総務部長、教えてください。

○**渋谷勲委員長** 答弁を求めます。総務部長。

○**鈴木裕司総務部長** 市が受領した時点で、受領したものがまずは公文書です。先ほどの答弁の確認です。それが事実でない、事実と違う文書がつくられたかどうかを調べるという、いわゆる文書事務なりの範囲——範囲というか、文書事務の派生として、その文書の原本性というか、内容の真正というか、それを調査するというのは、市と

しての権限外だというふうに思います。

○**渋谷勲委員長** 奈良岡委員。

○**奈良岡隆委員** いや、そういうことを聞いているんじゃないなくて、例えば、事実になり文書が交付事業において市に提出されていたということが市でわかった場合は、何か抵触するものがあるのかどうかということを聞いたんです。市で調べる云々じゃなくて、誤ったものが出てきたということが明らかになった、それを市が知り得たときには、どういうふうになるのかという……。

○**渋谷勲委員長** 答弁を求めます。総務部長。

○**鈴木裕司総務部長** 何らかの経過の中で、その提出されている公文書たる文書の内容と真実が違ふということが、何らかの過程でわかった時点で、その提出された文書の誤り、それが誤りなのか、いわゆる偽造なのかということについての、そういう意味での調査、確認はすべきものと思います。ただ、それが、そうなのかなという段階では、多分調査には入らないとは思いますがけれども。

○**渋谷勲委員長** 奈良岡委員。

○**奈良岡隆委員** いや、私聞いているのは、例えば公文書であるとするれば、公文書偽造・同行使とか、そういうのに抵触するのかどうかを聞いているのです。

○**渋谷勲委員長** 答弁を求めます。総務部長。

○**鈴木裕司総務部長** それが偽造ということがわかれば、それは公文書偽造という刑法上の罪になるものです。

○**渋谷勲委員長** 奈良岡委員。

○**奈良岡隆委員** わかりました。この件ばかり聞いてもしようがないので、次に、今回の戦略的補助金について、ちょっと経済部長にお話しして、きのうの新聞とかで不正がなかったというその根拠というのが、国の補助事業事務処理マニュアルが可能な範囲で相見積もりを取るようにある、その手順が踏まれているということで答弁されていますけれども、そういうことで不正がなかったというふうな認識だったのでしょうか。

○**渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

○**堀内隆博経済部長** 答弁いたします。

そのマニュアルからは逸脱していないということと、それから、予算特別委員会等のとき御指示をいただきまして事業者には電話確認した折、あるいは今回のヒアリングで価格についての指示だとかそういったものはなかったというふうな聞き取り結果がありましたので、それをもって不正とは言えないんじゃないかとお答えした次第です。

○**渋谷勲委員長** 奈良岡委員。

○**奈良岡隆委員** 部分的に読めばそうですけれども、このマニュアルには、経済性の観点から可能な範囲において相見積もりを取り、相見積もりの中で最低価格を提示した者を選定。要するに、一般の競争等って書いていますけれども、してくださいって

書いてるんです。そうですね。経済部長は国のマニュアルに沿って手順が踏まれているとおっしゃっていますが、全体を読むと、これ違うでしょう。経済性の観点から一般競争を選定しなさい、要するに経済性の観点からやりなさいというふうにしてるんですよと私は思ってます。

それで、大体、経済部長が言ったこのマニュアルというのは、これ、会計課が出している事務処理マニュアルでしょう。それからとったんですよ。事務処理マニュアルから、会計課が出した事務処理マニュアルに書かれていることをもとに言われたんだと思うんですけども、国のほうでは、いろんな……、確かに、経済産業省の補助金ですから、経済産業省の応募要領あると思うんですけども、国として、この例えば補助金の交付決定についてどう言っているのか。これ、一番わかりやすいのは総務省なので、総務省の交付マニュアルは、補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源で賄われているものであることに留意し、契約形態については、恣意的な調達先の選定、身内、利害関係者への発注、不適正に高額な価格での調達とならないよう十分留意することって書いてますよ。不适当契約事例として、入札を行うことを広く一般に周知せず、複数者から見積もりを入手し、最低価格の業者と契約を締結したのは不适当。その理由として、上記の手続は随意契約に該当するものであり、一般競争入札を活用できない明確な理由がない場合は、入札を行うことを広く周知した上で一般競争を行うことが必要である、というふうに総務省ではなってますよ。

これは、今回は経済産業省の補助金ですから、経済産業省に、今回のことについて適正だったということでの問い合わせはしたのでしょうか。

**○渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

**○堀内隆博経済部長** 今回の事業につきましては、問い合わせ等はしておりません。

**○渋谷勲委員長** 奈良岡委員。

**○奈良岡隆委員** そうすれば、問い合わせさせていただきたいんですけども、事情を話しして、間違いがないということであれば、それは一番いいことですから、一応確認のために、経済産業省のほうの担当課のほうに問い合わせさせていただくことはできませんでしょうか。

**○渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

**○堀内隆博経済部長** 今すぐということは、ちょっと難しいものがあると思いますが、会議中ですので。問い合わせは可能と考えます。

**○渋谷勲委員長** それでは、まだまだ途中ではありますが、この辺で暫時休憩をさせていただきます。

なお、再開の時刻は、午後3時20分からといたしますので、よろしく申し上げます。

**午後2時50分休憩**

## 午後 3 時 21 分再開

○**渋谷勲委員長** それでは、休憩前に引き続き委員会を開きます。

奈良岡委員の質疑を続行いたします。

奈良岡委員。

○**奈良岡隆委員** それでは、引き続き、消費税の還付についてお伺いします。

平成 13 年度に消費税の還付があったそうですけれども、幾らで、なぜ還付されたのか、還付理由をお知らせください。

○**渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

○**堀内隆博経済部長** 平成 12 年度、平成 13 年度ですか——平成 12 年度に消費税の還付が、青森駅前第二地区再開発組合の決算資料によりますが、消費税の還付金等、還付加算金等もありますけれども、3 億 2900 万円が還付されております——消費税の還付金の話でよろしいんですね。

○**渋谷勲委員長** 奈良岡委員、よろしいですか。奈良岡委員。

○**奈良岡隆委員** 還付理由もお知らせくださいってお願いしたんですが。

○**渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

○**堀内隆博経済部長** 還付理由につきましては、納め過ぎた消費税があるということになります。いわゆる課税仕入れ、課税売上げの差額に係るところの消費税の差額というのが、消費税で還付されます。私どもで調べた範囲では、工事によって建物が建設されますけれども、その工事費には当然にして消費税が入っておりますし、保留地処分などをして建物を、床を売りますと、そこに課税売上げとして消費税を転嫁した形で売るという形になって、その仕入れに係る消費税と売上げに係る消費税の差額として消費税を納めることとなりますが、その支出に係るほうの消費税のほうが多かった場合には、逆に還付になるという仕組みです。

ただ、国とか、あるいは特定のいわゆる市街地再開発組合だとか、土地区画整理組合ですとか、そういった限定されたものにはなりますが、通常の計算ルールの例外がありまして、いわゆる国庫補助金とかそうしたものについては、まず、消費税を転嫁して収入するということがありませんで、こういう収入を特定収入っていいますが、これについては、特定収入に対応するところの支出のほうの取引分、これについて仕入れ控除する額から控除するという、複雑な説明になりますけれども、それに対応する国庫支出金とか、収入するものに対する課税の分について、仕入れ控除できないと。要はそこで、消費税についてはそういった収入については精算してしまうというふうな扱いになってますので、補助金等の影響にはよらないものと。

したがって、工事費が最終的に計画した工事費、発注した工事費があつて、仮計算した消費税があつて、最終的に途中の工事の変更とかあつた結果、精算したその金額によって消費税計算したところが、消費税が還付となったと。ちょっと、言葉で言う

と非常にわかりにくい説明になりますけれども、そういう仕組みで、消費税の仕組み上きちんと計算を行った結果、還付があったものと考えております。

**○渋谷勲委員長** 奈良岡委員。

**○奈良岡隆委員** 今、経済部長が言ったのは、一般論でしょう。一般的な例ですよ。私が聞いているのはそうじゃなくて、例えば平成13年3月27日に第1回臨時総会、青森駅前第二地区市街地再開発組合で臨時総会をやっています。ここの資料の中に、まず雑入として3億2698万6000円、消費税還付金等ってなってます。その後、平成13年の通常総会、6月12日に開かれた通常総会で、消費税還付として、雑入として3億2945万3524円というふうになってます。

この再開発組合というのは、総事業費は185億2561万7255円。どこからそのお金が、かかったお金を工面したかという、一般会計の補助金として40億2776万円、その他補助金が7566万円、テナントの出店辞退に伴う清算金が22億5389万8000円、保留床処分金が110億2263万5411円。大半が保留床の売却金と、国と市からの補助金ということで、この再開発組合の確定申告によって、どのようなことで税の還付があったのか。一般論ではなくて、今回のケースだとどういうことで税の還付がなされたのか、その理由をお聞きしているんです。一般論聞いたってしようがないわけですから。

**○渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

**○堀内隆博経済部長** 随分古い話で、なかなかその、細かい帳票も残っておりませんものですから、随分調べてはみたんですが、消費税の申告書の写しと思われるものは、平成9年度、平成10年度の確認をできまして、先ほど言いました、いわゆる国とか国に準ずる組合等の取り扱いの特例による申告はなされていたようです。その上で、工事期間が複数年度にわたっておりますので、例えばその、年度末で切りのいいような工事のぐあい、継続費設定してやったときに前払いをしましたとか、あるいは出来高払いをしましたとか、その年度、年度でいろいろな工事の支払いが出てきたりしております。それぞれの年度でそのような申告をやった結果、通常の区切りのいい事業で計算するように、消費税の申告時期にぴったりと合うような事業費にならず、年度間での相当な入り繰り的なものがあったように見られるような資料もありました。

そういった結果で、最終年度に整理された結果が、3億円等の還付もありますが、逆に数千万円の納付があったり、そういった年度もありまして、そういう年度、年度での継続した工事の支払いの時期、あるいは補助金とか保留床の処分の入金、そういうもののずれがですね、こういったことを生んだのだと、今のところ推測の域を出ません。ちょっと古い資料が出てこないのと、担当者も、平成13年の話ですとなかなか当時の担当がつかまりませんで、一応、当時の組合の税務担当の地元の税理士さんもいらっしゃいましたので、伺ってみたんですが、その市街地再開発事業に係る消費税の計算、清算に係る計算というのは非常に難しいということで、最終的には

東京の専門のコンサルに委託して計算してもらったというその結果でありますので、詳細にどうこうというふうな突き詰め方、今これとこれを計算するところなるんですよというもとなる数字は、ちょっと明確に出てはきませんが、コンサルに委託してやったものですので、少なくとも消費税の申告上は適正に行われていたと考えております。その上で、一部もう退職した担当者なども手繰って話を聞いてみますと、そういう継続事業の工事の中で収入、支出のタイミングがずれるとか、そういったことがあって、最終的にこの消費税の還付という結果になったのであろうというのが、現在までの調べた限りでの状況です。

**○渋谷勲委員長** 奈良岡委員。

**○奈良岡隆委員** 補助金が入ってるわけですよ、四十何億円の補助金。それは、国と県と市の補助金です。あと、保留床の処分金って、大半が図書館とかの床、青森市で買った保留床が大半ですよ。要するに、市でもって多額のお金を事業費の中に注いでいて、それとの関係、還付、消費税との還付——当然、補助金も含めてみんな消費税込みですから、消費税をつけて補助しているわけですから、それとの絡みでもって還付があったのかどうか、そこが問題だと思うんですが、今の話だとよくわからないということですよ。

**○渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

**○堀内隆博経済部長** その部分がよくわからないということじゃなくてですね、委員がおっしゃるような消費税の計算で補助金が入っている場合、補助金とか、不課税収入あるいは特定収入といいますけれども、その特定収入がある場合の取り扱いとして、そもそもは消費税法第60条に、地方公共団体等に関する特定の条項がありまして、これについて、同法施行令第75条で、そういった特定収入についての消費税の仕入れ控除のやり方が定められております。この方法によって、専門コンサルによって処理されていますので、この部分については、適正に消費税法上処理されたものと考えております。

**○渋谷勲委員長** 奈良岡委員。

**○奈良岡隆委員** この消費税の関係は非常に難しく、再開発組合の消費税は、青森でなくて東京のほうのあれでしょ、事務所のほうにお願いしたんでしょう、専門のほうに。消費税が還付されてきた。当然、こっちのほうにも専門の税理士さんいるわけですから、税理士さんに聞けばいいんでしょうけれども、税理士さんも難しくわからないという、そういう話ですよ。何で経済部長がそんなに詳しくさ、答えられるのかってさ、きっとわからないんだと思うのにさ、一般論でしゃべられても困るんだよね。わからないんであればわからないと言ってほしいのさ。こうだったろうということではなくて。関係する資料があって、それに基づいてお話ししていただけるんであればいいんですけれども、この話は水かけ論になるので、ただ、3億6000万円だけ、その還付があったわけですから、それについて、青森市のほうではいつ知って、



どのような協議をしたのか、組合と。そこを教えてください。

○**渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

○**堀内隆博経済部長** 3億円を超える消費税の還付金があった後にどういう処理がなされたかですけれども、その年度については、事業を最後まで行いまして、結局は、平成12年度については、まず、平成12年度の決算報告におきまして、3億2900万円を含む101億6900万円、これが平成12年度の収入総額です。施設整備費や借入金の償還など約98億8100万円が支出されておりまして、その収支差額が2億8700万円、これについては、ちょっと数字丸めてますけど、端数ちょっと丸めさせていただいてお話ししておりますが、2億8700万円については翌年度に繰り越されておりまして、

平成13年度の4月1日から6月30日まで、これが清算の、解散の時期であります。その決算報告におきまして、前年度からの繰越金2億8700万円を含む3億3500万円収入がありました。これについては、清算金2億4800万円、これを含みます3億2400万円の支出、当該年度ですね、でありまして、その差し引きは1200万円、これが清算事務費として計上されております。

したがって、消費税が繰り越されて、結果、総事業費が落ちたと。要は、床を、建物を建設した費用に充当されて、結果として、床の単価が下がったということで、床をお持ちの方々に清算金として合計で2億4800万円支払われて、清算されたというふうに計算上なっております。

○**渋谷勲委員長** 奈良岡委員。

○**奈良岡隆委員** わかりました。

ただね、早い話、大きな事業の中でのやりくりですから、なかなかわからないところもあって、それもまあ随分古い話なのでわかりにくいのかもしれませんが、この消費税還付についてはいろんなうわさがあって、ただ、それが私は決して正しいとは思ってませんが、今のお話だと、市として経済部長は、きちんと処理されているというふうな答弁で、経済部長として、この消費税還付にかかわっては自分の責任できちんと処理されているというふうに話されているということですのでいいですね。

○**渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

○**堀内隆博経済部長** 現在、私どもが見られる資料の中で確認した結果は、現在のところは適切に処理されたものと考えております。

○**渋谷勲委員長** 奈良岡委員。

○**奈良岡隆委員** わかりました。これは、それ以上言いません。

あと、販売促進費について。2億円の融資に関連しての販売促進費についての質疑ですけれども、先ほども言いましたけれども、平成21年12月のクリスマス議会で、議論して議論して、議会の中で2億円の緊急融資を決めました。血税の2億円がどのように使われていたのかということは、そののところ、議決した議会また議員として、

しっかり調べる必要があると思って、私は今回お聞きします。検証する責任があると思っています、2億円の使途について。

2億円の融資を受けた後の20期、平成23年3月1日から平成24年3月11日に、販売促進費返還として地権者や出店者に1225万円を支払っています。私の一般質問、何度かしましたけれども、取締役会において協議したとありますけれども、どんな協議を取締役会でされたのか、お知らせください。

○**渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

○**堀内隆博経済部長** 前の担当者にも聞いてみましたが、承知してないということがあります。

○**渋谷勲委員長** 奈良岡委員。

○**奈良岡隆委員** 承知していないって、どういうことですか。

○**渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

○**堀内隆博経済部長** 確認させてください。

○**渋谷勲委員長** 次長、いいですか……。横内次長、今の件わかんない。——奈良岡委員。

○**奈良岡隆委員** まあ、平成24年の、それこそ私の質問でそういう答弁があったので、当然調べているはずですし、ちょっとそこは担当者がかわったのでということと理解しますけれども、この販売促進費っていうのは広告宣伝ですよ。広告宣伝をするための販売促進費。その徴収は、ビル会社にその取り扱いの規程ってないですよ。ここに、出店者会、アウガ出店者会というものの会則ありますけれども、販売促進はテナントがやる。それはそうですよね。そこで商売やっている人たちが、自分たちで販売促進費を集めて宣伝する。この中で、毎月1店舗当たりの負担金を徴収して、販売促進委員会が行うと。この出店者会の中の販売促進委員会がやるというふうに、この中で書いています、きちんと。決算書もあるんですけども、決算書も毎年ずっと出されてまして、ここに16期からの決算書ありますけれども、ちゃんと監事も2名連署されて、会計報告もしてまして、決算書となっています。毎年、平成16年度からきちんと決算報告書が作成されています。アウガの出店者会が会費を集めて、会則にのって会費を集めて、毎年決算している。

要するに、アウガ出店者会というのは、独自の会計でやっているみなし法人というふうに見られると思うんですけども、なぜ、この出店者会が集めて使ったこの販売促進費、ビル会社とは違って出店者会が集めて使って、販売促進に使ってるお金を、ビル会社が何で返還する必要があったのか、わかるようにお知らせください。

○**渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

○**堀内隆博経済部長** これも聞き取りになりますが、販売促進費は、アウガオープン当初から、アウガ出店者会会則に基づき、委員御指摘のとおり地階から4階の商業フロアに出店する全てのテナントと青森駅前再開発ビル株式会社が共同販売促進に必要

な経費として負担するもので、その取りまとめは、事務局である同社が行って、担っていたものです。

ビル会社は、テナントとの間で賃貸料に販売促進費を含めた契約を交わしていたことから、同社の会計で販売促進費を処理しておりました。しかしながら、地階テナントから、1階から4階のテナントに関する販売促進活動は行われているけれども、地下新鮮市場の販売促進活動は行われていないと。このことを理由に、販売促進費の返還を求められまして、平成23年度に事務局であるビル会社が1225万2000円を地階のテナントに返還したものと伺っております。

**○渋谷勲委員長** 奈良岡委員。

**○奈良岡隆委員** テナント会でお金集めているんでしょう、会則にのっとってね。事務局はビル会社がやっているかもわかりませんが、事務局はビル会社ですけども、テナントの皆さん、テナント会があって、テナントに入っている皆さんから坪当たりの販売促進費をいただいて、アウガの販売促進費のテレビコマーシャルとか、いろんなコマーシャルとか出しているわけですよ。そうですね。ここに支払い申請書とかもあるんですけども、これは、例えば広告のその宣伝会社とかに、幾らか、何百万円……、269万8500円の支払い申請書ありますけれども、アウガ出店者会の会長名で広告宣伝として広告代理店に振り込んでいるという、その振り込み書ですよ。

要するに、事務局はビル会社がやってるかもしれないけれども、お金を集めているのはテナント会で、広告代理店に対しても、振り込みも出店者会の代表者名で相手の広告代理店にお金を出しているんですよ。これ、外形的にテナント会で払っていることになるわけでしょう。テナント会で集めて、事務処理はビル会社でやっているかもしれないけれども、お金は、集めたお金は販売促進費に払っているわけですよ、テナント会が。

テナント会がやっている事業に対して、ビル会社が何でお金を払わなきゃいけないのか。そこを聞いているんですけども。

**○渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

**○堀内隆博経済部長** 会計処理の問題であります。先ほども御答弁の中で申し上げましたが、テナントとの間で賃貸料に販売促進費を含めた契約を交わしていたとのことで、分離せずに会社の会計の中で処理していたということです。

**○渋谷勲委員長** 奈良岡委員。

**○奈良岡隆委員** ちょっと、ちょっと、会計処理の問題ってさ、それおかしくありません。それは、例えば一緒にもらったとしても、分けなきゃだめじゃないですか。こっちはビル会社の分、こっちはテナント会の分と。テナント会でちゃんと決算書やっけるわけですよ。この決算書は、どうなるんですか、これ。誰がつくった決算書なの。ちゃんと分けてて、お金を例えば販売促進費分はテナント会のほうに入れて、賃借料

とかはビル会社に入れてって分けてて、そのテナント会のほうからテナント会長の名で販売促進代を広告代理店に出すとか、いろんなところに出しているんですよ。領収証もあるんですよ。決算書もあるんですよ。きちんとテナント会の販売促進として処理されているんですよ。それなのに、何で会計上ビル会社のほうから一千二百幾らも払わなきゃいけないのか。おかしいでしょう。

○**渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

○**堀内隆博経済部長** とりあえず、私ども聞き取りいたしましたところでは、先ほどのように賃貸料に販売促進費を含めた契約をしているので、賃貸料をいただいたときに、そのまま、まずビル会社の会計に入る。その販売促進費を支出するときには、したがってビル会社からお金が出る。ただ、販売促進費の経理を明らかにするために決算書等を作成しなければいけなかったもので、その分は、決算書は分離して作成していたんだけど、結果として、アウガのほうの決算書の処理が、それを預り金みたいな形で抜いてやっていたものか、合わせて決算したものか、ちょっと今ここで確認できませんので、早急に聞き取りをしてお答えしたいと思います。

○**渋谷勲委員長** 奈良岡委員。

○**奈良岡隆委員** 市でもって、議会でもって一生懸命議論して、アウガを再生するために、核的施設、中心市街地の核的施設だから、大切だから、アウガを再生させなきゃいけないということで、2億円議会が議決したんですよ。それがどういうふうに使われたのか。普通、領収証があれば、領収証をもらったところの経費になるじゃないですか。これ、経費処理どうしたの。お金の振り込み、テナント会の名前で振り込んでますよ。この経費、どうやって処理したの。何かおかしくありませんか。

○**渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

○**堀内隆博経済部長** 先ほど申しあげましたように、私ども聞いたところまでのその先の話といいますか、具体的な経理処理のお話で、そこまでの深い聞き取りを今回しておりませんでしたから、申しわけありませんが、問い合わせの上、お答えさせていただきたいと思います。

○**渋谷勲委員長** 奈良岡委員。

○**奈良岡隆委員** そうすれば、しっかり聞き取ってください。おかしいでしょう。

次に、何でこれ言ったのかというと、まだ販売促進費とか、管理費残ってますよね。例えば、きょうでもってビル会社が解散した場合、市のほうで今度管理することになりますけれども、その管理費とかはきちんと市のほうで管理するということになっているのかどうか1つと。例えば、管理費とか、それから共益費に関して、例えば、返還要請みたいなのがあるのかないのか、現在。なければならないでいいんですけれども、あるのかないのか、その事実関係だけ教えてください。

○**渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

○**堀内隆博経済部長** 管理費とか共益費の返還要請で……。〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○**渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部次長。

○**横内信満経済部次長** お答えいたします。管理費の部分でありますけれども、平成27年度末で4792万8000円程度の余剰金があります、実質の。これに関しましては、青森市が管理者として引き継ぎをさせていただくということになっております。そのほか、今、奈良岡委員のほうからお話がありました、共益費等の返還請求、これはありません。

○**渋谷勲委員長** 奈良岡委員。

○**奈良岡隆委員** そうすれば、共益費にしても管理費にしても、きちんと現残高が市に引き継がれるということで、そのもとでの管理がされるということによろしいんですよね。

○**渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部次長。

○**横内信満経済部次長** おっしゃるとおりであります。

○**渋谷勲委員長** 奈良岡委員。

○**奈良岡隆委員** わかりました。よろしく申し上げます。

最後に、アウガ地階の郷土料理店についてお聞きしますけれども、郷土料理店が開店するに当たり、平成25年3月にビル会社が新設工事を行ったと聞いていますけれども、事実でしょうか。

○**渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

○**堀内隆博経済部長** 地階の飲食店が開店するに当たって、その施設の整備工事はビル会社が行ったものと伺っております。

○**渋谷勲委員長** 奈良岡委員。

○**奈良岡隆委員** 地階の郷土料理店が開店するに当たっての新設工事はビル会社が行ったということですよ。平成25年3月5日付で結ばれた工事請負契約に基づいての新設工事ということによろしいんでしょうか、改めて確認します。

○**渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

○**堀内隆博経済部長** 平成25年3月5日であります。

○**渋谷勲委員長** 奈良岡委員。

○**奈良岡隆委員** この工事請負契約というのは、ビル会社と中村委員が言うところのA社との契約だと思うんですけれども、請負金額が1999万8090円、工事完了後に一括払いとなっています。どういう経緯でこの工事を行うことになったのか、教えてください。

また、見積書や仕様書が当然あると思いますが、どのような新設工事を行ったのか、工事内容もあわせて教えてください。

○**渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

○**堀内隆博経済部長** 通常、テナントが出店する場合に、前から工事の内訳書類としてお話しになっているA工事、B工事、C工事というのがあります。原則として、B

工事、C工事というのは出店側の負担と、A工事という部分が施設所有者側の負担で、B工事というのはそのテナントが出店することによって生じる施設の躯体に関連する工事ということで、テナント側の負担というのが原則であります。ただ、出店条件の交渉をいたしますときに、その後の出店料、いわゆる賃貸料とか、その額とどのような折り合いでもって、原則以外の総合的な経営判断として、どっちが得か、こちらが得か、あるいは相手方が一時金を準備できないときに工事負担をした上で、賃貸料のほうで期間をかけて回収するというふうなことを、そのときそのときの交渉の中で決めていると聞いております。

その結果、今回の場合は、出店者側が工事をした上で、賃貸料に関しては、それを回収できるような賃貸料に設定するという考えで整備したと伺っております。

**○渋谷勲委員長** 奈良岡委員。

**○奈良岡隆委員** 余り詳しくしゃべるとちょっとあれなので、言わないんだけどもさ。部長、わかってて言ってるのかどうかさ。前に、開店以来いた店ありましたよね。それが出て行きましたよね。私、何回も聞いたんだけど、その人に言われてさ、出て行けてしゃべられたってね、出て行ったのさ。工事費を2000万円近くかけてビル会社で工事して、入ってきた賃借料、金額言わないけどもさ、少ないでしょう、明らかに、共益費も含めて。ちょっとさ、それで工事費を負担できるっていうのはおかしくない。前にもっと高かった人を出してさ、それで工事費かけてさ、安く貸すってさ。その後も、何回か交渉して、3割下げるとかってやっていますでしょう。平成25年3月5日、工事契約していますよね。と同時にビル会社とA社で出店営業及び店舗使用に関する契約書が結ばれていると思いますが、当然、入るとなればテナント料を幾ら払って、共益費を幾ら払ってという、そういう契約しますよね。それを結んでいると思いますけれども、御存じですか。

**○渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

**○堀内隆博経済部長** テナントとして出店契約は結んでおります。それは承知しております。

**○渋谷勲委員長** 奈良岡委員。

**○奈良岡隆委員** あらかじめ今回質疑するに当たって、ビル会社のほうに市からお願いしてほしい、要するにこの出店にかかわる契約関係の書類を市に出してほしいと、私求めましたけれども、ビル会社からはこの出店営業に関する契約書の提出はあったのでしょうか。

**○渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

**○堀内隆博経済部長** ビル会社にはその提出を求めたのですが、いわゆる契約書でありますので、ビル会社の相手方もあります。そちらの相手方のほうからその契約内容については明らかにしていただきたいくないという旨のお話がありましたので、提出できないものであります。

○**渋谷勲委員長** 奈良岡委員。

○**奈良岡隆委員** ビル会社が出店テナントを募集する場合とか契約する場合に、入店契約を結ぶ際のサンプル文があると思いますけれども、もとになる。個々の今の契約が言えないというのであれば、普通一般の、通常、アウガにテナントが入る場合にビル会社と結ぶ契約内容、どういう契約の仕方をしているのか、サンプル文って、それも私お願いしていましたが、持ってますよね。

○**渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

○**堀内隆博経済部長** 要するに、雛形というかサンプル、相手方とか金額が入っていないものことですよ。それであればあります。

○**渋谷勲委員長** 奈良岡委員。

○**奈良岡隆委員** この地階の郷土料理店が入店する際に、平成 25 年 3 月 5 日付で契約書を結んでいるはずですよ。平成 25 年 3 月 5 日に同じく工事、1990 何万円の工事契約も結んでいます。これは出てきているのでわかります。同じく平成 25 年 3 月 5 日に合意書というのがあるんで、その合意書の中で、契約書の中の賃貸借というか、その営業料についての取り決めがされています。それは御存じですか。

○**渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

○**堀内隆博経済部長** そのサンプルも 1 から始まっていますが、6 のところで営業料の規定があります。

○**渋谷勲委員長** 奈良岡委員。

○**奈良岡隆委員** そういうことを聞いているんじゃないんで、同じ平成 25 年 3 月 5 日に、出店営業及び店舗使用に関する契約書が結ばれて、同じく平成 25 年 3 月 5 日に、賃貸借等についての合意書、別の合意書が結ばれていて、そしてまた同じ平成 25 年 3 月 5 日に 1999 万円の工事契約が結ばれているという、それを御存じかというふうにお聞きしたのです。

○**渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

○**堀内隆博経済部長** 平成 25 年 3 月 5 日付の出店営業及び店舗使用に関する契約書、それから合意書、それと工事請負契約書が、契約が結ばれていることは確認しております。

○**渋谷勲委員長** 奈良岡委員。

○**奈良岡隆委員** そうすれば、出店営業及び店舗使用に関する契約書は出てこなかったし、市のほうではわかっていなかった、承知していなかったということだと思んですが、先ほどのお話だと、サンプルを持っているということなので、ちょっとそのサンプルを読んでほしいんですけれども。第 9 条、売り場の整備と資産及び損害保険の賦課ということで、この第 9 条第 1 項の部分、ちょっと読んでいただけますか。要するに、これは売り場に入る場合に整備をどうするかという取り決めですけれども、その部分をちょっと読んでいただけますか。

○**渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

○**堀内隆博経済部長** 第9条第1項であります、「乙はその費用を負担して、甲の定める統一的基準により、専用部分を売場として整備するための工事および営業用什器・備品等の備え付けをしなければならない」が第1項であります。

○**渋谷勲委員長** 奈良岡委員。

○**奈良岡隆委員** この乙というのは出店者ですから、乙が、借りるほうが、その費用を負担して、甲の定めるですから、ビル会社が定める統一的基準により専用部分を売り場として整備するための工事及び什器備品を備え付けなければならない。要するに入るテナントが、そこの自分の営業部分の工事をしなきゃいけないという、そういうものです。本物はないんでしょうけれども、私、知ってます、あるのを。今、聞いた内容と同じような内容のものが、書かれていたというふうに思ってます。

ですから、何でこれビル会社が1999万円のお金をかけてやったのか。例えビル会社がほかのテナントに来てもらうときには、そのテナントでもって中のあれをやって、内装とか費用をやってほしいってことをしゃべってるわけですよ、ほとんどの場合、普通のケースとして。これだけは特別にビル会社が2000万円もかけてやりますよという中身になっているとすれば、これは大問題ですよ。そう思いませんか。

○**渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

○**堀内隆博経済部長** 先ほども、ほかのテナントの件でも申し上げたところもありますが、いわゆる本来、先ほどの第9条第1項、これは原則としての取り決めであります。いわゆるA工事、B工事、C工事とっているものの中の経費負担の原則のものであります。ただ、いわゆるその後の賃貸料とか、そういったものの月々納めていただくもの等の金額と、勘案しまして、総体としてその契約を考えるということがありまして、第43条に協定外事項として、この契約に定めていない事項並びにその他この契約に関し生じた疑義については、甲乙誠意をもって都度協議の上、決定するという項目をもって、そのような処理をしていたということで、この件に関しても、当初その出店する——やめたお店の後ですね、出店する予定だった方に提示しようとしていた出店料よりも高い出店料で契約いただけるということで、工事のほうを当面立てかえるという判断をしたと伺っております。

○**渋谷勲委員長** 奈良岡委員。

○**奈良岡隆委員** ちょっと私、本当は終わろうと思ったのさ。ところが今の経済部長の話だと、2000万円かけてビル会社で工事した。ただその見返りが当然賃借料とか何とかで返ってくるから大丈夫だと思ったっていう話でしょう。実際、高く貸したこと、前に入っていた人よりも高く貸したという話じゃないですか。それ本当。違うでしょう。何しゃべっちゃんだ。最初の段階で、新しく契約する段階でもう下がってるでしょう、100万円単位で。その後、また3割とか下げるといふ要望とかきいたりしてやってるでしょうが。それで、ただ経済部長さ、わからなくてもそここのところの、例えば、



賃借料の収入を見ればさ、高くなってるかどうかってわかるわけでしょう。例えば、賃借料が前の店舗に比べて多く入っているということは言えますか。確認してしゃべっちゃうんでしょね。

**○渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

**○堀内隆博経済部長** 部分的なことしか知らなかったかもしれませんが、まず、アウガができた当初から入っていた地下の飲食のお店がありました。そのお店は、更新に当たってか何かこうお話が合わなくて出られたと。その後、そこを空きスペースにしておけないので、何とかしようというお話、何とかしようと考えていたときに、そこに出店してもいいという方が出てきました。その方に店をやっていただきたいと思っていたところが、その方が資金的な理由、資金が調達できないという理由で出店できなくなりました。その出店できなくなった方に提示していた家賃ですね、それよりは高く設定したというふうに伺っています。

**○渋谷勲委員長** 奈良岡委員。

**○奈良岡隆委員** その前いた人が、自分たちは出て行けってしゃべられたってしゃべってるんですけども、その真偽って私わかりませんよ。どういうふうにしたのか。ただ、経済部長の話、あれだけども、本人は出たくなかったってしゃべってるのは確かなのさ。出たくなかったって。でも出ていくようになって言われたって。出て行って、新しく店舗が見つかるならいいよ。それだったら立派なリーシングでしょう。そうではないでしょう。今度、工事を2000万円もかけて、工事かけて、安く貸すっていうのはどう考えたっておかしいじゃない。せつかく2億円も入れてさ。誰が工事やったかって聞いてますから、誰が工事やったんですか。

**○渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

**○堀内隆博経済部長** 相手方につきましては、公表することに御了解いただけておりませんので、公表は控えさせていただきます。

**○渋谷勲委員長** 奈良岡委員。

**○奈良岡隆委員** 前、7つの誤りのあった契約書あるじゃないですか、あの中にあるんじゃない。なかったっけ。

**○渋谷勲委員長** 答弁を求めます。どうぞ。

**○中村敦中心市街地再生支援課副参事** 今、奈良岡委員御指摘のとおり、7つの誤りの契約書のうちの一つに、今の案件の工事費の契約書があります。

**○渋谷勲委員長** 奈良岡委員。

**○奈良岡隆委員** やはり我々議会としては、2億円を正しく使われたのかをきちんと調べる必要があるのさ。だから聞いているんですよ。普通の一般の会社が、それはどういう契約をしたかっていうのであればいいけれども。大変で再生しなきゃいけない、それで議会で議決して、2億円融資したんですよ。そのお金がどういうふうに使われたのかは、やっぱり議会できちんと調べなきゃいけないと私は思いますよ。それが議

会の責任だと思えます。だから私聞いているんですよ。随分話聞いても、結局は守秘義務というか、向こうのほうの了解がとれないから話せないということですけども。

ただ、最後に1つだけ総務部長に聞きたいんですけども、このA社って登録業者だって、さっきの3社、3社は要するに登録業者ですから、このA社も登録業者ですけども、先ほどの経済部長の話だと、いろいろと聞き取りしても、協力してもらえなかったというか、協力しなかったという返事だったということですけども、市が問い合わせたことに対して、きちんと登録業者が答えない、案件が違っていてもですね。それって、まずいんじゃないですか、市に協力的でないということでは、どう思えます。

**○渋谷勲委員長** 答弁を求めます。総務部長。

**○鈴木裕司総務部長** 市の登録業者として、市に協力的でないという部分について、それはその登録名簿制度においての、例えば、ペナルティーの要件になってもいないし、その協力的でないということについて、指名をしないということでも、そういう制度立てでもありません。例えば、市に協力した業者が、経営事項審査の点数を加えるというような部分はありますけれども、それは逆に非協力的なので、何らかのその不利益、その業者に対して不利益を及ぼすようなそういう制度立てにはなっておりません。登録制度の趣旨からしてそういう制度にはなっておりません。

**○渋谷勲委員長** 奈良岡委員。

**○奈良岡隆委員** 失礼しました。私も最後の質疑者です。時間とってしまいましたが、この後、皆さんの質疑もその後あると思うんですけども、今回の質疑、私もいろいろとしました。ほかの皆さんもいろいろと質疑されて、解明された点もあるけれども、解明されなかった点もあります。いろいろとビル会社の件ですから、そこ私わかりますよ、市のほうでいろいろと資料を集めるのが大変だったとか何かって。いろいろと職員の方を見ていれば大変だなと私も感じてますよ。きちんと職員の人たちは誠意を持ってやられたと思うんですけども。ただ、やっぱりこうやって聞いていけば、不明瞭というか、かえってわからないところも出てきました。7つの契約書に間違いがあったということがあります。これは非常に大きな問題で、市としてはそれを見過ごしてしまったということは、大変大きな間違いじゃないかなと私は思うんですけども。

最後に、第三セクターを指導する、監督指導すべき市として、反省すべき点が多々あると思えますが。最後に副市長にそこのお考えをお聞かせください。

**○渋谷勲委員長** 答弁を求めます。副市長。

**○増田一副市長** これまで市側で答弁してきましたとおり、市の調査の範囲内では、補助金の支出に関する違法な部分は見つかりませんでした。ただその一方では、さきの第1回の定例会の予算特別委員会で指摘されましたとおり、ただいま奈良岡委員からお話があった7つの契約書の間違いですとか——7枚ですか、7枚の契約書の間違い

いですとか、あとビル会社の代表名の間違ひとか、これは市側としても確認したところでもあります。これらにつきましては、明らかにビル会社のミスであって、結果的に、ビル会社におけるコンプライアンス意識の不足ですとか、ガバナンスの不足、これが明らかになったというふうに市としても認識しております。

あわせまして、このことを裏返しますと、第三セクターを所管します市としての指導監督不足も明らかになったということで、市としても責任を重く感じているところでもあります。改めまして、大変申しわけありませんでした。

今後についてであります。ビル会社は既に先週の金曜日に解散の株主総会を経ておりますことから、今後は解散に向けて、手続を着々と進めていくこととなりますが、その一方で、そのほかの第三セクターもありますことから、今回の事案を踏まえて、より一層適正な事務処理、コンプライアンスの意識の徹底を図っていきたいと考えております。

また、アウガそのもの、アウガの建物そのものについてでありますけれど、さきの定例会で取得に係る経費を初め、関連予算を御議決いただきましたので、平成30年1月の総合窓口の移転に向けて、作業を着実に進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**○渋谷勲委員長** 以上で、通告された委員の質疑を終了いたします。

この際、関連する質疑を行いたい委員はおりませんか。ちょっとお待ちください。

[委員挙手]

**○渋谷勲委員長** まず、ただいま藤原委員、中村委員、橋本委員、そして仲谷委員から関連する質疑を行いたいとの挙手がありました。

よって、質疑を行います。まず最初に、橋本委員。

**○橋本尚美委員** 今、副市長のほうから、総括という意味合いにも取れます答弁をいただきました。私も、これまでの2日間、質疑や答弁を聞いておまして、これまではなかった踏み込んだ内容での質疑、答弁、そしてまた、検証がされたと思っております。

それで、ここに至りまして、振り返ってみて、私自身が受けとめたことができましたのは、不備な点や誤りや不適切な点や反省すべき点はありません。それらは、私も最も重要視すべきものとして、気にかけていた、不法行為、不正に当たるものではないという、さきもおっしゃっておりました答弁です。一昨日と、きょうと、この2日間にわたる一連の質疑、答弁を踏まえて、改めてもう一度、市にお聞きしたいと思います。このたび調査したすべての点において、特定の者が不当な利益を得たという明確なものはなく、そのような悪質な不法行為に当たるものはないという認識でいいのかどうか、答弁を求めます。

**○渋谷勲委員長** 答弁を求めます。副市長。

**○増田一副市長** お答えいたします。

さまざま議論はありました。手前どもでお答えできない部分もありました。ですけれども、今までのいろんな範囲内では、明らかに補助金の支出が違法であるという部分は確認できなかったというふうに市としては認識しております。

**○渋谷勲委員長** 橋本委員。

**○橋本尚美委員** 今、改めて確認ができましたので、その上で、この先に向けた私の思い、要望なんですけれども、このたびの第三セクターに対する反省点はしっかりと今後に生かすことを、職員の皆様、そしてまた、私たち議員も同様に肝に銘じていかなければならないと思います。また、青森駅前再開発ビル株式会社の特別清算が円滑に進行して、既にスタートを切っている総合窓口の設置の計画が停滞せずに順調に進むこと、さまざまな行政サービスを提供するアウガとして再生することが、市民にとっての利益にかなうものであり、市民の望むところと考えます。計画の遅滞等で、市民サービスの低下を招いたり、しわ寄せが市民に及ぶことがないように、お願いを申し上げて、要望として終わります。

**○渋谷勲委員長** 次に、仲谷委員。

**○仲谷良子委員** 新聞に、公立大学にいらした天野巡一教授のコメントが出ておりました。これは、市の責任を指摘しています。天野先生は自治体政策法務論ということなんですが、青森駅前再開発ビル株式会社は市とは別の法人とはいえ、市長はビル会社に対する権限を持っており、どのような工事を行ったかについて事前事後を問わず、詳細に把握しなければならない。議員の指摘については、権限を使って明らかにしていくべきだというふうに、話しています。それで、私、この天野先生に聞いてみたんですけれども、そうしたら、「地方自治法第 157 条に、普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等」と、これは第三セクターとかということだそうです、その「活動の総合調整を図るため、これを指揮監督することができるという法律がある」と。それで、これについての判例もいただきました。その判例は、宮崎県の判例なんですけど、宮崎県フェニックスリゾート株式会社、これにですね、宮崎県が資本金 3 億円のうち、その 4 分の 1 を宮崎県が出して、4 分の 1 を宮崎市が出資している、いわゆる、第三セクター方式の法人であると。さらにまた、宮崎県は本件法人に対し 60 億円を無利息で貸与し、出納長が取締役就任しているという第三セクターです。それで、この株主総会での書類を市民が求めたわけです。市民が求めたら、宮崎県は、それは皆さんがお答えになったように、別法人ですから出せないというような、その言い方をしたので裁判に訴えたわけです。そうしたら、それは、株主というのは、私たちは、市が 63.7%だったか、株主をとということで、株主というのは、間接的に、私たち市民一人一人も株主になっているということなんだそうです。だから、市役所が株主とかいうことではなくて、市民の金を第三セクターに入れていくということで、市民一人一人が株主、間接的な株主にあたるということで、これは結果

的には、そういうプライバシーだとかで出せないと言ったことに対して、それは出さなければいけないということをおっしゃったんです。ですから、この同法第 157 条を使ってですね、例えば、議会が求めたことに対して、この先生は、きちんと市が調査権を持って、アウガに対してこれまで隠してきた、私どもは隠されたようなことなんですけれども、その内容を知らしめなければならない、市民に対して。そういうような判例なんです。ですから、この市民の方はきちんと勝訴になったわけですよ。だから、もしですね、青森市の市民がそれを、この議会で答弁してもなかなか出てこなかった、そのことに対して求めたら、アウガのことを求めたら出さなければいけないということになるんじゃないかと思うんですが、いかがですか。

**○渋谷勲委員長** 答弁を求めます。総務部長。

**○鈴木裕司総務部長** 今、仲谷委員御紹介の判例、それから、地方自治法第 157 条を引用してのお尋ねでした。その判例、直接、私存じ上げませんが、例えば、その訴訟が情報公開の処分に関する訴訟なのかです。それによる決定については、多分、情報公開制度の趣旨に基づいた判決になると思います。その際に引用した、もしくは、参考にしたのが多分、地方自治法第 157 条の規定だと思うんですけれども。それは、多分、情報公開制度に直接的にリンクする条文ではないというふうに思います。同法第 157 条でいうのは、いわゆる市長は当該普通公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図る、つまり、ここでいう公共的団体とは、農協、森林組合とか、漁協とか、そういう、公共的なその事業を行う団体等に争いとかあった場合、利益の競合等があったような場合に、言うなれば、市長が調整できるという根拠になるものであって、そういう意味で、例えば、先ほどお話ししたような市民全員がその株主だということの解釈の根拠にもならないので、そういった意味で、今後、青森市としても、株式会社の書面等についての扱いについては、現在ある、例えば、会社法とか、地方自治法の規定に基づいて、その運用、解釈に基づいた上で、実施していきたいと思います。それが多分、市としてできる限界だし、最大限の努力にもなるんだというふうに考えています。

**○渋谷勲委員長** 仲谷委員。

**○仲谷良子委員** 今、アウガには適用しないのではないかというふうな言われ方しましたけれども、天野先生は、アウガに十分適用させることができるよというような言い方をいたしました。地方自治法第 221 条なんですけれども、この中に、「普通地方公共団体の長は、予算の執行の適正を期するため、工事の請負契約者、物品の納入者、補助金、交付金、貸付金等の交付若しくは貸付けを受けた者（補助金、交付金、貸付金等の終局の受領者を含む。）又は調査、試験、研究等の委託を受けた者に対して、その状況を調査し、又は報告を徴することができる」ということにあるということも言われました。ですから、私は、私どもが今ここで調査して、ここで終わりになったら、何のために私どもは、ただ、なんか不信をこの中でもたらして、市民には何も真実

を話すことがなかったというふうに、私は考えるものです。市民がどういうふうに関心を感じるかわかりませんが、ぜひ、私は、それを考えていただきたいと思えます。アウガはもう終わりますけれども、でもやっぱり、きちんとした書類はそこで持っているでしょうから、出せるものは、これからは私どもが求めたものには出していただけるように、私は要望いたします。

**○渋谷勲委員長** 次に、中村美津緒委員。

**○中村美津緒委員** 改めて再質疑させていただきます。消防設備、スプリンクラーの工事に関しまして、緊急性があると思いましたので、これはもう時急ぐと思いましたので、質疑させていただきます。

先ほど、何回も出てきました青森駅前再開発ビル株式会社が、補助金事業の完了報告書、実績報告書、平成25年3月28日付の書類にですね、地下の食街道の検査をしたという書類が提出されておりました。先ほど来、市はこれは、ビル会社が作成した書類と申し上げておりましたが、私の初日の質疑で、補助事業に併せて施工したスプリンクラーの工事、ヤマト運輸株式会社様の、その工事で、スプリンクラーの見積もりが掲載されているが本当に施工したのか。他にも掲載されているものがあるのに納品されていない、ちゃんと確認すべきではないか。また、この施工図はあるのか。本当に見積もりを精査して、検査したのかという問いにですね、本市として、スプリンクラーの工事に関して、市はヤマト運輸様出店時に、地下の食街道に伴う、その通路の変更に伴い移設したものと考えると申しました。市も目視で確認した。ただ、個数が合わないが、ちゃんと目で確認したというお話でありました。あとは、見積もり内容、施工図、すべて建築会社A社に確認を取らないとわからないという答弁で、きょうもそれで終わっております。しかし、青森市において、評判のいい建築会社A社は、担当者が退職してわからないとの話で、一向に話が進んでおりません。

まずこの報告書、平成24年5月7日の建築指導課と青森消防との協議結果に基づき、検査を行った議事録というふうに書いております。これは、建築指導課、そして消防本部と協議をしたという議事録がありました。私、きょう、消防本部にお伺いをして聞いてきました。地下のヤマト運輸様のスプリンクラーの工事、着工届けが出され、そして、適切に工事が行われ、ちゃんと検査が立ち会われたのかというふうな問いにですね、消防本部は、この時期にそういったビル会社から、そして、施工会社から、そういった内容の書類は出ていませんという回答でありました。それは、市も先ほど答弁がありました。建築指導課にも確認いたしました。この平成24年5月7日付の議事録、建築指導課と書いております。建築指導課は、ビル会社とともにこの日にそういった、いろいろな設備に対して消防本部とともにですね、協議を行ったんでしょうかというふうな問いに対しまして、建築指導課は、この日、そういった会議は開いていないということでありました。であれば、これはまず、虚偽の報告書に当たると思えます。それよりも何よりも、まず、建築会社A社に大至急確認することは、スプリ

ンクラーの工事が本当に行われていたのか。もし行われていなければ、これは、人命にかかわる大変なことであります。今でも、アウガの地下は営業しております。しかも、これから新しい市役所として生まれ変わるんです。本当に作動するか、人命が懸かっていることがですね、本当に安心して、市の職員がこれから先そこで仕事ができるかまでかかわってくると思います。改めて、消防設備に対して、地下から上までの、この建築会社A社が携わったその工事、皆さんが信頼して任せていた工事会社であります。本当に消防設備、人命がかかわる工事であります。まず先に、建築指導課に電話一本で確認して済むことだと思います。これは本当に建築指導課、消防本部と協議をしたのかどうか。まず、建築指導課に今すぐ確認すべき、これがまず第一点。

次に、建築会社A社に確認をして、スプリンクラーの工事を行ったのか、行っていないのか。これは本当に、公文書偽造だとか、今までいろんな談合だとか、そういった話がありますが、人命に関わることですので、そんな生ぬるいことでは済まされないことだと思っております。まず、大至急、建築指導課に確認をするべきだと思います。

**○渋谷勲委員長** 暫時休憩をいたしますが、この件に関して、理事者側において休憩中に確認していただき、それから議事進行をしてまいりたいと思います。

よって、確認され次第、事務局より各会派に再開時間をお知らせをしたいと思しますので、よろしく申し上げます。

#### 午後 4 時 39 分休憩

---

#### 午後 5 時 44 分再開

**○渋谷勲委員長** それでは、休憩前に引き続き委員会を開きます。

中村美津緒委員の質疑を続行いたします。

答弁を求めます。経済部長。

**○堀内隆博経済部長** 先ほど、中村委員からの御指摘によりまして、建築業者とそれから市の建築指導課に確認をいたしました。工事の受注業者について電話で確認しようとしたしましたが、現在業務上の対応中であるため、後で折り返し電話をするという回答をいただきましたが、いまだに電話はいただいております。なお、こちらからも改めて電話してみましたが、現在電話が繋がらない状態であります。

それから建築指導課であります。建築指導課の担当者に確認しましたところ、平成 24 年 5 月 7 日に建築指導課に協議があったかどうか確認したところ、通常の問い合わせについては記録を残しておらずわからないということでありました。

**○渋谷勲委員長** 中村委員。

○中村美津緒委員 これはあくまでも議事録ですので、ないということは、これは明らかに虚偽の報告ということで間違いないですよ。

○渋谷勲委員長 答弁を求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 先ほども言いましたように建築指導課では、通常の問い合わせには記録を残しておらずわからないということですので、虚偽かどうかまでは判断できないものと考えます。

○渋谷勲委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 ここに出席者の名前が書いており、右側に黒塗りになっております。委員長、委員の皆様にもお示ししたいのですが、よろしいでしょうか。

○渋谷勲委員長 配付したい資料の内容を確認させてください。

〔資料4 確認〕

○渋谷勲委員長 ただいま、中村委員から資料を配付したいとの申し出がありましたので、これを許可いたします。

〔資料4 配付〕

○中村美津緒委員 市にもう一度お尋ねいたします。こちらに出席者のところが黒塗りになっておりますとともに、「5月7日議事録」と書いておきまして、建築指導課と協議したことが記載されており、2枚目には消防——本日、私が消防本部に出向き、この書類を消防本部にお見せした結果、これは明らかに消防本部が作成したものでもなく、消防本部もこういった日付に立ち会った、そういった記載はないし、届け出も出されていない、つまり文書も残っていないということでもありますので、平成24年5月7日はこういったことは、消防本部はないというふうに、お答えをいたしました。

もし消防本部があるのであれば、当初の日付の入った印鑑が押されているということでありました。

であるから、建築指導課というふうに書いて議事録となっております。ここの黒塗りの部分を明らかにすることによって、この文書が適切に行われていたのか、またはこの出席者に聞くことによってこれが本当なのか、偽りなのか、わかるはずであります。

じゃあこれは、ビル会社が作成したというふうに市はおっしゃっていましたが、では、誰がつくったんでしょうか。先ほど来、7つの契約書の同じ記載誤りの契約書が出てきており、また、1通の本人の意思がないまま捺印された文書まで出てきました。

今日までの質疑内容の答弁におきましては、1人のその常務が代表印を取り扱っている、もう1人がリーシングを担当しているその次長、つまり、このお二方にお聞きすれば、誰がつくったのかが、おわかりになると思うんですが、私は、このまず2名を改めてその参考人として呼ぶということをお話しさせていただきたいのと、この黒塗りの部分、ないものがそちらにあると思うんです。なので、確認すればすぐにわか



ることだと思っておりますが、市の見解、今の市の立場の見解をお示しください。

○**渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

○**堀内隆博経済部長** ただいま配られた資料の黒塗りの部分についてであります。これについては相手方の御了解がとられていないということで黒塗りになっておりますので、ここについてはお示しすることができません。

○**渋谷勲委員長** 中村委員。

○**中村美津緒委員** この黒塗りということは、全て青森駅前再開発ビル株式会社の方ということになるんですか。

○**渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

○**堀内隆博経済部長** これについては、青森駅前再開発ビル株式会社の方ではありません。提出されたのは、青森駅前再開発ビル株式会社の備えつけとか検査確認証に添付されておりますけれども、もともとの報告書そのものが、市に対する検査報告書は青森駅前再開発ビル株式会社で作成しておりますが、このペーパーは青森駅前再開発ビル株式会社が添付してきたもので、青森駅前再開発ビル株式会社自体が作成したものではありません。

○**渋谷勲委員長** 中村委員。

○**中村美津緒委員** それでは、これは誰がつくって青森駅前再開発ビル株式会社に提出したんですか。本市としてわかっているはずなので、なぜそこまで隠さなければいけない理由があるんでしょうか。

○**渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

○**堀内隆博経済部長** 先日もですが、青森駅前再開発ビル株式会社には技術的なノウハウを持った職員がおりません。従いまして技術的なものについては外部にお願いして、作業等をしてもらうこととなります。

ということで、そのノウハウを持った方をお願いしてやってもらった検査について、添付して、青森駅前再開発ビル株式会社がそういったノウハウを持った方に検査をお願いして、確認しましたという報告書を添えて、提出されたものであります。

○**渋谷勲委員長** 中村委員。

○**中村美津緒委員** それではこれはもう建築会社、施工会社がつくって青森駅前再開発ビル株式会社に提出をした。ということは、青森駅前再開発ビル株式会社ではなくて建築会社が建築指導課と消防本部と協議をしてこの議事録ということになると、なるとですよ、さらにその建築会社A社を私は疑ってしまいます。

ここまでやっておいて、これが不正ではないというんですか。だって、建築指導課もないって言っているんですよ。消防本部もこの平成24年5月7日はこういった事実はないって言っているんですよ。

それなのに、こういった書面をつくって青森駅前再開発ビル株式会社に渡して、青森駅前再開発ビル株式会社がそれを添付して市に報告書として添付して提出したんで

すよね。

それを青森駅前再開発ビル株式会社側もチェック機能の、その精査するコンプライアンス、ガバナンスももう欠如しておりますし、どこまで私は欺くことがその建築会社A社はできるんでしょうか。これももう一度ここで徹底的に確認すべきだと思いますし、今も、もしかしてアウガの地下で万が一のことがあったらどうします、そのスプリンクラーが作動しないと。今すぐそのアウガの機能をとめないといけないぐらいの本当に大変なことになるとは思いませんか。

**○渋谷勲委員長** 答弁を求めます。総務部長。

**○鈴木裕司総務部長** お答えいたします。

きょうの午前中、このスプリンクラーの話題になったので、あした平成29年4月1日からアウガの建物を管理するのが総務部になりますので、その視点から現状を確認させていただきました。

その結果です。アウガの設備点検を行っている業者から確認した内容です。直近の消防設備点検は、平成28年11月9日に、業者によって点検されております。スプリンクラーについて点検されております。消防法に基づいて年2回の検査が必要なんですけれども、これも実施されておまして、次回は平成29年5月を予定とのことでありました。点検自体は試験運転に切りかえた後に、個々の感知器に煙・熱を当てて行います。天井からは放水できないので、試験用のバルブから放水して確認しております。水を汲み上げるポンプの作動、電気系統の確認、個々の感知器が正常に動作しているかを確認しております。いずれも点検結果については異常ありませんので、きょう現在、アウガの建物に不特定多数の方々訪れておりますけれども、少なくとも消防設備に関しては、今、話題になっている工事があったかなかったかということとは別に、現状、建物としては大丈夫であります。

**○渋谷勲委員長** 中村委員。

**○中村美津緒委員** それでは、くどいようですが、その検査にいつも従事している方は、変更があったかどうかというのは当然にしてわかると思うんですが、何とおっしゃっておりましたか。

**○渋谷勲委員長** 答弁を求めます。総務部長。

**○鈴木裕司総務部長** 点検の有無で、現在のアウガのそのスプリンクラーの点検結果について照会いたしました。その照会した中で、変更があったかどうかという部分については照会しておりませんので、結果として工事が行われたかどうかの判断材料というのは入手できておりません。

**○渋谷勲委員長** 中村委員。

**○中村美津緒委員** 建築会社A社の代表取締役の方が協力できないのであれば、そこにもまず協力依頼をして、もともとあった図面と相違していれば変更があったかもしれませんし、同じであれば、もちろんその工事はされていなかった。それはもう、す

ぐに確認もできると思うんですが、これも私、初日の質疑で通告しているはずですので、市として確認もすることができたと思うんですね。

ましてやこちらのほうも通告しておりましたので、これが誰がつくってどうだったのかというのわかる状況だったと思うんです。

明らかに立ち会っていない建築指導課、消防本部の方がおっしゃるんですから、これ明らかにうその報告ですよ。

なぜ、そのうその報告とか認められない市は何があるんですか。何をかばっているんでしょうか。

**○渋谷勲委員長** 答弁を求めます。総務部長。

**○鈴木裕司総務部長** 今、御指摘の、そのうその報告ということについての確認ができないという状況、先ほどから答弁しております。

記録がないのでこの会議があったかどうかの立証もできないということでもあります。

噛み砕いて言いますと、記録が残っていれば会議があったという証明になります。記録が残っていないので、会議がなかったとも、あったとも、どちらの立証もできないので、明らかにこれはうそですねという質疑に対しては、こちらでは断定できませんので、状況として御報告、答弁申し上げている状況であります。

**○渋谷勲委員長** 中村委員。

**○中村美津緒委員** 消防本部では明らかに行っていない、立ち会った者はいないって言っているんですよ。

建築指導課、私確認したところ、この日付のときに、ほかの職員、前いた職員にも確認いたしました。でも、この日に関しましては行った者がいないっていうんですよ。前も同じことがあったんです。

私が聞くのと、市が聞くのとで、時間がたつと返ってくる言葉がかわる。これ不信感に――不安が不満になって、その不満が今度だんだん皆さんも怒りにかわってきていると思うんですね。

なので、これまた堂々めぐりになりますので、時間を置いてまたどういったその答弁になるのか、ちょっと調べていただきたいんですが、先ほど来、その契約書7通の誤りがある、その契約書7通の全ての工事が建築会社A社でずっと行なわれてきたわけであります。

その建築会社A社の代表取締役の今の協力体制、やめた職員に全て任せていたのでわからない、連絡とれないというふうな言い方ですよ、経済部長。間違いはないですよ。

**○渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

**○堀内隆博経済部長** 私どもが聞いた限りは、3社の見積もりの提出の経緯に当たっては、担当者がやったことなので今はわからないというふうに回答いただきました。

先ほど御指示をいただいて、連絡をとっているのは、その社長さんというか代表者

の方で、その方との連絡が今、つかないということでもあります。その代表者の方は、その退職なさった前の職員の方と連絡がつくのかつかないのかまでは、承知しておりません。

○**渋谷勲委員長** 中村委員。

○**中村美津緒委員** それは、市が承知していないんですか。それとも代表取締役が連絡つかないって言われたんですか。そこ大事なところだと思うんですがお答えください。

○**渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

○**堀内隆博経済部長** 代表取締役の方に、その方と連絡がつくのかつかないのかというふうな問い合わせはしておりませんので、その代表取締役の方とやめた職員の方の連絡がとれるのかとれないかにつきましては、市は承知しておりません。

○**渋谷勲委員長** 中村委員。

○**中村美津緒委員** そこが一番大事なところで、そこを確認していただくように何度もお願いしていたのではないかと思うんですが、その担当していた職員と連絡がとれないってずっと私は思っていたんですが、委員の皆様どう思っていました。

恐らく皆さんもそう思っていたと思うんです。代表取締役とその担当者と連絡が、やめたから連絡がとれないってずっと私は思っていたんですが、そうであれば、その工事をした主任技術者の方がいたはずであります。

青森駅前再開発ビル株式会社が建築会社A社に対しまして工事を発注した際に、必ず工事を担当する主任技術者が、ほかにいたはずなんです。

それも聞けば、すぐどういった工事をして、どういった見積もりだったかもわかるはずなんです。いろんな聞き方があると思うんですよね。

調査権がないだとか、捜査権がないとか、そうではなくて、今まさにこうやって、委員の皆さんと色々な調査をしている中で、本当になんか本気で調査しているのが疑問であります。

なぜなら、つい先日その滞納していて、全額支払ったという社が、何社かあったという中で、今のその地下、あすからまた更新する飲食店、そして1階のスイーツコーナー、それは同じ企業であり、先ほど来ずっと同じく出てきました建築会社A社の代表取締役、そしてこれまで何度もずっと出てきました、契約嘱託職員ですか――が、1人。先ほど来、建築会社A社の代表取締役社長が、退職したのでその方に全部任せっていたので私はわからないって言った、その退職した社員、この3人でつくった会社が、今の地下の飲食店、あすから更新しようとしている飲食店の企業、合同会社、同じメンバーではないですか。

なぜ、連絡とれないんですか。同じ会社のメンバーじゃないですか。だからうその報告って言うんですよ。うその報告がもう青森市の政治のもとになってしまっていて、こしらえた申告、数字が青森市の経済の目安になってしまうようじゃ、どうして私たち、

今後青森市民の皆様に説明責任できますか。

本気で調査しようとしている市の姿勢を疑ってしまいます。

総務部長、平成 29 年 4 月 1 日からの契約更新、私は絶対すべきではないと思います。建築会社 A 社の代表取締役が協力できないのであれば、これまで市は協力してきたじゃないですか。滞納待っていたじゃないですか。それなのになぜ、協力できないんですか。私は、更新は認めるべきでないと思います。

**○渋谷勲委員長** 答弁を求めます。総務部長。

**○鈴木裕司総務部長** 市が実際に調査に対する姿勢というお話でした。先ほどお配りされましたその資料の一番最後、総括のところ、私、今読んでいました。市としてさまざま提出された書類が真正なものとして、それを前提として判断、事務処理されていきます。

その中で、総括のところは、以上の検査結果から、防火区画、排煙区画の変更はない。そのことから、スプリンクラーヘッドの変更もないという総括になっています。つまり、スプリンクラーの変更をするような工事は不要という結果だと、ここに書かれています。

なので、査察が必要、もしくは届け出が必要な工事がなされていないというものに、多分この文章を読む場合にそのように多分理解できると思います。

現在、その施工業者との連絡がとれないということで、この書類の信憑性について、今、議論にはなっておりますものの、そういう意味で、基本として出てきたものには全て真正なものだという前提で事務を進めておりますので、先ほど委員のほうからお話があったように、平成 29 年 4 月 1 日以降、契約更新すべきでないというお話でしたけれども、市として契約更新をしないという判断材料もまた、ないということ、状態でありますので、そういった意味で現在のところ、青森市としては、手持ちの資料と、それから、例えば滞納金があった場合に滞納分については納付があったという事実、それらを含めて更新契約をする手続を進めているところであります。

**○渋谷勲委員長** 中村委員。

**○中村美津緒委員** それではスプリンクラーヘッドの変更もない、ということは工事もないということは、架空請求であったことはもう間違いないというふうに認められるってということですよ。

**○渋谷勲委員長** 答弁を求めます。総務部長。

**○鈴木裕司総務部長** 請求というのではなくて、確かその見積書の中に確か……。

**○渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

**○堀内隆博経済部長** 今、皆さんに配られた資料につきましては、食街道の分の完了実績報告書に添付されていたものであります。

朝から問題になっておりましたのは、ヤマト運輸の区画に関することでもありますので、ちょっと今のお話は違うものと思います。

○**渋谷勲委員長** 中村委員。

○**中村美津緒委員** 経済部長。なので私、初日も言ったんです。食街道のこの報告書が出てる。だったらほかのスプリンクラー工事をしたのであれば、こういったのものは必ずあるはずですよ、出してくださいって言ったんです。

そうしたら、建築会社A社は協力しない、青森駅前再開発ビル株式会社もない、施工図も破棄したって言ったじゃないですか。

これを調べて消防本部に行ったら、いや平成24年5月7日のこの日付で消防本部は行ったことはない。また、ヤマト運輸のスプリンクラーヘッド工事に関して必ず届け出が必要ですが、届け出も出ていないっていうんですよ。

出ていないってことは、だから架空請求になるのか、無許可・無届けでスプリンクラーヘッドの変更、設置、増設をしたのか、どっちかなんですよ。

だから、この書類を精査すると建築指導課もこの日付に行っていない、立ち会っていない。しかも12月29日にも全く携わっていないって言っているんですよ。消防本部も建築指導課も。だから、うその報告書じゃないんですかって、最初に聞いた流れであります。

なので、これはヤマト運輸の現場に関しては、見積もりを出してくださいって言ったんです。その見積もりの中に、電気温水器、小さな金額かもしれませんが、掲載しているはずであります。それ、ヤマト運輸さんの場所に納品されているんですか、納品していないはずなんです。

だから見積書出してくださいって言ったんです。そしたら建築会社A社は、出しちゃだめだって言ったじゃないですか。ですよ。どこまで私たちを欺けばいいんですかって聞いているんですよ。

それが不正ではないんですかって聞いているんです。

○**渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

○**堀内隆博経済部長** これは朝の報告でも申し上げたことだと思いますが、私どもの手元にはまず見積書はありました。あと見られるものは現場であります。そうしましたときに、先ほどの見積書と整合性がとれないような状況があったということですが、見積もり後に、工事を進めるに当たって、何も変更がなかったのか、というのは私どもには、今、確認できない状況でありました。

ですから、そのスプリンクラーの工事が行なわれなかったとしても、その代替の工事となるようなものがあったのかなかったのか、それも私どもには今のところ判断できないということで、その架空請求とかそういったことの判断はできないと考えております。

○**渋谷勲委員長** 中村委員。

○**中村美津緒委員** でもそれって、後出しじゃんけんでひきょうですよ。見積もりではうたって、請求金額が一緒で、結果してほかの工事をやったから金額が一緒に

なった、それ通用するのかなと思うんですが。

あくまでも、この書類を誰がつくったのか、そして本当にスプリンクラーの工事があったのか、なかったのか。これやっぱり私、呼ぶべき人を呼ばなければ、今後、話は進まないと思います。

委員長に全ての采配をお任せするとお約束させていただきましたので、委員長にお任せいたします。

私の質疑、以上で終わらせていただきます。

ありがとうございました。

**○渋谷勲委員長** 次に、藤原浩平委員。

**○藤原浩平委員** 午前中のスプリンクラーの件に関して、中村委員は消防本部にも行って、確認した結果、行っていない、こういうことやっていないというふうな話をされたと言っていますが、その点については消防本部と確認がとれていますか。

**○渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

**○堀内隆博経済部長** 中村委員が行かれたかどうかの確認はまずしていません。私どもがしたのは、きのうですね、この書類があるか。あるのであれば写しをとというふうな御要望がありまして、きのうビル会社に赴いてですね、職員が探しました。ビル会社の職員とともにですね。

その結果、これと同様のようなものがヤマト運輸の区画の部分について見つからなかったもので、私どもも消防本部のほうに照会いたしました。

それでこの時期に検査した記録などはないという回答は得ておりました。

**○渋谷勲委員長** 藤原委員。

**○藤原浩平委員** やっぱり市役所の答弁、崩れますよ。崩れてますよ。ガタガタと音立てて崩れてます。

何も組み立てがなっていないじゃないですか、こんなの。本当に。消防本部に確認したところそんなのはやっていない、やった確認ができないってことでしょうか。だったらもう、この議論ってさ、本当にこのままやっても平行線たどるだけではないかっていう感じはしますよ。

委員長には、やっぱりこういう疑問もますます出てきたし、それからきょうの質疑を通じて、調べて後で回答するというふうな部分もありましたし、そういう意味ではね、きょうで終わりたいっていうお気持ちはわかりますが、やっぱりそれやれば、ますます私たちの、議会側の姿勢が問われるのではないかというふうに思いますので、そこは賢明な判断をお願いしたいと思っています。

それで、もう1点聞きたいことがあります。やっぱり今回の問題っていうのは中村委員も繰り返し指摘をしていましたが、特定の者によって、いくつかの会社がつくられたりして、そこにアウガのお金が投入されていたんだということが最大の問題なんだというふうに私は思います。

1つの建築会社が、全部、中の工事全部自分たち1社でとるとか。何千万円も持っていくというふうなことだって、どうしても不可解な話だしね。やっぱり問題の核心というのは、そこにあるんだということを改めて私は言っておきたいというふうに思います。

それで、聞きたいことまだいろいろあるんですけども、地下の飲食店の工事の問題でもう1回お聞きしたいんですけども、先ほど奈良岡委員がお話しされた件です。

おとといの答弁でもA工事、B工事、C工事と工事のランクの話がありました。A工事の場合は、建物――躯体にかかわる工事をするものをA工事とって、それはビル会社が負担するのだと。B工事、C工事というのは、躯体には手をかけないもので、これはテナントが負担するのが原則だというような答弁をされました。それでいいですよ。

**○渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

**○堀内隆博経済部長** ただいまのA工事、B工事、C工事の区分であります。B工事のところは、工事内容としては、要は、A工事は躯体に係るものなのですが、テナントが出店するがゆえに工事しなければならなかった部分、通常はテナントから工事負担金をとってですね、会社側が工事をするというのがB工事です。

C工事は、まるっきりテナント側がやるものということになります。

**○渋谷勲委員長** 藤原委員。

**○藤原浩平委員** でも1999万円かかった工事については、全額ビル会社が負担したということによろしいですよ。

**○渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

**○堀内隆博経済部長** 今、その工事総額はちょっと手もとに数字ありませんが、大分大きな割合ではありますものの、まるっきり全部ではないようであります。

**○渋谷勲委員長** 藤原委員。

**○藤原浩平委員** 奈良岡委員の答弁とまた違ってくるじゃないですか。奈良岡委員は何回も1999万円って言ったのに、否定もされないで、1999万8090円、そう言ったのにそれ違うともなんも言わないで答弁しておいて、それが違うような話しするなんてのは、とんでもない話だよ。

**○渋谷勲委員長** 経済部長、答弁できますか。経済部長。

**○堀内隆博経済部長** 先ほどの答弁は、奈良岡委員のいわゆるテナントとしての契約書とそれから合意書、それから工事の契約書を3つ並べた形でのお話で、この3つの話でお受けしておりました。御質疑にも、工事額の全額かどうかというふうなお問い合わせもなかったの、そのままのその金額の話をしておりましたが、今、改めて全額をというふうにお尋ねがありましたので、改めてちょっと担当にも確認したところ、まるっきり全額ではないようだ。ですからその工事の契約書のほかに、何かがあったかどうかというのは、今、私の手元では確認できません。というのは、先ほど言っ



たそのC工事なるものがあったかどうかというのが、今、手元で確認できない部分であります。

したがいまして、その総額というか、ビル会社が負担した総額はわかるのですが、そのテナント側が負担した金額が幾らあるのかというのは、今、手もとに資料がありませんということです。

**○渋谷勲委員長** 藤原委員。

**○藤原浩平委員** あんまり腹立って何て言ったかわらなくなった。いや、私聞いているのは、A工事、B工事の話でまず聞いたんですよね。奈良岡委員の答弁は、A工事としてやったというふうなお話しされたので、全額払ったのかと、会社が持ったのかと聞いたんですよ。

躯体にかかわる工事だから。だけど、今、B工事かもしれないような話までされると、おかしい話になる。

**○渋谷勲委員長** 経済部長。明快なる答弁をお願いします。

**○堀内隆博経済部長** 奈良岡委員のお話的时候は、契約書中にある条項を指しまして、お話しいたしました。それはいわゆる先ほど言ったB工事といわれる部分、テナントを入れることによって生じる躯体と関係した工事、これが実際に契約書はA、B、Cという書き方をしておりますが、そのB工事というのはテナントを入れることによって生じるそのテナント負担によるA工事というのが定義であります。

ですから、A工事というふうな区分で考えると、どなたが負担するかというのを考えないで考えるとその、A、BというのはA工事の区分、要は躯体に関連するそれこそ給排水設備とか、というふうなことでありますので、その工事の区分によりまして、どれを指してお話ししているかによって、その全額か全額でないかっていうのが変わってくるので、そここのところでいろいろ私の説明が悪かったところもあります。

**○渋谷勲委員長** 藤原委員。

**○藤原浩平委員** だめだ、こんなしどろもどろの答弁だば。

**○渋谷勲委員長** では、委員長の私にお任せください。

以上をもって、質疑はこれにて終了いたしたいと思えます。

なお、中田委員から発言の申し出がありますので、委員長として許可します。中田委員。

**○中田靖人委員** 要望1件で終わります。

これまでの質疑の中で、藤田委員とそれから奈良岡委員のほうから出ていたんですけども、市の指名に入っている業者が、市以外の案件で不正もしくは違法行為があった場合には、ペナルティーを受けるというふうなのが、総務部長の答弁でありました。その要件ですね。ちょっと詳しく知りたいので、後ほど、その資料いただけますでしょうか。要は、市の指名に入っている業者が、市の工事とか云々以外の案件で不正もしくは違法行為があった場合です。この場合に、どういうふうなペナルティーが

あるのか、そのペナルティーの要件を教えてくださいということです。

○**渋谷勲委員長** 今の中田委員の要望に対して、どうですか。総務部長。

○**鈴木裕司総務部長** 指名停止の要綱ありますので、それをお示ししたいと思っております。

○**渋谷勲委員長** この際、私から申し上げます。

これまでの委員会審査の内容を踏まえ、アウガに関する調査結果の内容を確認するなどするための本委員会を、次回開催したいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**渋谷勲委員長** それでは、アウガに関する調査結果の内容を確認するなどするための本委員会を次回開催することにいたします。

この際、お諮りいたします。

本委員会は、今後とも所期の目的を達成するため、閉会中の継続審査にいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**渋谷勲委員長** 御異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続審査すべきものと決しました。

以上をもって、本日の委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

**午後 6 時 24 分閉会**

## 8 参考資料

### (6) 特別委員会（4月18日開催）の質疑応答等の概要

**○渋谷勲委員長** ただいまから、アウガ問題に関する調査特別委員会を開会いたします。

きょうは、館山委員及び秋村委員が所用のため欠席をされております。

この際、私から申し上げたいと思います。

去る3月31日の委員会では、質疑を終了したところでありますが、同日の委員会において、奈良岡隆委員、中村美津緒委員及び藤原浩平委員の質疑に対する執行部からの答弁において不十分な部分があったことから、本日の委員会では、まず経済部長から不十分な部分に関する答弁をいただき、その答弁に対してのみ補充質疑を認めたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○渋谷勲委員長** それでは、本日の委員会は、経済部長の答弁から始め、その答弁に対してのみ補充質疑を行いたいと思います。

それでは、経済部長の答弁から始めます。経済部長。

**○堀内隆博経済部長** それでは、先日の特別委員会でお答えできなかった部分について答弁申し上げます。

まず、奈良岡委員からの御質疑といたしますか、依頼で、経済産業省に今回の補助事業に関する見積もり徴収に関して適正だったのか問い合わせることという依頼を受けまして、市では去る4月6日、戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金の手続を担当しております経済産業省東北経済産業局を訪問いたしまして、市議会にアウガ問題に関する調査特別委員会が設置され、その審査過程におきまして、青森駅前再開発ビル株式会社が当該補助金を活用して実施した「あおもり『食』街道めぐり事業」について、委員から、「本来、工事発注者である同社から見積もり提出業者3社に直接見積もり依頼するところ、当該事業においては工事受注業者から他の2社に見積もり依頼しており、適正な見積もり競争が行われなかったのではないか」との指摘を受けていること、また、この指摘を受け、市が青森駅前再開発ビル株式会社の当時の担当者及び見積もり提出業者3社の代表者から聞き取り調査を実施した結果、同社の当時の担当者からは、「見積もり依頼する3社の選定は行ったが、当該3社に対しどのように見積もり依頼したかは記憶にない」との回答があったこと、工事受注業者の代表者からは、「当時の担当者が退職しているので詳細はわからない」とのことであったこと、ほかの見積もり提出業者2社の代表者からは、「工事受注業者の社員から見積もり依頼を受けたが、提出先及び提出方法についての記憶はない。価格等の指示は受けていない」との回答があったことを説明いたしました。その上で、補助金の交付が適正かどうかの認識を伺ったところ、東北経済産業局の担当者は、「当該事業は、経済産業省と

して同省の補助事業事務処理マニュアルに基づき適正に処理されていると判断し補助金を交付したものであるが、事務処理マニュアルには見積もり依頼方法を示しておらず、仮に青森駅前再開発ビル株式会社が工事受注業者を通じて他の見積もり提出業者2社に見積もりを依頼していたとしても、価格の操作がないのであれば違法性はなく、不正があったとはいえないと考える」との回答を得たところです。

次に、販売促進費返還の際に取締役会で協議したとのことだが、どのような協議が行われたのか。また、販売促進費返還の経費の処理をどのように行ったのかという質疑もありました。これにつきましては、青森駅前再開発ビル株式会社によりますと、平成13年1月のアウガオープン時に、地階から4階の出店者が共同で販売促進等を行うためアウガ出店者会が組織され、同会の会則により、出店者は共同販売促進に必要な経費として販売促進費を負担することとされておりました。同社は、アウガの管理運営者として同会の円滑な運営を図るため事務局を担い、出店者から賃貸料とあわせて受領する販売促進費をアウガ出店者会に納入するとともに、同社負担分の販売促進費を同社の経費としてアウガ出店者会に支出していたとのことでありました。しかしながら、平成15年度におきまして、青森税務署から、アウガ出店者会の会計について、会社が処理しているにもかかわらず帳簿に記載のない処理がある状態は簿外預金があるとみなされる可能性があるとの指摘があったことから、同社は、税理士、監査法人に相談の上、平成16年度以降、出店者から受領する販売促進費を同社の収入とするとともに、その収入額に同社負担分を加えた額を同社からアウガ出店者会に支出し、同社の経費とするよう会計方法を変更したとのことでした。

御質疑の販売促進費の返還につきましてですが、地階の一部出店者から、これまで地階出店者が負担していた販売促進費が地階の販売促進活動に使用されていないのではないかと疑念が呈されたことを受けまして、同社において、それまで実施した販売促進における地階の関与度を精査し、平成15年度から平成20年度までに地階の出店者が負担した額と地階の販売促進活動に使用された額との乖離分を算出した上で、平成23年度に、地階の一部出店者から返還請求を受けたとのことでありました。

当該返還請求を受けまして、同社はその対応を平成23年4月及び6月の取締役会において協議し、請求を受けた出店者のみならず、地階の全ての出店者に返還する旨を決定し、返還に当たりましては、販売促進費が同社の会計の中に組み入れられ処理されてきたことから、監査法人に相談の上、同社から支出することといたしまして、平成23年度の営業外損失に返還額約1225万円を計上したということでした。

次に、中村美津緒委員からの御質疑の中で答弁できなかった分についてお答えいたします。

まず、青森市「食」街道めぐり事業補助金完了実績報告書に添付されている建築指導課と青森消防の協議結果に基づき検査を行った旨の内容が記載されている資料は誰が作成したのかという御質疑です。平成24年5月7日の議事録及び検査結果等が記載

されている資料は、青森駅前再開発ビル株式会社から依頼を受けた第三者が作成したものと認識しておりますが、今般、市では当該資料を作成したと考えられる方に対して会社名の公開の承諾を求めたところですが、了承を得られなかったところであり、相手側の事前承諾なしに公開した場合は、市等が損害賠償請求を受けるおそれがあり、仮に訴訟となった場合は敗訴するリスクが高いと同社の清算人からアドバイスを受けていることから、公表は差し控えさせていただきます。

次に、青森市「食」街道めぐり事業について、平成24年5月7日に建築指導課と消防本部との協議は行われていたのかという御質疑です。市では、前回の特別委員会におきまして、建築指導課及び消防本部予防課に電話等で確認した内容につきまして御答弁申し上げておりました。中村委員から、再度聞き取り調査するようにと御指摘を受けまして、経済部の職員が平成29年4月4日から5日にかけて建築指導課及び消防本部予防課を直接訪問いたしまして、前回の特別委員会において中村委員から配付された資料を示した上で、その内容について改めて確認を行ったところでもあります。

まず、建築指導課への確認結果であります。アウガ地階の食街道の工事については建築確認申請の対象とならないため、当課——建築指導課ですが、当課が検査、立会い等を行うことはなく、このような建築確認申請の対象にならない問い合わせ、相談等は日常的に数多くあり、通常記録は残していないと、平成29年3月31日に電話で聞き取りした際と同様の回答でありましたが、今般、建築指導課におきまして新たに当時の担当職員に聞き取りを行ったところ、日時は特定できないものの、当時数度にわたり、アウガの食街道の工事に関して問い合わせ、相談等があったことを記憶しているとの回答があったとのことでもあります。

次に、消防本部予防課への確認結果であります。通常、スプリンクラー設備の変更、増設等を行う場合は、個数による取り扱いの違いはあるものの、消防法に基づく着工届け及び設置届けの提出を経て、消防本部による検査を受ける必要があるが、アウガの食街道の工事に関しては、当該資料に記載されているとおり、防火区画、排煙区画の変更がなく、スプリンクラーヘッドの変更もないのであれば、届け出、検査の対象とならないものであり、このような工事に関する問い合わせ、相談等については、通常記録を残していないため、当時問い合わせ等があったかどうかについては確認できないとのことでありましたが、消防本部予防課においても、今回新たに当時の担当職員に聞き取りを行いました。食街道の工事に関する相談、問い合わせについては記憶していないとの回答があったということでもあります。

次に、藤原委員からの御質疑で、地階飲食店の工事費について調査が必要とのことでありました。先般の特別委員会におきまして、市では、地階飲食店の出店に際し行われた工事について、約2000万円の工事費は青森駅前再開発ビル株式会社が全額負担したが、それ以外の造作工事が行われたかどうかは把握していない旨答弁いたしました。

市では、平成 29 年 3 月 31 日の特別委員会終了後、同社に対しまして、約 2000 万円の工事費が新たなテナント出店に伴う工事費の総額かどうか改めて確認いたしました。その結果、約 2000 万円は新たなテナントの出店に伴う造作工事の一部として同社が負担したものであり、それ以外に出店者が工事費を負担する内装工事も行われたが、その工事費については把握していないとの回答がありました。このため、市は当時の出店者の代表者に対しまして平成 29 年 4 月 5 日に電話で問い合わせをいたしましたが、出店に係る工事費は負担したものの、金額の公表については差し控えたいとの回答があったことから、地階飲食店の工事費の総額については確認することができなかつたところです。

以上でございます。

**○渋谷勲委員長** ありがとうございます。

この際、ただいまの答弁に対する補充質疑を行いたい委員はありませんか。もしいるようでしたら挙手を願いたいと思います。

〔委員挙手〕

**○渋谷勲委員長** ただいま、奈良岡委員、中村美津緒委員及び藤原委員から補充質疑を行いたいとの挙手がありました。よって、順次補充質疑を行いたいと思います。

まず最初に、奈良岡委員。

**○奈良岡隆委員** まず、販売促進費の関係でちょっとお尋ねしますけれども、先ほどのお話ですと、青森税務署のほうから簿外預金の可能性があるということで、平成 16 年に会計処理を見直したということだというふうに思いましたけれども、そうすれば、合算で――要するに、出店者会の販売促進費とビル会社の会計と合算した会計処理をしていたというふうなことでいいんでしょうか。

**○渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

**○堀内隆博経済部長** おっしゃるとおり、ビル会社の会計の中に賃貸料と一緒に合算で収入しまして、支出のときは、ビル会社の販売促進費として出店者会に、ビル会社の分の負担分も足して出店者会に払います。実際に販売促進に係る経費の支払いは出店者会からの支払いになりますので、先日お話しした領収書が――領収書でしたか、請求書でしたか、出店者会名義の書類が出てきたというのは、そういう処理によるものです。

**○渋谷勲委員長** 奈良岡委員。

**○奈良岡隆委員** 集めるのはビル会社のほうで集めて、その販売促進費分は、テナント会というか、店長会のほうに払って、店長会で支払いをしたという。すると、店長会のほうの経費として処理されたということでしょうか。

**○渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

**○堀内隆博経済部長** おっしゃるように、店長会のほうの支出として処理されていると。

○**渋谷勲委員長** 奈良岡委員。

○**奈良岡隆委員** ということは、店長会というのは、「出店者会」と呼ぶ者あり）出店者会というのは、みなし法人か何かになるわけですか。

○**渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

○**堀内隆博経済部長** 収益事業は行っていないんでしょうけれども、いわゆる民法上とかのみなし法人かどうかといわれますと、そこのところは少し当時も疑義があったようで、会社の内部の下部組織というふうに捉えるのが適切なのか、それとも独立した団体として捉えるのが適切なのかというふうな議論はあったようです。ただ、それは完全に結論は出ていなくて、処理上は――要するに、出店者会に年度末に残高が出ていますと、それがそれぞれ負担した方々の預金と同じ扱いになるだろうと。青森税務署からは、そこに残高を残しておくことによって簿外預金と指摘される可能性があるということで、支払いが生じた都度、それに応じた出店者からの負担金とビル会社の負担分を足して、支払いに応じた額を販売促進費から出して、出店者会で歳入して、出店者会が支払うという扱いをとっていたとのこと。

○**渋谷勲委員長** 奈良岡委員。

○**奈良岡隆委員** あと、確認のために一つだけ。そうすれば、みなし法人とすれば、税法上それであっても問題はないということで、青森税務署のほうで了解しているということでもいいんですよ。

○**渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

○**堀内隆博経済部長** 既に解散した団体です。平成 27 年に解散しておりますが、当時のところを青森税務署が了解したかどうかまでは明確には聞き取りはしていませんが、青森税務署の指導、指示により、監査法人ですとかあるいは会計監査人の意見を聞いて適切に処理したと伺っておりますので、それで青森税務署のほうは了解したものだと考えております。

○**渋谷勲委員長** 奈良岡委員。

○**奈良岡隆委員** わかりました。あと一つ、補助金の関係ですけれども、国のほうでは、マニュアルにのっとなって、経済産業省のほうでは問題ないというふうに考えているというふうな答弁だったと思うので、それはよかったなと思ってますけれども、一つ確認ですけれども、要するに国とか市に対しての報告書がありますが、その報告書の中に、実績報告書の中での見積もりの部分、前回も質疑しましたけれども、見積もり依頼書を集めて設計図面をもとに設計事務所の指示にて各社へ見積書を作成したという報告書がありますけれども、それがきちんとされていたということでの前提での国のほうの見解だと思うんですが、たしか黒塗りの部分があつて、そこでは、前の答弁ですと設計事務所が説明したというふうに経済部長が答弁されていますけれども、設計事務所のほうではどういうふうにおっしゃっているのか教えていただけますか。

○**渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 今お話のあった設計事務所の代表者の方に、アウガ1階スイートゾーンに係る工事において見積依頼業者に対しまして指示を行ったかなど、その内容につきまして平成29年4月6日に電話で確認いたしました。その内容の説明ですとか、協力は得られなかったところです。その御本人からの御承諾が得られないままにいろいろ御答弁など申し上げますと、先ほど言いましたようにさまざま法的なリスクもありますので、御理解いただきたいと思えます。

○渋谷勲委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 設計事務所の立場もあるんでしょうけれども、ただ、その内容については、設計事務所からはきちんと市のほうには全て説明がされているということによかったでしょうか。

○渋谷勲委員長 答弁を求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 今回のことについては、ほとんど一切協力できないというふうなお話をいただいていたとの担当からの報告でありました。

○渋谷勲委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 あとこれで終わりますけれども、確認しますけれども、設計事務所ではそのように本当に言ったんですか。

○渋谷勲委員長 答弁を求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 直接聞き取りした担当者からは、そのように聞いております。

○渋谷勲委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 協力できないの意味がちょっとわからないんですけれども、協力できないって、きちんと市のほうに説明して、ただそれをちょっと公表されれば困るなということなのか、それとも、その事実関係をきちんと示すことはできないというふうに市に答えたというのか、そこだけでも確認させていただけますか。そのところを曖昧にすると、設計事務所のほうでもきっと迷惑がかかることがあると思うので。  
〔委員長〕と呼ぶ者あり

○渋谷勲委員長 答弁を求めます。どうぞ。

○阿部有一郎経済政策課主幹 経済政策課の阿部と申します。

聞き取りの内容ですけれども、平成29年4月6日午前11時半から午前11時50分にかけて、その相手方のほうに当課の職員が聞き取りをしております。聞き取りした内容はあるんですけれども、その後、当日の午後1時20分から午後1時30分に、話した内容、社名、氏名等については公表しないようにというふうな御連絡をいただいております。その内容についてはお示しできないというふうな状況です。

○渋谷勲委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 ということは、市には協力したけれども、その社名というか、業者名とかその内容は言わないでほしいということなんですよ。（「はい」と呼ぶ者あり）先ほどの答えだと、協力できないという話だったから、そのところちょっと違うの



かなというふうに確認したんですが、もう一度、そこのところを。

○**渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

○**堀内隆博経済部長** ただいま担当から申しあげましたように、内容等については市として説明を受けましたが、その社名ですとか内容等について公表はしないでもらいたいという依頼がありましたので、お話しすることができないということです。

○**渋谷勲委員長** 奈良岡委員。

○**奈良岡隆委員** そうすれば、この報告書にある書面の中身がどうだったかということは、市のほうでははっきり把握しているということによろしいんですね。ただ、それをちょっと言うことができないというふうに捉えてよろしいのでしょうか。

○**渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

○**堀内隆博経済部長** その内容については、市では確認したということです。

○**渋谷勲委員長** 奈良岡委員。

○**奈良岡隆委員** あとと言えないということですから、わかりました。いいです。

○**渋谷勲委員長** 次に、中村美津緒委員。

○**中村美津緒委員** まずもちまして、平成 29 年 3 月 31 日の第 2 回の調査特別委員会を終えまして、その後、経済部を初め、総務部そして消防本部の職員に対しまして、非常に書類集めだとか聞きとりに御協力くださいましたこと、深く感謝、お礼申し上げます。本当にありがとうございました。

その中で、先ほど経済部長から御説明ありましたのみの質疑ということでもありますので、それに関連いたしましてスプリンクラーの工事についてのみを質疑させていただきたいと思います。

再質疑といたしましては、個人名というか、社名が出てしまいましたが、ヤマト運輸造作工事にかかわるスプリンクラー工事について、行われたかどうかについて確認していきたいと思いますが、改めて経済部長にお尋ねいたしますが、消防本部への届け出があったのかどうか、改めてお示してください。

○**渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

○**堀内隆博経済部長** ヤマト運輸の造作工事に係るスプリンクラーの工事について、消防本部に届け出があったのかどうかという御質疑であります。

平成 29 年 3 月 31 日の本特別委員会で答弁申しあげましたが、市では平成 29 年 3 月 29 日の特別委員会で、中村委員からの御指摘を受けまして、ヤマト運輸株式会社様の造作工事の内容を確認するため、平成 29 年 3 月 30 日、検査報告書などの資料を市職員同席のもと、青森駅前再開発ビル株式会社の社員に依頼し探したものの発見することができなかったことから、市が消防本部に対しまして、当該工事の消防設備等に係る届け出の有無を問い合わせたところではありますが、届け出の事実を確認することができなかったところでもあります。

○**渋谷勲委員長** 中村委員。

**○中村美津緒委員** 私もですね、青森地域広域事務組合消防本部予防課からの回答書といたしまして、当該工事部分にかかわるスプリンクラー設備工事に関する届け出は、確認されておられませんという文書をいただきました。

よって、届け出は出されていないものと、私も再確認をした次第ではありますが、ここでもう一度お聞きいたします。

先般の私の質疑に対して経済部長は、工事はされていたというふうにお答えをいたしました。そして、担当職員も現場を確認して、目視で変更されたというふうな答弁で、議事録にも載っております。消防本部に届け出があったにもかかわらず、そうすると、無届けであれば、何年間も消防設備に関しまして消防本部のほうで気がつかなかったということになります、そのことについて市の見解をお聞きしたいと思えます。

**○渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

**○堀内隆博経済部長** ただいま届け出の関係で、届け出がなかったことについて何年間も消防本部で気がつかなかったこととありますが、通常の消防設備の点検は、前回の総務部長の答弁でも点検は受けておまして、現在のところその消防設備は安全だというふうな確認はされております。

それで、届け出があったのかなかったのかということについて、消防本部が気がつかなかったことがどうかということに関しては総務部の事務の件でもありますので、ここではその件について聞きとり等もしておりませんので、答弁は差し控えたいと思えます。

**○渋谷勲委員長** 中村委員。

**○中村美津緒委員** 経済部長、最後そのしりすぼみになるのでなくて、しっかりと、はっきりとちょっともう一度答弁お願いいたします。

**○渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

**○堀内隆博経済部長** 委員からの御質疑は、消防設備の工事の届け出が出されていなかったのに、それが消防本部において気がつかなかったことについての見解ということだったかと思えます。

その事務につきましては、気がつかなかった云々につきまして私ども消防本部にも問い合わせも現在のところしておりませんし、どういう経緯があったのか確認できませんので、お答えは差し控えたいと思えます。

**○渋谷勲委員長** 中村委員。

**○中村美津緒委員** ストレートに、経済部長は、今でもスプリンクラー工事は施工されたという、そういう認識でいらっしゃるということですか。

**○渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

**○堀内隆博経済部長** これも前回までにお答えしたことだと思えますが、私どもが確認できていたのは、見積書にスプリンクラー工事が内訳としてあったということと、

その施工済みに数年たって——その箇所がですね、数年たっておりまして、その数年後の現場しか見ることができない状態でありました。

スプリンクラーについては、確かに従前の様子がわからないものですから、工事写真等もみつきりませんでしたし、現在スプリンクラーはついていると。それが従前と同じ状態についていたのかどうかまでは確認はできませんが、現在その消防設備の点検でも異常を指摘されることもない状態で、スプリンクラーはついていました。

見積書にはスプリンクラーの工事が内訳としてありました。

私どもが確認できるのがそこまででありましたので、平成29年3月31日にその工事の施工業者の代表者に対しまして、工事内容を電話で確認したところではありますが、このときについても、その代表者の方からは今回のこの特別委員会での議論については協力できないという回答がありましたことから、それ以上のことについては、そのスプリンクラー工事が従前の——スプリンクラーが従前のままついていたのか、それとも移設等あるいは増設等によって現在の状態にあるのか、そこまでは私どもとしては把握ができないということでもあります。

**○渋谷勲委員長** 中村委員。

**○中村美津緒委員** 消防本部には、前の図面があるはずなんですね。新しくかわったというのであれば、立ち入り検査もしくは法定点検——何年に一度かあるその点検時に、もう点検している人であればすぐわかると思うんですが、それが気がつかなかったというのであれば、工事がしていなかったという証明になるとは思うのですが、経済部長の見解をお示しいただきたいのですが。

**○渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

**○堀内隆博経済部長** さまざまな法的に絡んだことの見解ということですので、ちょっと申し上げにくいところではありますが、それのみをもってしては、いわゆる証拠というところまでにはならないのではないかと考えます。

**○渋谷勲委員長** 中村委員。

**○中村美津緒委員** わかりました。ということは、市側としては工事がなされたということ崩さないのであれば、それでは、スプリンクラー工事をその数によって着工届けを出す、出さないといういろいろあるんですが、ただ最終的な検査を受けなければいけないのはあると思うんです。

ということは、結果して、消防本部に届け出を出していない工事だということになるんですが、そういった結論でよろしいのでしょうか。

**○渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

**○堀内隆博経済部長** これも前回平成29年3月31日だったと思いますけれども、そのときも御答弁申し上げましたが、工事があったかどうかということが判断できない状況であるとお答えしたと思っております。

それは、先ほど言いましたように、私どもいわゆる工事後、施工後の現在の現場の

目視と、それから見積書しか判断する材料がありませんで、その見積書どおりに工事が行われたということも確認できませんし、そういうことでありますので、スプリンクラー工事が行われたか行われなかったかということも判断できない状況であると、前回と同様そういう認識であります。

**○渋谷勲委員長** 中村委員。

**○中村美津緒委員** もうあれから 18 日間もたって工事がされたかされないのかわからないってというのは理解に苦しむところではあるんですが、それではもう何でもありのアウトガという館ということになってしまいます。ですから、今この議論されているのも氷山の一角であるとは考えたくはないんですが、こういった何と言うんでしょうか、いくらでもごまかしができるようなことだから、こういうふうな形になってしまったように感じられます。

先ほど来、経済部長は、建築会社A社の代表が一切協力に応じないというふうにおっしゃっておりますが、一部のその報道、新聞社の記事によってはそういったことはないというふうにおっしゃっております。

なので、どれが本当で、どれがうそなのかというのが全くわからないような状況がありました。このスプリンクラー工事のみしか私質疑できませんが、工事をやったのか、やってないのか、やったのであれば、不正な、その届け出がされていなかったその不正工事にもなってしまう。もし工事していないのであれば、これまた架空請求であります。架空請求なのか、不正な工事なのか、この間というのは、私はないと考えますが、その確かめられない、確かめられない市の意図、意味が私には理解できませんが、なぜ確かめられないのでしょうか。

**○渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

**○堀内隆博経済部長** 私ども市といたしましては、いわゆる捜査権というのを持っておりません。なおかつ今回の対象となっているところは、ビル会社と、それから建築会社との契約であります。

そういったことから、私どもが調査できるとすれば、その当事者への聞きとりであります。その聞きとりに応じて——応じていただけないということでもあります。ここから先の調査につきましては、行き詰まるということでもありますので、現在がその状態であります。

**○渋谷勲委員長** 中村委員。

**○中村美津緒委員** 経済部長というより、経済部の皆さんにお聞きしたいんですが、何のためにアウトガ問題に関する調査特別委員会を立ち上げたのかというその意味と、しっかりと市側と協力しながら調査するという意味もあるのにもかかわらず、その工事がされたか、されていないのか調査することができないというのであれば、そもそもこの特別委員会が、立ち上がった自体が考えられなくなってしまいます。しかも 18 日間もたっております。

どうやって市民の皆様これに説明できるのでしょうか。

簡単な作業だとは思いますが、その捜査とかではなくて、調査、簡単な調査だと私は感じております。

なので、市側の誤った報告によってたくさんの皆さんが犠牲者になっていると私は考えます。

この建築会社A社も、もしかしたら本当に犠牲者、被害者なのかもしれません。なので、ちゃんとしっかりとした市の調査が、協力が必要なのにもかかわらず、2つのうちのどっちかだと思うんです。スプリンクラーの工事をされたのか、不正な工事がされたのか、やっていないのか、架空請求なのか不正な工事なのか。この間は私、ないと思うんです。

そして、スプリンクラーの関連あるところからいきますと、補助金事業の1階のスイートコーナー、見積もりではスプリンクラーの増設、移設が6カ所になっておりますが、消防本部からいただいたその移設工事、増設工事は全部で3個になっております。

これもたった3個ですが、個数が異なっております。こういった細かいところのその信憑性、信頼が崩れているんですね。

もう一度聞きます。

工事がされたのか、不正な工事なのか、架空請求なのか。市として、本当に工事はされたと思っていらっしゃいますか。

**○渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

**○堀内隆博経済部長** 先ほど来、申し上げておりますように、市としては確認ができていない、確認ができないという認識であります。

工事自体が先ほど例に挙げました補助事業ではなくて、あくまでもビル会社と建築会社との契約の工事でありまして、たまたま今回、その調査の依頼、その隣の食街道との工事の取りあいのお話で依頼がありまして、その中身について関係者に聞きとり等を行っておりますが、そもそもはビル会社とその建築会社との民間同士の取引であります。

なおかつ、見積もり提出後に実際の工事におきまして、ほかの変更があったのかなかったのかということについても確認ができておりません。

このことから私どもとしては、ヤマト運輸様の区画の中の工事の内容が、全体としてどのようなものであったかということは、現在把握できない状況であります。

ですから、スプリンクラー工事があったのかなかったのかについても、私どもも現在はわからないということが答えであります。

**○渋谷勲委員長** 中村委員。

**○中村美津緒委員** そうすれば何でもありになってしまいますよね。それなら、スプリンクラー工事をするに当たりまして、別に届け出を出さなくてもよくて、結果、

動いていればいいということの答弁になってしまいますよね、結論。そうじゃないですか。しかも今度、そこは市の庁舎になるんですよ。それでいいんですか。ちゃんとしっかり動いてさえすればそれでいい、それで終わってしまうんですか。そんな簡単な話なんですか。

**○渋谷勲委員長** 答弁を求めます。総務部長。

**○鈴木裕司総務部長** 先ほど来、経済部長が答弁申し上げているのは、どちらか2つ、2つのうちどちらかしかないということで、どちらと評価するのですかという問いの立て方になっております。ただ、経済部長の答弁としては、そのどちらか一方に、いわゆる決定するまでの判断材料が得られていませんというのが答弁になっておりますので、どちらか一方、選べと言われても、選べませんという趣旨の答弁です。その結果、これから市の庁舎になる建物がそういう状態でいいのですかという今度問いになるんですけれども、それは平成29年3月31日にお答えしましたとおり、現状として、スプリンクラーがあって、それが消防本部のほうでの検査によって、いわゆる消防法で決められている基準に従った設置の状況にあるということが確認できましたので、そのことについては、平成29年3月31日に私のほうから報告させていただいております。そのことと消防関係の施設の工事をしたこと、工事が終わったときの届け出をしなければならぬという制度とは、また別な話だとは思いますが。

**○渋谷勲委員長** 中村委員。

**○中村美津緒委員** 今の答弁であれば、工事はしていない——工事はしているというのが揺るがない話なので、後出しじゃんけんで届け出を出して、正常にスプリンクラーが作動しているので、それでおとがめなしというお話なんですか。

**○渋谷勲委員長** 答弁を求めます。総務部長。

**○鈴木裕司総務部長** おとがめがあるかどうかは、その現状を確認した上でないと、それがいわゆる無届けであるということについての確認がされたことによって、権限のある官署がおとがめをします。その状況について、経済部のほうで、そういう状況ですという答弁をしているだけの話です。

**○渋谷勲委員長** 中村委員。

**○中村美津緒委員** じゃあ、スイーツコーナーのそのスプリンクラーが見積もりでは6個、現地では3個しか工事されてないっていう件に関しては、それは市側は認識しておりましたか。

**○渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

**○堀内隆博経済部長** 今回、消防設備については、随分いろいろお話が出ておりましたので、今回、市の補助事業についても、スプリンクラー工事とかがありますところは調査いたしました。その結果といたしまして、見積もり上は増設6個と記載されております。ただ、これは備考欄に任意数量という記載がありまして、市の建築技師にも聞いてはみたんですが、任意数量ということは一般的ではないけれども、恐らく現

場を見ないとはっきりわからないという場合において、その現場に合わせた工事をしますよという見積もりであろうという説明を受けております。そのことから、実際、最初、天井の何々設備とかを詳細――解体があったのかどうかちょっとわかりませんが、何か作業をしないとそれがはっきりしない場合に、概算といいますか、その見積もりで6個と記載したものの、実際に工事を行ったところ、移設が1個、増設が2個で済んだということのようであります。建築工事においては、市でもそうなんです、図面と仕様に基づいて、契約されて、その仕様が満たされることをもって完成とすると。確かに、市役所でも設計建築発注のときには、設計縦覧する、いわゆる金抜きの設計書というのを縦覧いたしますが、その数量については、厳密なものではなくて、仕様を満たしていれば数量の動きというのは特段、契約変更等の対象に、その規模にもよるんですけども、それほど大きいものでなければ、双方の協議で調整ということになるようであります。

したがって、今回のものも、まず見積書に記載されていますのが、その備考欄に任意数量と書かれているということで、工事前に正確な数量が把握できないときに使った概算の個数であると、それから最終的に発注した改修工事の仕様、内容が満たされているということで、そのままになったものと、今のところは認識といいますか、解釈しております。

○**渋谷勲委員長** 中村委員。

○**中村美津緒委員** その備考欄に任意数量と書いていたのは建築会社A社、B社、C社のどちらですか。

○**渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

○**堀内隆博経済部長** これまでのお話で受注業者をAとするのであれば、受注業者であります。

○**渋谷勲委員長** 中村委員。

○**中村美津緒委員** ほかに見積書を提出した建築会社B社、C社には、任意数量とは書いていないはずであります。

○**渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部次長。

○**横内信満経済部次長** あとの2社であります、1社は数量を書いて、任意数量という記載はありません。もう1社に関しては、その記載もありません。スプリンクラーの記載もありません。

○**渋谷勲委員長** 中村委員。

○**中村美津緒委員** ということは、だからこそビル会社側が実績報告書に添付されていましたが、先ほど奈良岡委員が申し上げました、見積もり依頼における仕様書について、設計会社さんの名前が記載されておりましたこの文書、この文書には、いろんな直接工事一式、いろんな等で各項目を指示してもらい、各社見積書を作成してもらったというふうにありますので、本来であれば、これが適切なちゃんとした報告書であれ

ば、スプリンクラーの個数も合っているはずなんですね。この建築会社さんは、平成24年5月7日にちゃんと消防本部にスプリンクラーがどのように必要なのかというのを——日にちは特定できませんが、私間違った言い方をしたかもしれませんが——ちゃんとこの設計会社さんは、どこに何個必要なのか、私、聞きに行っているはずなんですよ。であれば、その個数が見積書に当然のように記載されるべきだと思うんです。なので、受注したその工事の建築会社A社のスプリンクラーの個数6個の隣に、任意数量と書いているのは私も確かに確認をいたしました。そういった一つ一つの項目にしても、そして、1つの見積もりを提出いたしました建築会社さんにしても、スプリンクラー工事が工事するののかもわからないような、すごく大ざっぱなこの見積もりになっているわけですよ。なので、見積もり自体が何度でも出てきました。本当にしっかりと皆さん、同じテーブルで、同じ図面で、同じ内容で見積もり依頼を受けたかどうか、そこから始まった話をずうっとしてきたことであります。それに端を発して、スプリンクラー工事がやったのかやらないのか、それさえ解けないという自体が、私は、市の答弁自体に不信感を抱いてしまいます。本当にそれでいいのでしょうか。新しい市政に向かって、これから新しい青森市政を築こうというのにもかかわらず、私はちょっと納得することはできないのですが。

もう一度お聞きいたします。先ほど奈良岡委員も言いました、この設計者の名前も書いております、新聞報道にも書かれております建築会社A社は協力すると言っているんです。これまでの経済部長の答弁では、建築会社A社は協力できないって言っているというふうに、答弁が食い違っております。本当は協力をしてくれるんじゃないですか。どういうお話だったんですか。

**○渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

**○堀内隆博経済部長** ただいま、中村委員から新聞報道によると協力すると言っているということで、私どもの答弁と食い違っているというお話でありました。

新聞報道後、私どもも改めて、その会社の社長さんに確認いたしました。その社長さんといたしましては、市に協力しないわけではないけれども、特別委員会における一方的な議論の場への協力ではなく、公平・公正な司法の場で議論したいと考えているとのことでありまして、私どもが特別委員会で委員の方々からの要望ということで協力を依頼する分については、協力いただけないということでもあります。

**○渋谷勲委員長** 中村委員。

**○中村美津緒委員** 私は、ある意味、疑惑を残してしまったのは、市側の調査と市側の答弁だと思っております。これまでも、建築会社A社、B社、C社いろいろ出てきました。新たに平成29年3月31日は某設計事務所の名前も出てきました。それに伴い、その消防本部の関係の職員の皆様も動いてくださりました。私のその新たな情報もそうですし、市側の答弁と非常に異なっている疑惑が残ったまま、私はこの委員会、本特別委員会が閉じることに對して、本当に非常に悔しく思います。この委員会が閉



じても、私は調査、そして検証をすべきものと考えておりますし、これからも、自分自身なりに、今後この調査、検証をしていきたいと思っております。今回の3日間です、アウガ問題に関する調査特別委員会にしまして、私は、市側の調査、そして答弁に関しては、納得をいかない、そして疑惑を持ったまま終わることに対しまして、これからも自分自身なりに調べていきたいと思っております。

残念であります、私の質疑はこれで閉じさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

**○渋谷勲委員長** 次に、藤原委員。

**○藤原浩平委員** 約2000万円の工事費、地階の飲食店の工事費が約2000万円で、ビル会社が全額負担したというふうに答弁されました。ビル会社が全額負担する必要がどこにあったのか、その工事内容はどのようなものだったのかについて、お考えを示していただきたい。

**○渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

**○堀内隆博経済部長** まず、ビル会社が約2000万円の工事費を全額負担する必要があります。どこにあったかということでもあります。先ほども御答弁申し上げましたように、出店に係る改装費自体は、全体では、金額は会社のほうでも把握はしていないということではあります、全体の金額があつて、そのうちの約2000万円をビル会社が負担したということでもあります。通常、この地階の飲食店に限らず、出店交渉を行うときに、いわゆるその後の賃貸料との兼ね合いで、一時的に必要となる改装費の負担をビル会社が行うこともある。その分はその後の賃貸料で回収するという経営上の判断もあると伺っております。ですから、今回もそういう経営上の判断であったものと認識しております。

**○渋谷勲委員長** 藤原委員。

**○藤原浩平委員** いや、今回の調査特別委員会の初日の中村委員とのやりとりで、いわゆるA工事、B工事、C工事という話がありました。それで、A工事というのは、その本体、建物本体にかかわる工事で会社側が負担するというふうなお話でした。B工事やC工事というのは、これは、工事の中身は違いますけれども、テナント側、出店する側の負担だというふうなお話でした。そのビル会社が約2000万円も負担するという根拠が、その後の賃貸料との兼ね合いというふうな答弁をされましたけれども、そこで本当に回収できたのかどうかというか、できる見通しがあつたのかどうかというか、その辺について、私、全く違うと思うんですよ。ましてや、その会社が全額負担するというもの、たしか約2000万円のほかにテナント側が少くらい出したかもしれません。でも、約2000万円というお金を会社がどんと出して工事をやるということの意味は、やはり躯体にかかわる工事とかいうふうなことしか考えられないと思うんですけれども、その工事内容については、どう考えているのかお答えください。

**○渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

**○堀内隆博経済部長** まず、ビル会社は現在、清算人である弁護士の管理下にありません。前回の特別委員会で、この工事費について、委員から質疑がありましたので、その約 2000 万円の工事の内訳がわかる資料の提供を依頼いたしました。清算人からは、まず 1 つに、株主等に対しまして、ビル会社が開示できる資料は、会社法第 433 条、第 442 条などの規定により、会計帳簿や株主総会に提出されている貸借対照表や、損益計算書等の計算書類などに限られておまして、それ以外の資料を開示することは原則認められていないこと。2 つに、先ほども言いましたように、ビル会社は平成 29 年 3 月 31 日付で解散いたしまして、現在、清算人が特別清算に向けました手続を進めているところでありますが、本来、開示できない情報を開示した場合、会社法第 569 条の規定により、裁判所に特別清算手続が法律の規定に違反すると判断され、協定案が不認可となる可能性があること。3 つに、仮に同社の清算人が本来開示できない情報を開示し、第三者が損害をこうむった場合には、清算人の善管注意義務違反であるとして、清算人個人に損害賠償請求がなされる可能性があることから、開示には応じられない旨の回答がありました。

このことから、地階飲食店の工事内容については、お示しできないものであります。

**○渋谷勲委員長** 藤原委員。

**○藤原浩平委員** 何も公開できないということ。大体、市の副市長をその取締役のほうに出して、そのときの会社が金をこんなに出した根拠も、市は何も把握もできない、公表もできないというのであれば、何をやっているのかわからなくなってしまうじゃないですか。この特別委員会も全然そういう解明できないということになってしまう。

もうちょっと聞きます。最初の答弁でその後の賃貸料との兼ね合いとか、それから、賃貸料で会社の負担分を回収していくというようなお話をされましたが、奈良岡委員も平成 29 年 3 月 31 日の特別委員会の中で、具体的な指摘はしませんでしたけれど、その後どんどん賃貸料が安くなっていったのではないかというふうなことなどもお話ししていました。私、賃貸料の滞納があったのではないかというふうな話も聞いています。それを回収したのかと。返したのかと言ったら返したというふうな話もされましたけど、最終的に賃貸料の滞納は幾らだったんですか。お答えできませんか。

**○渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

**○堀内隆博経済部長** 個別の延滞——賃貸料の滞納ですとか、そういった件にはお答えできないものと認識しております。

**○渋谷勲委員長** 藤原委員。

**○藤原浩平委員** 今、延滞とも言いましたが、契約上、賃貸料とかの支払いが滞った、滞納した場合の延滞金とかというものを、テナント側が支払うというような取り決めはなかったのかどうか、お答えできませんか。

**○渋谷勲委員長** 答弁を求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 契約上、遅延損害金という条項はあったとのことであります。

○渋谷勲委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 その遅延損害金というものは、回収されたのでしょうか。

○渋谷勲委員長 答弁を求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 遅延損害金につきましては、現在、清算人がその積算及びその回収すべきかどうかも含めて検討していると伺っております。

○渋谷勲委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 清算人が計算や回収すべきものかどうかについて考えているという答弁だというふうに思いました。そういう遅延損害金、結局まだもらっていないということでしょう。そういう状態で平成29年4月から経営を、市のほうと新しい契約を結ぶというふうなことが、それ自体がもうおかしいじゃないですか。おかしくないですか。そういう者と契約を結ぶ。おかしいと思います。どうでしょうか。

○渋谷勲委員長 答弁を求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 遅延損害金については、双方の契約のもと、契約で定められておりまして、いわゆるその強制徴収されます税とかとは性格が異なるものであります。

したがいまして、両契約者の、双方の話し合い等によって解決できれば解決するものでしょうし、清算人が確実にこれは回収すべきという場合には、訴訟を起こして回収するということになります。

その場合においても、訴訟に要する経費と遅延損害金の額を比べたときの合理性といますか、そういう比較も当然にして対象となるものですので、いわゆる遅延損害金の回収等については、その請求するか否かも含めて清算人に委ねているということでもあります。

○渋谷勲委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 税金とは違うかもわかりませんが、市税だって滞納すれば、もうばっちり延滞金というのが取られるわけでしょう。差し押さえもあるわけでしょう。

それで、確かに今は、割合も2カ月以上の場合、9.何%ぐらい、昔は14%ぐらい取っていましたが、それくらい落ちてはいますが、それにしてもやっぱり、金を受け取る側では、受け取った金を動かしていくという資金計画上、必要なわけでしょう。

ましてや、その2億円という金を貸してやっている青森市ですよね。ビル会社側でも、その借りているお金も運用しながら、テナントからお金を取って、資金を動かしていくと、それが狂うわけですから、損害を与えているということになるわけですから、当然、話し合いでどうこうという話でないというふうに私は思いますよ。もしそれが通っているというのであれば、随分ルーズなやり方だというふうに言わなければいけないというふうに思います。

委員長、このままやりとりしても、なかなか答えが出てこない。肝心なところの数

字も出てこないし、市としての責任もまさに曖昧になってしまっているということで、もちろん私も中村委員と同様に、この問題については、引き続き問題にしていきますが、ますます疑惑が広がって深まったということ、指摘して私の質疑を終わります。

**○渋谷勲委員長** 委員長の私から、若干申し上げたいと思います。

経済部長を初め、副市長、あるいは総務部長の御出席をいただいて、それなりの特別委員会としての使命を果たせるじゃないかと、私も多々、期待はしておりました。

ただ、しいて言えば、先ほど来、そして現在も、藤原委員や中村委員からも御意見が出ました。

今後についても、これからは個々にいろいろとアウガに対して調べさせていただき、その都度、質問をするんだということで、この委員会をこれで終了させていただきま

す。しかしながら、くどいようではありますけれども、その任に当たっている経済部長を初め、担当部署については、委員長の私からも今後について、いろいろまた切磋琢磨し、あるいは弁護士等ともよく相談して、答弁できるものはやっぱり私は答弁すべきものと。

せっかくにして、市民の血税でもあるということ、肝に銘じて、今後とも、個々の質問に対しては、明快なる答弁をお願いしたいものだと思っております。

この際、副市長から発言の申し出がありますので、これを委員長として許可します。

**○増田一副市長** 平成 29 年 3 月 29 日を含めまして、本日まで 3 回、本委員会を開いていただくことになりました。市といたしましては、できる限りの対応をしたつもりであります。

本委員会で御質疑いただいた内容のうち、ビル会社に関するものにつきましては、通告を受けた後に確認調査を受け、答弁させていただきましたが、補助金支出に関するもので、明らかに違法・不当な点はなかったものというふうに認識しております。

ただ、委員からも御指摘ありましたとおり、契約書におけるビル会社のミスも複数確認されるなど、ビル会社の事務処理に当たっては、コンプライアンス意識の欠如ですとか、ガバナンスの不足があったという実態も明らかになっております。

このことは、第三セクターを所管します市といたしましても、その指導監督が不足していたことのあらわれでありまして、改めて強く責任を感じているところであります。

ビル会社につきましては、平成 29 年 3 月 31 日をもって解散し、同年 4 月 1 日以降は清算人の弁護士による一元管理となっており、今後具体的な清算手続が本格化いたします。

一方、市といたしましては、今後清算手続が順調に進捗するよう、清算人に協力してまいりますほか、平成 30 年 1 月のアウガへの市役所機能の移転に向けて、着実に作業を進めてまいりたいというふうに考えております。

どうかよろしく願いいたします。

以上でございます。

**○渋谷勲委員長** この際、私から申し上げたいと思います。

これまでの委員会審査の内容等を踏まえ、アウガ問題に関する調査結果の内容を確認するための本委員会を次回、開催したいと思いますが、皆さん、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○渋谷勲委員長** 御異議なしと認めます。

それでは、アウガ問題に関する調査結果の内容を確認するための本委員会を次回、開催したいと思います。

なお、日程等については、事務局から各委員の方々に、また申し上げたいと思いますので、御協力、御支援のほど、よろしくお願いしたいと思います。

この際、おはかりいたします。

本委員会は、今後とも所期の目的を達成するため、閉会中の継続審査にいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○渋谷勲委員長** 御異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続審査とすべきものと決しました。

以上をもって、本日の委員会を閉会いたします。

きょうは本当にありがとうございました。

**午後 2 時 40 分閉会**



# 事業概要書 (地下1F あおもり食街道)

1. 工事名称 アウガ地階「食の街道めぐり・テナント新設工事」
2. 場所 アウガ地階 呼称「西通り区画」
3. 工事内容 アウガ地階「食街道・テナント」新設工事の施工
4. 工事請負契約日 平成24年12月3日
5. 請負金額 ￥16,999,500円  
 (うち消費税額 ￥809,500円)
6. 工期 着工 平成24年12月17日  
 竣工 平成24年12月末日
7. 請負金額支払日 平成25年2月20日
8. 営業開始日 平成25年1月11日

## 位置図 (地階)



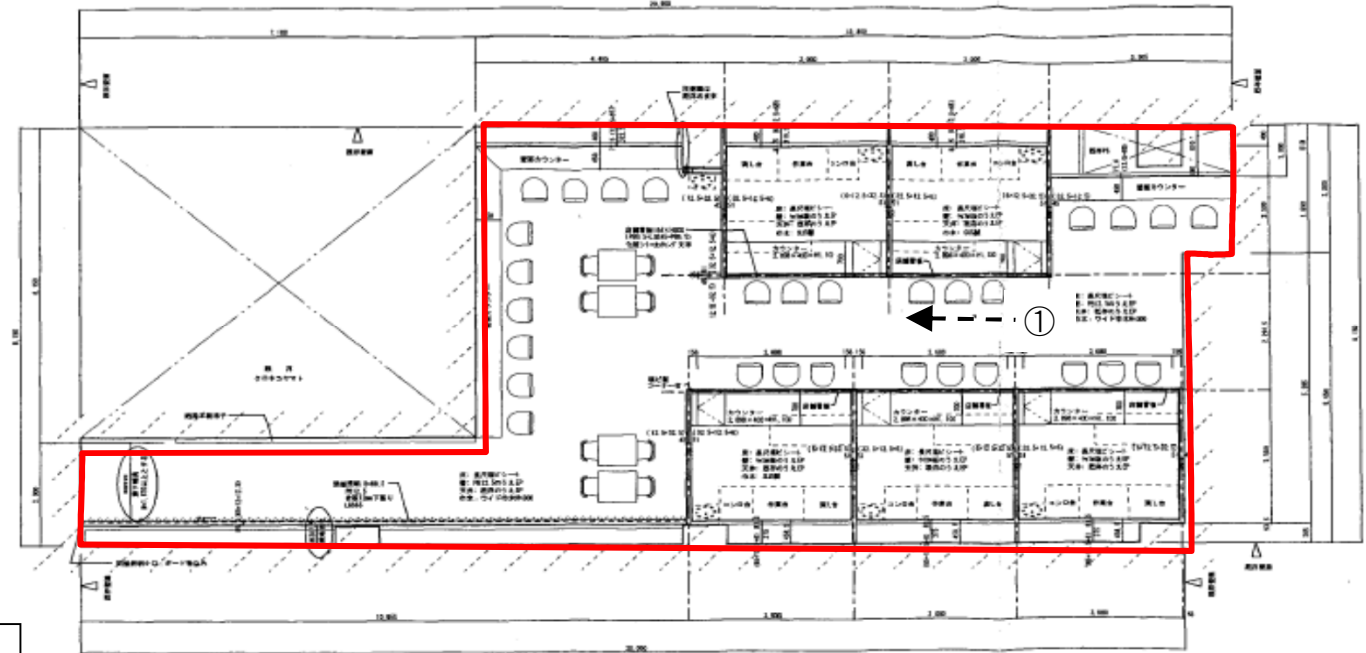
## 着工前



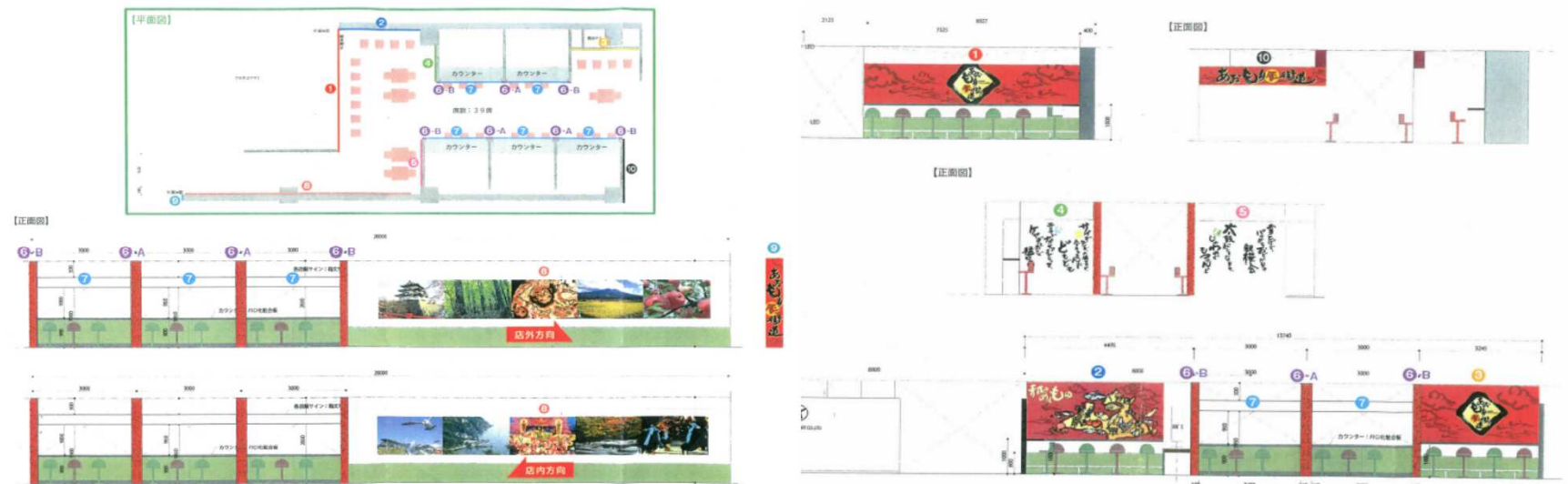
## 現在



## 竣工図



## 展開図



## 見積内訳

工種	金額 (千円)
<b>直接工事</b>	<b>15,190</b>
撤去工事 (既存スチール・木材解体撤去)	220
仕上げ工事 (壁内装、天井、床下地、店舗間仕切り等)	7,072
電気設備工事	8,130
厨房什器	2,320
値引	▲ 2,552
<b>諸経費</b>	<b>1,000</b>
<b>計</b>	<b>16,190</b>
消費税 (5%)	809.5
<b>合計</b>	<b>16,999.5</b>

# 事業概要書 (1F スイーツコーナー「リアン」)

1. 工事名称 アウガ1階「スイーツコーナー」工事
2. 場所 アウガ1階「1-7区画」
3. 工事内容 1階スイーツコーナー「リアン」出店造作工事の施工
4. 工事請負契約日 平成24年7月25日
5. 請負金額 ￥7,200,000円  
(うち消費税額 ￥342,857円)
6. 工期 着工 平成24年7月25日  
竣工 平成24年7月28日
7. 請負金額支払日 平成24年8月15日

## 位置図(1階)



## 見積内訳

工種	金額(千円)
<b>直接工事</b>	<b>4,782</b>
仕上げ工事 (壁、床タイル貼り、営業カウンター等)	2,908
機械給排水設備工事 (給排水、スプリンクラーヘッド増設等)	1,201
電気設備工事 (誘導灯、非常灯等)	673
<b>諸経費</b>	<b>865</b>
什器機器	1,210
<b>計</b>	<b>6,857</b>
消費税(5%)	343
<b>合計</b>	<b>7,200</b>

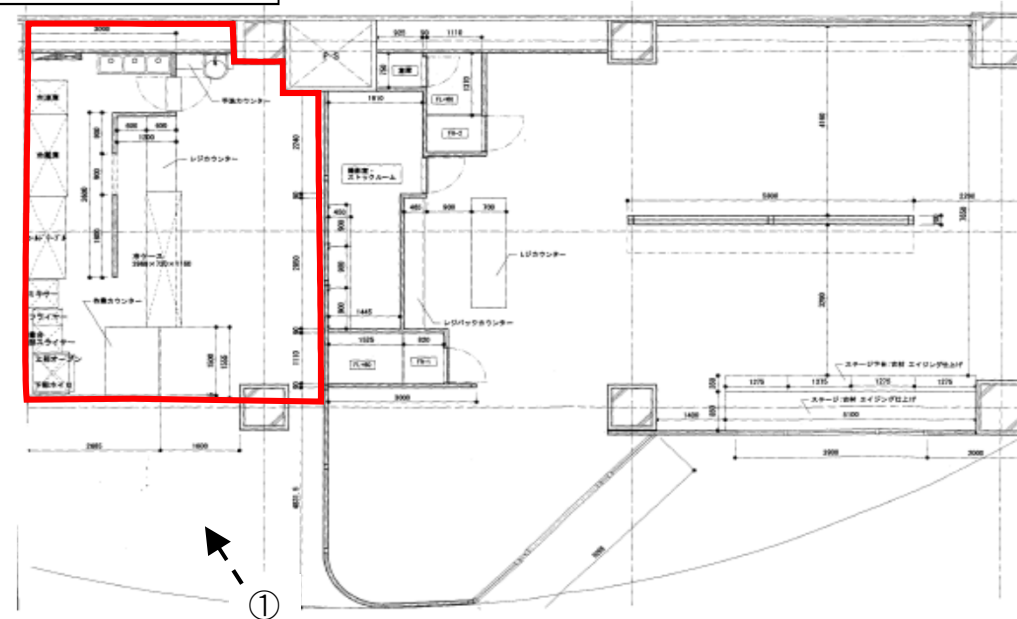
## 着工前



## 完成



## 竣工図





# 事業概要書 (1F ガールフレンド)

1. 工事名称 アウガ1階「新規テナント」増設工事
2. 場所 アウガ1階「1-8区画」
3. 工事内容 アウガ1階「新規テナント」増設工事の施工
4. 工事請負契約日 平成24年6月27日
5. 請負金額 ￥8,820,000円  
(うち消費税額 ￥420,000円)
6. 工期 着工 平成24年7月2日  
竣工 平成24年7月28日
7. 請負金額支払日 平成24年8月15日

着工前



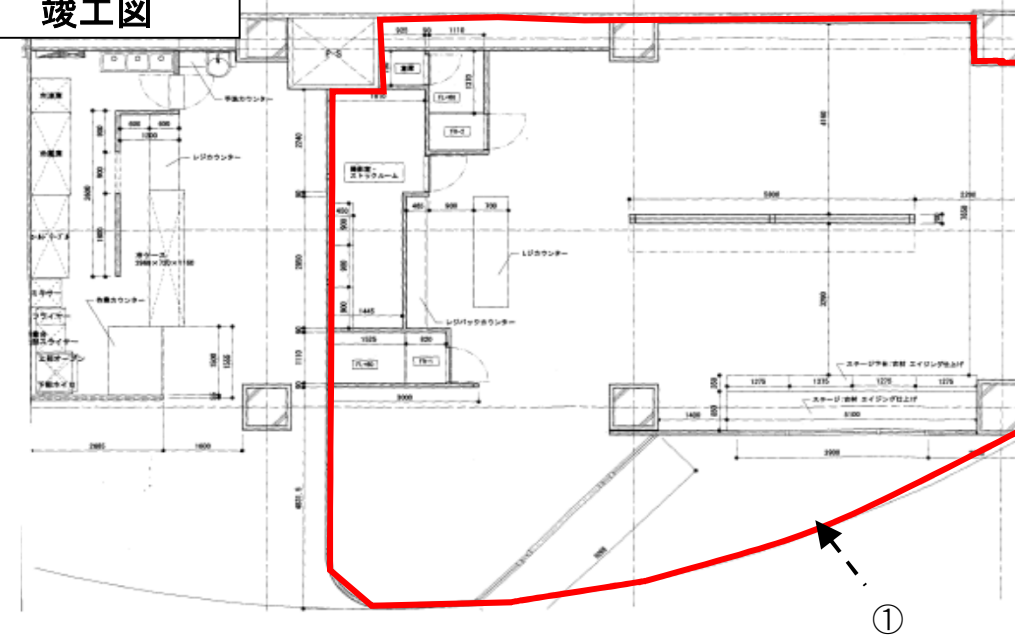
現在



見積内訳

工種	金額 (千円)
<b>直接工事</b>	<b>6,855</b>
仕上り工事 (壁LGS、壁石膏ボード等)	1,075
内部仕上り工事 (床タイル、木製巾木、壁塗装等)	1,963
造作工事 (展示棚、ショーウィンドウガラス、木製入口枠等)	2,975
電気設備工事 (埋込みコンセント、誘導灯、電気費、運搬費等)	842
<b>諸経費</b>	<b>1,545</b>
<b>計</b>	<b>8,400</b>
消費税 (5%)	420
<b>合計</b>	<b>8,820</b>

竣工図



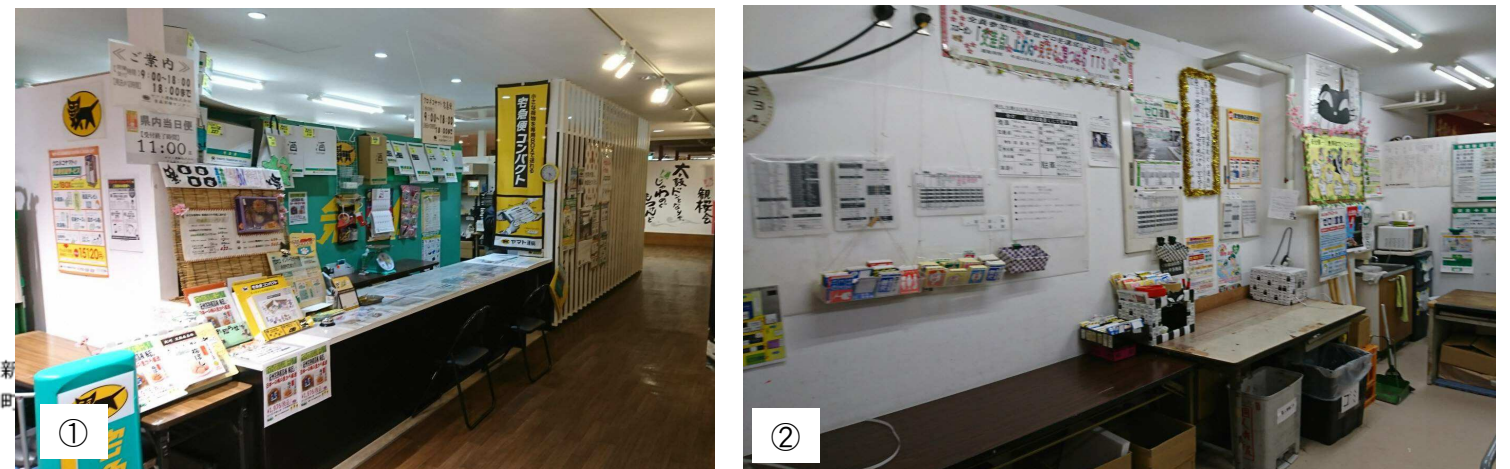
# 事業概要書 (地下1階 ヤマト運輸株)

1. 工事名称 アウガ地階「区画整備・テナント新設工事他」
2. 場所 アウガ地階 呼称「西通り区画」
3. 工事内容 アウガ地階「区画整備・テナント新設工事他」の施工
4. 工事請負契約日 平成24年6月27日
5. 請負金額 ￥8,400,000円  
(うち消費税額 ￥400,000円)
6. 工期 着工 平成24年7月2日  
竣工 平成24年7月28日
7. 請負金額支払日 平成24年8月15日

## 着工前



## 現在



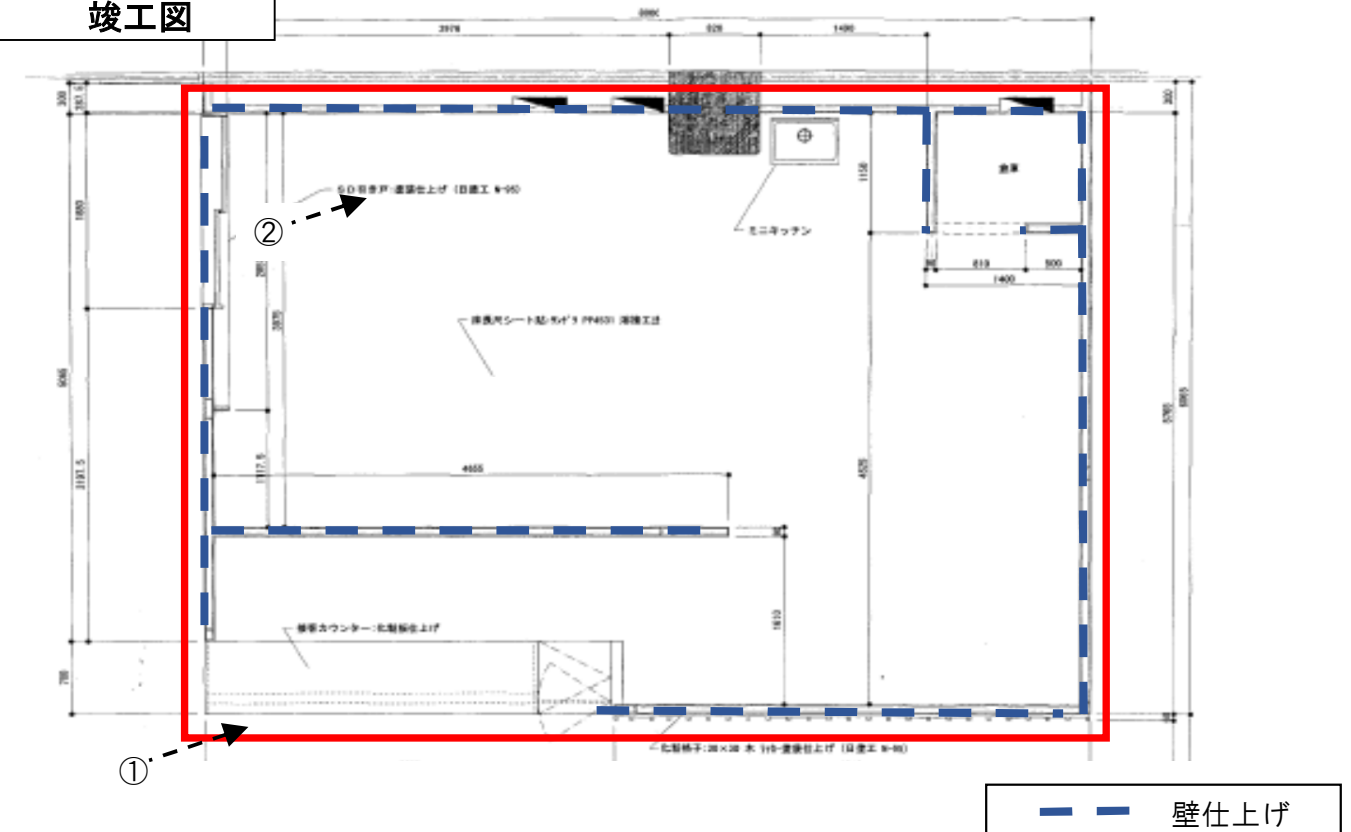
## 位置図(1階)



## 見積内訳

工種	金額 (千円)
<b>直接工事</b>	<b>6,753</b>
撤去工事	995
仕上げ工事 (壁、天井、SUS製引き戸、カウンター等)	3,302
機械給排水設備工事 (給排水・スプリンクラー移設・増設等)	774
電気設備工事	1,182
仮設養生等	500
<b>諸経費</b>	<b>1,247</b>
<b>計</b>	<b>8,000</b>
消費税 (5%)	400
<b>合計</b>	<b>8,400</b>

## 竣工図



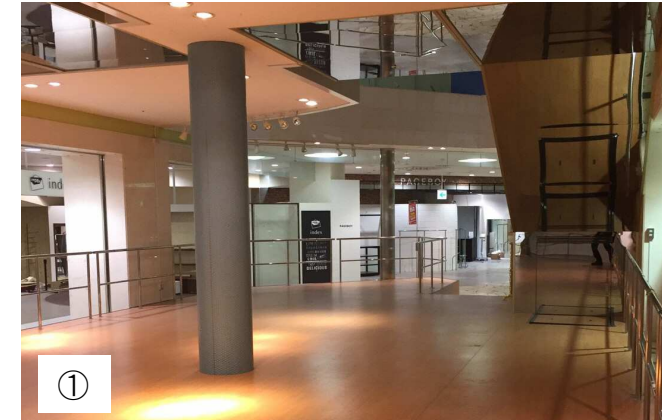
# 事業概要書 (1F 水の遊歩道)

1. 工事名称 アウガ1階「水の遊歩道」工事
2. 場所 アウガ1階「水の遊歩道」
3. 工事内容
  - ①アウガ1階「水の遊歩道」モニュメント、手摺除去、及び水槽枠一部、床一部破碎・脱離・処分等の施工
  - ②アウガ1階「水の遊歩道」床・スロープ等増設の施工
4. 工事請負契約日
  - ①平成24年4月23日
  - ②平成24年4月23日
5. 請負金額
  - ①¥1,680,000円  
(うち消費税額 ¥80,000円)
  - ②¥2,971,500円  
(うち消費税額 ¥141,500円)
6. 工期
  - ①着工 平成24年5月7日
  - ①竣工 平成24年5月11日
  - ②着工 平成24年5月8日
  - ②竣工 平成24年5月15日
7. 請負金額支払日
  - ①平成24年5月31日
  - ②平成24年5月31日

着工前



現在



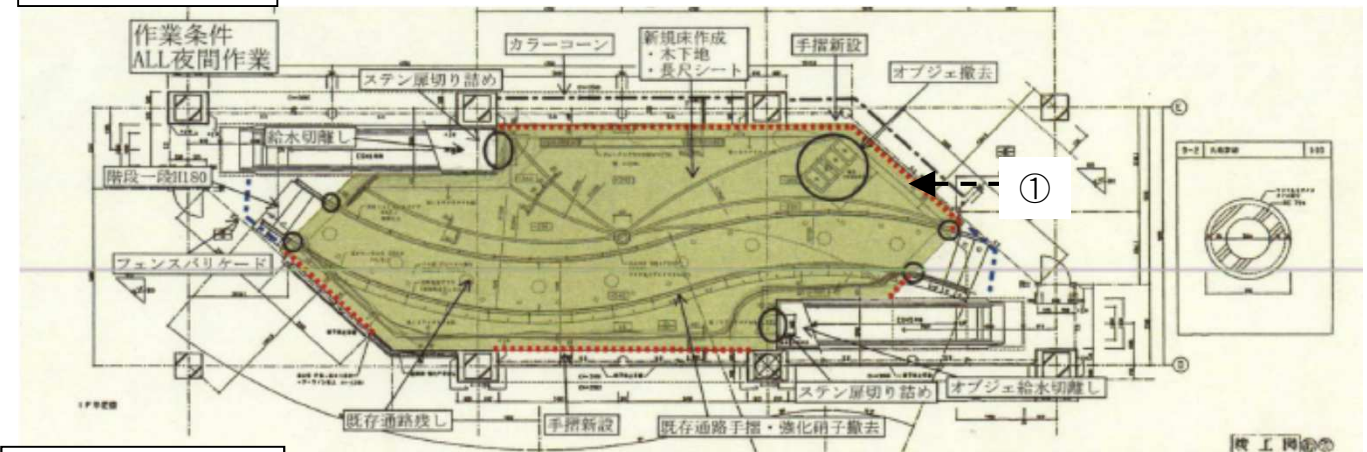
見積内訳 (水の遊歩道①)

工種	金額 (千円)
仮設工事	152
撤去工事 (モニュメント・手摺強化ガラス等)	516
金属工事 (新設手摺取付、既存手摺加工等)	707
設備工事	25
躯体撤去・処分工事	230
値引	▲30
<b>計</b>	<b>1,600</b>
消費税 (5%)	80
<b>合計</b>	<b>1,680</b>

見積内訳 (水の遊歩道②)

工種	金額 (千円)
床工事 (床木軸組立、床長尺シート貼り)	2,648
電気工事	25
消耗雑材、諸経費	250
値引	▲93
<b>計</b>	<b>2,830</b>
消費税 (5%)	141.5
<b>合計</b>	<b>2,971.5</b>

竣工図



位置図(1階)



8 参考資料

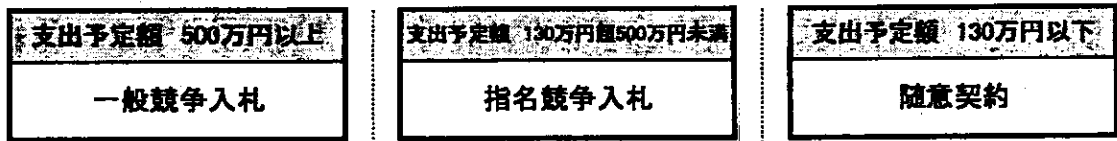
(8) 配付資料2 直営店「ガールフレンド」経費内訳

直営店「ガールフレンド」経費内訳

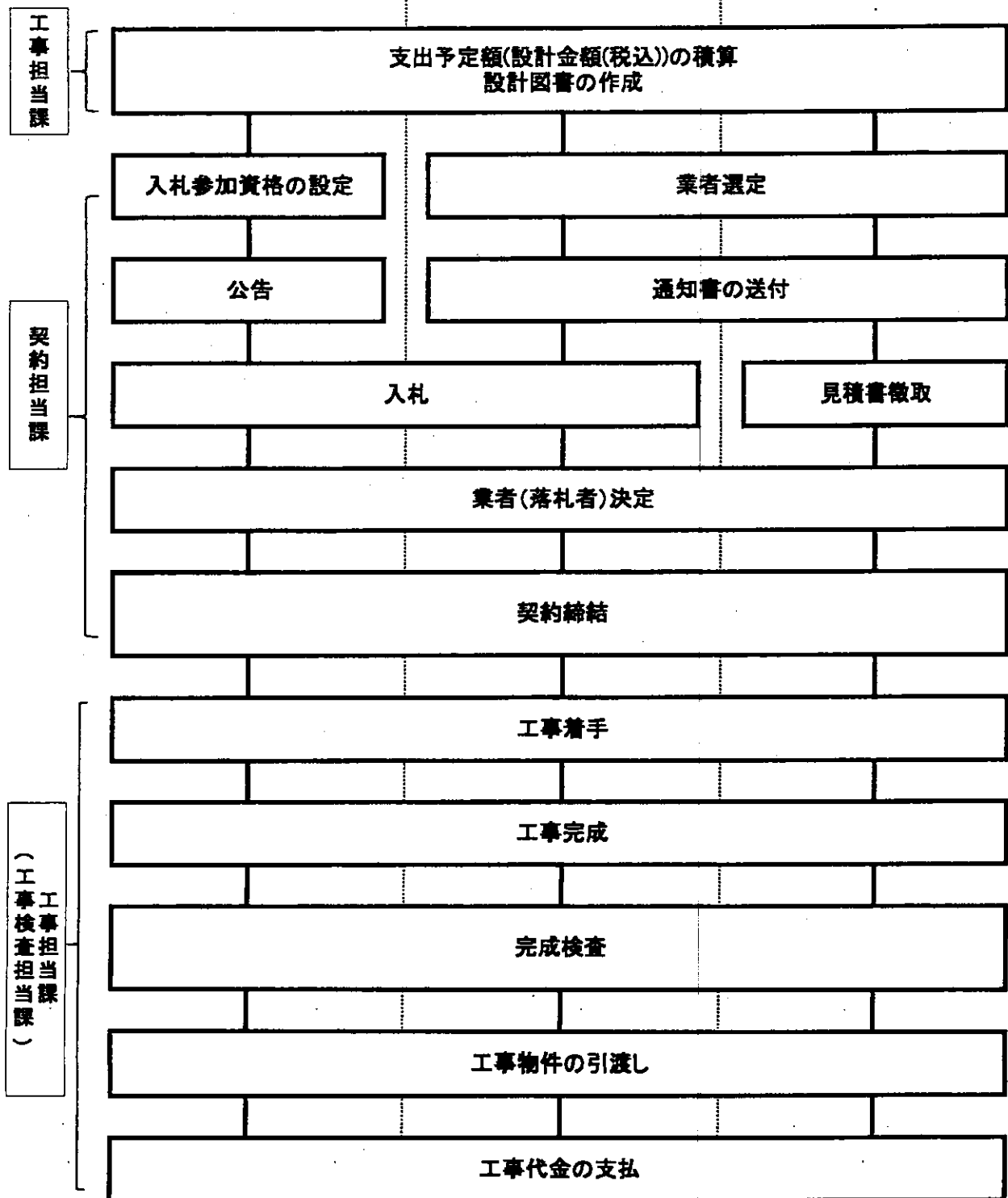
単位：千円

項目	H24年度	H25年度	H26年度	合計
駐車サービス券負担金	510	450	326	1,286
クレジットカード売上手数料	475	350	373	1,198
包装資材購入費	756	80	26	862
器具備品購入費	477	0	0	477
電気料・電話代	173	176	123	472
その他経費(消耗品費等)	373	233	146	752
合計	2,764	1,289	994	5,047

◆支出予定額に応じた契約方法(工事)



◆工事契約の基本的な手続き、流れ

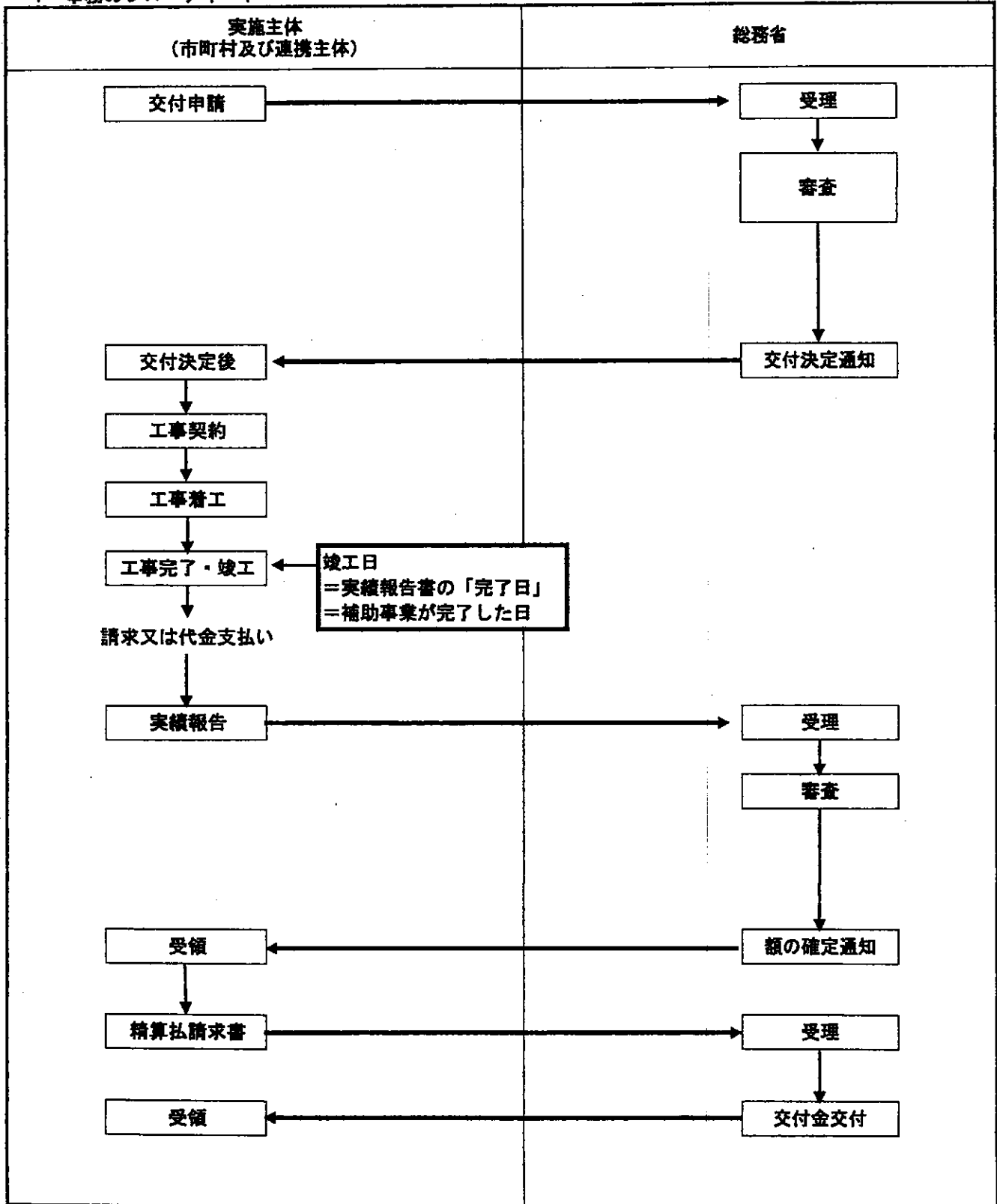


②

IV 実績報告事務マニュアル

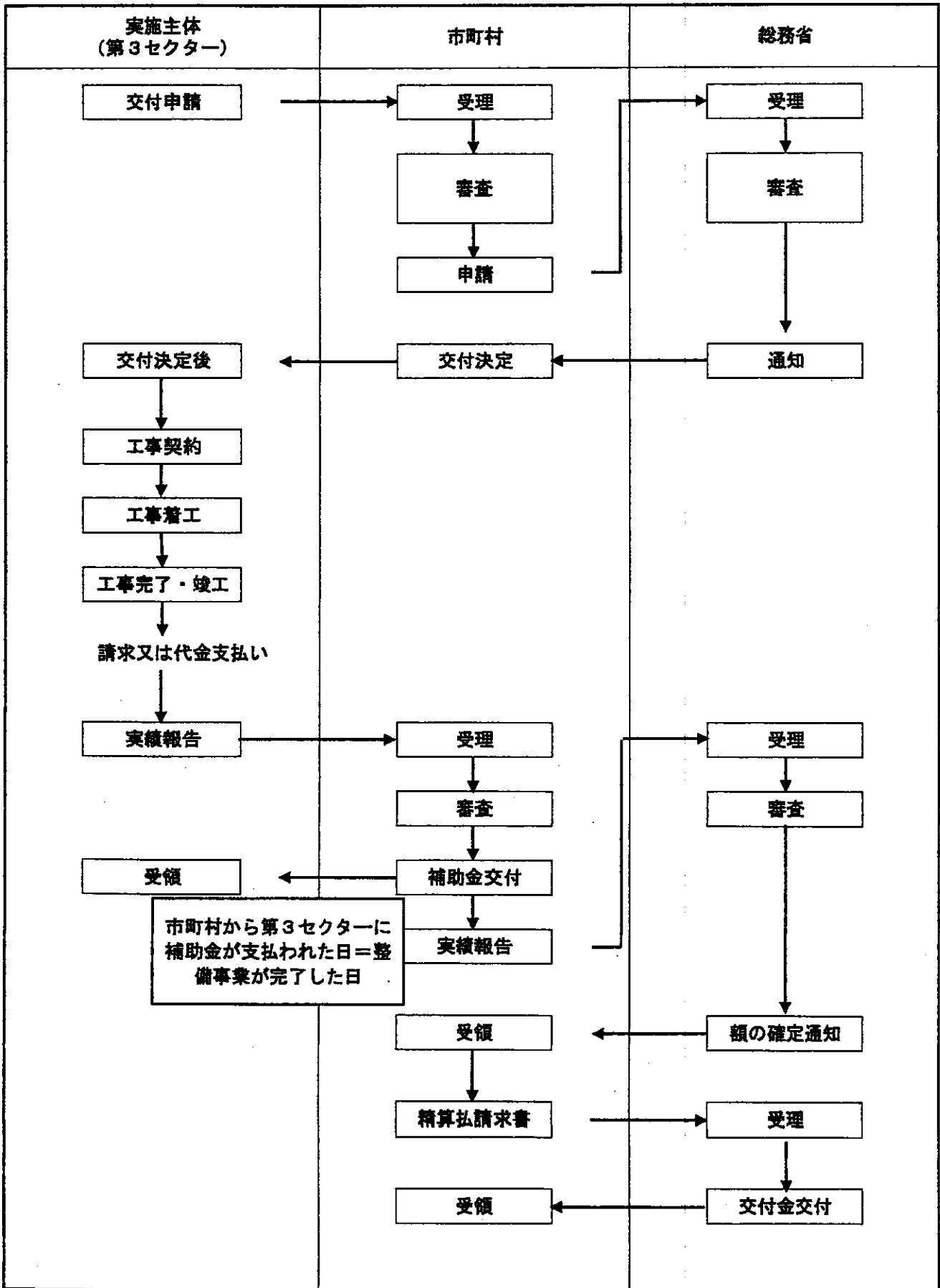
1 事務のフローチャート

(市町村等案件)





③

(第3セクター案件)



8 参考資料

(10) 配付資料4 ・ H24年5月7日議事録

物件名	アウガ B1 階 青森食街道 改修工事	
日時	2012.12.29 17:00	
場所	アウガ B1 階 食街道	
出席者		
<b>議題</b>		<b>検査結果</b>
<p>■ H24年5月7日、建築指導課と青森消防との協議結果に基づき検査を行った。</p> <p>■ 5月7日議事録</p> <p>建築指導課</p> <p>1. 居室の機械排煙</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既存の排煙区画を変えない排煙区画を行う。排煙区画以外の新規に設ける壁については、天井から500mmを開放とする。</li> <li>・ 飲食調理室：ガス等を使用すると火気使用室となり区画が必要。区画すると天井までの壁が必要となるので、調理室専用の排煙風洞が必要となる。よって、調理室はIH（電気）で対応し、壁は天井面から500mm開放とし、現状の防煙区画のままとする</li> </ul> <p>2. 居室の換気：0.3（回/h）20VA（28条）</p> <p>3. 非常用照明</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 改修後のプランの必要な箇所に設置。</li> </ul> <p>4. 避難通路</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有効幅1600mm確保。</li> </ul> <p>5. 確認申請：用途が店舗から店舗で面積も変わらないので不要。</p>		<p>新規設置の壁は全て、天井面から500mmの開放を確保されている。よって、防火区画及び排煙区画の変更は無い。</p> <p>調理器は全てIH（電気）機器が設置されている。よって、火気使用室ではない。</p> <p>現状のままなのでOK。</p> <p>必要な箇所に設置されている。</p> <p>確保されている。</p>



■ 消防

1. 誘導灯

- ・ 改修後のプランの必要な箇所に設置。

2. 消防上の排煙設備 ; H11年の改正後の法律に従い現在設置されている。

- ・ 新規に設ける壁は、天井面から 500mm を開放にすれば OK。

必要な箇所に設置されている。

新規設置の壁は全て、天井面から 500mm の開放が確保されている。

■ 総括

以上の検査結果から、防火区画、排煙区画の変更は無い。その事からスプリンクラーヘッドの変更も無い。

また、誘導灯、非常用照明の設置箇所も規定の箇所に設置されていることを確認した。

## 8 参考資料

### (11) 配付資料5 青森市競争入札参加資格業者指名停止要領運用基準

#### 青森市競争入札参加資格業者指名停止要領運用基準

青森市競争入札参加資格業者指名停止要領(以下「指名停止要領」という。)の運用については、この基準によるものとする。

#### 1 指名停止期間の運用

別表1(工事請負契約及び測量、建設コンサルタント等業務委託契約に係る措置基準)関係

措置要件	運用基準	期間
(虚偽記載) 1 市の発注する工事及び測量、建設コンサルタント等委託業務(以下「委託業務」という。)に係る一般競争及び指名競争において、競争入札参加資格審査申請書、競争入札参加資格審査資料その他の落札決定前の調査資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	(1) 文書偽造、事前共謀があるなど、特に悪質と認められる場合 (2) 複数の虚偽記載があるなど、悪質と認められる場合 (3) その他の場合	6箇月 3箇月 1箇月
(過失による粗雑工事) 2 市発注工事の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき(瑕疵が軽微であると認められるときを除く。)	(1) 補修により初期の目的を達成できない場合など、その影響が重大であると認められる場合 (2) 会計検査等の結果、補助金の返還を命ぜられた場合、又は文書による指摘を受けて1割以上の補修を命ぜられた場合 (3) 会計検査等の結果、文書による指摘を受けて1割未満の補修を命ぜられた場合 (4) その他の場合	6箇月 3箇月 2箇月 1箇月
3 県内における工事で市発注工事以外のもの(以下「一般工事」という。)の施工に当たり、過失により工事を粗雑にした場合において、瑕疵が重大であると認められるとき。	(1) 補修により初期の目的を達成できない場合など、その影響が重大であると認められる場合 (2) 会計検査等の結果、補助金の返還を命ぜられた場合、又は文書による指摘を受けて1割以上の補修を命ぜられた場合 (3) 会計検査等の結果、文書による指摘を受けて1割未満の補修を命ぜられた場合	3箇月 2箇月 1箇月
(契約違反) 4 第2号に掲げる場合のほか、市発注工事及び委託業務の履行に当たり契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	(1) 請負人の事由による契約解除 ア 契約に違反し、契約が解除された場合 イ その他の場合 (2) 正当な理由がなく、工期内に工事を完成することができなかった場合 (3) 施工体制台帳等の提出など必要な報告を怠った場合 (4) 監督・検査業務の執行を妨害した場合 (5) その他契約書、仕様書等に係る違反 ア 損害を生じさせるなど、その影響が大きい場合 イ その他の場合	1 2箇月 1箇月 1箇月 1箇月 2箇月 1箇月 2週間
(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故) 5 市発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。	(1) 3名以上の死亡者を生じさせた場合 (2) 3名未満の死亡者を生じさせた場合 (3) 重傷者を生じさせた場合 (4) その他負傷者を生じさせた場合 (5) 重大な損害を生じさせた場合 (6) その他損害を生じさせた場合	6箇月 4箇月 2箇月 1箇月 2箇月 1箇月

<p>6 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>(1) 3名以上の死亡者を生じさせた場合 (2) 3名未満の死亡者を生じさせた場合 (3) 負傷者又は重大な損害を生じさせた場合</p>	<p>3箇月 2箇月 1箇月</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 7 市発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p>	<p>(1) 3名以上の死亡者を生じさせた場合 (2) 3名未満の死亡者を生じさせた場合 (3) 重傷者を生じさせた場合 (4) その他負傷者を生じさせた場合</p>	<p>4箇月 2箇月 1箇月 2週間</p>
<p>8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>(1) 3名以上の死亡者を生じさせた場合 (2) 3名未満の死亡者を生じさせた場合 (3) 負傷者を生じさせた場合</p>	<p>2箇月 1箇月 2週間</p>
<p>(贈賄) 9 次の(1)、(2)又は(3)に掲げる者が市の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (1) 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む。以下「代表役員等」という。) (2) 有資格業者の役員(執行役員を含む。)又はその支店若しくは営業所(常時工事及び委託業務の請負契約を締結する事務所をいう。)を代表する者で(1)に掲げる者以外の者(以下「一般役員等」という。) (3) 有資格業者の使用人で(2)に掲げる者以外の者(以下「使用人」という。)</p>	<p>(1) 刑法又は特別法による代表役員等の逮捕等 (2) 刑法又は特別法による一般役員等の逮捕等 (3) 刑法又は特別法による使用人等の逮捕等</p>	<p>1 2箇月 9箇月 6箇月</p>
<p>10 次の(1)、(2)又は(3)に掲げる者が県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (1) 代表役員等 (2) 一般役員等 (3) 使用人</p>	<p>(1) 刑法又は特別法による代表役員等の逮捕等 (2) 刑法又は特別法による一般役員等の逮捕等 (3) 刑法又は特別法による使用人等の逮捕等</p>	<p>9箇月 6箇月 3箇月</p>
<p>11 次の(1)又は(2)に掲げる者が県外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (1) 代表役員等 (2) 一般役員等</p>	<p>(1) 刑法又は特別法による代表役員等の逮捕等 (2) 刑法又は特別法による一般役員等の逮捕等</p>	<p>9箇月 3箇月</p>
<p>(独占禁止法違反行為) 12 業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、公正取引委員会による刑事告発、排除措置命令若しくは課徴金納付命令がなされたとき、又は代表役員等、一般役員等若しくは使用人が逮捕されたとき(次号に掲げる場合を除く。)</p>	<p>(1) 公正取引委員会による刑事告発又は代表役員等、一般役員等若しくは使用人の逮捕 (2) 公正取引委員会による排除措置命令又は課徴金納付命令</p>	<p>1 6箇月 1 2箇月</p>

<p>13 市発注工事及び委託業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、公正取引委員会による刑事告発、排除措置命令若しくは課徴金納付命令がなされたとき、又は代表役員等、一般役員等若しくは使用人が逮捕されたとき。</p>	<p>(1) 公正取引委員会による刑事告発又は代表役員等、一般役員等若しくは使用人の逮捕  ア 代表役員等の逮捕等  イ 一般役員等の逮捕等  ウ 使用人の逮捕等  (2) 公正取引委員会による排除措置命令又は課徴金納付命令</p>	<p>36箇月  30箇月  24箇月  18箇月</p>
<p>(競売入札妨害又は談合)  14 代表役員等、一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(次号に掲げる場合を除く。)</p>	<p>(1) 代表役員等の逮捕等  (2) 一般役員等の逮捕等  (3) 使用人の逮捕等</p>	<p>16箇月  14箇月  12箇月</p>
<p>15 市発注工事及び委託業務に関し、代表役員等、一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>(1) 代表役員等の逮捕等  (2) 一般役員等の逮捕等  (3) 使用人の逮捕等</p>	<p>36箇月  30箇月  24箇月</p>
<p>(不当な情報提供要求等)  16 市発注工事及び委託業務に関し、市の職員に対して、不当な情報提供要求等を行ったと認められるとき</p>	<p>(1) 代表役員等が不当な情報提供要求等を行った場合  (2) 一般役員等又は使用人が不当な情報提供要求等を行った場合</p>	<p>9箇月  4箇月</p>
<p>(建設業法違反行為)  17 建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)</p>	<p>(1) 県内における建設業法違反  ア 建設業法違反の容疑で逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合  (ア) 代表役員等の逮捕等  (イ) 一般役員等又は使用人の逮捕等  イ 監督処分(営業停止)がなされた場合  ウ 監督処分(指示処分)がなされた場合  (2) 県外における建設業法違反  ア 建設業法違反の容疑で逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合  (ア) 代表役員等の逮捕等  (イ) 一般役員等の逮捕等  イ 監督処分(営業停止)がなされた場合</p>	<p>9箇月  3箇月  2箇月  1箇月  6箇月  2箇月  1箇月</p>
<p>18 市発注工事に関し、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>(1) 建設業法違反の容疑で逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合  ア 代表役員等の逮捕等  イ 一般役員等又は使用人の逮捕等  (2) 監督処分(営業停止)がなされた場合  (3) 監督処分(指示処分)がなされた場合</p>	<p>9箇月  4箇月  3箇月  2箇月</p>
<p>(不正又は不誠実な行為)  19 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>(1) 市発注工事及び委託業務における不正又は不誠実な行為  ア 法令違反の容疑で逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合  (ア) 代表役員等の逮捕等  (イ) 一般役員等又は使用人の逮捕等  イ その他法令違反があった場合  ウ 正当な理由がなく落札決定後に契約を辞退するなど、著しく信頼関係を損なう行為があった場合  (2) 県内における不正又は不誠実な行為(市発注工事及び委託業務における場合を除く。)  ア 法令違反の容疑で逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合  (ア) 代表役員等の逮捕等  (イ) 一般役員等又は使用人の逮捕等  イ その他法令違反があった場合  (3) 県外における不正又は不誠実な行為  ア 法令違反の容疑で逮捕され、又は逮捕を経</p>	<p>9箇月  4箇月  2箇月  1箇月  6箇月  3箇月  1箇月</p>

	<p>ないで公訴を提起された場合  (ア) 代表役員等の逮捕等  (イ) 一般役員等又は使用人の逮捕等  (4) 公正取引委員会による排除措置命令又は課徴金納付命令において、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反した事実が認められるなど、契約の相手方として不相当であると認められる場合  ア 市発注工事及び業務委託に関する場合  イ 市発注工事及び業務委託以外の業務に関する場合  (5) 上記に寄りがたいとき  一般市民への直接的影響(1箇月以上3箇月以内「(青森市民への影響3箇月、青森県民への影響2箇月、その他の影響1箇月)」×2倍(逮捕、書類送検又は公訴を提起されたとき)+事後処理等の加算(3箇月以内)</p>	<p>6箇月 2箇月  18箇月 12箇月  1箇月以上9箇月以内</p>
<p>20 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法(明治40年法律第45号)の規定により罰金刑を宣告され、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>(1) 県内におけるもの(市発注工事及び業務委託における場合を除く。)  ア 特に悪質性及び社会的影響が大きいと認められる場合  イ その他の場合  (2) 県外におけるもの  ア 特に悪質性及び社会的影響が大きいと認められる場合  イ その他の場合</p>	<p>9箇月 3箇月 6箇月 1箇月</p>

別表2(製造の請負、物品の購入その他の契約に係る措置基準)関係

措置要件	運用基準	期間
(虚偽記載) 1 市の発注する物品(動物を除く。)の売買又は修繕の供給契約、物品の製造の請負契約、測量、建設コンサルタント等業務を除く委託契約、賃貸借契約等(以下「市発注契約」という。)に係る一般競争及び指名競争において、競争入札参加資格審査申請書、競争入札参加資格審査資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	(1) 文書偽造、事前共謀があるなど、特に悪質と認められる場合 (2) 複数の虚偽記載があるなど、悪質と認められる場合 (3) その他の場合	6 箇月 3 箇月 1 箇月
(過失による粗雑な契約履行) 2 市発注契約の履行に当たり、過失により当該契約の履行を粗雑に行ったと認められるとき(瑕疵が軽微であると認められるときを除く。)	(1) 初期の目的を達成できない場合など、その影響が重大であると認められる場合 (2) 会計検査等の結果、補助金等の返還を命ぜられた場合、又は文書等による指摘を受けて1割以上の補修等を命ぜられた場合 (3) 会計検査等の結果、文書等の指摘を受けて1割未満の補修等を命ぜられた場合 (4) その他の場合	6 箇月 3 箇月 2 箇月 1 箇月
3 県内における物品(動物を除く。)の売買又は修繕の供給契約、物品の製造の請負契約、測量、建設コンサルタント等業務を除く委託契約、賃貸借契約等で市発注以外の契約(以下「一般契約」という。)の履行に当たり、過失により当該契約の履行を粗雑に行った場合において、瑕疵が重大であると認められるとき。	(1) 初期の目的を達成できない場合など、その影響が重大であると認められる場合 (2) 会計検査等の結果、補助金等の返還を命ぜられた場合、又は文書による指摘を受けて1割以上の補修を命ぜられた場合 (3) 会計検査等の結果、文書による指摘を受けて1割未満の補修を命ぜられた場合	3 箇月 2 箇月 1 箇月
(契約違反) 4 第2号に掲げる場合のほか、市発注契約の履行に当たり契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	(1) 請負人の事由による契約解除 ア 契約に違反し、契約が解除された場合 イ その他の場合 (2) 正当な理由がなく、納期内に履行することができなかった場合 (3) 必要な報告を怠った場合 (4) 検査業務等の執行を妨害した場合 (5) その他契約書、仕様書等に係る違反 ア 損害を生じさせるなど、その影響が大きい場合 イ その他の場合	1 2 箇月 1 箇月 1 箇月 1 箇月 2 箇月 1 箇月 2 週間
(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故) 5 市発注契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。	(1) 3名以上の死亡者を生じさせた場合 (2) 3名未満の死亡者を生じさせた場合 (3) 重傷者を生じさせた場合 (4) その他負傷者を生じさせた場合 (5) 重大な損害を生じさせた場合 (6) その他損害を生じさせた場合	6 箇月 4 箇月 2 箇月 1 箇月 2 箇月 1 箇月
6 一般契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	(1) 3名以上の死亡者を生じさせた場合 (2) 3名未満の死亡者を生じさせた場合 (3) 負傷者又は重大な損害を生じさせた場合	3 箇月 2 箇月 1 箇月
(安全管理措置の不適切により生じた契約関係者事故) 7 市発注契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、契約関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	(1) 3名以上の死亡者を生じさせた場合 (2) 3名未満の死亡者を生じさせた場合 (3) 重傷者を生じさせた場合 (4) その他負傷者を生じさせた場合	4 箇月 2 箇月 1 箇月 2 週間

8 一般契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、契約関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	(1) 3名以上の死亡者を生じさせた場合 (2) 3名未満の死亡者を生じさせた場合 (3) 負傷者を生じさせた場合	2 箇月 1 箇月 2 週間
(贈賄) 9 次の(1)、(2)または(3)に掲げる者が市の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (1) 代表役員等 (2) 一般役員等 (3) 使用人	(1) 刑法又は特別法による代表役員等の逮捕等 (2) 刑法又は特別法による一般役員等の逮捕等 (3) 刑法又は特別法による使用人等の逮捕等	1 2 箇月 9 箇月 6 箇月
10 次の(1)、(2)又は(3)に掲げる者が県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (1) 代表役員等 (2) 一般役員等 (3) 使用人	(1) 刑法又は特別法による代表役員等の逮捕等 (2) 刑法又は特別法による一般役員等の逮捕等 (3) 刑法又は特別法による使用人等の逮捕等	9 箇月 6 箇月 3 箇月
11 次の(1)又は(2)に掲げる者が県外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (1) 代表役員等 (2) 一般役員等	(1) 刑法又は特別法による代表役員等の逮捕等 (2) 刑法又は特別法による一般役員等の逮捕等	9 箇月 3 箇月
(独占禁止法違反行為) 12 業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、公正取引委員会による刑事告発、排除措置命令若しくは課徴金納付命令がなされたとき、又は代表役員等、一般役員等若しくは使用人が逮捕されたとき(次号に掲げる場合を除く。)	(1) 公正取引委員会による刑事告発又は代表役員等、一般役員等若しくは使用人の逮捕 (2) 公正取引委員会による排除措置命令又は課徴金納付命令	1 6 箇月 1 2 箇月
13 市発注契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、公正取引委員会による刑事告発、排除措置命令若しくは課徴金納付命令がなされたとき、又は代表役員等、一般役員等若しくは使用人が逮捕されたとき。	(1) 公正取引委員会による刑事告発又は代表役員等、一般役員等若しくは使用人の逮捕 ア 代表役員等の逮捕等 イ 一般役員等の逮捕等 ウ 使用人の逮捕等 (2) 公正取引委員会による排除措置命令又は課徴金納付命令	3 6 箇月 3 0 箇月 2 4 箇月 1 8 箇月
(競売入札妨害又は談合) 14 代表役員等、一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(次号に掲げる場合を除く。)	(1) 代表役員等の逮捕等 (2) 一般役員等の逮捕等 (3) 使用人の逮捕等	1 6 箇月 1 4 箇月 1 2 箇月
15 市発注契約に関し、代表役員等、一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	(1) 代表役員等の逮捕等 (2) 一般役員等の逮捕等 (3) 使用人の逮捕等	3 6 箇月 3 0 箇月 2 4 箇月
(不当な情報提供要求等) 16 市発注契約に関し、市の職員に対して、不当な情報提供要求等を行ったと認められるとき	(1) 代表役員等が不当な情報提供要求等を行った場合 (2) 一般役員等又は使用人が不当な情報提供要求等を行った場合	9 箇月 4 箇月
(営業等に関し必要な許可法律等の違反行為) 17 営業等に関し必要な許可法律等の規定に違反し、製造の請負、物品の購入、その他の契約の相手方として不適当であると認め	(1) 県内における許可法律等の違反 ア 許可法律等の違反の容疑で逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合 (ア) 代表役員等の逮捕等	9 箇月

<p>られるとき(次号に掲げる場合を除く。)</p>	<p>(イ) 一般役員等又は使用人の逮捕等  イ 処分(営業停止)がなされた場合  ウ 処分(指示処分)がなされた場合  (2) 県外における許可法律等の違反  ア 許可法律等の違反の容疑で逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合  (ア) 代表役員等の逮捕等  (イ) 一般役員等の逮捕等  イ 処分(営業停止)がなされた場合</p>	<p>3 箇月  2 箇月  1 箇月  6 箇月  2 箇月  1 箇月</p>
<p>18 市発注契約に関し、営業等に関し必要な許可法律等の規定に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>(1) 許可法律等の違反の容疑で逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合  ア 代表役員等の逮捕等  イ 一般役員等又は使用人の逮捕等  (2) 処分(営業停止)がなされた場合  (3) 処分(指示処分)がなされた場合</p>	<p>9 箇月  4 箇月  3 箇月  2 箇月</p>
<p>(不正又は不誠実な行為)  19 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>(1) 市発注契約における不正又は不誠実な行為  ア 法令違反の容疑で逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合  (ア) 代表役員等の逮捕等  (イ) 一般役員等又は使用人の逮捕等  イ その他の法令違反があった場合  ウ 正当な理由がなく落札決定後に契約を辞退するなど、著しく信頼関係を損なう行為があった場合  (2) 県内における不正又は不誠実な行為(市発注契約における場合を除く。)  ア 法令違反の容疑で逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合  (ア) 代表役員等の逮捕等  (イ) 一般役員等又は使用人の逮捕等  イ その他の法令違反があった場合  (3) 県外における不正又は不誠実な行為  ア 法令違反の容疑で逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合  (ア) 代表役員等の逮捕等  (イ) 一般役員等の逮捕等  (4) 公正取引委員会による排除措置命令又は課徴金納付命令において、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反した事実が認められるなど、契約の相手方として不適当であると認められる場合  ア 市発注契約に関する場合  イ 市発注契約以外の業務に関する場合  (5) 上記に寄りがたいとき  一般市民への直接的影響(1箇月以上3箇月以内「(青森市民への影響3箇月、青森県民への影響2箇月、その他の影響1箇月)」×2倍(逮捕、書類送検又は公訴を提起されたとき)+事後処理等の加算(3箇月以内)</p>	<p>9 箇月  4 箇月  2 箇月  1 箇月  6 箇月  3 箇月  1 箇月  6 箇月  2 箇月  1 8 箇月  1 2 箇月  1 箇月以上 9 箇月以内</p>
<p>20 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法(明治40年法律第45号)の規定により罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>(1) 県内におけるもの  ア 特に悪質性及び社会的影響が大きいと認められる場合  イ その他の場合  (2) 県外におけるもの  ア 特に悪質性及び社会的影響が大きいと認められる場合  イ その他の場合</p>	<p>9 箇月  3 箇月  6 箇月  1 箇月</p>



## 2 規定の運用

### 第1条第1項関係

指名停止の期間中の有資格業者について、別件により再度指名停止を行う場合の始期は、再度指名停止の措置を決定したときとする。この場合、指名停止の通知をするときは別途行うものとする。

### 第4条関係

- 一 第3項の規定に基づく共同企業体の指名停止は、指名停止の期間中の有資格業者を共同企業体を通じて指名しないための措置であり、既に対象である工事について開札済みであって新たに指名が想定されない特定共同企業体については、対象としないものとする。
- 二 第3項の規定に基づく共同企業体の指名停止は、指名停止の期間中の有資格業者を共同企業体を通じて指名しないための措置であり、当該共同企業体自らが別表各号の措置要件に該当したために行うものではないので、同項の規定に基づく指名停止については、第6条第1項に基づく措置(以下「短期加重措置」という。)の対象としないものとする。

### 第6条第2号関係

- 一 有資格業者が別表各号の措置要件に該当することとなった基となる事実又は行為が、当初の指名停止を行う前のものである場合には、短期加重措置の対象としないものとする。
- 二 下請負人又は共同企業体の構成員が短期加重措置に該当するときは、元請負人又は共同企業体の指名停止の期間を超えてその指名停止の期間を定めることができる。

### 第8条関係

- 一 指名停止期間の加重について、短期加重措置の対象となった措置要件については、短期措置後、加重するものとする。
- 二 第4号及び第5号の「悪質な事由があるとき」とは、当該発注者に対して有資格業者が不正行為の働きかけを行った場合等をいうものとする。
- 三 指名停止要領の改正実施(平成19年4月1日)前に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反したとして審判手続きが開始された事案であって、同日以後に審決されたものに係る指名停止については、なお従前の例によるものとする。

## 3 別表関係の運用

### 第5号から第8号関係

- 一 市発注工事及び一般工事のいずれの工事においても、次の場合は原則として指名停止をおこなわないものとする。
  - ア 事故の原因が作業員個人の責に帰すべきものであると認められる場合(例えば、公道上において車両により資材を運搬している際のわき見運転による生じた事故等)
  - イ 事故の原因が第三者の行為によるものであると認められる場合(例えば、適切に管理されていたと認められる工事現場内に第三者の車両が無断で進入したことにより生じた事故等)

二 市発注工事における事故(第5号及び第7号関係)について、安全管理の措置が不適切であると認められるのは、原則としてアの場合とする。ただし、イによることが適当である場合には、これによることができる。

ア 発注者が設計図書等により具体的に示した事故防止の措置を請負人が適切に措置していない場合、又は発注者の調査結果等により当該事故についての請負人の責任が明白となった場合

イ 当該工事の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことを知った場合

三 一般工事における事故(第6号及び第8号関係)について、安全管理の措置が不適切であり、かつ当該事故が重大であると認められるのは、原則として、当該工事の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことを知った場合とする。

四 重傷者とは、30日以上の治療を要する負傷者をいう。

#### 第9号関係

一 「代表権を有すると認められるべき肩書」とは、専務取締役以上の肩書きをいうものとする。

#### 第12号及び第13号関係

一 独占禁止法第3条及び第8条第1号に違反した場合は、下記を知った後速やかに指名停止を行うものとする。

①排除措置命令又は課徴金納付命令がなされたこと

②刑事告発がなされたこと

③代表者等(有資格業者である法人の代表者、有資格業者である個人又は有資格業者である法人若しくは個人の代理人、使用人その他の従業者をいう。)が逮捕されたこと

二 指名停止要領別表1又は別表2の措置要件第12号又は第13号に該当した場合において、独占禁止法第7条の2第10項から第12項までの規定による課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの指名停止の期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の2分の1の期間とする。この場合において、措置要件第12号又は第13号に規定する期間の短期を下回るときは、指名停止要領第7条第1項の規定を適用するものとする。

#### 第12号及び第19号関係

一 「業務」とは、個人の私生活上の行為以外の有資格業者の業務全般をいうものであること。

#### 第16号関係

一 不当な情報提供要求等とは、青森市入札・契約事務に関する不当な情報提供要求等対応要領(平成23年7月26日実施)第2条第3号に規定する行為をいう。

#### 第17号及び第18号関係

- 一 建設業法違反行為について、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不  
適当であると認められるのは、原則として次の場合をいうものとする。
  - ア 代表役員等、一般役員等又は使用人が当該建設業法違反の容疑により逮捕され、又は逮  
捕を経ないで公訴を提起された場合
  - イ 建設業法の規定に違反し、監督処分がなされた場合

#### 第19号関係

- 一 業務に関する「不正又は不誠実な行為」とは、原則として次の場合をいうものとする。
  - ア 代表役員等、一般役員等又は使用人が法令違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経な  
いで公訴を提起された場合
  - イ 市発注工事に関して、落札決定後辞退、有資格業者の過失による入札手続の大幅な遅延  
等の著しく信頼関係を損なう行為があった場合

